

平成 1 8 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

平成 1 8 年 9 月 2 2 日開会
平成 1 8 年 1 0 月 6 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 1 8 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 2 日

1. 議事日程

平成18年第3回北杜市議会定例会(1日目)

平成18年9月22日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

- (日程第11 議案第150号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する
条例について
- 日程第12 議案第152号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に
伴う関係条例の整備に関する条例の制定につ
いて
- 日程第13 認定第15号 平成17年度北杜市一般会計歳入歳出決算の
認定
- 日程第14 認定第16号 平成17年度北杜市国民健康保険特別会計歳
入歳出決算の認定
- 日程第15 認定第17号 平成17年度北杜市老人保健特別会計歳入歳
出決算の認定
- 日程第16 認定第18号 平成17年度北杜市介護保険特別会計歳入歳
出決算の認定
- 日程第17 認定第19号 平成17年度北杜市居宅介護支援事業特別会
計歳入歳出決算の認定
- 日程第18 認定第20号 平成17年度北杜市簡易水道事業特別会計歳
入歳出決算の認定
- 日程第19 認定第21号 平成17年度北杜市下水道事業特別会計歳入
歳出決算の認定
- 日程第20 認定第22号 平成17年度北杜市農業集落排水事業特別会
計歳入歳出決算の認定
- 日程第21 認定第23号 平成17年度北杜市甲陵中・高等学校特別会
計歳入歳出決算の認定
- 日程第22 認定第24号 平成17年度北杜市辺見診療所特別会計歳入
歳出決算の認定
- 日程第23 認定第25号 平成17年度北杜市白州診療所特別会計歳入
歳出決算の認定

- 日程第 2 4 認定第 2 6 号 平成 1 7 年度北杜市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 5 認定第 2 7 号 平成 1 7 年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 6 認定第 2 8 号 平成 1 7 年度北杜市白州尾白の森名水公園事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 7 認定第 2 9 号 平成 1 7 年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 8 認定第 3 0 号 平成 1 7 年度北杜市温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 9 認定第 3 1 号 平成 1 7 年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 3 0 認定第 3 2 号 平成 1 7 年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 3 1 認定第 3 3 号 平成 1 7 年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 3 2 認定第 3 4 号 平成 1 7 年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 3 3 認定第 3 5 号 平成 1 7 年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 3 4 認定第 3 6 号 平成 1 7 年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 3 5 認定第 3 7 号 平成 1 7 年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 3 6 認定第 3 8 号 平成 1 7 年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 3 7 認定第 3 9 号 平成 1 7 年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 3 8 認定第 4 0 号 平成 1 7 年度北杜市病院事業特別会計決算の認定
- 日程第 3 9 議案第 1 4 4 号 芦川村を笛吹市に編入したこと、東八代広域行政事務組合が消防に関する事務の共同処理を廃止したこと及び消防組織法の一部を改正する法律が施行されたことに伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 4 0 議案第 1 4 5 号 芦川村を笛吹市に編入したことに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第 4 1 議案第 1 4 6 号 芦川村を笛吹市に編入したことに伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の減少について

- 日程第 4 2 議案第 1 4 7 号 政治倫理の確立のための北杜市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 3 議案第 1 4 8 号 北杜市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 4 議案第 1 4 9 号 北杜市営バス設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 5 議案第 1 5 1 号 北杜市明野ゆうゆうふれあい館条例の全部改正について
- 日程第 4 6 議案第 1 5 3 号 北杜市ながさかりハビリセンター条例の全部改正について
- 日程第 4 7 議案第 1 5 4 号 平成 1 8 年度北杜市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 4 8 議案第 1 5 5 号 平成 1 8 年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 9 議案第 1 5 6 号 平成 1 8 年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 0 議案第 1 5 7 号 平成 1 8 年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 1 議案第 1 5 8 号 平成 1 8 年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 2 議案第 1 5 9 号 平成 1 8 年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 3 議案第 1 6 0 号 平成 1 8 年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 4 議案第 1 6 1 号 平成 1 8 年度北杜市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 5 議案第 1 6 2 号 平成 1 8 年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 6 議案第 1 6 3 号 平成 1 8 年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 7 議案第 1 6 4 号 平成 1 8 年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算（第 1 号）

までの 4 7 案件を一括議題として上程）

日 程 第 3 市長施政方針・議案説明

日程第 1 3 認定第 1 5 号 平成 1 7 年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定

日程第 1 4 認定第 1 6 号 平成 1 7 年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

日程第 1 5 認定第 1 7 号 平成 1 7 年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定

日程第 1 6 認定第 1 8 号 平成 1 7 年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

- 日程第 17 認定第 19 号 平成 17 年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 18 認定第 20 号 平成 17 年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 19 認定第 21 号 平成 17 年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 20 認定第 22 号 平成 17 年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 21 認定第 23 号 平成 17 年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 22 認定第 24 号 平成 17 年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 23 認定第 25 号 平成 17 年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 24 認定第 26 号 平成 17 年度北杜市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 25 認定第 27 号 平成 17 年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 26 認定第 28 号 平成 17 年度北杜市白州尾白の森名水公園事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 27 認定第 29 号 平成 17 年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 28 認定第 30 号 平成 17 年度北杜市温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 29 認定第 31 号 平成 17 年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 30 認定第 32 号 平成 17 年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 31 認定第 33 号 平成 17 年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 32 認定第 34 号 平成 17 年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 33 認定第 35 号 平成 17 年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 34 認定第 36 号 平成 17 年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 35 認定第 37 号 平成 17 年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 36 認定第 38 号 平成 17 年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 37 認定第 39 号 平成 17 年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 38 認定第 40 号 平成 17 年度北杜市病院事業特別会計決算の認定
- 日程第 4 決算特別委員会の設置について
- 日程第 5 決算特別委員会委員の選任について
- 日程第 6 議会運営委員会委員の辞任について
- 日程第 7 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 8 請願第 5 号 請願の件（教育基本法改正法案の廃案を求める意見書の提出についての請願）
- 日程第 9 請願第 6 号 請願の件（梅ノ木遺跡の保存と国史跡指定に関する請願）
- 日程第 10 選挙第 1 号 奥之山恩賜県有財産保護組合議員の選挙について
- 日程第 11 議案第 150 号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 152 号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

2.出席議員は、次のとおりである。(41名)

1番	野中真理子	2番	岡野 淳
3番	小澤 宜夫	4番	篠原 眞清
5番	五味 良一	6番	小野喜一郎
7番	鈴木今朝和	8番	風間 利子
9番	坂本重夫	10番	植松一雄
11番	坂本 静	12番	小林 忠雄
13番	中嶋 新	14番	保坂多枝子
15番	利根川昇	16番	中村勝一
17番	宮坂 清	18番	坂本 保
19番	千野 秀一	20番	小尾直知
21番	渡邊英子	22番	小林元久
23番	林 泰彦	24番	内田俊彦
25番	篠原 珍彦	26番	内藤 昭
27番	小林保壽	28番	坂本治年
29番	古屋富藏	30番	茅野光一郎
31番	浅川富士夫	32番	田中勝海
33番	秋山九一	34番	中村隆一
35番	清水壽昌	36番	秋山俊和
37番	細田哲郎	38番	渡邊陽一
39番	小澤 寛	40番	鈴木孝男
41番	浅川哲男		

3.欠席議員 (な し)

4.会議録署名議員

16番	中村勝一	17番	宮坂 清
18番	坂本 保		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
収入役	小澤壯一	総務部長	植松好義
企画部長	福井俊克	保健福祉部長	古屋克己
生活環境部長	清水慎一	産業観光部長	真壁一永
建設部長	柴井英記	教育長	小清水淳三
教育次長	小沢孝文	監査委員事務局長	相吉正一
農業委員会事務局長	三井茂	明野総合支所長	矢崎一郎
須玉総合支所長	長坂治男	高根総合支所長	浅川一紀
長坂総合支所長	浅川清朗	大泉総合支所長	小池光和
小淵沢総合支所長	進藤忠衛	白州総合支所長	坂本伴和
武川総合支所長	三枝基治	総務課長	赤岡繁生
財政課長	平井敏男		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	小松正壽
議会書記	小澤永和
〃	伊藤勝美

開会 午前10時00分

○議長（小澤寛君）

改めまして、おはようございます。

ただいまから、平成18年第3回北杜市議会定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

私は議長に就任以来、その責任の重さを痛感しておる次第であります。議決機関と執行機関の両者は、独立した対等の立場にあり、よく車の両輪に例えられます。互いの立場を尊重し合いながら、よりよい北杜市をつくるため、努力する所存であります。

どうか議員各位におかれましては、十分にご審議をいただき、円滑な議会運営をお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

本日の出席議員は41名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました。

提出議案は認定26案件、議案22案件、諮問1案件であります。

次に今定例会において受理した請願は、お手元に配布のとおりであります。

次に監査委員から平成18年5月分および6月分、ならびに7月分の例月出納検査および定期監査について、結果報告がありました。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

以上で、諸報告を終わります。

これより、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（小澤寛君）

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月22日から10月6日までの15日間といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から10月6日までの15日間に決定いたしました。

なお、定例会でありますので、追加案件もあろうかと思っておりますが、ご承知おき願いたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

日程第2 会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議規則第79条の規定により、議長により指名いたします。

16番議員 中村勝一君

17番議員 宮坂 清君

18番議員 坂本 保君

以上、3名を本定例会の会議録署名議員に指名いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第11 議案第150号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから、日程第57 議案第164号 平成18年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算（第1号）までの47案件を一括議題といたします。

○議長（小澤寛君）

日程第3 市長からの行政報告および提出案件に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

本日、ここに平成18年第3回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政に対する所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

秋篠宮妃殿下は今月6日、親王を出産されました。親王のご誕生を市民の皆さんと心からお祝いを申し上げますとともに、すこやかなご成長をお祈り申し上げます。

秋篠宮殿下は平成8年7月、第30回全日本高等学校馬術大会に、また、妃殿下はご成婚前の平成2年1月、大学のゼミ合宿で北杜市を訪れたことがございます。このようなご縁もありますので、今度は、ご家族お揃いで北杜市へおいでいただきたいと願っております。

次に、市政の状況について申し上げます。

はじめに、大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実証研究についてであります。

この実証研究につきましては、全国で1団体のみが採択される予定でありましたが、今月15日、北杜市と北海道稚内市の2団体の提案が採択されました。

北杜市の提案が採択されましたことは、長い日照時間と高原性の気候など恵まれた自然条件と、研究施設が中央自動車道に隣接し、国内外に広くアピールできる立地条件を備えていることなどが高く評価されたものであると受け止めております。

今後は、共同提案者でありますNTTファシリティーズと連携を図りながら、実証研究の実施に向けて、地元対応や現地の調査測量および設計業務を早急に進める考えであります。

次に、市制施行2周年記念に関連する事業についてであります。

8月から広報紙などで公募しておりました市民憲章等につきましては、159人から応募がありました。応募いただきました市民憲章と市の花、市の木、市の鳥につきましては、過日設置した北杜市民憲章等検討委員会で検討していただいた上で制定いたしますが、市民憲章等の発表と入選者の表彰は、11月3日に挙行いたします市制施行2周年記念式典において行う予定であります。

また、式典においては、市政の振興に寄与された方や市民の模範とされる方々を表彰することとしております。

アトラクションでは、抱川市立民族芸術団の公演と新たに作曲した和太鼓組曲の演奏を計画しており、和太鼓は、市内7つの愛好団体が合同で演奏する予定であります。

次に、国際交流についてであります。

中学生のホームステイ事業として夏休みを利用し、姉妹都市である米国ケンタッキー州マ

ディソン郡と韓国抱川市へ、総勢31人を派遣いたしました。参加した中学生の皆さんには、日本とは異なる風土、文化に触れ、貴重な体験をしていただけたものと思っております。

10月には抱川市で行われる、すすき祭りに参加するため、市議会の代表2人を含む15人が訪問し、よさこいソーランの公演を行います。

また、毎年清泉寮で行われている、八ヶ岳カンティフェアにマディソン郡から代表団20人が来日し、カンティフェアに参加するとともに、保育園など市内施設を訪れ、交流が行われることとなっております。

次に、行財政改革アクションプランの改訂についてであります。

行財政改革アクションプランにつきましては、行政改革大綱の実施計画として本年3月に策定し、年度ごとの取り組みスケジュールや計画の最終年度である平成22年度の目標を具体的に掲げ、その推進を図っているところであります。しかし、策定後に小淵沢町との合併がありましたので、合併に伴う修正を行うとともに、実効性のあるプランとするための見直しを行い、行財政改革アクションプランを改訂いたしました。

今回の改訂は、合併による職員の増加や昨年度の削減実績に伴う職員削減計画の見直し、指定管理者制度等の実施スケジュールの一部変更に加え、可能な限り財政効果を明確にしたことなどが主な改正点であります。

今後も行政改革の進捗状況や市政を取り巻く状況の変化に応じて修正を行い、行政改革に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、指定管理者制度導入への取り組みについてであります。

指定管理者制度の導入施設は、これまでに124施設にのぼっており、順調に運営されております。本年度は北の杜聖苑、道の駅はくしゅう、フレンドパークむかわ、尾白の森名水公園など7つの施設について、北杜市指定管理者候補者選定委員会で選定作業を進めており、来年4月から指定管理者制度を導入する考えであります。

また、残りの直営施設についても引き続き検討を進め、経費の削減、サービスの向上が見込まれる施設につきましては、今後も可能な限り指定管理者制度の導入を図ってまいる考えであります。

次に、総合計画についてであります。

公募を含む64人のまちづくりワークショップを5月に設置し、市の将来像や分野別の基本方向、重点事業、分野別の施策などを検討していただき、総合計画につきまして、提言をいただきました。これらをふまえて、10年後の北杜市の目標や目的達成のための根本的施策を示した基本構想と、その具体的な市政の方向を示した基本計画の策定案につきまして、現在庁内で調整・協議を進めております。

今月20日には、総合計画審議会を設置し、委員24人を委嘱いたしましたので、今後、審議会で検討を重ねた上で、答申をいただき、12月の市議会定例会へ提案したいと考えております。

人と自然が躍動する環境創造都市を目指して、市民の目線で考え、将来が見える計画を策定してまいる考えであります。

次に、実質公債費比率についてであります。

今年度から地方債の発行が、これまでの許可制度から協議制度に移行したことに伴い、自治体財政の健全度を示す、新たな指標が導入されることになりました。これは、これまでの普通

会計に加え、新たに特別会計や一部事務組合などの公債費が一般財源に占める割合を表すもので、北杜市の場合、下水道などの整備に伴う起債償還額の増加が影響し、18.0%でありました。18%以上になりますと、地方債の発行には、公債費負担適正化計画を策定の上、県知事の許可を受けることが必要になります。

18%は許可の下限と同数値ではありませんが、憂慮すべきものでありますので、早急に適正化を図るべく、公債費負担適正化計画を策定し、この計画を着実に推進してまいりたいと考えております。

次に、要保護児童対策についてであります。

近ごろ、児童虐待による殺傷事件が数多く報道されております。児童虐待の要因は様々ですが、核家族化により子育てを支援する家族や隣人との付き合いが少なくなる中で、親の孤立化、育児力の低下が背景にあると言われております。さらに、最近の傾向としては、育児拒否や保護を怠るといったケースも多くなっておりますが、プライバシー等の理由で早期発見が難しくなっているのが現状であります。

児童の虐待予防や保護等につきましては、市の児童相談室を中心に対応しておりますが、努力、熱意だけで対応するには限界があります。

このため10月には、児童の適切な保護のため、福祉、医療、警察などの関係者で構成する北杜市要保護児童対策協議会を設置し、関係機関相互の連携や役割分担の調整と責任体制の明確化などについて協議を行うとともに、児童虐待の発生予防から早期発見、保護、アフターケア等に至るまでの総合的な支援ができるようにしてまいりたいと考えております。

次に、障害者自立支援法に伴う事業についてであります。

障害者自立支援法が本年4月から施行されたところであり、10月からは、障害者の地域での暮らしを支援する地域生活支援事業がスタートします。

地域生活支援事業は、個々の利用者の状況やニーズに応じた、柔軟で効率的・効果的なサービスを提供していくものであり、市では障害者の社会参加のための移動支援や、市と契約した福祉施設において、日帰りで支援する日中一時支援などのサービスを提供することとし、今議会に、その所要額の予算をお願いしております。

次に、介護保険事業についてであります。

本年4月の介護保険制度改正は、高齢者の方の介護予防と、介護認定軽度者の重度化を防止することに重点が置かれました。このため、市の地域包括支援センターでは、介護予防を進めるため、筋力向上トレーニング、ふれあい広場など、高齢者の予防サービス事業に取り組んでおり、現在までに253人の方が利用されております。

また、介護認定軽度者に対しましては、医療、介護の関係者と連携しながら、機能向上のための予防サービスの検討や、安価な自主レンタル用具の情報提供を行っております。

今回の改正により新設された地域密着型サービスにつきましては、通い・訪問・泊まりのできる小規模多機能居宅介護事業所と認知症対応型通所介護事業所を、それぞれ1カ所指定したところであり、本年度中にはサービスの提供を開始できる予定であります。

次に、村山六ヶ村堰中小水力発電所建設工事につきましては、去る8月3日に管路敷設工事を契約しましたので、来年3月の完成を目指し、適切な現場の監理監督に努めてまいります。

6月に契約した発電所関係工事につきましては、当初、大門浄水場へ結ばれる送電ケーブルを利用して起動用電力を供給することを計画しておりました。しかしながら、東京電力との協

議の中で、専用ルートでの高圧受電方式か、あるいは独立したディーゼル発電方式かを選択しなければならなくなったことから、経費負担の少ないディーゼル発電方式を採用することといたしました。これに伴い、今議会に工事請負変更契約を提出させていただきました。

次に長坂町小荒間地内に建設しておりました、風林火山館につきましては、8月31日に開館記念式典を執り行うことができました。

ご出席いただいた皆さまからは、荘厳な躑躅ヶ崎館の再現に感動の言葉をいただくなど、北杜市の観光振興にかける意気込みを汲み取っていただけたものと思っております。この観光拠点施設を有効に活用して、個々の施設への誘客や北杜市の活性化につながることを願っており、市といたしましても、ホームページ、市の施設でのPRやエージェントへのPRおよび民間施設、出店者との連携を図り、誘客を強力に推進してまいりたいと考えております。

風林火山館は売店等の準備の関係で、今月7日から14日まで無料公開といたしましたが、この間に5,436人の入館がありました。15日からは、特産品やグッズの販売、鎧やパネル写真の展示、観光案内もしており、入館料を徴収して運営を行っております。

今月11日には、首都圏や名古屋、関西エリアのエージェントを対象に、県が企画した観光説明会が開催され、風林火山館や山本勘助の墓所およびクラインガルテンを約70人が見学されました。風林火山館には、エージェントも大いに興味を示しておりますので、エージェントのプランに組み入れていただければ、今後、行政と民間が一体となってキャラバン活動を実施し、誘客に努めてまいりたいと考えております。

次に、団塊の世代をターゲットとした移住・長期滞在ビジネスプラットホーム社会実験の取り組みについてであります。

この事業は、10組、20人のモニターに1週間から2週間程度、北杜市に滞在していただき、従来の短期型観光から新たな観光スタイルである長期滞在型や二地域居住および移住などへの受け入れ実験を行うものであります。北杜市商工会が事業実施主体となり、JTBに委託し、現在、参加モニターの募集を行っているところであります。北杜市をはじめ、北海道江差町、中標津町、山形県西川町、三重県志摩市の全国5カ所の市と町が社会実験に参加しております。

市といたしましても、商工会や関係団体と連携し、団塊の世代が現役時代に培った能力を北杜市で発揮していただく人材マッチングの環境づくりや、長期滞在が可能な生活体験プログラムなどの基盤づくりを行い、地域観光資源の開発と普及を目指してまいりたいと考えております。

最後に、給食センターについてであります。

7月7日から8月8日までの間、市内の9校でご父兄を対象に給食センターにつきまして、ご説明いたしました。その結果、北杜市PTA連合協議会から市内の小中学校給食施設整備に関する意見書が提出されました。

意見書では、現在問題なく使用できる施設や若干の修繕等で稼働できる施設については、是非そのまま稼働させ、老朽化の激しい施設は、改築等を検討していただきたいとのご意見をいただきました。また、北杜市学校給食調理場運営委員会からも給食施設整備について、現在の施設の可能な限りの存続と、老朽施設の喫緊の建設をとの要望をいただいたところであります。

このため、北杜市PTA連合協議会および調理場運営委員会などの意見・要望を尊重し、当初考えておりました平成23年の統合にはこだわらず、現在の給食施設を可能な限り使用して

いくこととしたいと考えております。

しかしながら、給食施設の大規模改修等が必要になった場合には、順次統合していくこととし、新設の（仮称）北杜給食センターにつきましては、10年後の平成28年度を見据えた中で計画する考えであります。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は認定案件26件、条例案件7件、補正予算案11件、契約案件1件、その他の案件4件となっております。

はじめに、認定第15号の平成17年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から、認定第40号の平成17年度北杜市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定までの26案件につきましては、地方自治法第233条および地方公営企業法第30条の規定により、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定をお願いするものであります。

次に議案第144号の芦川村を笛吹市に編入したこと、東八代広域行政事務組合が消防に関する事務の共同処理を廃止したこと及び消防組織法の一部を改正する法律が施行されたことに伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について、議案第145号の芦川村を笛吹市に編入したことに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第146号の芦川村を笛吹市に編入したことに伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の減少についての3議案につきましては、関係地方公共団体の協議が必要であり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第147号の政治倫理の確立のための北杜市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する案件についておよび、議案第148号の北杜市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての2議案につきましては、関係法令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第149号の、北杜市営バス設置及び管理条例の一部を改正する条例についてであります。大泉バス停留所の名称を改めるものであります。

議案第150号の北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。健康保険法等の一部を改正する法律および健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が、本年10月1日から施行されることに伴い、一部負担金の割合および出産育児一時金の額について、改正を行うものであります。

議案第151号の北杜市明野ゆうゆうふれあい館条例の全部改正についておよび、議案第153号の北杜市ながさかりハピリセンター条例の全部改正についての2議案につきましては、平成19年4月1日から指定管理者制度に移行するため、条例の全部改正を行うものであります。

議案第152号の健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。健康保険法等の一部を改正する法律が本年10月1日から施行されることに伴い、関係する3条例について、条例中に規定する字句を改めるものであります。

続きまして、補正予算についてご説明申し上げます。

まず、議案第154号の平成18年度北杜市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

はじめに総務関係であります。市が所有する施設や資産を適切に管理し、有効活用を図っ

ていくためのシステムを導入するため、所要の経費を計上しております。

次に林業関係であります。松くい虫の防除と被害木の処理を行う経費を計上いたしております。

次に商工関係であります。

それぞれの商店で、消費者にお勧めする特徴ある商品をつくり出す、その魅力をアピールすることにより、商店街の活性化を図るための事業や、地域に根ざした特産品の開発に要するに経費に対し助成することとし、所要の経費を計上いたしております。

次に土木関係であります。住宅困窮者に良質な住宅を供給することにより、定住人口の増加と地域の活性化を図るため、市営住宅武川上団地、西原団地の整備に要する経費を計上いたしております。

次に教育関係であります。

昭和55年に建設された武川中学校屋内運動場につきましては、平成15年度に実施した耐震診断で、耐震補強が必要との結果でありましたので、来年度、耐震補強工事を実施するため、実施設計の経費を計上いたしております。

次に災害復旧費であります。7月の豪雨により、林道や農地、農業用施設に被害が発生いたしましたので、これらの災害復旧事業に必要な経費を計上いたしております。

以上の内容をもって、編成いたしました結果、その補正額は1億7,732万2千円となり、既定の予算と合わせますと、303億8,541万2千円となっております。

次に特別会計補正予算についてであります。

議案第155号の、平成18年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)であります。県内市町村間の保険料の平準化と国保財政の安定化を図るための保険財政共同安定化事業への拠出金が主なもので、補正額は3億1,889万4千円で、歳入歳出予算の総額を51億7,154万8千円とするものであります。

議案第156号の平成18年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)であります。平成17年度事業の精算に伴うもので、補正額を7,451万円とし、歳入歳出予算の総額を31億6,223万1千円とするものであります。

議案第157号の、平成18年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)であります。国保補助金の額の決定や下水道工事に伴う水道管の敷設替えなどによる事業費の増額で、補正額を5,171万8千円とし、歳入歳出予算の総額を37億5,068万1千円とするものであります。

議案第158号の平成18年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。人件費の補正で補正額を80万円とし、歳入歳出予算の総額を35億3万9千円とするものであります。

議案第159号の、平成18年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)であります。人件費の補正で補正額を57万円とし、歳入歳出予算の総額を13億3,486万5千円とするものであります。

議案第160号の平成18年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第1号)であります。患者数の増加による医療材料費が主なもので、補正額を1,872万6千円とし、歳入歳出予算の総額を1億3,230万円とするものであります。

議案第161号の、平成18年度北杜市ケーブルテレビ特別会計補正予算(第1号)であり

ますが、インターネットケーブル増設のための経費で、補正額を989万1千円とし、歳入歳出予算の総額を2億6,428万6千円とするものであります。

議案第162号の、平成18年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第1号)であります。事務的経費の補正で補正額を108万1千円とし、歳入歳出予算の総額を4億8,915万8千円とするものであります。

議案第163号の、平成18年度北杜市明野財産区特別会計補正予算(第1号)につきましては、予算の組み替えをお願いするものであります。

議案第164号の平成18年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算(第1号)であります。事務的経費の補正で補正額を35万円とし、歳入歳出予算の総額を3,282万4千円とするものであります。

以上、私の所信の一端と提出いたしました案件につきまして、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので、追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長(小澤寛君)

市長の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

15分間、休憩をとりまして、再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○議長(小澤寛君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長(小澤寛君)

日程第13 認定第15号から日程第38 認定第40号までの一般会計および特別会計の26案件の決算の認定について、補足説明を求めます。

小澤収入役。

○収入役(小澤壯一君)

それでは、今議会に提出されました平成17年度の、北杜市における各会計の決算認定に関する議案につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の決算は通常の決算であることから、地方自治法第233条および北杜市財務会計第134条等の規定に基づきまして、行いました。

決算の調整につきましては、各会計とも平成17年4月1日から平成18年3月31日までに実施されました諸事業および収入支出につきましては、2カ月間の調整期間のあと、平成18年5月31日に出納閉鎖を行い、決算の調整をしたところであります。

したがって、市長への決算書の提出は、出納閉鎖後3カ月以内であります平成18年7月21日に行いました。また、監査委員会による決算審査は平成18年7月26日から8月22日にわたり実施され、決算に対する意見書をいただきました。

今回、認定いただく案件の数は平成17年度の一般会計をはじめ、特別会計、病院事業会計を含め、26案件であります。

まず認定第15号 平成17年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定の件であります。

当初の歳入歳出予算額259億5千万円に6回の補正を行いました。補正額26億5,427万円と、前年度からの繰越事業繰越額10億3,126万9,088円を加えた予算の総額は、296億3,553万8,088円となりました。調定額が302億2,188万852円になりまして、収入済額が294億2,462万5,397円で、収納率は97.4%であります。支出済額は285億8,963万4,453円で、予算の執行率は96.5%となりました。

歳入歳出差引残額は8億3,499万944円となりますが、翌年度へ繰り越す事業費8億3,612万7千円ありまして、その財源として1億5,470万3,785円を充当いたしますので、実質繰越額は6億8,028万7,159円となるものであります。

次に認定第16号 平成17年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

当初の歳入歳出予算額34億7,749万3千円に4回の補正をいたしまして、その補正額8億8,090万3千円を追加し、予算の総額は43億5,839万6千円となりました。これに対する調定額48億3,074万5,202円に対し、収入済額が45億3,150万2,706円で、93.8%の収納率であります。支出済額が42億1,906万9,597円で、96.6%の執行率となりました。

歳入歳出差引額が3億2,503万3,109円となり、全額、翌年度へ繰り越すものであります。

次に認定第17号 平成17年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定の件であります。

当初の歳入歳出予算額46億6,206万4千円に対して、3回の補正を行いました。3億7,708万3千円を追加いたしまして、予算の総額が49億6,984万7千円となりました。これに対する調定額が49億6,985万1,166円でありまして、収入済額が49億6,985万1,116円。100%の収納率でございます。支出済額が49億6,950万2,100円で99.9%、約100%の執行率となりました。

歳入歳出差引残額が34万9,066円となりまして、全額、翌年度へ繰り越すものであります。

次に認定第18号 平成17年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定の件であります。

当初の歳入歳出予算額25億7,260万2千円に、3回の補正をいたしました。補正額1億3,224万9千円を追加し、予算の総額が27億485万1千円となりました。調定額27億2,342万7,729円に対し、収入済額が27億1,430万6,040円に、99.7%の収納率であります。また、支出済額が26億1,872万5,132円、96.8%の予算の執行率であります。

歳入歳出差引残額が9,558万908円で、全額、翌年度へ繰り越すものであります。

次に認定第19号 平成17年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定の件であります。

当初の歳入歳出予算額 1,675万5千円であります。補正を3回行いましたが、マイナス補正でございまして、185万円の減であります。予算の総額が1,490万5千円となりました。調定額1,492万4,669円に対し、収入済額も1,492万4,669円で、100%の収納率であります。支出済額が1,385万2,170円で、92.9%の予算執行率であります。

歳入歳出差引残額が107万2,499円となり、全額、翌年度へ繰り越すものでございます。

次に認定第20号 平成17年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定の件であります。

当初の歳入歳出予算額24億4,382万6千円に対し、4回の補正を行いました。補正額2億9,979万8千円でありました。前年度からの繰越事業費繰越額1,277万4,300円の追加を加えまして、予算の総額は27億5,639万8,300円となりました。調定額は26億5,756万2,250円でありまして、収入済額が25億849万9,640円。94.4%の収納率であります。また、支出済額が23億8,580万3,187円で、86.6%の予算執行率となりました。

歳入歳出差引残額は1億2,269万6,453円になりますが、平成18年度に繰り越す事業費3億5,601万3,850円がありますので、この財源に9,420万7,850円を充当するために、実質翌年度への繰越額が2,848万8,603円となるものでございます。

次に認定第21号 平成17年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定の件であります。

当初の歳入歳出予算額40億1,374万6千円に対し、4回の補正をいたしました。10億3,263万5千円の補正額、それと前年度の繰越事業費繰越額1億9,162万2,350円を加えた予算の総額は、52億3,800万3,350円となりました。調定額42億9,802万742円に対し、収入済額が42億6,227万932円で、99.2%の収納率となっております。また、支出済額が41億5,586万3,349円。79.3%の執行率であります。

歳入歳出差引残額は1億640万7,583円になりますが、平成18年度に繰り越す事業費10億6,871万4千円ありますので、この財源として、8,887万6,500円を充当するため、実質翌年度への繰越額が1,753万1,083円となるものであります。

次に認定第22号 平成17年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定の件であります。

当初の歳入歳出予算額16億9,183万円に対し、4回の補正を行いましたが、結果はマイナス補正となりました。9,515万6千円、減額をいたしました。

また、これと前年度の繰越事業費繰越額2,020万円を追加いたしまして、予算の総額が16億1,687万4千円となりました。調定額15億8,459万2,674円に対し、収入済額が15億6,962万7,434円、99.1%の収納率であります。また、支出済額が15億4,985万5,657円で、予算の執行率は95.9%となりました。

歳入歳出差引残額は1,977万1,777円になりますが、平成18年度へ繰り越す事業費5,188万6千円の財源といたしまして、318万9千円を充当することとしておるため

に、翌年度への繰越額は1,658万2,777円となるものであります。

次に認定第23号 平成17年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定の件であります。

この会計は、平成18年3月15日から平成18年3月30日までの決算でございます。予算額が5,162万4千円に対し、収入済額が7,138万1,966円でありました。収入済額が138.3%であります。支出済額は4,203万3,002円で、81.4%の予算の執行率であります。

歳入歳出差引残額2,934万8,964円となりまして、全額、翌年度へ繰り越すものであります。

次に認定第24号 平成17年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定の件であります。

当初の歳入歳出予算額1億418万6千円に対し、2回の補正を行っておりました。4,037万5千円を追加し、予算の総額は1億4,456万1千円となりました。調定額1億7,443万4,872円に対し、収入済額1億7,443万4,872円で、100%であります。支出済額は1億2,988万178円で、89.9%の予算の執行率であります。

歳入歳出差引残額は4,455万4,694円で、全額、翌年度へ繰り越すものであります。

次に認定第25号 平成17年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定の件であります。

当初の歳入歳出予算額1億251万4千円に対して、2回の補正を行っております。2,779万7千円を追加した予算の総額が、1億3,031万1千円であります。調定額1億4,929万8,016円に対し、収入済額も1億4,929万8,016円で、100%の収納率であります。支出済額は1億2,405万324円で、予算の執行率は95.2%となりました。

歳入歳出差引残額は2,524万7,692円となりまして、全額、翌年度へ繰り越すものであります。

次に認定第26号 平成17年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定の件であります。

当初の歳入歳出予算額1億8,779万円に対し、4回の補正を行いました。2,130万8千円を追加し、予算の総額は2億909万8千円となりました。調定額が2億2,050万9,102円に対しまして、収入済額が2億1,553万2,341円で、収納率が97.7%であります。支出済額が2億665万1,447円で、98.8%の予算の執行率となりました。

歳入歳出差引残額は8,880万894円となり、全額を翌年度へ繰り越すものであります。

次に認定第27号 平成17年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定の件であります。

当初の歳入歳出予算額3,532万8千円でありました。1回の補正額であります。マイナスの補正であります。26万5千円を減じまして、予算の総額が3,506万3千円となりました。調定額、3,663万2,725円に対し、収入済額が3,663万2,725円で、収納率は100%であります。また、支出済額は3,441万3,831円で、予算執行率98.1%となりました。

歳入歳出差引残額は221万8,894円で、全額、翌年度へ繰り越すものであります。

次に認定第28号 平成17年度北杜市白州尾白の森名水公園事業特別会計歳入歳出決算の認定の件であります。

当初の歳入歳出予算額4,340万8千円に対して、4回の補正を行いました。その額が416万2千円。これを追加いたしまして、予算の総額が4,757万円となりました。調定額4,780万1,809円に対し、収入済額も4,780万1,809円で、収納率は100%であります。また、支出済額が4,683万64円で、98.4%の執行率であります。

歳入歳出差引残額は、97万1,745円となります。この特別会計は、平成18年度は一般会計に組み込まれましたので、歳入歳出差引残額の97万1,745円は、一般会計の受け入れとなるものでございます。

次に認定第29号 平成17年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計歳入歳出決算の認定の件であります。

当初の歳入歳出予算額9,903万5千円に対し、4回の補正を行いました。その額、185万8千円を追加し、予算の総額は1億89万3千円となりました。調定額1億1,108万459円に対し、収入済額は1億1,108万459円で、収納率100%であります。支出済額が9,490万6,271円で、94.1%の予算の執行率であります。

歳入歳出差引残額は、1,617万4,188円となりました。また、この会計につきましても、平成18年度は農産物直売所、村の駅の部分は指定管理者制度により指定管理者に移行になりました。大武川河川公園の運営が一般会計に組み込まれましたので、歳入歳出差引残額1,617万4,188円は、一般会計の収入として受け入れるものでございます。

次に認定第30号 平成18年度北杜市温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定の件であります。

当初の歳入歳出予算額6,489万9千円に、4回の補正をいたしました。2,850万3千円を追加し、予算の総額は9,340万2千円となりました。調定額9,340万3,648円に対し、収入済額が9,340万3,648円で、収納率100%であります。また、支出済額は9,274万3,729円で、99.3%の予算執行率となりました。

歳入歳出差引残額は、65万9,919円となりました。この会計は平成18年度から、指定管理者制度により指定管理者に移行されましたので、歳入歳出差引残額の65万9,919円は、一般会計の収入となります。

次に平成17年度財産区の決算の概要について、説明いたします。

認定第31号 平成17年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出の決算の認定の件であります。

当初の歳入歳出予算額1,162万3千円に1回の補正をいたしまして、30万円を追加し、予算の総額は1,192万3千円となりました。調定額1,268万4,522円に対し、収入済額が1,267万8,762円。収納率は99.9%であります。支出済額は1,052万4,567円で、88.3%の予算の執行率となりました。

歳入歳出差引残額215万4,195円となりまして、全額、翌年度へ繰り越すものであります。

次に認定第32号 平成17年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定の件であります。

当初の歳入歳出予算額3,310万1千円に対し、2回の補正を行いました。その補正額528万9千円を追加し、予算の総額が3,839万円となりました。調定額3,850万9,309円に対し、収入済額は3,850万9,309円で、収納率は100%であります。また、支出済額が2,775万8,918円で、72.3%の予算の執行率となりました。

歳入歳出差引残額は1,075万391円となり、全額を翌年度へ繰り越すものであります。

次に認定第33号 平成17年度北杜市高根町財産区特別会計歳入歳出決算の認定の件であります。

当初の歳入歳出予算額1億2,659万5千円に対し、2回の補正をいたしました。その補正額347万2千円を追加し、予算の総額が1億3,006万7千円となりました。調定額1億5,481万3,465円に対し、収入済額は1億5,449万5,525円。収納率が99.8%であります。また、支出済額は1億580万1,226円で、81.3%の予算執行率となりました。

歳入歳出差引残額4,869万4,299円となりまして、全額、翌年度へ繰り越すものであります。

次に認定第34号 平成17年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定の件であります。

当初の歳入歳出予算額911万1千円に、1回の補正額142万5千円がありますが、これを追加し、予算の総額は1,053万6千円となりました。調定額は1,098万2,224円でありまして、収入済額は1,098万2,224円。収納率は100%であります。また、支出済額は278万9,086円で、26.5%の予算の執行率となりました。

歳入歳出差引残額819万3,138円となりまして、翌年度へ全額、繰り越すものであります。

次に認定第35号 平成17年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定の件であります。

当初、歳入歳出予算額は247万7千円であります。調定額282万8,095円に対しまして、収入済額282万8,095円で、収納率100%であります。支出済額は149万5,208円で、60.4%の執行率となりました。

歳入歳出差引残額は133万2,887円となり、全額を翌年度へ繰り越すものであります。

次に認定第36号 平成17年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定の件であります。

歳入歳出予算額205万6千円でありました。調定額541万7,491円に対し、収入済額541万7,491円。100%の収納率であります。支出済額は650円。0.03%の執行率であります。

歳入歳出差引残額は541万6,841円となり、全額、翌年度へ繰り越すものであります。

なお、この会計につきましては、18年の3月15日から3月末までの決算でございます。

次に認定第37号 平成17年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定の件であります。

歳入歳出予算額は、178万3千円であります。調定額183万88円に対して、収入済額が183万88円で、100%の収納率であります。支出済額が117万2,195円、65.7%の予算執行率となりました。

歳入歳出差引残額は65万7,892円となり、全額を翌年度へ繰り越すものであります。
次に認定第38号 平成17年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定の件であります。

歳入歳出予算額は、643万9千円であります。調定額625万5,703円に対し、収入済額625万5,703円で、100%の収納率であります。支出済額は166万6,087円で、25.9%の予算執行率となりました。

歳入歳出差引残額は458万9,616円となり、全額を翌年度へ繰り越すものであります。
次に認定第39号 平成17年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定の件であります。

当初の歳入歳出予算額7,440万8千円に対し、4回の補正をいたしまして、その補正額711万5千円を追加いたしました。予算の総額は7,440万8千円となりました。調定額7,988万280円に対し、収入済額は7,974万4,468円。99.8%の収納率であります。支出済額が7,082万2,505円で、95.2%の予算執行率となりました。

歳入歳出差引残額は892万1,963円となり、全額を翌年度へ繰り越すものであります。
次に認定第40号 平成17年度北杜市病院事業特別会計決算の認定についてでございます。
平成17年度病院事業特別会計の決算は塩川病院、老人保健施設、塩川福寿の里、訪問看護ステーションつくしんぼ、それから甲陽病院および八ヶ岳訪問看護ステーションの5つの事業所の決算となります。

甲陽病院および八ヶ岳訪問看護ステーションについては、北杜市と小淵沢町、合併後の3月15日から3月末までの半月の決算となっております。

予算の執行状況のうち、収益的収支について、収入予算現額22億7,568万4千円に対し、決算額は18億9,768万8,762円であります。収納率は83.4%でありました。内訳は病院事業収益15億7,442万9,757円。介護老人保健事業収益2億9,290万2,987円。訪問看護事業収益3,035万6,018円となっております。また、支出は予算現額24億2,798万5千円に対し、決算額22億1,405万3,572円でありました。執行率は91.2%であります。

内訳としては、病院事業費を18億7,575万1,109円。介護老人保健事業費が3億1,893万2,127円。訪問看護事業費用が1,937万336円となっております。また、資本的収支について、収入では予算額2億3,314万6千円に対し、決算額が2億2,995万4,814円であり、収納率が98.6%となりました。また、支出は予算額2億4,625万円に対し、決算額2億3,712万8,757円であり、予算の執行率は96.3%となっております。

以上、平成17年度の各会計の歳入歳出決算について、その概要をご説明いたしました。

よろしくご審議を賜り、認定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（小澤寛君）

以上で、収入役の説明が終わりました。

次に代表監査委員より、認定第15号から認定第40号までの26案件の決算審査結果について、意見書の報告を求めます。

清水代表監査委員。

○代表監査委員（清水喜一君）

それでは、平成17年度北杜市一般会計歳入歳出決算、平成17年度北杜市特別会計歳入歳出決算および基金運用状況を、審査した結果をご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項および同法第241条第5項、ならびに地方公営企業法第30条第2項の規定により、決算審査に付されました会計については、

- 平成17年度北杜市一般会計歳入歳出決算
- 平成17年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度北杜市白州尾白の森名水公園事業特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度北杜市温泉事業特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度北杜市病院事業会計歳入歳出決算

以上、26会計の決算について、平成18年7月26日から8月22日の間に、市役所会議室において、審査のために提出されました決算書類について帳簿と証書類等に基づき、内藤紀宏監査委員、篠原眞清監査委員、そして私の3名で、決算審査を実施しました。

このたびの決算は合併から2年目を迎えた決算であり、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確認し、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類の照合等、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認められた項目の審査手続きを実施しました。

一般会計・特別会計および歳入歳出内現金、ならびに基金運用状況を審査した結果、決算は

その計数に誤りはなく、諸帳簿・証書類も整備され、決算計数は正確であったことを認めました。

なお、各会計の決算については、お手元に配布されました決算書添付の意見書のとおりであります。

国の三位一体改革が急速に推進される中で、本市においても自主財源確保等、行財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。歳入面においては、穏やかな景気の回復を反映して、市税の収入については一定の回復が見込まれるものの、歳出面において合併により増加する投資的経費、介護保険関連経費等が増加し、一段と厳しい財政運営が余儀なくされているところであります。

このような厳しい財政環境にあるとはいえ、新北杜市の基本理念である人と自然が躍動する環境創造都市、8つの杜づくりの実現に向け、積極的に施策を推進するとともに、市民の目線に立った行政施策を推進し、市民の期待に応えなければなりません。そのためには行政改革に取り組み、財政体質の健全化に努力をしつつ、税収の確保、受益者負担の適正化等、財源の確保に努めていかなければなりません。

一方、各種事業施策の執行にあたっては、それぞれの事業の目標、成果や施策の内容、必要性を十分に精査し、財源の効率的な配分を行うなど、相違と工夫を重ね、この厳しいときを乗り越え、新北杜市の健全な発展と行財政運営が確実に推進されることを切に願っているところであります。

以上、申し上げます、決算審査の報告とさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

以上で、代表監査委員の報告が終わりました。

○議長（小澤寛君）

日程第4 決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

北杜市議会委員会条例第6条の規定により、今期定例会に上程されております認定第15号から認定第40号までを審査するため、41人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、41人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決しました。

○議長（小澤寛君）

日程第5 決算特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま、設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において決算特別委員会の委員を41人の全議員を指名したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました41人の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま、委員が決まりましたので、これより決算特別委員会を開催し、正副委員長を互選したいと思います。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に決算特別委員会を、協議会室で開催いたします。

なお、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長は委員会において互選となっておりますので、議長から委員会条例第10条第1項の規定による決算特別委員会の招集をいたしますので、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 2時00分

○議長（小澤寛君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

渡邊英子議員は一身上の都合により、午後、欠席となっております。

休憩中に決算特別委員会を開催いたしまして、委員長、副委員長が決まりました。

決算特別委員会から正副委員長の氏名が、議長のもとに届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に細田哲郎君、副委員長に坂本治年君。

以上のとおり、決算特別委員会の正副委員長が選任されました。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております認定第15号から認定第40号までの26案件および議案第144号から議案第149号、ならびに議案第154号から議案第164号までの17案件につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、決算特別委員会および所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、認定第15号から認定第40号までの26案件を決算特別委員会に付託し、議案第144号から議案第149号および議案第154号から議案第164号までの17案件については、各常任委員会に付託することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時04分

○副議長（林泰彦君）

再開いたします。

○副議長（林泰彦君）

日程第6 議会運営委員会委員の辞任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

小澤寛議会運営委員会委員から、委員を辞任したい旨の申し出がありますので、これを許可したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、小澤寛議会運営委員会委員の辞任を許可いたします。

○副議長（林泰彦君）

日程第7 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員に24番議員、内田俊彦君を選任したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員に内田俊彦君が選任されました。

暫時休憩いたします。

引き続き、全員協議会を開催いたしますので、そちらのほうへの出席をよろしく願います。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 3時45分

○議長（小澤寛君）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

渡邊英子議員は再度、出席をしていただきました。

なお、小林保壽議員につきましては、都合により欠席ということでございますので、ご報告を申し上げます。

○議長（小澤寛君）

日程第8 請願第5号 請願の件（教育基本法改正法案の廃案を求める意見書の提出についての請願）を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

34番、中村隆一君。

○34番議員（中村隆一君）

教育基本法改正法案の廃案を求める意見書の提出についての請願

北杜市議会議長 小澤寛殿

2006年9月15日

請願者

北杜市各地域革新懇連絡会

明野革新懇・代表世話人

北杜市明野町浅尾新田1113番-1 小林和雄

須玉革新懇・事務局長

北杜市須玉町若神子2360番地 壺屋俊一

進歩と革新を目指す高根の会(高根革新懇)・世話人

北杜市高根町東井出1524 田中孝雄

平和と暮らしを守る長坂の会(長坂革新懇)・代表世話人

北杜市長坂町長坂上条2575 平島 真

進歩と革新を目指す大泉の会(大泉革新懇)・代表世話人

北杜市大泉町谷戸8180番の96 切山 允

小淵沢革新懇(準備会)・世話人

北杜市小淵沢町小淵沢10088の26 三矢正且

武川・白州革新懇(準備会)・世話人

北杜市武川町黒沢1741番-5 深山さゆり

紹介議員 中村隆一

請願趣旨

今、教育基本法の改正案が臨時国会で審議される予定です。この法案は、子どもたちを大切にし、発達を保障する教育から弱肉強食の経済社会、海外で戦争する国という、2つの国策に従う人間の育成を目指す教育に教育の根本を変えようとするものです。教育基本法改正問題は、憲法9条改悪の動きと一体のもので、また、法案は教育の目標条項を設け、国を愛する態度などの徳目を列記しています。愛することや心の問題を法律で決め、押し付けることは、憲法が保障する内心の自由を踏みにじるものであり、許されません。

さらにまた、法案ではときの政府による教育の支配、介入に歯止めがなくなります。私たちは、先の戦争で日本国民を丸ごと侵略戦争へと駆り立てた国民教育の痛苦の経験を持っています。ここで得た教訓は平和、人権尊重、民主主義という憲法の理想を実現する、人間を育てることでした。子どもたちと日本の未来に大きく関わり、教育の憲法とも言うべき、教育基本法、国民論議のない中で、拙速に改正することは許されません。私たちは憲法、教育基本法の精神と原則に立って、教育を改革することを求めます。

よって、貴議会において、地方自治法第99条に基づき、上記の趣旨に立つ意見書を採択し、政府、文部科学省に提出されたくお願いいたします。

請願事項

教育基本法改正法案の廃案を求める意見書を提出してください。

以上です。

○議長(小澤寛君)

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、所管である文教厚生常任委員会に付託し、審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、請願第5号 請願の件(教育基本法改正法案の廃案を求める意見書の提出についての請願)については、文教厚生常任委員会に付託し、審査することに決しました。

○議長(小澤寛君)

日程第9 請願第6号 請願の件(梅ノ木遺跡の保存と国史跡指定に関する請願)を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

36番、秋山俊和君。

○36番議員(秋山俊和君)

請願第6号

北杜市議会議長 小澤寛殿

梅ノ木遺跡の保存と国史跡指定に関する請願

平成18年9月12日

請願者

北杜市明野町上手3425

八代 茂

北杜市明野町浅尾2046

清水忠文

北杜市明野町小笠原5836

仲沢市夫

紹介議員

北杜市議会議員 秋山俊和

” 清水壽昌

” 篠原眞清

” 五味良一

請願趣旨

平成15年に、明野地区県営畑地帯総合整備事業に伴う発掘調査で発見された、北杜市明野町浅尾地内の梅ノ木遺跡は、平成16年度からの北杜市教育委員会による確認調査の結果、縄文時代中期の環状集落と縄文の道、水辺の作業所がセットで現存していることが判明した、全国でも希少で、極めて学術的価値の高い遺跡であります。

山梨県内には縄文時代の国指定史跡として、金生遺跡(北杜市大泉町)がありますが、縄文時代の典型的な姿を示す環状集落跡は、これまで保存されてきませんでした。今般、確認された梅ノ木遺跡は、まさに縄文モデル村と言い得る充実した内容の遺跡です。

また、梅ノ木遺跡は主要幹線道路沿いに所在し、近隣には県立フラワーセンター、温泉施設、オートキャンプ場などの観光施設もあります。

以上のように、梅ノ木遺跡は史跡公園として整備することで、北杜市民のみならず、日本国民、山梨県民の文化遺産として教育、生涯学習、観光に活用することができる稀有の遺跡であります。

白倉政司市長は、すでに梅ノ木遺跡の国史跡指定に向けて取り組むことを表明されております。北杜市議会としても、市長のこの方針を積極的に支持・支援いただくとともに、国史跡指定の措置が講じられるよう、財務省、文部科学省等の関係機関に意見を述べてくださるよう、地方自治法第124条の規定により、お願いします。

よろしくをお願いします。

○議長（小澤寛君）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、所管である文教厚生常任委員会に付託し、審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、請願第6号 請願の件（梅ノ木遺跡の保存と国史跡指定に関する請願について）は文教厚生常任委員会に付託し、審査することに決しました。

○議長（小澤寛君）

日程第10 選挙第1号 奥之山恩賜県有財産保護組合議員の選挙についてを議題といたします。

本件につきましては、奥之山恩賜県有財産保護組合議員の小笠原、上戸、朝神地区の議員が平成18年9月27日、任期満了となるため、同組合長から議長宛てに選任依頼通知を受けましたので、同組規約第6条の規定に基づき、選挙を行います。

選挙を要する議員数は6名であります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

続いて、お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長において指名することに決しました。

事務局より、朗読させます。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

選挙第1号 奥之山恩賜県有財産保護組合議員の選挙について

奥之山恩賜県有財産保護組規約第6条の規定により、次のとおり選任する。

住 所 北杜市明野町上手 3 1 0 8 番地
氏 名 馬場君忠
生年月日 昭和 1 5 年 8 月 1 8 日生まれ
住 所 北杜市明野町下神取 1 4 6 0 番地の 2
氏 名 清水岩男
生年月日 昭和 1 8 年 5 月 2 6 日生まれ
住 所 北杜市明野町小笠原 1 5 5 4 番地
氏 名 篠原茂
生年月日 昭和 1 2 年 1 月 2 6 日生まれ
住 所 北杜市明野町浅尾 6 9 3 番地
氏 名 篠原眞清
生年月日 昭和 2 6 年 1 月 1 日生まれ
住 所 北杜市明野町上手 1 0 2 1 1 番地の 1
氏 名 五味良一
生年月日 昭和 2 4 年 8 月 5 日生まれ
住 所 北杜市明野町小笠原 2 0 3 7 番地
氏 名 小清水久
生年月日 昭和 2 0 年 5 月 2 8 日生まれ
平成 1 8 年 9 月 2 2 日

北杜市議会議長 小澤寛

以上です。

○議長（小澤寛君）

お諮りいたします。

ただいま議長において、指名いたしました 6 名を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました馬場君忠君、清水岩男君、篠原茂君、篠原眞清君、五味良一君、小清水久君の以上 6 名が奥之山恩賜県有財産保護組合議員に当選されました。

ただいま、当選されました篠原眞清君、五味良一君が議場におられますので、本席から会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

当選人である馬場君忠君、清水岩男君、篠原茂君、小清水久君につきましては、会議規則第 3 2 条第 2 項の規定による文書による当選告知をいたします。

○議長（小澤寛君）

日程第 1 1 議案第 1 5 0 号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局、朗読。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

議案第150号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
北杜市国民健康保険条例（平成16年北杜市条例第147号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり定めるものとする。

平成18年9月22日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長（小澤寛君）

補足説明を求めます。

古屋保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

それでは、北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。
改正の理由でございますけども、健康保険法等の一部を改正する法律および健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令が、平成18年10月1日から施行されることに伴い、国民健康保険条例の改正を行うものでございます。

改正点は、1点として一定以上の所得を有する70歳以上の者について、療養の給付にかかる一部負担金の割合を2割から3割に引き上げる。

出産育児一時金の額を、30万円から35万円に引き上げるものであります。

施行日は、平成18年10月1日からであります。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第150号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第150号は委員会付託を省略することに決しました。

ただいまから質疑を許します。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第150号に対する採決を行います。

お諮りします。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第150号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決することに決しました。

○議長(小澤寛君)

日程第12 議案第152号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局、朗読。

○議会事務局書記(伊藤勝美君)

朗読いたします。

議案第152号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、別紙のとおり定めるものとする。

平成18年9月22日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長(小澤寛君)

補足説明を求めます。

古屋保健福祉部長。

○保健福祉部長(古屋克己君)

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明をいたします。

制定の理由でございますけれども、健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年10月1日から施行されることに伴い、健康保険等の保険給付として、特定療養費を廃止し、新たに保険外併用療養費が支給されることとなるため、関係条例の改正を行うものでございます。

まくなっていただきますと、第1条でございますけれども、北杜市乳幼児医療費助成金支給条例の一部改正、第2条といたしまして、北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正、第3条といたしまして、北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正であります。いずれも特定療養費を保険外併用療養費に改めるものでございます。

施行日は、平成18年10月1日からでございます。

以上でございます。

○議長(小澤寛君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第152号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第152号は委員会付託を省略することに決しました。

ただいまから質疑を許します。

質疑はございませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第152号に対する採決を行います。

お諮りします。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第152号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は10月3日、午前9時に開会いたしますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時05分

平成 1 8 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

1 0 月 3 日

1. 議事日程

平成18年第3回北杜市議会定例会（2日目）

平成18年10月3日
午前 9時00分開議
於 議 場

日程第1 会派代表一般質問

市民クラブ 鈴木今朝和君
北清クラブ 坂本治年君
北杜クラブ 浅川富士夫君

日程第2 一般質問

6番 小野喜一郎君
22番 小林元久君
24番 内田俊彦君
4番 篠原眞清君
2番 岡野 淳君
11番 坂本 静君
13番 中嶋 新君

- 追加日程第1 請願第4号 日本郵政公社の集配局廃止計画に反対し、中止を求める請願取り下げの件
- 追加日程第2 請願第7号 請願の件（北杜市学校給食施設整備に関わる請願）
- 追加日程第3 請願第8号 請願の件（北杜市大型給食センターの建設計画中止を求める請願書）
- 追加日程第4 請願第9号 請願の件（郵便局の集配サービスの堅持を求める意見書の提出についての請願）

2.出席議員は、次のとおりである。(41名)

1番	野中真理子	2番	岡野 淳
3番	小澤 宜夫	4番	篠原 眞清
5番	五味 良一	6番	小野喜一郎
7番	鈴木今朝和	8番	風間 利子
9番	坂本重夫	10番	植松 一雄
11番	坂本 静	12番	小林 忠雄
13番	中嶋 新	14番	保坂多枝子
15番	利根川昇	16番	中村勝一
17番	宮坂 清	18番	坂本 保
19番	千野 秀一	20番	小尾直知
21番	渡邊英子	22番	小林元久
23番	林 泰彦	24番	内田俊彦
25番	篠原 珍彦	26番	内藤 昭
27番	小林保壽	28番	坂本治年
29番	古屋富藏	30番	茅野光一郎
31番	浅川富士夫	32番	田中勝海
33番	秋山九一	34番	中村隆一
35番	清水壽昌	36番	秋山俊和
37番	細田哲郎	38番	渡邊陽一
39番	小澤 寛	40番	鈴木孝男
41番	浅川哲男		

3.欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(24名)

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
収入役	小澤壯一	総務部長	植松好義
企画部長	福井俊克	保健福祉部長	古屋克己
生活環境部長	清水慎一	産業観光部長	真壁一永
建設部長	柴井英記	教育長	小清水淳三
教育次長	小沢孝文	監査委員事務局長	相吉正一
農業委員会事務局長	三井茂	明野総合支所長	矢崎一郎
須玉総合支所長	長坂治男	高根総合支所長	浅川一紀
長坂総合支所長	浅川清朗	大泉総合支所長	小池光和
小淵沢総合支所長	進藤忠衛	白州総合支所長	坂本伴和
武川総合支所長	三枝基治	総務課長	赤岡繁生
財政課長	平井敏男	林政課長	石井洋

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	小松正壽
議会書記	小澤永和
〃	伊藤勝美

再開 午前 9時00分

○議長（小澤寛君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は40名です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

鈴木孝男議員につきましては、のっぴきならない事情によりまして、遅参する旨、連絡がありました。

6月19日に提出された請願第4号 日本郵政公社の集配局廃止計画に反対し、中止を求める請願について、取り下げしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

この際、請願第4号取り下げの件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、請願第4号取り下げの件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

ただいま、お手元に配布いたしました請願書3件が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、追加日程第2、追加日程第3および追加日程第4として、議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、請願第7号 請願の件（北杜市学校給食施設整備にかかる請願）を日程に追加し追加日程第2とし、請願第8号 請願の件（北杜市大型給食センターの建設計画中止を求める請願書）を日程に追加し追加日程第3とし、請願第9号 請願の件（郵便局の集配サービスの堅持を求める意見書の提出についての請願）を日程に追加し追加日程第4として、議題とすることに決しました。

市長から議案第166号 平成18年度北杜市一般会計補正予算（第7号）が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、追加日程第5として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第166号 平成18年度北杜市一般会計補正予算(第7号)を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決しました。

○議長（小澤寛君）

日程第1 会派代表質問を行います。

ここで、各会派の質問順位および代表質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 市民クラブ、110分。2番 北清クラブ、60分。3番 北杜クラブ 180分と

なります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、市民クラブの会派代表質問を許します。

市民クラブ代表、7番議員、鈴木今朝和君。

○7番議員（鈴木今朝和君）

平成18年度第3回北杜市定例会にあたり、市民クラブを代表いたしまして、質問させていただき7番、鈴木今朝和でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

さて、人と自然が躍動する環境創造都市を目指してスタートした北杜市も、早2周年を迎えることとなります。山積する多くの課題を抱えながら、厳しい2年でありましたが、ここにきて大規模電力供給太陽光発電系統の実証研究の採択決定、風林火山館の建設など、明るい話題で2周年を迎えることができたのは、非常に意義あることと思います。

しかし、一方では地方債の発行が今年度から許可制度から協議制度に移行したことに伴い、自治体の財政の健全度を示す実質公債費比率が導入され、北杜市は18.0%の値が公表されました。地方債の発行に公債費負担適正化計画を策定して、県知事の許可を受けることが必要になりました。このことは、北杜市にとって厳しい現実であり、憂慮すべきものであります。今後の北杜市にとって、大変な試練を乗り越えなければなりません。

さて、市民クラブは今回、7つのことについて質問をいたします。明確で適正な答弁をお願いする次第でございます。

まず、第1に自治基本条例について、お尋ねします。

市民クラブは、6月の定例会で北杜市行政改革大綱の基本理念である市民との協働や、市民の行政への参画を現実のものとするために、自治基本条例および行政活動への市民参加の推進条例の制定や情報公開の徹底を提案してきましたが、市長の答弁は他市の状況を見ながら検討、あるいは総合計画策定の中でシステム構築に取り組むなど、具体性に欠ける内容でありました。そこで、自治基本条例について、再度お尋ねいたします。

まず、改めて基本条例について、考えてみます。

近年、いくつかの地方自治体において自治の理念や協働の具体的制度、行政運営の基本事項などを改めて規定し、体系的にまとめ上げた条例を制定する動きが起きています。それらの条例は、自治体によって内容に差が見られ、また名称もさまざまですが、しかし、いずれも自治の基本的なあり方を定め、市民と行政、議会の役割を明らかにしたものであります。総じて、自治基本条例と呼ばれています。

さて、このような条例をつくる動きが出てきたのには、大きく2つの背景があります。その1つは、地方分権の進展です。三位一体改革をはじめ、国では分権の施策を進めています。また、地方分権一括法の制定により、自治体は国の下請け機能的な状態から国と対等、協調の関係、いわば自治体政府的な位置づけへと大きく変わってきました。地方自治体には、これまで以上に主体性を持って、住みよい、魅力あふれるまちを実現していくことが求められています。

2つ目は、社会環境の大きな変化です。市民ニーズやライフスタイルの多様化、個別化、そして地域共同体意識の希薄化に拍車がかかる一方、少子高齢化社会の到来や東海地震などの防災対応など、新たな社会的課題が生じてきました。その結果、従来の市民と行政の縦の仕組みでは、十分に対応できなくなってきました。

そこで、多様な住民ニーズや社会的課題に対応し、解決していく取り組みとして、行政と市

民との協働の考え方が浮上してきました。市民の満足度と地域力を高めるためには、地権者である市民が市民同士、あるいは行政と協働して、まちづくりに積極的に参画していく横の仕組みが欠かせません。まさに住民自治の充実が必要です。

これらの2つの大きな変革を背景に、改めて住民自治の理念について明らかにするとともに、市民と行政がどのように住民自治を進めていくかを定めようとするものです。

ところで地方自治について、見識が深い西尾勝先生は自治基本条例をまちづくりの基本構想、基本計画や地方議会が制定する条例の上位に位置し、これらの指針を与える、いわばまちの憲法を制定しようとする運動であると述べています。

また、条例の必要性を、1つは住民自治の広げを深めるため。2つ、自分たちのまちの特性を築くため。3つ、地方分権改革のさらなる展開を促すためと位置づけています。また、札幌大学の副土明先生は、自治体の組織と運営の基本原則を定めるものであり、自治体の憲法ともいわれる自治基本条例と地方自治法で、市町村に策定が義務づけられた総合計画との関係について、次のように述べています。

総合計画の政策実現のためには、権限と財源が不可欠であります。したがって、自治体の法務と財務の連動する位置づけを与えられなければ、絵に描いた餅になる可能性があります。また、政策策定の目的が住民の人権の実現であるという位置づけを与える上位起案があれば、政策策定の理念を明確にすることができる。そして、総合計画の狙いが地域の公共性の具体化にあるとすると、その策定手続きに関する住民参加の確保が要請される。かいつまんでいえば、自治基本条例の中に総合計画を位置づけることによって、総合計画の実効性を高めることができ、また策定手続きに住民参加を位置づけることによって、総合計画の正当性を確保することができるとの理解です。

これらを勘案する中で、市民クラブは北杜市としても早急に基本条例の策定に着手すべきと考えますが、市長の見解と、また策定するとすれば、スケジュールおよび、その手順についてお考えを伺います。

大きく第2として、今後の市立病院の病院体制と医師、看護師の確保について伺います。

6月定例会の代表質問で、地域医療の充実が北杜市にとっては特に重要であり、切実な問題が山積している点について、1. 今後の市立病院の運営および経営のあり方。2. 行政改革大綱ならびにアクションプランによる指定管理、または民営化への移行の問題。3. 医務課の役割や医療事務の簡素化。4. 医療スタッフの確保や財政問題などについて、質問をいたしました。再度、地域医療の重要性から、次の4点を質問いたします。

その1つ。医師、看護師不足は日常の地域医療体制において、危機的状況にあります。医師等の不足に対処するため、医療対策協議会を開催し、医師の確保策を検討しているとのことですが、どのような協議を経て、具体策がとられるのか。また、その協議会の結論として、北杜市の医師、看護師不足にどのように対策がとられるのか、伺いたいと思います。

その2。両市立病院の専門性による診療科目の整備で、医療体制の充実と患者へのサービス向上や病院経営の健全化を目指すべきと考えますが、見解を伺います。

第3、医務課の設置による両病院の課題を合理的に処理し、無駄のない的確な医療行政の推進を図っていくとの答弁をされましたが、両病院の事務的業務の統一化や外部委託のあり方について、具体的にどのような方針で推進し、今はまた、その進捗状況はどうか伺います。

4つ目、高額医療機器の共同購入と機器使用のあり方について、改めて考えを伺いたいと思

います。

第3に給食センターの問題について、質問いたします。

3月の文教厚生常任委員会で、大規模給食センターの設計業務委託料として、2,253万円の予算計上が承認されました。その際、教育長は基本的には1カ所という提案だが、議会からの意見が出ているから、そういう方向の順序を踏んでいかなければならないと答弁をしています。また、文教厚生常任委員長は、予算づけは1つということではないと、まとめて議会に報告しています。にもかかわらず、教育委員会は6月定例会の一般質問に対して、既存の長坂センターを含めた2施設で運営を行うと答弁し、3月での文教の議論はまったく無視した進めになっていました。

6月定例会以降、教育委員会は市内の9校の小中学校に、給食センターについて説明を行ってきました。しかし、計画ありきの説明会にその拙速さが指摘され、PTAに理解されず、不安や疑問の声が挙がるようになりました。その結果、8月2日にPTA連絡協議会から市内の小中学校給食設備に関する意見書が提出されました。この間にも、議会、文教厚生常任委員会には一切の説明がなく、行政ペースで計画が進められてきました。

8月28日の全員協議会において、市長は平成23年から2施設での運営を行うという、当初の計画にはこだわらず、可能な限り、既存施設を使いながら大規模な改修が必要になった施設から順次、2カ所の給食センターに統合していき、新設センターは平成28年を見据えて、計画するという発言をいたしました。

この市長の発言は、平成23年から28年にタイムスケジュールが延び、施設の規模が若干の変更があることを示唆しただけのことで、大規模給食センターを新設する計画になんら変わらないものであります。

9月4日に、会議録もなく法的効力がなんら認められない全員協議会での市長の、この発言を教育委員会がPTAの意見書の回答にそのまま使い、市長がこう述べられましたので、ご理解・ご協力をお願いしたいと、PTA連絡協議会へ回答として出しました。この文書が9月13日の文教厚生常任委員会で問題になりました。それは全員協議会の発言を、公的な文書にそのまま使うことはいかがなものかと。そして教育委員会として、給食センターをどう考えているか、この文書には述べられていないとの2点で、その結果、この文書を撤回し、改めて出し直すことになりました。

9月27日の文教厚生常任委員会においては、議題のその他の項で、急きょ市長から給食センターについて、説明、意見交換をしたいとの申し出があり、各委員は何も資料がないまま、説明会が実施されました。

この一連の給食センターに関する動きを見ると、市内2カ所の給食センター構想が明らかにされてから、今日までの時間があまりにも短く、議会をはじめ学校関係者、PTA関係、市民の多くの理解を得られないままに、強行に建設を押し進めているようにしか思えてなりません。

市内の学校給食については、子どもたちが安全で楽しい、おいしい給食を食べることを最優先として、食育や地産地消、将来の学校統合を含め、それから既存施設の状況などをふまえながら、保護者、学校、地域も含めた多数の理解を得るために、十分な時間をかけて進めるべきだと思います。

厳しい財政の中、効率性・経済性を優先するだけでなく、やはり教育、福祉とか、そういう面につきまして、最低限度の削減にさせていただきたいと思います。そのために、現在、進めて

いる市内2カ所の給食センター化にこだわらず、早くから改修の必要性を指摘されている高根給食施設の最優先を含め、幅広い可能性の中から検討していく必要があると思いますが、市長の考え方を伺います。

次に第4として、入札制度について伺います。

前回の質問の中で、本市には建築や土木工事について、専門職がないとの答弁がありました。工事の設計、数量計算や図面などは専門的な設計業者やコンサルに委託をしているとのことですが、そこまではよいとしても、発注者である市側の立場で、その工法がベストかどうか。積算数量に疑問を呈するというような、チェックする機能がまったくないのではないかと。そんな心配があります。また、中間検査や完成検査など、形式的になってはいかないかと、大変、疑問が残りますが、この点、市長の見解を伺います。

北杜市行政改革大綱や答弁の中でも、一般競争入札と電子入札が別の制度のもののように理解している節がありますが、電子入札は一般競争入札の中の1つの方法であって、一方、書面による一般競争入札もありますが、手間と時間が要することから、今日的ではありません。現在、他の自治体で行われている一般競争入札は、ほとんどが電子競争入札であるといわれています。また、受注者側のインターネットなどの環境整備等を考慮しなければといいますが、今、少なくとも一定以上の公共工事を受注しようとする企業には、そのような時代遅れのものはないものと思われます。もし、あるとしたら、それぞれ企業努力を怠っているわけで、入札に参加する資格を疑いたくなると言わざるを得ません。したがって、そのような配慮はいらないと思いますが、見解を伺います。

次に、一般競争入札を導入できない理由を2つばかり述べていますが、昨年の9月議会において、同僚議員の質問に対する答弁の繰り返しに過ぎませんでした。

その1つの理由として、時間的制約を挙げていますが、50日要するというなら、例えば当初予算で成立した案件は、5月20日以降の入札なら、なんら問題はないのではないのでしょうか。入札企業の信用問題についても、いくつかの方法でクリアできることを前回の質問で明らかにしているとおりでありますし、究極の方法としては後払い、出来高払いという契約だって、できなくはないはずです。現に旧小淵沢町では、すでに実施しているという実績があります。このことについて、明確な答弁を伺います。

次に前回、再質問で指摘した本市で行われる指名競争入札は、地方自治法第234条の2項の規定に接触していませんかということについて、答弁されておりません。改めて、市長の見解をお伺いします。

次に予定価格の事前公表について、伺います。

これも前回の答弁の中で、価格漏洩疑惑の排除を主な理由としていますが、このことは確かに行政側の責任は回避できますが、財政が逼迫しているわが北杜市にとって、経済的メリットはなく、ただ落札率の高止まりを助長するに過ぎません。このことは専門家も指摘しているところですが、穿った見方をすると、行政側のガードの甘さを懸念した制度だと言われても仕方ありません。しかし、私たちはそのような職員は、北杜市には一人もいないことを信じております。

一般論として、予定価格が伏せられているからこそ、まじめな企業は競争原理のもとに努力をして、その価格を算出して入札に応じる。結果、予定価格より、かなり下回った落札価格が成立し、発注側にメリットが生ずるという筋書きが自然であって、受注者側にとって、もっと

も知りたい情報を事前に公表するという事は、本市に大変な損失を生じるおそれがあります。それでもなお、市長はこの制度を続けていくつもりか、見解を伺います。

次に地元業者に限定した一般競争入札制度の導入については、1年も前から法的根拠まで示して質問し、また、みずから、すでに県でも実施しているということを確認しているにもかかわらず、そうした制限が一般競争入札の趣旨に反しないかどうか課題でありますという程度の答弁しか返ってきませんでした。大変、歯がゆく、もどかしく思います。真剣に、このことを検討したのか、疑問を持たざるを得ません。

北杜市になってから受注する仕事量が減少して、事業を縮小したり、廃業や転業の危機に追い込まれている企業もあると聞き及んでおります。のんびりしたことは言っておられません。大至急、このことを取り組んでほしいと思います。市長に見解を伺います。

大きい第5として、ミネラルウォーター税について伺います。

県が全国で初めて、独自に導入方法を検討してきたミネラルウォーター税について、租税法の専門家や業界代表、消費者代表などをつくる検討会は、議論を総括した報告書を本年7月に発表しました。それによると、広く薄く課税するという税の理念や公平・中立などの税の原則に照らした場合に、納税者が特定かつ少数に限定されすぎていることや、ミネラル業界の受益が他の業界よりも大きいとする根拠を客観的に示せないとして、税の導入は積極的に評価できず、慎重に対応することが望ましいという報告でした。

検討会の報告を受けた県は事実上、導入を見送る計算が大きくなっている状況の中、市長は先月17日、自然環境保護を目的としたミネラルウォーター税の導入を市独自でも検討する庁内研究会を設置し、課税方法のあり方などの結論を得たのちに、外部有識者などを招いた検討委員会を発足させ、将来的な森林保全策による地下水資源を守るための財源確保であり、その必要性を強調しています。

そこで、次の4項目について、質問をいたします。

1つ、県のミネラルウォーター税検討会が発表した報告書の結果に対する見解と併せて、市長は今後、北杜市で検討するミネラルウォーター税導入について、どのような新しい理念を示されていくのか、伺います。

その2つ、税の理念や原則に基づく課税のあり方や法的根拠の観点から、問題はないのか。

3つ目、業界側は特定産業への課税は不公平で、税導入の根拠がないなどと主張しているが、課税および協力金の徴収に関しては、業界側の理解や協力、信頼関係が不可欠であり、最も重要だと思われませんが、その取り組みと施策について、市長の考え方を伺います。

4つ目、庁内研究会の調査・研究の課題と今後のスケジュールについて、伺います。

大きい6つ目として、観光振興策について伺います。

北杜市観光協会は観光を本市の主要産業と位置づけ、大きく発展するために観光に携わる人たちが力を合わせ、諸事業を展開していくことが確認され、本年3月23日に設立されました。組織は北杜市観光協会の下に3つのエリアに分けられ、1つは八ヶ岳に向かって4支部と1振興と1連絡会。1つは南アルプスに向かって2支部。1つは瑞牆山・茅ヶ岳方面2支部と1協会により構成されています。

北杜市は日本100名山に囲まれ、これをもととして、清流がとうとうとして流れ出し、春の芽吹きとともに夏の清涼を求め、また秋の紅葉狩りまで自然に恵まれ、多くの観光客が訪れています。このことは、市長がいつも口にすることです。

また、戦国の武将、武田信玄にまつわる史跡の数々、テレビの撮影場所として、全国にその存在を知られ、さらに来年放映予定のNHK大河ドラマ「風林火山」に向け、観光客誘致の一手段として、風林火山館を建設し、すでにロケも開始されているところです。

釜無川に沿って、大きく広がる武川・白州地区は武川米として、また八ヶ岳南麓の穀倉地帯は北杜米のブランドで広く知られており、いずれの地区も米に限らず、野菜や花卉の生産も盛んで市場に出荷されるほか、道の駅などで直売される農産物は訪れた観光客が買い求め、観光農業ともなっています。

また、各地湧出する温泉は保養・休養・療養目的に首都圏をはじめ、全国各地から訪れる観光客も多くなっています。

さて、本市を観光目的で訪れる方々はリピーターのほか口コミによるもの、またインターネットで検索して、場所や天候の情報を得てから行動を開始する方も多く、それだけにリアルタイムの情報が必要となっています。

そこで、次の2つの観光施策について伺います。

その1つは、IT時代に即したPR方法についてであります。

インターネットに情報をのせている支部も現在あるようですが、ほとんどが他の地域情報に相乗りした形で情報しかないのが現状です。ライブカメラを設置して、常に情報が発信されているのは、大泉支部のみです。

そこで、このたび設立された北杜市観光協会は、各支部にIT時代に即したリアルタイムのPR方法を即急に構築すべきと思いますが、各支部の現状はどうなっているのでしょうか。また、市当局は実情をどこまで把握し、今後、どういう指導をしていくか、伺いたいと思います。

次に森林セラピーについて、伺います。

最近の観光客は多様なニーズを持っており、中でも多くの人々が自然に親しみながら、心やすらぎを求めています。現在は健康ブームであり、同時に400万人といわれる団塊の世代が退職を迎え、今後一層、高齢化が進む日本において、身近にできる予防医学的な健康づくりとして、高齢者がリラックスして、日常生活を過ごす場所として森林環境に大きな可能性があります。働き盛りのビジネスマンにとって、定期的に森で過ごすことは心理的な保養になり、そこで適度な運動を行えば、生活習慣病などの予防にもつながります。さらに森林での散策や活動には、投薬では効果が表われにくい精神疾患などに対する代替療法の1つとして、新たな可能性があります。

2001年に林業基本法が改正され、里山の整備とともに自然に親しみながら、療養もできるようになりました。幸い、本市には森林セラピーに適した環境が多くあり、その活用が求められています。すでに増富地区からは、増富ラジウム温泉から瑞牆山周辺にかけてのエリアを森林セラピーの適地として、認定に向けて要望書も出されています。森林セラピーの適地として、認定されることは療養地として、また観光地として、一段とグレードアップされるはずで

す。森林の持つ魅力や効果は、ストレスの多い現代社会において、ますます大きくなっていくと思われ、それだけに森林での活動や保養は、今後ますます盛んになっていくのではないのでしょうか。人が健全な生活を営んでいくためには、森林の恵みを必要としているということをアピールすべきだと思います。

同僚議員が質問した折、森林セラピーの認定について、前向きな答弁を得ていますが、要望

書の取り扱いの件も併せて、その後の進捗状況を伺います。

最後に第7として、市長と語る会について伺います。

本年3月、北杜市行政改革大綱および行財政改革アクションプランの計画に基づき、市民の目線に立った、市民との協働のまちづくりのため、市民の意見をより多く取り入れながら、効率的で効果的な市政を目指すための観点から、市長と語る会を計画、開催の運びになったことと思います。

その参加者は行政委員による通告制に基づいた質疑応答で、一部時間内の範囲で通告のない方の質疑も認めた会議の進行で、初めての試みの中、さまざまな意見や要望があったと伺っています。

現在、すでに3町の開催を終えて、行財政改革アクションプランの計画に反映すべき視点に立った内容の精査をしていることと思います。市民との協働への道筋として、協働事業の企画や掘り起こし、さらに協働分野の裾野を広げる上で、どのような成果が得られたのか。また、その成果をどのような形で計画に反映していくのか。そして、今後、開催する地域も含め、行財政改革の施策を推進する上で、どのように位置づけて総括されていくのか、伺いたいと思います。

以上で、市民クラブの質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

鈴木今朝和議員の、市民クラブの代表質問にお答えいたします。

実質公債費比率18.0%について、ご心配をおかけいたしました。私も財政再建団体にならないよう、全力で取り組んでまいりますので、議員ならびに市民の皆さんのご理解とご協力をいただきたいと思います。

最初に自治基本条例についてであります。

自治基本条例は分権型社会の実現に向けて、自治体運営の基本原則を定めるもので、自立した自治体運営のため、市民・議会・行政の役割と責任を明確にし、既存の条例や計画等の体系を統一的に整備するための指針となる自治体の、最高法規としての性格を有するものであります。

北杜市におきましても、市民との協働によるまちづくりを推進するため、条例の制定に向けての検討は不可欠であると考えております。しかしながら、自治体の憲法とも言うべき自治基本条例の性格上、行政の指導で条例を作成するものではなく、市民が主体となって取り組むことが基本であると考えております。

いずれにいたしましても、他の自治体の動向も見ながら、事務レベルで調査・研究を始めてまいりたいと考えております。

次に今後の病院体制と医師、看護師の確保について、いくつかご質問をいただいております。

最初に医師、看護師の確保対策についてであります。現在、医師2名、看護師10名が病院施設基準に対して、不足しております。医師の確保につきましては、県や大学病院の医局へ院長や病院管理局長が出向き、お願いをしております。看護師につきましては新聞、広報、八

ローワークなどを利用して、募集をしております。私も病院関係者と会う機会がありますので、その都度、お願いをしておりますが、ままならない状況であります。

医師の確保のために、好待遇で雇用する考えも視野に入れて検討しておりますが、収支のバランスや職員間の給与バランスなどがあり、さらに検討を要すると考えております。当面は、大学の医局へ日参するほかないと考えております。

次に両市立病院のより専門性の高い診療科目の整備で、医療体制の充実を患者へのサービス向上や経営の健全化についてであります。現在、塩川・甲陽の2つの市立病院は、ほぼ同様な診療科目となっております。経営の見直しの中では、急性期医療と慢性期医療、あるいは診療科目の特化などを視野に入れながら、行政改革大綱に沿って、平成20年度までに市の2つの病院の経営のあり方について指定管理、民営化に向け、抜本的な検討を進めているところであります。この検討の中で、市立病院のあり方や医療体制、経営の健全化などにつきまして、総合的に検討を重ねてまいる考えであります。

次に、両病院の事務的業務の統一化や外部委託のあり方についてであります。両病院の事務一元化につきましては、すでに給与、財務について統一しております。また、使用薬剤の購入につきましても、共同購入による価格の軽減を図っております。

業務の外務委託につきましては、専門検査や施設清掃、各種補修業務を専門業者へ委託しており、塩川病院では一部レセプト請求業務を委託、甲陽病院ではレセプト請求業務、給食業務を完全委託しているところであります。

次に高額医療機器の共同購入と、機器使用のあり方についてであります。高額医療機器の購入につきましては、収支バランス上問題ないか、公立病院として備えておく機器か、共同で利用できないかなどを病院と検討した上で、必要な機材、機器を購入しております。

医療機器の使用について、共同利用可能な機器については、効率的な運用を行うこととしております。具体的な取り組みとしては、甲陽病院や診療所の受診者がCTスキャナ、MRIなどを使用する場合は、塩川病院設置の高度医療機器を利用できることになっております。

次に給食センターについて、いくつかご質問をいただいております。

最初に給食センター建設計画の進め方についてであります。6月23日に開催された市PTA連合協議会の席上、給食施設整備について説明を行い、要請があれば、各小中学校での保護者説明会に出向き、説明する旨、お伝えしたところであります。

7月7日の明野小学校を皮切りに、8月8日の泉小学校を最終とし、要請のあった9校で説明を行いました。残りの14校については、それぞれのPTA会長さんが説明を行ったとの報告をいただきました。

8月2日には市PTA連合協議会から意見、要望等を取りまとめた、市内の小中学校給食施設整備に関する意見書が教育長へ提出されました。また、北杜市給食調理場運営委員会からも要望をいただいたところであります。

市PTA連合協議会および調理場運営委員会の意見、要望はもちろんのこと、保護者の声、市民の声、議員各位のご意見など多くの意見を聞いた中で、平成23年の統合にはこだわらず、現在の給食施設は可能な限り使用していくこととしたいと考えております。したがって、給食センター建設を強行に進めているものではありません。

次に市全域の統廃合を念頭に置いた、給食調理施設の建設計画についてであります。市内の小中学校の統廃合につきましては、山梨県教育委員会が小中学校適正規模検討委員会を立ち

上げ、年度内に意見集約し、その結果を各市町村教育委員会に指導するとのことでもあります。

平成17年9月および18年3月の市議会定例会で、中嶋議員から高根給食センター建設についてご質問があり、北杜市全域を視野に入れた中で検討したい旨の答弁をさせていただいたところでもあります。

調理方式をはじめ、少子化、効率化、施設の衛生基準および行財政改革などから、長坂給食センターを含めて、市内2カ所の給食センターを基本としたいと考えております。

多くの意見をいただいた中で、当初計画の平成23年までの統合にこだわらないものとし、現在の給食施設は可能な限り使用していくこととし、現在の給食施設の大改修が必要となったときは、順次2カ所のセンターに統合してまいりたいと考えております。

なお、新設の(仮称)北杜給食センターにつきましては、10年後の平成28年を見据えた中で、2千食程度の規模を考えているところであります。

議会で、大規模大規模というお話を聞くわけでありませうけれども、この大規模の定義は、私にはよく分かりません。2千食が大規模で、2,500食が大規模で、1,200食では大規模でないのか、あるのか。また、この県下では、言うまでもなく、全国のことではありませんが、県下でも5,500食程度の規模もありますし、2,500食以上の規模もたくさんあるわけでもあります。その規模の中で、大規模化したために、そのような規模のためになったために、大変、学校給食的に大問題があるとか、あるいはまた、特別な課題があるとかということは聞いておられないわけでありまして、むしろ、そのような規模に対しても評価をいただいているというふうに、私は承知しておるわけでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

次に入札制度について、いくつかご質問をいただいております。

最初に建築土木工事の際の設計、数量計算などのチェック、検査についてであります。建設工事等の契約は適正な履行を確保するため、または、その受ける給付の完了の確認をするため、地方自治法、北杜市財務規則および北杜市建設工事執行規則の規定により、検査をしなければならないことになっております。

建設工事や設計委託等の検査につきましては、会計課に2名の幅広い技術力と豊富な技術経験を有している検査職員を配置して、適正な検査の執行に努めております。

設計委託の検査につきましても、経済性、工法の比較検討、図面・計算書の精度、各種基準との整合性が図られた成果品が納入されているか、複数の職員により厳正にチェック業務を行っております。

次に電子入札の導入についてであります。県が行った平成17年度IT化実態調査によりますと、県内の中小企業のコンピューター導入状況は90.7%、またインターネットへの接続は83.9%で、年々IT環境の整備が進んでおりますが、電子入札の導入につきましては、一定の周知期間が必要と考えております。

次に本市の指名競争入札と地方自治法との関連、ならびに一般競争入札導入のための対策についてであります。指名競争入札は発注者が信頼のある施工業者を指名により選定するため、工事の質の確保が図られること、また地域の実情を反映させることができることなどのメリットがあることから、地方自治法施行令第167条第1項第3号や第1号に基づき、本市をはじめ多くの自治体で指名競争入札が行われております。その反面、恣意的な運用がされるおそれがあることや参加機会の確保が不十分であるなど、デメリットの指摘もあり、一般競争入札の導入が徐々に進んできております。

しかしながら、すべての契約に一般競争入札を導入することは現実的ではないことから、国においても一定規模以上の大規模工事に限定し、また県でも平成5年度から5億円以上の工事について施行をはじめ、順次、その範囲を拡大しております。

こうした状況をふまえ、一般競争入札の課題への対応として、計画的な事業執行に努めるとともに、信用性などを審査する委員会を設け、同種の工事の施工実績を確認するなどの手続きを整え、来年度からの一般競争入札の施行に向け、準備を進めているところであります。

次に予定価格の公表についてであります。価格漏洩の排除など、入札制度の透明性の確保を図る観点から、合併時より導入しております。

この制度の問題点として、落札率の高止まりが指摘されることがありますが、予定価格の公表で企業の経営努力が阻害されたり、競争性が排除されることは考えておりません。

次に地元業者に限定した一般競争入札の導入についてであります。県でも昨年度から施行を開始したところであり、一般競争入札の施行を導入する中で、県の状況も参考に検討してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、公平・公正・透明性を基本に、地元業者を最優先に執行していく考えであります。

次に、ミネラルウォーター税についてであります。

山梨県のミネラルウォーターに関する税検討会は、昨年6月に外部有識者11人をもって設置され、今年7月、知事に報告書が提出されました。その報告書では、薄く広く課税するという税の理念、さらに公平・中立などの税の原則に照らし考えた場合、積極的に評価することは難しく、慎重に対応していくことが望ましいこと。ミネラルウォーター業界が協力金のような形で、応分の負担をすることも考えられることなどが結論となっております。

租税法、行政法などを専門とする大学教授を含む県の検討会が、1年2カ月をかけて出した結論でありますので、税の導入を望んでいた私としては大変、残念であります。しかしながら、市民の関心も高く、なんらかの形で負担を求めるべきだとの声が多く寄せられているのも事実であります。

これからの市の財政を考えますと、首長として自主財源を少しでも恒久的に確保したいとの思いは当然であります。県の検討会の報告をふまえ、税にこだわらず、協力金なども含めて検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、恵まれた自然環境の保全、環境整備のための事業の財源とするためであり、導入するにあたりましては事業者の理解が重要でありますので、説明会等を設け、ご理解とご協力をお願いしてまいります。市民の皆さんにもご理解をいただくため、広報誌、CATVなどにより周知を図ってまいりたいと考えております。

8月に立ち上げたミネラルウォーター税等庁内研究会では、協力金等の対象者、充当する事業、納付する金額の基準等、水源保全、環境保全等、全体を見据えた上で研究するとともに、事業者との意見交換を行いながら、本年度末までには庁内研究会として、結論をまとめるよう指示したところであります。

せっかくの機会ですから、私も付け加えてお話をさせてもらいたいと思いますけども、冒頭の私の感想にも申し上げましたとおり、いろいろな意味で財政が厳しいことは確かであり、国も改革をして新しい時代を迎えようという中で、ご承知のとおり、三位一体の改革を、国は言っております。一言で言えば、地方にくる金が厳しくなるということだと思っております。だから、国

も三位一体の改革の中で、自主財源を考えるとというふうに、国も言っているわけであります。

そしてまた、もう1つ大切なものは、同じような表現でありますけども、これからは自主自立、自己責任という時代背景があることも確かであるわけであります。そんな中で、私ども北杜市としても、ある面と言うならば、自主財源を考えていかなければ、国が三位一体で締めつけてくるであろう自主財源の相当分は、厳しくなることは誰が見ても数字的に見えるところであります。

また、このミネラルウォーター税ないしはミネラルウォーターに対する協力金、思いというのは、私ども、この北杜市の市民も生活水でさえも、地域によって違いますが、大門ダム、塩川ダム系は1トンの水を160円、170円で飲んでいるんです。白州と武川のほうは水利に恵まれています、それでも1トンの水、生活水を確保するでも60円、70円を支払っているわけであります。これに対して、業者は穴を掘って、たくさん水を持って行って、ゼロでいいんでしょうか。このへんを市民等しく考えてもらいたいと思うわけであります。

また、私は森林でも100年、200年先、北杜市の森林は一味違うなという森林を育てたいということで、里山整備、森林整備を言っているわけでありますけども、私どもは真剣に今、この北杜市の環境なり、森林を守っていくと。しかし、今までのように行政の負担だけでは、あるいはまた、山から目が離れている現実の中にあって、地主だけに負担を求めて森林整備しなさいといっても限界があると思います。そういう意味からすれば、自然の恵み、森林の恵みの中で、ミネラルウォーターがあるという現実から考えてみても、企業なり法人が応分の負担をしてもいいのではないかと。環境保全するために協力してもらってもいいのではないかとというのが、今回のミネラルウォーター税等庁内研究会ということでありまして、原点はミネラルウォーター日本一の里を、100年も200年も末永く守っていききたいということであるわけでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

次に観光振興策について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、市観光協会各支部のITの現状と把握状況についてであります。各支部のホームページでの観光情報の提供につきましては、8支部中、明野、高根、大泉、小淵沢、白州の5支部で提供しており、須玉支部では11月には整備すると聞いております。

ホームページで情報を提供している支部では、イベントや宿泊、飲食、温泉、天気情報など、さまざまな観光情報を、工夫を凝らし提供しており、中には英語表示で観光情報を伝えるなど、特徴あるホームページで誘客を図っております。

また、北杜市のホームページでも風林火山館などの観光施設や観光情報を提供しておりますが、観光客の利便性を高め、さらなる観光振興を図るため、支部ごとのホームページのあり方を含め、北杜市観光協会のホームページをできるだけ早く構築できるよう、観光協会と協議をしているところであります。

次に森林セラピーの進捗状況についてであります。森林浴や森林散策などには心身の緊張をほぐして、やすらぎを与える効果があり、森林のレクリエーション利用を促進していくことは有意義なことであると考えております。また、豊かな森林を観光資源として活用することは、北杜市の活性化に資するものであり、市内でもすでに民間団体による積極的な取り組みが行われているところであります。

森林セラピーにつきましては、国土緑化推進機構等からなる森林セラピー研究会への応募、審査を経て、セラピーロード、または森林セラピー基地の認定を受けるものであります。

この森林セラピー研究会への申請にあたっては、多額の申請費用と分担方法、地域の受け入れ態勢の確立、審査時に行う生理実験の人的確保など、多くの課題を解決していく必要があり、現在のところ、応募段階には至っていない状況であります。

しかしながら、市としては森林セラピーに関する研究を継続的に進めており、7月と9月に開催された山梨県森林セラピー研究会に担当職員を参加させ、先進地の視察などを行ったところであります。

今後はこれら先進地の事例を参考に、申請にあたっての課題や地域の要望等をふまえ、応募の可能性を検討してまいりたいと考えております。

次に、市長と語る集いについてであります。

今年度の市長と語る集いは、各総合支所管内の各種団体の皆さんと市長とが直接、地区の現状や将来、市の諸施策などについて、率直な意見交換を行うことにより、市民の生の意見・要望等を把握し、それらを市政に反映させるとともに、市民の市政に対する理解と信頼を高めることを目的として行っており、その概要は広報ほくと9月号にも掲載しているところであります。この集いは、市民との協働の第一歩として考えております。

これまで3町で実施しましたが、地区市民の方々から地域色あふれる貴重なご意見・ご提言等を多数いただいているところであり、今後の市政推進の参考になるものと考えております。今後、開催予定の5町でのご意見等をふまえ、その内容を十分検討・分析いたしまして、北杜市総合計画、都市計画および行政改革アクションプラン等に反映し、行財政改革を推進してまいりたいと考えております。

また、来年度以降の市長と語る集いにつきましては、本年度の実施状況等を検証し、さらに有意義な集いとして計画してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

7番議員、再質問はございませんか。

鈴木今朝和君。

○7番議員（鈴木今朝和君）

第1に自治基本条例のことですけど、他市の状況を見てという答弁をいただきました。具体的に、今後どのようなスケジュールというか、目安として、答えができたならお願いしたいと思います。

それから、病院体制のことにつきまして、看護師不足の解消について、いまいち答えがいただけませんでしたけど、今少し具体的をお願いをしたいと。

とにかく、今、看護師が足りないことは既成の事実でありまして、非常に危機的な状況だと。足りない原因はなんなのか、いろいろあろうかと思えますけど、過重労働はないのかとか、夜勤の回数はどうだろうか。県内の病院と比較して、夜勤の回数状況はどうだろうか。それから、国の基準とどう照らしたのかと、そのへんを。また、看護職は非常に女性が多くて、特に子育てをしながら勤務している看護師さんが非常に多いわけございまして、そういう面の職場の環境づくりはどのようになっているのか、お伺いします。

それから給食センターの問題についてでございますけど、これにつきましては、かなりいろいろな意見が出ておりますけど、結論としては、なぜ2千食でまとめなければいけないのかと

いう、例えば1千食では駄目なのかということ、また伺いたいと思います。

例えば、2時間以内で配送ができ、それから30分以内くらいで、学校へ行って食べられるというときに、その問題も2千食より1千食のほうがずっとクリアしやすいんだと思いますけど、そのへんの問題が、いまいち説得ができていないです。もちろん衛生的な面は、これは当たり前前のことです。現在の給食を古い施設でやっても、これは衛生面ではクリアしていなければならないわけですから、そのことはウエットからドライに、より衛生的になることは分かっておりますけども、現在の給食でも、あの施設でも、もちろんクリアしているわけですから。

それから給食の既存施設について、大規模改修の必要が生じた施設から順に統合するとのことですが、その改修の規模とは、どういう判断でどういうふうにしていくのかということが、いまいち、ちょっと分からないんですがね。どの施設がどのぐらいのあれで、ではどういうときに改修していくのか、そのへんのことを、やはりきちっとしていかないと、うまくないと思います。そのへんのことを質問したいと思います。

それから入札制度については一般競争入札を、平成20年をめどに導入を進めていきたいという答弁がありました。平成20年には大体、何%ぐらいの予定で進めていくのかなということを知りたいと思います。

それから観光振興策について、観光協会の組織について、ちょっと、その強化とか指導について、ちょっと伺いますけども、現在1名を派遣しているとのことですが、今の観光協会は組織があって、中身がないような状態が実際、あるわけですが、それをもっと強化していくには、どういう方向で指導をしていくか、そのへんをお願いしたいと思います。

それから小規模事業者新事業全国展開支援事業というのは、新聞にも出ていますが、商工会を中心にしてやっておりますけど、これにもやはり、観光協会としても参加して、商工会と観光協会と、手を結んだ中でやっていくことが一番いいのではないかと思いますけど、そんな点をお聞きます。

それから森林セラピーについては、認定をしてもらうにお金がかかるわけですが、さっき、研究会へも職員が参加したり、漸次、そっちの方向へ進んでいるということですが、ぜひ早急に、いろんなことから考えて、金のこともありますけど、実施に向けて進めてもらいたいと思います。要望です。

以上のことについて、質問をいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いくつか再質問をいただいたわけでありまして、まず自治基本条例についてでありますけども、全国的には、この流れがあるとは承知をいたしております。しかし、山梨県内にはまだ、なくて、甲府市ほか2自治体くらいが、これを検討中だというふうに聞いております。ある面で言うならば、市民権を高めるという意味からすれば、結構な条例制度であるとは思いますが、率直で言えば、議会との立場等の問題もあろうと思っておりますし、これから、いろいろな意味で時期等々は、他の自治体との流れを見ながら検討してまいりたいと考えております。

それから、給食センターについてでありますけども、私が言うまでもなく、この北杜市の多

くの給食センターが今、衛生管理上、問題があることは確かでありまして、合併前に長坂町が長坂給食センターを1,200食で作っていただいたのが、既存の施設としてあります。あとは、議会にもたびたび数字でも示しましたが、高根町の給食センターといわず、30年以上を経過した給食諸施設が5つ、施設があり、いつパンクしてもおかしくない、トラブルがあってもおかしくない状況である給食施設もいくつかあるわけでありまして、参考までに一番新しいのが、私の記憶で22、23年経過した明野給食センターと、確か須玉にあるはずであります。それとて22年、23年と経過しているわけでありまして、高根が30年でトラブル、パンクした実際から考えると、10年以内には多くの施設の厳しさが予想されるということでありまして。

冒頭、鈴木議員もご心配していただきましたとおり、いろいろな意味で財政再建団体にならないような舵取りもしなければならぬことも事実でありますし、何よりも超右肩下がりの少子化が大変であるということでありまして。

この現時点における、北杜市の小中学校の子ども数が約4,300人いますけれども、5年後は3,400人に、700、800人減ってしますと。10年後には2,800人が小中学校の児童生徒数ということでありまして。したがって、子どもは行財政改革アクションプラン5年計画の中で、いろいろ今、改革をしようとしておるわけでありまして、5年後の平成22年、平成23年からを対応しようということで、この3,400人規模の児童生徒数に対応しようとしたときに、長坂町が1,200人おるから、あとは2,500人ぐらいの規模がなければ、これが対応できないと。もちろん先生方もいらっしゃいますから。だから2,500人規模ということをやったわけでありまして、PTA、現場の声、あるいは市会議員の皆さんのご指摘もあって、使えるものは使わなければというご指摘もありました。等々を加味して、5年スパンを10年スパンに延ばして、そうして10年後の児童生徒数を考えたときに、長坂の1,200食を差し引いて考えると、あと2千食の規模の(仮称)北杜給食センターがあれば、なんとか受け入れられることができるだろうということで、既存で使える施設はできるだけ長く使ってもらって、そしてパンクしたところ、対応できなくなったところから、逐次、長坂給食センターと北杜給食センターで市内の小中学校に対応していくということが、基本的な考え方でありまして。

そういう中で、この修繕がどのくらいの大規模修繕というか、なんとかというご質問でありますけれども、状況を見なければ、あまり、これで、このくらいのもは大規模で、このくらいものは小規模で直していくなんていうことをいっても、現実的でないような気がしますので、お許しをいただきたいと思っております。

せっかく立ったついでですから、あと1つ、付け加えるとするならば、ぜひひとつ、長坂の今の、子ども、よその市はともかく、北杜市内にある長坂の給食センターが行政として、大変、調理が悪いとか、あるいはまた食育上、すごく問題があるとか、あるいはああだこうだという議論はあまり聞いていないわけでありまして。むしろ、長坂のPTAとか教育現場とか、長坂の市民からは、給食センターは評価をいただいているというふうに承知をいたしておるわけでありまして、その長坂の1,200食に対して、くどいようですけれども、残ったものとして差し引くと10年計画だと、こういう規模になるということでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

そして、先ほどのお話のとおり、調理してから2時間、あるいはまた配送時間が30分以内、

このへんについては行政としては、最大限の努力をして、そのように配車といいたまうか、届くようなことは考えなければならぬと思いますし、私もこの議場でもお話ししましたが、食育という問題に関しては調理のとり方とか、あるいはまた食事のバランスとか、あるいはまた地産地消の話もよく聞きますけども、ぜひひとつ、市民の皆さんにもご理解をいただきたい、教育現場にもご理解をいただきたいと思うのは、長坂の給食センターだったならば、昔は長坂町さんが地産地消であったかもしれませんが、今は合併した北杜市ですから、北杜市内のもの、あるいはまた、ちょっと大きく梨北農協管内のものは地産地消だという認識で、これからは行政としては考えていきたいと思っておりますので、併せてご理解をいただきたいと思っております。

いずれにしても、子どもたちの教育、基礎体力が落ちているとかなんとかという話がありますけども、私は校長先生たちにもお願いしたわけでありまして、ぜひひとつ、朝ご飯をとるようにしてほしいと。朝ご飯をとることも、学校給食だけではなくて、食育教育の大きなウエイトであるはずであります。これはちょっと、今日の議論から脱線しますので戻しますが、ぜひひとつ、給食センターについては、そういう思いで頑張りたいと思っておりますし、このような少子化のときに、5年、10年なんか、すぐなんです。目をつぶってみて、北杜市に子どもたちが、10年後に小中学で2,800人、この少子化対策もしなければならぬんですけども、仮に2,800人のときに給食センターが3つ、4つある、この市民の批判のほうは、私は多いはずだと思います。そういう意味からすれば、ぜひ、長坂プラス（仮称）北杜給食センター、2つの形で、あとの問題は2時間、30分、地産地消、食のとり方等々については、行政としては、あと全力で応えていきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

あとの件については、担当でそれぞれお答えします。

○議長（小澤寛君）

古屋保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

看護職員の確保についてでございますけども、現在、看護師は2つの病院で141名。正規職員が95名、臨時職員が34名、パート登録が12名います。いろんな機会を通じて、募集をしておりますけれども、新卒看護師や若年看護師は大学病院とか総合病院とかの志向があって、なかなか難しいと。そして、例えば長く勤めていただいても、就学児を抱えた看護師は夜勤とか等がありまして、フルタイムでは働けないと、こういうことがあって、職場を去る方が多いと、こういうこともあります。

実際には託児施設等も考えなければならぬのかなと思っておりますし、夜勤体制の工夫もしていかなければならぬと、こういうことでございますけども、今後は退職者の再雇用とか、あるいはパートの職員、今までも積極的に募集はしておりますけれども、さらにパート職員等も、フルタイムで働けない看護師さん等を募集する方向で、看護職を補っていきたくて、こういうふうを考えております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

福井企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

入札制度の一般競争入札の関係につきまして、お答えを申し上げたいと思っております。

北杜市では、昨年の工事の入札件数を見ますと、工事のみで286件、それから物品委託等を含めると、395件という膨大な件数にのぼる入札が行われております。

そういう状況の中で、一般競争入札はいつから導入するかというご質問ですが、来年度、平成19年度から施行したいということで考えております。

その内容でありますけども、県下の情勢等も見ただ中で、予定価格で考えられるということがあります。いくら以上のものを入札するかということにつきましては、予定価格で判断するのが適当かなと思っております。

県内の状況ですと、5千万円から、高いもので3億円以上というような状況の中で、それぞれ実例がございます。平成17年度の北杜市の入札関係を見ますと、5千万円以上の入札件数が23件でありました。また、1億円から1億5千万円以下が11件、1億5千万円以上が2件というような状況下でもあります。

そんな状況を十分精査しながら、北杜市としては、これから19年に向かって一般競争入札を進めていきたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、県下の甲府市を除く他市の実績等につきましては、年間1、2件から5件の間で一般競争入札が行われているという状況もございます。

以上で、説明に代えさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小澤寛君）

真壁産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

観光協会の組織の強化の、ご指摘はどういうふうな対応をしていくかということについてですけども、いずれにしろ、各支部との連携は市としても大事ですし、組織の充実が観光振興に非常に進んでいくものと考えております。今の、現在の状況では各総合支所の振興担当がしているような状況ですけども、今後とも各支部との連携のために、各支部の理事さんともございますし、観光協会の理事さんもございますし、各支部と連携をとりながら、組織の充実を図っていくために、市としても、それに対して、どのような支援ができるかということで、支援策については考えていきたいと思っております。

それからJTBが行います社会実験等について、観光協会、商工会等の管轄でございますけども、当然、現在、行っている実験には観光協会、商工会、市も一緒になって、それに組み込んでおりますので、今後とも、その観光振興のために、さらなる連携を深めて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

7番議員、まだ質問はございますか。

7番議員、鈴木今朝和君。

○7番議員（鈴木今朝和君）

給食の問題について、もう一度、お尋ねをしたいと思います。

市長の言っていることはよく分かりますけど、例えば調理後2時間以内、学校に配送までが30分以内ということ、そのことがクリアできるかどうかということが非常に疑問ですけど、今言ったようにクリアするというような話ですけど、そのことを含めて、2千食の施設か、例

えば1千食の施設を、例えば、具体的にあと1カ所造るかというようなことを考えたときに、より、そういうクリアが、今の時間のクリアはでき得ると思いますけど、あえて2千食というのは効率とか経済とか、先ほど市長が言ったように、こういう時期に、施設を3つも造るのはどうだという、ちょっと、それなりの発言がありましたけど、私は自校給食とまでいかななくても、それに近い、例えば1千食くらいの施設を造ったらどうかということを前から考えておりましたけど、そんなことがあります。

それから、例えば、大きくまとめて給食した場合に心配になることは配送に出るときに、調理時間が非常に、順に出ていきますので、調理時間が短くなると。簡単な加工商品みたいなものが増えて、手作りのものが少なくなる。地域性に富んだ献立もなかなか難しくなると。例えば、万一、中毒が発生した場合には被害が大きくなることも心配されますし、それから現場としての、例えば給食指導の問題で、栄養士がたくさんを学校を抱えている場合に、直接、現場へ行って指導をするのが、非常に回数が少なくなると、ほとんどできなくなるということも、これも1つの心配があります。

それから、アレルギーへの対応は、今、大体、給食、牛乳については長坂もやっておりますけど、あと細かいアレルギーについては、各学校でそれぞれ相談してやっていると。非常に、実際はかなり厳しいようです。いろいろなアレルギーの子どもが増えてきている。なかなか大変なようです。

それから先ほど、地産地消の問題が出ましたけど、地産地消で、こういう話を、大きいセンターのやっているところで聞きますと、地元の業者へ今まで頼んでいたけど、頼めなくなったと。というのは、たくさんものをいっぺんに必要だから、それを地元の業者が引き受けることができないと。何週間前に引き受けても、それは結局、中央の、もとのところへ注文に行くから価格も高くなるし、結局、大規模な大手の業者へいっぺんに頼んで持ってきてもらうほうが、非常にいいと。そういうふうになってしまうというような話を聞きました。

そのへんのこともひとつ、食材の一括購入というようなこと、あるいは地産地消の問題ですけど、現に長坂あたりにも聞いてやっていますけども、お米については全然、問題ないと。一括。ただ、ほかの野菜については、調理器が新しく、カッティングをする機械が、ある規格というんですかね、でこぼこのものをやたら、大きいジャガイモも小さいジャガイモも一緒というわけにはいかないと。大体、規模のそろったものを持っていかねばならないと。ほかの野菜もすべて、そうです。だから結局、小さい農家の人たちが集めて持ってきたとしても、なかなか難しいと。返されたり、作るのが非常に難しいと、それだけの、今、この北杜の中には組織的に、そういう野菜を作って出すような、そういうものがないというようなことも、非常に心配になります。そのへんのことをどうお考えか、ちょっとお伺いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

大変、関心も高いし、重要であるからということだと思いますけども、給食施設のあり方についてだということだと思います。

同じような答弁になろうかと思いますが、地産地消につきましても、今、鈴木議員、ご指摘のようなこともあろうかと思いますが、仮に長坂給食センターのほうも、（仮称）北杜

給食センターのほうも地産地消についての位置づけは、先ほど、私もお話したような思いで、指導してまいりたいと思っております。

それから、食中毒のお話がありましたけども、確かに中毒は、いまさら言うまでもなく、避けなければならないわけでありまして、そういった食中毒を衛生管理上、しっかりするためにドライ方式にすると、こういうことでもあります。厚生省の指導も、北杜市の既存の給食施設は、そういう意味からすれば、衛生管理上、問題があると。分かりやすく言えば、早くドライ方式にしないと、こういうことでもありますので、食中毒を防ぐ、いろんな衛生管理上、ちゃんとしたものを子どもさんにあげたい。それが、ある面で言うならば、ドライ方式というふうになるわけでありまして、ぜひひとつ、給食センターのあり方については、そういうことで、ご理解をいただければありがたいと思います。

それから、もう一つ。アレルギーの問題がありまして、確かに今日的、子どもがいろんな意味でアレルギー問題を各学校で、それぞれ抱えていることは確かだと思いますし、とりわけ食に対する、そういったアレルギーもあることも、私も子どもを育てた経験として、あるわけでありまして、そのへんについても、栄養士等々にしっかりと指導してまいりたいと思しますので、ご理解をいただきたいと思っております。

先ほどの答弁と同じようになるのかもしれませんが、この給食施設のあり方においても、後世にいろいろな意味で負担を残したくないという思いで、総合的に判断して、このような決断をしておるわけでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

7番議員、まだ質問はございますか。

（ な し ）

これで、鈴木今朝和君の会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

鈴木孝男議員が、ただいま出席いたしましたので報告をいたします。

次に北清クラブの会派代表質問を許します。

北清クラブ代表、28番議員、坂本治年君。

○28番議員（坂本治年君）

北清クラブでの代表質問を、4項目について行います。

まず質問に入る前に、市が先に応募しました大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実証研究の事業にかかる委託先としまして、北杜市が採用されましたことには、まずお喜びを申し上げます。また、応募に関係しました皆さま、ご苦労さまでございました。

わが北杜市の、人と自然が躍動する環境創造都市にふさわしい快挙であると思うところであ

ります。これには計画立案、企業の協力等が素晴らしいことであったと考えるところであります。まずは、おめでとうございます。

さて、質問に入ります。

まず、4項目について質問をいたします。

1つ目、財政の健全化であります。

北杜市は16年11月に7町村が合併し、18年3月には小淵沢町と合併しました。8町村は財政基盤がもともと脆弱であったことに加え、バブル崩壊から始まり、景気低迷による地方税や地方交付税の減少など、非常に厳しい財政状況の中で起債を活用したり、基金の取り崩しを行いながら、生活基盤の整備や地域活性化対策と住民の要望に応えてきたと思うところであります。こうした結果、16年度末現在の北杜市の普通会計における地方債残高は410億円を超え、特別会計の上下水道、公営企業、病院等を加えた合計は900億円にもなっております。

総務省は財政危機に陥った自治体を財政再建団体に指定する新たな指標として、地方債や一時借入金、公社、特別会計、一部事務組合等の繰り出しの債務残高を加える方向で検討に入り、指標を増やすことで財政難の自治体を早めに把握することだと報道されました。

自治体の起債が許可制から協議制に移行されたことに伴い、新設されました実質公債費比率は起債制限比率に変わり、市町村の公債費負担の度合いを図る指標とされた制度であります。これが18%以上の財政悪化団体は、依然として地方債の発行にあたり許可が必要であり、25%を超えると、単独事業などの起債は制限されます。先に本市の15年から17年度の3カ年の平均値の実質公債費比率が18%と公表されました。許可の前提として、公債費負担適正化計画の策定を求められます。また、最悪の場合、北海道の夕張市のように、財政再建団体となり得る可能性もあるわけであります。このようにならないためにも、財政運営が大切と考えます。そこで市長に考えを伺います。

1つ、17年度の普通会計ならびに特別会計等の地方債の残高は。

2つ目、公表された実質公債費比率は18%といわれていますが、18年度末の予想はいかがでしょうか。

3つ目、これらの中で繰上償還と低利借り換えはできますか。

4つ目、一般財源の拡充は。税込、滞納、企業誘致等であります。

5つ目、特別会計への繰り出し抑制は。料金改定。

6つ目、歳出の抑制。広域事務組合等であります。

大きい2つ目に、北杜市の農業について伺います。

わが北杜市は清らかで豊富な水資源、高原性な気候、長い日照時間から得られる農作物、県下最大の農地面積を有しております。また、県内有数の稲作地帯であるとともに、高原野菜や花卉類、大豆や酪農、そば等が圃場整備された優良な大地の恵みを生かした、多様な農産物を生産されています。しかし、市はすでに4人に1人が65歳以上の高齢者であり、少子化も進んでいます。

市の5年、10年後の野菜、果樹の大・中規模の生産者は減ることが危惧されております。トマト、レタス、白菜等の生産は技術、経験等が必要であり、一朝一夕ではできません。やはり、県下最大の稲作地帯を生かした武川米、北杜米のブランドを生かしていくことが最上と考えます。

しかし、平成19年度から国内農業の体質強化については、意欲と能力のある担い手に絞った農業者を支援するものであるといわれています。米の低価格化、水田の委託、放棄地も増えると考えられております。この厳しい農業経営にどう対処していくのか。認定農業者、行政、JAの指導者等を中心に農業法人、集落営農、認定農業者をどのように援助して、育てていくか。国、県、市の役割は重要と考えております。市長の考えを伺います。

1つ、農業者の高齢化による地域における後継者対策は。

2つ目、認定農業者の育成と法人化、集落営農への対策は。

大きい3つ目であります。地域交通ネットワークの整備はについて、お伺いします。

市長は6月議会で、国土交通省より日本風景街道の1つとして、八ヶ岳南麓風景街道が国交省の支援ルートに決定されたと表明されました。八ヶ岳南麓風景街道の基本コンセプトである自然と美しく共生する、ふれあいの道、感動の道、やさしい道の実現に取り組むと市長は述べました。

北杜市は602平方キロメートルの面積を有し、県総面積の13.5%を占める県下最大の市であります。市の8つの杜を結ぶ幹線道路の整備は、市民の足としての通勤・通学、また災害時の緊急避難道、また県外より観光客として訪れる人たちの安全・安心な道路として、非常に重要であることは言うまでもありません。そこで、新市建設計画に掲げ、計画推進を行うこととなっている道路整備計画について、市長に伺います。

1つ、内部環状線であります主要地方道、長坂高根線。

2つ目、内部連携線であります主要地方道、北杜八ヶ岳公園線。

3つ目、内部連携線であります、ふれあい支援農道、小池長坂線の整備の進捗計画。

4つ目、内部環状線の県道、日野春停車場線。

5、中部環状線であります、小淵沢武川広域農道の進捗は。

6つ目、市全体の市営バスの運行計画、料金統一、交通弱者に対する考えを伺います。

大きい4つ目であります。災害に強い地域づくりは。特に河川災害について、伺います。

災害は、忘れたころにやってくるといわれています。この近年、地球温暖化等の影響で兵庫県の丸山川、宮崎県の五ヶ瀬川、長野県の天竜川の堤防が決壊し、甚大な被害を被っています。特に山梨県は険しい山々に囲まれており、糸魚川静岡構造線で脆弱な地質のため、災害が起きやすいといわれています。

水害には土砂災害と河川災害とがありますが、土砂災害は狭い範囲で発生し、局地的な豪雨は雨量の算出や土砂災害の危険予想も難しいといわれております。また、河川災害については、山梨県は扇状地が多く、急流を堤防で守らなければならないわけですが、しかし、川は蛇行しているため、堤防が満杯でなくても蛇行する流れの勢いで、堤防が決壊するおそれがあります。私は昭和34年の伊勢湾台風で、武川の牧原が一面川原になったことを思い出します。あの悲惨さは47年前のことですが、はっきり覚えております。

釜無川、塩川、大門川、川俣川における土砂災害が発生した場合のおそれがあると思います。市はどのような対策を考えているか、お伺いします。

1つ、ハザードマップの作成はであります。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

坂本治年議員の、北清クラブの代表質問にお答えいたします。

国事業太陽光発電研究施設に高い評価をいただき、大変ありがとうございます。環境創造都市が少しでも見えてくればと、事業目的を超えて、私も期待しているところであります。

財政の健全化について、いくつかご質問をいただいております。

最初に平成17年度の地方債残高についてであります。普通会計が467億円、それ以外の特別会計が542億円で、合わせて1,009億円となっております。

次に実質公債費比率の18年度末の予測についてであります。本年度の税金など、現時点では不確実なものがあり、算定困難であります。本年度の公債費の額から考えますと、本年度より、やや上昇すると推計されます。

次に既発行の地方債の繰上償還や低利な起債への借り換えについてであります。政府系資金の低利への借り換えは、ごく一部しか認められず、繰上償還には利息に相当するような多額の保証金の支払いが必要になります。

また、繰上資金の繰上償還は可能ですが、減債基金の残高は8億8,600万円と、年々減少し、それ以外の財政的な余裕もないため、大変、厳しい状況にあります。こうした状況ではありますが、公債費負担適正化のための手段の一つとして、検討を行ってまいりたいと考えております。

次に一般財源の拡充についてであります。平成17年度の市税につきましては、現年度課税分収入済み額5億5千万円、徴収率で96.8%。滞納繰越分徴収済み額1億6,300万円、徴収率にして25.2%。合計59億1,300万円となっております。その結果、前年度に比べ、2億3,700万円の増となり、徴収率におきましても0.9ポイント上昇し、89.8%となりました。これは昨年度、不動産物件の差し押さえ執行等を行ったことが要因であると考えております。

また、今年度につきましては、7月から9月までの3カ月間、県職員3名の派遣を受け、市職員と共同で徴収事務にあたったところであります。特に債権の差し押さえ執行を重点とし、預貯金等金融機関の調査や給与調査を行い、これまでに預金差し押さえを執行し、現在も債権差し押さえを視野に調査を行っているところであります。今後も引き続き、徴収強化に努め、昨年度を上回る徴収率を目指してまいりたいと考えております。

また、企業誘致についてであります。一般財源の確保・拡充には、なんといっても法人市民税等の確保が考えられますが、まず地元企業が元気であること、そして新たな企業を誘致することが最善の方策であると考えております。

北杜市となつてからは、株式会社オキサイド、株式会社大浩電子、株式会社明和電機、日東樹脂工業株式会社、株式会社リガクの5社に対して、誘致企業としての指定書を交付いたしました。さらに3、4社見えておりますが、プリーズカムしているところであります。

今後も新たな企業に対する誘致活動を積極的に展開し、一般財源の確保・拡充に努めていきたいと考えております。

次に特別会計への繰り出し抑制についてであります。平成18年度当初予算の北杜市一般会計から各種特別会計への繰出金は総額52億8,458万2千円で、一般会計歳出総額の18.5%を占めており、各事業会計の事業推進のため、法定により定められた負担額と整備事業執

行時に借り入れた起債を公債費等償還のための財源として、繰り出しているところであります。

国保、老人保健、介護保険等医療福祉事業のための繰出金は、国庫、県、市などの負担割合が決められており、住民の福祉向上のため、国の施策に従って、繰り入れているものであります。

病院、上下水道等の企業会計への繰り出しについては、これまで、8カ町村が病院事業や安心・安全な水道水の確保、公共水域の保全を目指し、積極的に事業推進を図るため、財源確保として起債を起しております。この公債費を北杜市が引き続いて、償還するものであります。

今後、早期に一般会計への財政負担軽減や公営企業の健全な経営を目指すため、将来にわたる全体計画の見直しを行い、独立採算性と受益者負担の原則に立ち、経営努力に努めるとともに、行政改革大綱の推進管理を図り、中長期的な行財政計画を立て、繰出金の抑制に努めてまいりたいと考えております。

また、上下水道事業に関わる分担金、使用料の改定につきましては、旧8町村の実情もあり、どのように統一を図っていくかが課題であります。現在、全体計画の見直しをコンサルタントに調査委託をしておりますので、これらの成果をもとに、各審議会に諮り、方向性を見い出してまいりたいと考えております。

次に歳出の抑制についてであります。

峡北広域行政事務組合への負担金につきましては、合併前の町村の均等割等の負担割合を継承しているため、北杜市の負担割合は高く、蕪崎市および甲斐市と比べ、著しく均衡を欠いております。特に、平成18年度のゴミ処理特別会計運営費の均等割においては、蕪崎市が344万円、甲斐市が688万円の負担に対し、北杜市では2,753万円を負担する予定であります。

この不均衡を是正するべく、本年1月に峡北広域行政事務組合事務所において、事務担当者の協議があり、その結果として、平成18年度中に協議を行い、合併後、3年を経過する平成19年度から見直すことを確認しております。

また、峡北広域行政事務組合の自治会への協議事項として提案することにつきましても、要望したところであります。

次に北杜市の農業について、いくつかご質問をいただいております。

最初に農業者の高齢化による後継者対策についてであります。現在、市の農業を取り巻く環境は農業従事者の減少や高齢化に伴う担い手不足、農地の遊休化等、多くの課題を抱えております。しかしながら、農業は市の産業の柱であり、この柱を守る農業振興策は農業の担い手確保にかかっているといたっても過言ではありません。

また、国の農業支援施策も昨年度から集落営農の推進と担い手育成、営農組織の法人化に力点が置かれており、担い手の育成確保には、個人農業者に頼ることには限界があるため、地域農業者が中心となった組織経営体の構築が必要であると考えております。

現在、市内で構築された組織は2法人、構築準備がされている組織が5団体あり、県・市・JAと協業のもと組織育成支援を行っており、今後も全市が網羅できるよう組織の構築を支援してまいります。

次に認定農業者の育成と法人化、集落営農への対策についてであります。本市の認定農業者は8月末現在で、個人116人と13の法人が認定されております。これまでの支援措置としましては制度責任借入の優遇措置、また、これに対する利子補給制度などでありましたが、

平成17年度からスタートした、新たな中山間地域等直接支払い制度での交付金、上乘せ要件のための認定農業者確保等、国の各種交付金事業において、認定農業者の確保・育成が最重要視されております。

市では昨年度、設立した担い手育成総合支援協議会を核として、農業の担い手である認定農業者の確保、育成に努めているところであります。

また、法人化や集落営農への対応につきましては、当協議会を中心に、市内の担い手農業組織に法人化のメリットを説明し、経営規模の大きい個人の認定農業者には、経営状況の調査を行っており、組織および個人とも法人化への移行を推進しております。

集落営農につきましては、現在、中山間地域等直接支払い制度での活動の中で、集落営農を目指した取り組みを模索している地区もありますが、国の品目横断的経営安定対策等の恩恵を受けるためには、一定の条件を満たした集落営農組織を構築することが必要であります。

規約や農地の利用集積目標、農業生産法人化への計画策定などのほかに、経理の一元化という極めて高いハードルもあります。これまで、農業者個人で販売を行っていた農業経営を、集落営農組織の名義で販売し、組織の収入とすることとなりますので、地域の理解を得るためには、制度の十分な説明と、この制度に耐えることのできる組織づくりが不可欠と考えております。したがって、担い手組織の立ち上げや育成を支援する中で、この組織が中心となって集落営農組織へと進展を図っていく方法を推進してまいりたいと考えております。

次に地域交通ネットワークの整理について、いくつかご質問をいただいております。

最初に道路整備計画についてであります。市民の利便性の高い基幹道路網の整備や地域内コミュニティを確保するための、生活道路網の整備等を順次行っているところであります。

主要地方道、長坂高根線につきましては、五丁田の交差点を中心とした改良工事であり、平成15年度から用地買収を行い、すでに用地の75%の買収が完了しております。平成21年度工事完了を目標に、用地買収が済んだところから、順次、工事を進めているところであります。交差点を南北に走る八ヶ岳公園線も、併せて工事に入っているところであります。

主要地方道、北杜八ヶ岳公園線につきましては、下黒沢地内から若神子地内への改良工事があります。この路線につきましては、昨年度から用地買収に入っており、本年度は下黒沢地内において改良工事を行う予定で、若神子地内におきましても、現在、用地買収を進めているところであります。

ふれあい支援農道ですが、高根町区間は現在、国道141号から高根ラインガルテン先まで供用開始となっており、本年度は小池地内から上黒沢地内の間の舗装工事を行う予定であります。そうしますと、国道141号線から、八ヶ岳公園線が供用開始になるということになります。

また、長坂町区間では夏秋地内から長坂中学校までの供用開始になっており、本年度は長坂中学校から主要地方道、茅野小淵沢葦崎線までと、夏秋地内から塚川地内までの用地買収を行う予定で、平成21年度の完成を予定しております。

県道、日野春停車場線ですが、昨年度、下和田地内から用地測量と地元説明会を行いました。本年度は用地買収を行い、用地買収ができ次第、工事を行う予定であります。

残りの区間につきましては、順次、橋梁調査、詳細設計、用地測量を進めていく予定であります。

広域農道、甲斐駒ヶ岳線についてですが、白州町区間は現在、鳥原地内の国道20号からシャ

トレーゼ入り口までが供用開始となっており、本年度は竹宇地内と前沢地内の用地買収を行う予定であります。

また、武川町区間では、真原地内から白州町大坊地内までの間で供用開始となっており、本年度は山高地内と黒沢地内の用地買収を行い、順次、用地買収ができ次第、工事も行っており、平成22年度の完成の予定であります。

以上の県関係の事業につきましては、早期完成をするよう、県に強く要望してまいりたいと思います。

次に市営バスについてであります。

北杜市内には市営バスと民営バスが運行されており、自家用車を運転できない高齢者など、交通弱者には欠くことのできない公共交通機関であります。現在、運行している市営バスは合併前の運行形態となっているため、運行時刻や路線の重複、料金差などが生じており、利便性・合理性を欠いております。

このため、市では昨年度から山梨大学・大学院教授を委員長とし、市内で公共交通に関わる団体の代表者や、公共施設の送迎バス運行を担当する市役所職員で構成する北杜市地域公共交通再編計画検討委員会において、市の全域を捉え、バランスの取れた路線を整備して、利用しやすい市営バスの運行を目指して、検討を行ってまいりました。

今年度は昨年度より、とりまとめた基本方針をふまえ、具体的な路線、運行時刻や本数、利用料金などの運行形態について検討を行い、段階的にその整備、改善が図られるよう、北杜市地域公共交通再編計画の策定に取り組んでいるところであります。

最後に、災害に強い地域づくりについてであります。

災害想定地図、いわゆるハザードマップにつきましては、市の地域防災計画はもとより、国土交通省および県が指定する浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を盛り込み、作成する必要があります。

浸水想定区域の指定状況につきましては、県が本年度をめどに県下全域の調査を進めることになっており、北杜市管内における塩川、釜無川水系については、すでに調査が完了したとのことではありますが、指定は平成20年度となる見込みであります。

土砂災害警戒区域については、現在、県が調査を進めている段階であり、平成20年度までに調査を完了し、区域を指定することとなっております。

これら県の調査が終了次第、地域住民との協議を経た上で、ハザードマップはもとより、広域避難施設や災害初動等を包括した市民のための災害マニュアルを作成し、各戸配布ができるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

28番議員、再質問はございませんか。

坂本治年君。

○28番議員（坂本治年君）

先ほど、市長が答弁されました債権の問題でありますが、16年度末には合計が900億円、17年度末におきましては1,009億円と、膨大な数字が挙がっておりまして、簡単に申しまして、5万人の人口の中で1,009億円となると、1人当たりで換算しますと、

200万円になるわけでありまして、例えば、この1,009億円は生まれた子どもから90歳の老人まであるわけでありまして、この財政の厳しいことを市民の方々がどう思っておるか、もっと自覚して、どのように、この債権を減らしていくかということが重要であります。

今、市長が申しましたように、自主財源を確保しなければならない、例えば今言ったように、ミネラルウォーターといいますと、例えば私たちも水道水は買っております。例えば、これは、企業であれば、自分の敷地の中で、水を掘って持っていけば、それは税金もかからないというようなことは、やはり、これは不公平になると、私は考えております。そのへんのところを、もっと慎重に考えることも重要かと思えます。

それと18年度の、例えば実質公債費比率が18%以上を越すといわれております。これは財政悪化団体になるわけでありまして、公債費負担適正化計画の提出を求められるわけでありまして、こうした場合に、この公債費比率をいかに減らしていくかということも重要でありまして、これは歳入を増やして、歳出を抑えることを考えなければなりません。この歳入を増やすために、例えば今、北杜市の中で5社が誘致企業として採用されたと報告されました。

私は、山口県の宇部市では、企業誘致に情報提供者報奨金を支払う制度を設けておるそうであります。個人、企業がそういう情報があったならば、やはり、そういうことを採用して、企業誘致に努力していると。やはり、北杜市でもそういうことを採用していただけたらと思います。それが1つです。

次に滞納に対する市税、国保税、上下水道、公共料金の問題であります。一般会計から繰り出しが今、52億円と言われております。これはやはり、県からも3人来て徴収に協力して、指導しておるということでありますが、この徴収専門部の委員を設け、徴収の事務の共同化を図って、それをやはり外部に委託して、専門に徴収を、徴収率を上げていったらと思います。去年度は0.8ポイント上昇したといわれておりますが、なおかつ、それを上げることが重要だと思えます。

例えば、島根県とか香川県は、悪質な滞納者に対しては、生活必需品である自動車の差し押さえをするということを、もう実際、行っておるそうであります。北杜市でも、経費はかかるとは思いますが、やはりそのような、自動車みたいな必需品も差し押さえをする、悪質な者には、そういう検討も必要ではないかと思えますが、そのへんはいかがですか。

また、上水道への繰出金を抑制するわけでありまして、合併項目の中で、早期に統一を図ることが謳われております。北杜市の中では、非常に水道はまちまちであります。そのへんを市長はどのように考えておるか。いつごろまでに計画で、料金を統一して、加入負担を統一していくかということをお尋ねします。

次に北杜市の農業という問題ですが、担い手農業育成条例の第3条の2項に農地集積助成金という問題があります。農業経営基盤強化促進法に基づき、市が作成する農業地利用集積計画による賃借権を設定したのに対しまして、助成額が標準小作料の2分の1とあります。北杜市が、この制度になって、この第3条の2項をどの程度の人が利用したか、そのへんを伺います。

次に認定農業者は、例えば4ヘクタール、集落営農組織としては20ヘクタールを確保しなければならないと謳っております。その助成制度が、担い手育成条例の中で、第3条の2項に、1項と3項には100万円を限度額として設けられておるわけですが、第3条の中に助成金が、限度額が設けてありません。例えば4ヘクタール、20ヘクタールという膨大な中に対して、

標準小作料の2分の1以内に助成するという項目であると思いますが、その限度額が無制限であるか、やはり、どのへんまでの限度額を行っているか、そのへんもお伺いします。

次に地域交通ネットワーク整備の問題であります。運行計画、料金統一、交通弱者の問題であります。

市の中には市営バス、スクールバス、園児送迎バス、福祉バス等が市内の中で運行されておりますが、まず料金であります。有料、無料、個人で送迎しておるわけでありまして、交通弱者にとっては、大変ありがたい制度が一部にはあるわけでありまして、市民の受益者負担ということを考えると、非常に大きな不平等が生じております。この料金改正は、例えば今、市長が申されましたように、地域再編計画で検討しておると言われておりますが、われわれとすれば、例えば保育園には父兄が送り迎えをしているんです。ある地域によっては、無料でバスで送り迎えをしていると。このへんのところがやはり、もうちょっと早めに検討して、受益者負担平等にやるべきだと思いますが、そのへんのことを市長にお伺いいたします。

次に小淵沢武川の広域農道の進捗ですが、20号線のバイパス的な意味を持っていると思います。例えば、20号線で事故が起きたときには、やはり、どこかバイパス的というところがなければ、交通渋滞が非常に起きると思っております。そのへんのところを、もう少し早めに整備していただければと思います。

次に災害に強い地域づくりということですが、先般、新聞報道によりますと、富士川の河川堤防の安全調査が行われたと報道されました。110キロメートルが調査済みで、そのうち33%にあたる38キロメートルの残が、堤防の強化不足が指摘されたと報道されております。この38キロメートルの中に、北杜市の堤防が含まれているかどうか。また、含まれていたならば、今後、市長もハザードマップを、20年度までに作成すると表明されておりますが、そのハザードマップに、それも含まれたハザードマップを作ることが必要ではないかと思っております。ということは、災害は最小限に防げなければならぬわけでありまして、その市民も協働で、マップを作ったならば、災害に対する意識高揚につながると考えております。そのへんのところも、市長に伺いまして、私の再質問といたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

どういう順序で答えていいかわからないくらい、たくさん質問をいただきまして、ありがとうございます。

今、坂本議員もご指摘のとおり、何はともあれ、財政再建団体にならないよう、これからも全力で舵取りをしていきたいと思っておりますので、議員はじめ市民の皆さんのご理解をいただきたいと思っております。

そういう意味で、歳入を増やして歳出を抑えると、これはもう、当たり前と言っては議員に失礼ですけども、当たり前の議論だと思います。そういう意味からすれば、私どもも支出の抑制のために行財政改革アクションプランをつくって、お互いに血を出す、我慢する、そんな思いで、支出を抑えていきたいと思っておりますし、収入を増やすという意味からすれば、先ほど、いくつかお話ししましたが、企業誘致が一番見える、これは市民の雇用も図れると、そういうことでもありますので、企業誘致についても、行政を挙げて全力であたっているところであり、もう

1つは、先ほど言ったような自主財源もという思いであるわけであります。

これも言うまでもなく、起債の制度上、10年、20年、上下水道に至っては30年というスパンで借りているわけでありますので、今日ここで、ちょっとやったから数字がよくなるわけではないわけでありまして、先ほど来、お話している実質公債費比率でいうならば18.0%が、これから当面の間、伸びていくことも、大変、心配されているところでありますが、何はともあれ、財政のあり方については、ぜひひとつ、市民等しくご理解をしていただきたいと思えます。

それから企業誘致で、報奨を考えたかどうかという、山口県の例も話されましたが、極めて余談でありますけども、私も県会議員のころ、こんなことを執行部に指摘したことがあるわけでありまして、これはこれなりに問題はあるわけでありまして、積極的な企業誘致という意味からすれば、十分、検討の余地があると思えますので、考えてみたいとも思っております。

それから、先ほども答弁しましたが、徴収率を上げるということでありまして、県の職員と一緒に、今年7月、8月、9月とやったんですけれども、県の職員も一生懸命やってくれました。私どもの職員も一生懸命やりました。徴収率が上がったことは確かであるわけでありまして、当面は県と一緒に、現在の制度の中でやりたいとは思っておりますけども、今日的に外部に委託するのも1つの方法かもしれません。あるいはまた、専門的な徴収員を考へることも、徴収率を上げるための1つの方法かもしれません。そんなものも視野に入れながら、徴収率アップに努めてまいりたいと思えます。

それから地域交通の中で、基本的にはありがたいけれども、いろいろな意味で負担、受益者等々の問題については、ちょっとアンバランスがあるぞということも、私も心配しているところであります。いろいろな意味で、公平にしなければならぬということもあろうかと思ひまして、今、担当課では、これを全力で、ルートとか、あるいはまた、スクールバスだけではなくて、市民バスで運行すればいいのではないかと、時刻表が重ならないようにとか、当たり前のことですが、今、全力でこれをやっているわけでありまして、専門的な言葉で言えば、最近デマント交通、分からない人もいらっしゃるかもしれませんが、デマント交通も面白いではないかというふうな話もあるわけでありまして、基本的には市民の足を確保するために、全力で見直しをしていきたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

それから、甲斐駒広域農道のお話は、確かに20号線のバイパス的な機能を含めて、これを位置づけたことは確かでありまして、地域住民が大変、期待していることも確かだと思ひます。

そうはいつても、年々4億円か5億円ぐらい、これを投資しておるわけでありまして、まだ時間はかかるかもしれませんが、小武川という金のかかる橋梁も待っていますので、全線開通と言へば時間がかかるわけでありまして、重要性から考えてみて、全力であたりたいと思ひます。

それからハザードマップの、釜無のほうの安全性、堤防のほうは大丈夫かという話でありますけども、私も常日頃から国土交通省とは風通しをよくしているつもりであります。平成18年度の、このような会議のときに、1つだけ言わせていただくと、武川の柳沢の上流の石空川が非常に心配だと。このへんをぜひひとつ、もう一度、再チェックしてほしいと。そうすれば、大武川の流路口から、ずっと釜無川から下にかけては、北杜市としては安心・安全になるという思いでやっているところであります。

県のほうにも、塩川と釜無が北杜市にとって、一番大きな被害を受けそうな区域でありますので、県にも塩川のほうは言っているところでもありますので、ご理解をいただきたいと思いません。

あと水道問題、農地利用をはじめた農政の問題等々については、担当部長のほうから答弁させます。

○議長（小澤寛君）

生活環境部長。

○生活環境部長（進藤忠衛君）

財政の健全化の中で、上水道の繰出金につきまして抑制を図れと、また、料金の改定、加入金の見直し等はいつごろかという、ご質問でございます。

平成16年に7カ町村が合併しまして、平成18年、小淵沢町も合併しましたが、市内には全体で46地域の簡易水道がございます。その合併時から平成21年度までに、各町村が持ち寄った地域の簡易水道を統合するというので、23事業に統合していこうということで、21年度をめでに統合整備事業を進めております。また、この統合整備事業を進める中で、現在、本年度から北杜市における水道事業の統合整備計画というようなことで、3月末までにコンサルタントに調査委託をしております。これにつきましては、配水池の築造だとか、老朽管の整備、石綿管の敷設替え、こういうものもしております。

また、先ほどご質問をいただきました、加入金、分担金、使用料等の改定につきましては、旧町村時代から料金の格差が非常に大きくて、均一化には時間がかかると思われまます。この問題につきましては、今後、この計画が策定されたところで、水道運営委員会等を設立して、今後の整備方針、また料金の改定等について、ご審議・ご協議いただくということで計画しておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

柴井建設部長。

○建設部長（柴井英記君）

先ほどの坂本議員さんの国交省の河川調査、堤防調査の結果で、北杜市が入っているかということでございますが、静岡県側より現在、調査をしているということで、北杜市については含まれてございません。

なお、北杜市内を流れる河川につきましては、県が管理する河川がほとんどでありますので、今後、県が共同調査を行っていく予定と聞いておりますので、災害に強いまちづくりのために、河川改修工事等々につきましても、先ほど市長の答弁にもありましたように、国・県のほうに強く働きかけていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

先ほどの担い手育成条例の助成状況ということで、お聞きになっておりますので、それに答えたいと思います。

担い手育成条例の助成金につきましては、4つの助成金がございます、1つには農業教育研修助成金、それから農地集積助成金、それからチャレンジ農業助成金、それから制度資金等の利子補給助成金ということで、助成をしております。

その状況につきまして、農業教育研修助成金につきましては、助成状況につきましては、今まで3件ございました。長坂が2件、小淵沢が1件でございます。金額につきましては、それぞれ251万円の助成金でございます。

それから農地集積助成金でございますけれども、助成状況につきましては、白州町で1件ございました。これは、金額については16万8千円でございます。

それからチャレンジ農業助成金につきましては、助成状況は八ヶ岳のヤーコン組合と白州町のイチゴ生産につきまして、2件助成をいたしております。

それから制度資金等の利子補給の助成金につきましては、梨北農協などに29件の助成を行ってきております。

先ほどのチャレンジ農業につきましては、助成状況は200万円でございます。それから今の利子補給助成につきましては、合わせて87万円でございます。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

28番議員、まだ質問はございますか。

坂本治年君。

○28番議員（坂本治年君）

財政再建化の問題であります。これは非常に多年度にわたる、5年、10年先までつながっておるわけでありまして、これはやはり、市民、議会、執行と、非常に皆さん、力を1つに合わせていかなければ、この再建問題はできないわけで、これからも努力していただきたいと思うわけであります。

また、滞納整理であります。やはり私は、この問題が非常に不平等な問題、例えば、悪く言えば、納めなくてもいいというような風習があるところもあると聞いております。言っても、例えば、やはり地域の方が行くと、やはり行きづらい。やはり外部に委託してやったほうが、滞納整備はやりやすいと思います。

職員が例えば、市内へ行って債権を、滞納整理に行ってもやはり、知っている家に行ってもできないわけで、やはり、これは外部に委託してやるのが一番、手っ取り早いと思いますので、そのへんのことをもう一度、お願いします。

もう一つ、集落営農組織の農地集積のところの答弁が行われて、例えば、これは限度額が全然設定していないということで、それは例えば40ヘクタールやる場合に、小作料の2分の1を無制限にやるということですか。そのへんのところをもう一度、お願いします。

それと交通弱者の問題であります。今、市長からデマンド交通という言葉が出たんですが、また一般質問でもそれが出るようなことになっておりますので、そのへんのことも加味しながら、もう少し早く、受益者負担、公平性を図っていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（植松好義君）

再質問の滞納整理の関係でございますけれども、お答えをさせていただきたいと思っております。

税の関係につきましては、税負担の公平、それから公正の観点に立ちまして、課税客体的な確な把握、また収納に職員、努めておるようでございます。

先ほど、県のほうからも9月まで、3名の方が来まして、徴収事務にあたっていただきました。そんな徴収方法、滞納整理の方法、こういったものを一緒に勉強しながら、進めたわけでございます。これにつきましても、現在、取り組んでいるという状況でございます。

アクションプランにもございますように、この税だけではなくて、ほかの料金体系、これにつきましても、税につきましては、市税は98%目標、また国保税につきましても96%目標というようなこと、上下水道につきましても98%の徴収率を目標に今、掲げております。

そんなことで、今、ご意見がございましたように、滞納整理をするのに職員では厳しいではないかということでございますけども、職員も与えられた仕事でございます。一生懸命頑張っておるわけでございますけども、市税のみでなく、あくまでも使用料等も含めた住宅家賃、それから上下水道、保育料、給食費、こういった滞納整理、徴収部門の一元化を図っていききたいことも考えていききたいと思っておりますし、また財源確保対策は必要でございます。こういった徴収員の充実も進めていききたいと、こんなように思っております。

さらに、先ほどから外部委託ということがございますけども、広域的な滞納整理機構組織、こういった設置等も、広域的に考えていったらどうかということでございます。そんなことから、外務委託も考えてみたいと、こんなふうに思いますので、よろしく願いいたします。

なお、自動車の差し押さえも、先ほど意見がございましたけども、これにつきましては、かなり費用的な、対費用効果もありますし、人的配置、こういったものもございます。また、これらにつきましても、今後、検討させていただきたいと、こんなふうに思います。

よろしく願いしたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

先ほどの答弁漏れにつきまして、答弁させていただきます。

先ほど、担い手育成条例に伴う助成につきましては、これはあくまで新規就農者の助成に対する助成金でございます。集落、あと営農組織への支援につきましては、別な支援でございますので、この事業については、その集落営農については対象になっておりませんので、別の事業の中での支援をしていく考えでございます。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

28番議員、まだ質問はございますか。

坂本治年君。

○28番議員（坂本治年君）

ただいま、観光部長が答弁されました、この新規就農者に対する農地集積の補助金ということですか。それは今度、新しく集落営農とか、認定農業者は対象に入らないということですか。そのへんを1点。例えば、それを認定農業者、集落営農にそういうことも使っていけると、私は認識したんですが、そのへんのところがちょっと、私、分からなかったものですから、もう一度、答弁をお願いします。

○議長（小澤寛君）

産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

そのへん、農地集積助成金と担い手育成と、営農組織との関連については、すぐに私のほうで調べますので、すみません、時間をいただきたいと思います。

○議長（小澤寛君）

これで、坂本治年君の会派代表質問を終結いたします。

次に北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ代表、31番議員、浅川富士夫君。

○31番議員（浅川富士夫君）

北杜クラブを代表いたしまして、代表質問を行います。

去る8月28日に、北杜市2代目議長に小澤寛氏が当選しました。わが北杜クラブは、北杜市の限りなき発展を市民の目線から基本理念のもとに、有意義な議会活動を目指し、小澤議長に協力し、市民の負託に応えるべく、意見を一つにしたところであります。

また、北杜市7カ町村の合併を皮切りとして、本年3月に小淵沢町の参入により、新北杜市創設の1年8カ月を初代議長として、紆余曲折の議会の道筋をつけてくださいました清水壽昌議長に、衷心より感謝と敬意を表するところであります。

さて、世相に目を転じますと、学校内での相次ぐ殺傷事件、近親・親兄弟での殺人事件など、目を覆わんばかりの報道のニュースの多い中、去る9月6日、41年ぶりに秋篠宮家に長男、悠仁親王が誕生しました。このニュースは日本国民問わず、祝賀の思いを共有したことと思います。この場をお借りしまして、心よりお祝いを申し上げる次第でございます。

先に採択された大規模電力供給用太陽光発電実証研究施設が、北杜市に建設されることは、白倉市長の提唱するクリーンエネルギーの開発、ミニ水力発電と併せ、環境創造都市の実現がより具体的となり、観光と地場産業の振興、ならびに地方交付税が削減された現在、自主財源の確保に対しても大きく寄与するところであり、ご努力に対して、深く敬意を表するものであります。

次に5年数カ月に及ぶ長期小泉内閣が終わり、安倍内閣が誕生しましたが、小泉内閣が推し進めた構造改革の影響について、県内では山本知事と28市町村長のうち、過半数の15名が地方においては厳しい方向に向かっていると受け止めていることが分かりました。地方分権が進んでいないことや、規制緩和による地方経済への影響を理由に挙げていると聞いております。また、改革の柱、国と地方財政の三位一体改革は、予想以上に地方交付税が減らされたとして、7割以上が否定的な評価をし、将来的な自治体運営は9割が不安を感じていると共同通信社、あるいは山日のアンケートによって明らかになりました。わが白倉市長も構造改革によって、自治体がどちらかといえば厳しい方向に向かっていると、回答していると聞いております。

税源移譲は、国が言うほど進んでいないことや規制緩和の行き過ぎによる地場産業や商店街の活性化に対して危惧しておられることと思いますが、次に質問いたします財政健全化計画策定と併せて、市長のお考えを伺いたいと思います。

それでは、財政健全化策定計画について、ご質問します。

地方債同意等基準については、平成17年度までは赤字会計による起債制限比率を用いておりましたが、北海道夕張市の例を見ると、赤字穴埋めに決算に表われない、金融機関から一時

借り入れをして、決算を黒字に装っていた。これが、突然の破綻が明らかとなりました。現行の制度では、自治体の財政悪化が表面化しにくく、全体が把握できない。対応策として、平成18年度からは特別会計への繰り入れも対象とし、実質公債費比率18%以上の市町村については、地方債の発行に対して財政健全化計画、ならびに公債費負担適正化計画を策定して、知事の許可を受けなければならないとなりました。また、25%以上になると、単独事業の地方債が一部認められなくなり、起債制限団体となることが言われております。

過日の新聞でも報道されましたが、わが北杜市は18%であり、財政状況の厳しさを万民が知ることとなりました。北杜市はそれぞれの計画書を策定し、山本知事に提出することとなりました。そこで次の3点について、お伺いいたします。

国では、どのような理由で18%を適用したのか、お伺いしたいと思います。

2つ目として、本年度までの一般会計を対象とした起債制限比率は何%であったか。他の市町村に比べて、特出するような状況ではなかったと思いますが、実質公債費比率に変わったことで、何が要因なのか伺いたいと思います。

現在の状況が継続していくならば、実質公債費比率はどのように推移していくのか。また、増加していくとするならば、何年度後に最高となるのか。その点の想定、さらなる実質公債費比率はそのとき何%になるのか、お伺いしたいと思います。また、それらの対策はどのように考えているのか。また、さらなる行政改革の推進が必要と思いますが、福祉の向上、地域の活性化等との整合性についても、お伺いしたいと思います。

次に国民健康保険税、介護保険税についてお伺いいたします。

今回の改定であります。今までも、この件については何回か質問しており、また広報などにおいても、その都度、説明されておりますが、市民の皆さんの中には上昇額を目の当たりにしたとき、驚きを感じた方も少なくないと思います。これは市民に対して、十分な説明をし、理解が得られていないためであると思います。

この周知に対して、市民に分かりやすい言葉で、改定の経緯、市の取り組みおよび対応策について、説明することが肝心だと思います。

次の項目に対して、質問いたします。

国民健康保険税、介護保険税が県外の他市と比較して、どのレベルにあるのか。また、基金の繰り入れ状況についても、お伺いしたいと思います。

2つ目といたしまして、税および料金の今後の見直し時における推移を、どのように想定しているのか、お伺いしたいと思います。

3番目といたしまして、このような状況の中で、医療費抑制のためには疾病予防対策、特に健康老人づくりに重点を置く必要があると、私も考えております。医務課の新設、包括支援センターの設置など、新しい取り組みを始めておりますが、高齢化の進みは著しいものがあります。

ゆうゆうふれあい計画の中に、過去のデータ、あるいは今後の実施項目、目標値等が記載されておりますが、より具体的な詳細実施計画、何をどのようにどこで、いつまでに行うのか、明示することも高い効果が期待できると思いますが、そのへんの見解についてもお伺いします。

次に観光振興について、お伺いいたします。

北杜市は日本を代表する山々に囲まれ、自然豊かな山村地帯であり、山間景観、名勝旧跡、温泉施設、文化施設、体験型観光農園、花を中心とした公園など、観光地としての諸資源を豊

富に有しております。特に八ヶ岳南麓は、全国から高い評価を受けております。また、首都圏から2時間ほどで訪れることができる観光地としては、非常に条件も備わっており、有利な魅力的な位置だと考えております。

現在、北杜市では恵まれた自然環境、貴重な遺跡、それから育まれた歴史と文化に支えられ、各地域でそれぞれイベントが盛大に行われております。しかし、その大部分が旧町村単位で独自性を生かした企画運営がなされ、地域の活性化に取り組んでおりますが、単発的で他地域との連携に欠け、経済的効果はいまひとつの感があります。観光客に満足してもらい、リピーターを確保するような魅力ある観光づくりは、始まったばかりの感があります。

一方、観光のニーズは見る観光から行動する観光へと変化してきております。かてて加えて、訪れる人たちは本当の自然、本当の田舎のよさを求めており、このようなニーズに応え、観光を産業として育てていくことが、今、必要であると思います。そのためには観光協会を中心に商工会、JA等の協力を得る中で、異業種交流等を進め、現在、点である観光資源を点から線へ、さらに線から面へと活動を大きく飛躍させることが急務であると思います。

先般、風林火山館が一般公開されましたが、この館を中心として撮影されるNHK大河ドラマの経済効果は、300億円とも言われております。北杜市のPR、観光をはじめ各種産業の振興にも大いに期待するところであります。

そこで北杜市の観光施策について、以下の4点について伺います。

1つ目として、北杜市としての観光の大きな目玉づくりについてであります。全体を見ると、先ほど述べたとおり、各種のイベント、美術館等の文化施設、ロードレース、ふるさとまつり、観光農園など観光振興ならびに地域の活性化に努力しておりますが、単発的であり、当市を売り出すには、目玉として物足りないと思います。

そこで1つとして、日本100名山の八ヶ岳を持つ八ヶ岳中心高原国定公園地域。

2つ目として、日本100名山の甲斐駒ヶ岳、鳳凰山を有する南アルプス国立公園地帯。

3つ目として、日本100名山の瑞牆山、金峰山と茅ヶ岳を含めた秩父多摩甲斐国立公園地域の3つの地域ごとに観光の目玉をつくり、それを結びつけた大きな目玉をセールスポイントとする必要があると考える次第であります。

2つ目として、地域間の連携を密にする交通網、情報網ですが、市内には6つのJRの駅と3カ所のインターチェンジ、2本の国道があります。しかし、連携性に乏しく、また情報網の整備が不十分のため、多くの観光資源が点としてしか位置づけられていないのが、実態ではないでしょうか。

そこで、この3地域を連携する道路を整備し、シャトルバスで結ぶ交通体系の確立と観光バスの乗り入れのできる道路、観光案内体制の整備やホームページ等による情報網の整備など、観光客の利便性を考えた取り組みが必要と思いますが、具体的な施策について、お伺いいたします。

3番目といたしまして、観光地における景観の保持についてであります。市内の山麓を横断する山岳道路から眺望する景観は、われわれが感じる以上に、感激を楽しみに訪れる観光客が多いと聞いております。しかし、道路脇の木々が成長して、周辺の景観がまったく見えないという声が寄せられております。

自然豊かな山岳の景観を満喫し、二度三度と訪れていただくような、また交通の安全を考慮した個所に、要所要所の立ち木を整理し、あるいは展望台の整備が必要かと思いますが、お考

えを伺います。

4つ目といたしまして、観光振興対策の進め方ですが、昨今、観光資源があるからだけでは、観光振興は図れないと、常々、思っているところであります。幸いにして、北杜市は四季の美しさと季節ごとに各地で行われるイベントなど、有形無形の資源を有機的に駆使するために専門家の知恵や、あるいは観光業者との連携の下で、待つ観光から計画的に集客していく提案型の観光へと変身する必要があると思っておりますが、市長のお考えをお伺いします。

次に耕作放棄地の解消と防止策について、お伺いいたします。

わが国の食料における自給率を見ますと、主要先進国の中でも最も低い水準にあります。カロリーベースでの自給率40%、食料等を含めた穀物自給率については28%、主要穀物の自給率60%、このようになっております。また、品目別に見ると、米、これは生産調整後でございますが、95%、大豆3%、野菜80%、肉類55%、小麦14%、そば18%、果物39%というようになっております。先進国の過去における自給率は上昇しておりますが、わが国の自給率は下降線を辿っております。

海外より輸入を国内で賄おうとすると、国内の農地面積約990万ヘクタールに対しまして、さらに1,200万ヘクタールの面積が必要といわれております。自給率の低下は、食生活の欧米化、農地の減少等が主な原因とされております。

このような中、当市の現況を見ると、少子高齢化、若者の農業離れが著しく進み、農業従事者の高齢化はますます深刻化しております。当市にとっては、農業は基幹産業であるにもかかわらず、水田・畑地の休耕、耕作放棄地が目立ってきております。19年度から新たに始まる制度では、一定の農地を集積する認定農業者や、あるいは集落農業が優先される、今までの国、県、市の補助金がなくなったり、減額される方向に進んでいきます。

このような中、中山間地域である、わが北杜市は農地集積による営農が難しく、収益の低い農業を、いかに地域の特性を生かして、農業振興をどのように進め、休耕地、耕作放棄地を蘇らしていくかが、大きな課題であると思っております。それらの施策について、伺いたいと思っております。

1つ目といたしまして、食料の自給率と耕作面積等の比較関係であります。北杜市の水田・畑地を含めた基本台帳面積が減少傾向にあります。その推移について、伺いたいと思っております。

2つ目といたしまして、当市の北杜市の水田・畑地別の基本台帳に占める耕作面積と、その比率はどのようになっているか、お伺いしたいと思っております。耕作面積とは自己保全、調整水田を除いた面積でございます。

3番目といたしまして、水田・畑地別の基本台帳に占める休耕農地面積と、その比率について、どのように推移しているか、お伺いしたいと思っております。休耕農地というのは自己保全、調整水田等、いつでも作付けができる状態の農地をお聞きしているところであります。

4番目といたしまして、水田・畑地別の基本台帳に占める耕作放棄地の面積と、その比率について、伺いたいと思っております。耕作放棄地とは農地内の草刈り等も管理もしない、言うならば荒廃農地のことであります。

水田・畑地等の耕作放棄地の解消と、今後の防止に対する抜本的な対策について、お伺いします。

6つ目といたしまして、来年より始まる品目横断的経営安定対策では、集落営農組織、認定農業者等に一定の農地集積により、大型営農により経営の効率化を図り、国際的な競争力をつける政策であると思っております。

反面、当市のように観光と農業を結びつけた地産地消の面では、小回りのきく小さな規模の集約農業も大事な位置づけと思います。また、助成金等も減額される中、今後このような小さな規模の農業を、北杜市としてはどのように支援していくか、伺いたいと思います。

また、7つ目といたしまして、品目横断的経営安定対策の対象作物に当市の各地域における特産、あるいは産地づくり、ブランド化のために推進している作物が入っているのか、伺いたいと思います。

以上について、ご答弁をお願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

浅川富士夫議員の北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

北杜市のおかれている厳しさを市内外から指摘していただき、行財政改革の必要性をいただいたところであります。

まず、財政健全化計画策定について、いくつかご質問をいただいております。

最初に実質公債比率を国が18.0%と適用した理由についてであります。従前の起債制限比率においては、14.0%以上になりますと、公債費負担適正化計画の策定が求められておりました。今回、地方債の発行が協議制に移行することに伴い、これまでの普通会計債の元利償還金に加え、新たに公営企業への繰出金や一部事務組合の負担金に含まれる公債費相当分等を算定基礎に加えることになりましたが、国が試算したところ、この変更で全国平均がおおむね4%上昇する見込みであったため、18.0%が適用されることになったと聞いております。と同様であったと仮定して、試算を行いますと、実質公債費比率は・・・だから、さっきの公債費負担適正化計画の14.0%と全国平均が4%になったのを足して、18.0%が適用されることになったと聞いております。

次に北杜市の従前の起債制限比率を試算しますと、平成15年度から17年度までの3カ年平均で10.4%になります。新たに対象になった公営企業債の元利償還金への一般会計からの繰出金や一部事務組合の起債の元利償還金への負担金が多額であったことにより、7.6%上昇し、トータル18.0%となりました。中でも、その半分程度を占める下水道事業が要因であります。

次に実質公債費比率の将来推計についてであります。8月末に国から、こうした数値が示され、詳細な分析を始めたばかりであり、また、現在、国において交付税制度の見直しが行われているなど、不確定要素も多く、現時点での将来推計は困難であります。仮に標準財政規模などが、平成17年度のまま変わらず、新規の起債の発行後、平成17年度と同様であったと仮定して試算を行いますと、実質公債費比率は増加を続け、平成24年に19.9%と最高になります。実際には、合併による交付税の特例措置、約30億円が平成27年度から減少し、平成32年度でなくなることを考えますと、大変、憂慮すべき事態にあるといえます。

その対策であります。下水道事業債などは、その償還期間が30年と大変、長期にわたるため、公債費による財政負担は一朝一夕にかわるものではありません。一方、北杜市建設計画に位置づけられた施策など、今後、実行していかなければならない事業も数多く残っております。

こうした危機的状況の中で、人と自然が躍動する環境創造都市の実現を目指していくためには、北杜市行財政改革大綱に基づき、抜本的な行政改革に全庁挙げて、継続的に取り組むことにより、少なくとも、これ以上、市債残高が増えることがないよう、できれば、少しずつでも減少できるよう努めていかなければなりません。そのために市役所の構造改革やスリム化など、思い切った対応を心がけてまいります。その過程の中で、市民の皆さんにご負担をお願いすることもあろうかと思われま。大変、心苦しい事態ではありますが、市の財政状況に鑑み、何とぞ、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

次に国民健康保険税、介護保険料等について、いくつかご質問をいただいております。

最初に国民健康保険税等の県内でのレベルおよび、基金の繰り入れ状況についてであります。昨年度における国民健康保険税の1人当たり、および1世帯当たりの調定額を見ますと、北杜市は県内13市の中で、最も低額となっております。本年度におきましては、まだ全部の市のデータが出揃ってはいませんが、8月現在の数値による他市と比較しますと、1世帯当たりの調定額は9市中8番目と、依然として低いレベルにあります。

また、基金からの繰り入れは、平成17年度決算では3億7,200万円余となっております。本年度につきましては、当初予算では3億円を計上しておりますが、繰越金等の状況から、現時点では1億5千万円程度で済むと見込んでおります。

次に、保険税の今後の見直しにおける推移についてであります。昨年度末に平成18年度から平成20年度までの国保会計の収支予測等を行い、国保財政の健全化を図るために、3年をかけて徐々に保険税の利率を引き上げていく試算をいたしました。基本的には、この収支予測に則り、収支のバランスを考慮しながら、税率を改定してまいりたいと考えております。

次に介護保険料が県内の他市と比較として、どのレベルにあるか。また、基金の繰り入れ状況についてであります。本年度から平成20年度までの、月額基準介護保険料は3,170円で、県内の全市町村の状況は山中湖村、丹波山村、小菅村に次ぎ、下から4番目となっております。県平均の3,528円を大幅に下回り、市の中では一番低い保険料となっております。

また、介護保険準備基金の繰り入れ状況ですが、本市を含めて調査した全市とも、今年度は予定がありません。

次に今後の見直しにおける推移についてであります。介護保険料は介護保険法に基づき、3年ごとに各市町村で策定する介護保険事業計画の中で決定されます。現在の保険料は、今年度から始まった第3次事業計画に沿って決められたもので、平成20年度までとなります。

今後の推移につきましては、第4次介護保険計画策定が平成20年中ですので、給付費の推移、高齢者の人口、介護認定率等を勘案し、需要と供給のバランスを見ながら決定してまいります。急激な保険料の上昇にならないよう、介護を予防する地域支援事業の充実を図ってまいります。

次に介護保険事業計画、北杜ゆうゆうふれあい計画の詳細実施計画についてであります。介護予防事業につきましては、事業ごとに回覧や広報誌でお知らせしておりますが、議員のご指摘のとおり、新しい取り組みであり、高い効果を挙げるためには、年度当初に詳細な事業の内容および日程を市民の方に明示し、周知することが必要と考えており、その方法については、現在、検討しております。

次に観光振興について、いくつかご質問をいただいております。

最初に3地域ごとの特色を生かした観光振興についてであります。北杜市では地勢、風景、

歴史文化遺産など、特色を持った3つの地域に区分することができます。3つの地域は八ヶ岳南麓の高原エリア、清流と甲斐巨摩ヶ岳エリア、太陽と茅ヶ岳・瑞牆山エリアとして観光振興を考えております。

八ヶ岳南麓の観光エリアは湧水群があり、風光明媚なリゾート地で、八ヶ岳や牧場をテーマにしております。一方、金田一春彦記念図書館、平山郁夫シルクロード美術館、清春白樺美術館、清里北澤美術館など文化施設も数多くあります。また、NHK大河ドラマ「風林火山」を機に整備いたしました風林火山館は、観光拠点施設として観光情報発信の主要な部分を占めております。したがって、リゾート地、文化施設、観光集客施設などを目玉としております。

清流と甲斐駒ヶ岳エリアは、甲斐駒ヶ岳と石空川、尾白川の渓谷がつくり出す山岳景観がテーマであり、南アルプスの急峻な山岳と尾白川など、美しい渓谷と清流、日本最古の桜といわれる山高神代桜や舞鶴の松などがあります。ここでは山岳景観、渓谷と清流、巨木などを目玉としております。

太陽と茅ヶ岳・瑞牆山エリアは瑞牆山や金峰山など、日本の100名山が連なる山岳地帯と茅ヶ岳までの丘陵地帯が広がり、増富ラジウム温泉や紅葉と民話の里、通仙峡、瑞牆湖、明野のヒマワリ畑、明野ふるさと太陽館、県立フラワーセンター、ハイジの村などがあります。ここでは山岳地帯、温泉、湖、花を目玉としております。

魅力ある観光地づくり計画では、3つのエリアの目玉を結び、周遊を図るため、自然資源を巡るモデルコースでは桜巡りや巨木・湧水を巡るコースなどがあり、歴史文化資源を巡るモデルコースでは、信玄公の道や博物館、美術館を巡るコースなどを設定しており、観光客へ周遊コースとして分かりやすく紹介して、観光振興を図ってまいりたいと考えております。

次に交通網と情報網についてであります。市内の観光施設や医療、教育、福祉などの拠点施設へのアクセス経路となる国道、県道、市道などは順次、整備されてきていますが、観光客が周遊しやすい道路環境をつくり出すため、魅力ある観光地づくり計画の中で、広域幹線道路や農林道などの整備のほか、バス運行の見直しなど、道路網の整備について位置づけられており、検討することとなっております。

また、ホームページによる情報発信は必要不可欠なものであり、現在、市のホームページで観光施設や観光情報を提供しております。

今後、北杜市観光協会のホームページを、できるだけ早く構築できるよう協議を進めるとともに、モデルコースや旬な情報を掲載したガイドマップの作成のほか、山梨県大型観光キャンペーン推進協議会と連携して、誘客宣伝活動を行ってまいります。

次に道路脇の立ち木の整理と展望台の整備についてであります。立ち木や枝の整理につきましては関係機関と協議し、土地所有者のご理解をいただく中で対応してまいります。

展望台につきましては、北杜市内に美し森、天女山、観音平、まきば公園、東沢大橋、清里高原大橋、精進ヶ滝の展望などに、たくさんの観光客が訪れております。観光客の皆さんに、気持ちよく楽しんでいただくためにも、県の協力もいただきながら、必要な整備に努めてまいります。

次に専門家のアドバイスについてであります。今後の北杜市における効果的な誘客に向けた観光方策を図る上で、その都度、事例にあった先進的なアドバイザーの活用は必要と考えております。昨年度に策定いたしました魅力ある観光地づくり計画は、ワークショップのほか、専門家に加わっていただき、アドバイスを御得策定いたしました。現在、商工会、JTBを中

心に市も参加しての移住・長期滞在ビジネスプラットフォーム社会実験を実施しており、さまざまな長期滞在プログラムを提案し、募集活動をしております。この実験は、従来の待つ観光から提案型観光を目指すもので、実験の成果がまとまったところで、専門家からアドバイスをいただく考えであります。

この間、9月30日、土曜日ですが、JTBの東京説明会がありまして、商工会長等々と私も行ってきましたが、いろんな意味で北杜市の期待感、反応がいいことを肌身で感じてきたところであります。また、観光協会などの関係団体の研修時の講演などにも、アドバイザーを活用して、市の観光振興にさまざまなアドバイスをいただき、北杜市が持っている魅力を最大限に生かし、リピーターを増やせる観光を目指してまいります。

次に耕作放棄地の解消と防止策について、いくつかご質問をいただいております。

最初に北杜市の農家基本台帳による各データの推移についてであります。平成12年度は農家戸数6,751戸、耕地面積は田3,794ヘクタール、畑3,907ヘクタールでしたが、現在は農家戸数が5,772戸、耕作面積は田が3,774ヘクタール、畑が3,845ヘクタールとなっており、市の農業経営規模は減少傾向となっております。

次に台帳面積と耕作面積の比率であります。平成17年度山梨農政事務所の統計データおよび農業共済組合のデータから、田については耕作面積2,173ヘクタールで、耕地面積の57.6%、畑については耕作面積2,500ヘクタールで、耕地面積の52.1%となっております。

次に台帳面積と休耕農地面積の比率であります。田については休耕面積816ヘクタールで、耕地面積の21.6%となっております。畑については、休耕農地としての捉え方では調査を行っておらず、統計数値がありませんので、ご理解をお願いいたします。

次に台帳面積と耕作放棄農地面積の比率であります。2005年の農林業センサスの数値から、田については耕作放棄面積が202ヘクタールで、耕地面積の5.3%。畑については耕作放棄面積が512ヘクタールで、耕地面積の13.3%となっております。

次に耕作放棄地の解消と防止に対する抜本な対応策についてであります。市では農業振興と農地の流動化を推進するため、地域との話し合いを行う中で、農地の貸し借りや農作業受委託の推進を図ってきたところであります。しかし、農業を取り巻く環境は日々厳しさを増し、高冷地や未整備の小規模農地等の耕作不利地は、収益性が上がらないなどの理由から遊休化への一途を辿っているところであります。

また、基盤整備事業を導入した優良農地でさえも、高齢化が進む中で耕作放棄地となってしまうことが危惧され、これらの農地を耕作する農業後継者や担い手の確保が最重要課題となっており、市の担い手となる認定農業者や地域を背負って立つ、農業組織の育成に全力を注いでいるところであります。今後も担い手への集積や農作業委託を推進し、最低でも現在、耕作されている優良農地の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

次に来年度から始まる品目横断的経営安定対策事業についてであります。これは従来の担い手経営対策に代わる新しい制度となります。この制度は、一定規模の農業経営を行うことが必要であり、市は中山間地域の特例措置として、認定農業者は3.4ヘクタール、集落営農組織は17.1ヘクタールで対象となります。

本市では経営内容、規模等からして、該当者は少ないものと予想しておりますが、今後、集落説明会等を開催する中で、要件に見合う組織づくりの推進と制度の普及、浸透を図ってまいり

たいと考えております。

また、地産地消の推進と小回りのきく農業経営体の支援についてであります。本年度まで水田農業構造改革対策の支援の中心となっていた国の産地づくり交付金については、平成19年度も前期対策なみの予算が確保される見込みであります。このため、小規模の集約農業においても、引き続き経営所得安定対策を講じてまいりたいと考えており、今後行われる市水田農業推進協議会で新たな方向性を協議する中で、市水田農業ビジョンを策定することとしております。

最後に、来年度から始まる品目横断的経営安定対策事業の対象品目についてであります。本市の対象品目は米、麦、大豆のみとなっております。ご理解ください。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

31番議員、再質問はございませんか。

浅川富士夫君。

○31番議員（浅川富士夫君）

はじめに財政健全化計画について、再質問させていただきます。

本市における実質公債費比率について、18%と高くなったのは下水道会計による原因が主なものであるというお話でございます。下水道の普及率は県下でもトップレベルであり、自然環境の保全の上でも市民等しく、下水道事業などインフラ整備は必須事業として、理解しているところであります。

市長は、実質公債費比率18%は憂慮すべき数値であり、早急に公債費負担適正化計画を作成するとしておりますが、これらについて、いつまでに策定し、知事に提出するのか、お伺いしたいと思います。

また、本年9月に改定されました行財政改革アクションプランの中で、財政健全化計画の策定と推進のスケジュールでございますが、策定が18年、19年度までかかる。それから推進が20年度から始まると、このように計画がなっておりますが、この緊急事態の計画としては、いかがかと思うが、その理由をお伺いしたいと思います。

また、先ほどとちょっと重複する面もございますが、予算執行管理、市債発行の抑制の取り組みの中で、多額の地方債残高を控え、今後の公債費の増加に伴い、経常収支比率の大幅な上昇が予想されると記されております。

今後、これらの指標でありますものが、最悪、どのような時点まで、先ほど、公債費比率が19.何がしというお話もありましたが、経常収支比率については、どのへんのところまで上がってってしまうのか。また、これらの目標値が、5カ年計画の中で、目標値を示しておりますが、先ほどの答弁の中ではとても5カ年計画の中では、目標値に届かないというような感があるわけですが、これらについても、最大限の、すべての英知を注ぎ、市民等しく、さらなる発展を願っているわけでございます。そのためにも、目標値はいつごろに達成できるのか、そのへんについても、改めてお伺いしたいと思います。

次に耕作放棄地の解消と防止策についてでございますが、中山間地域等直接支払い制度は、平成17年度に新協定に更新されたわけでございますが、新たに更新された協定面積は40ヘクタールも減少していると聞いております。それらについて、何が原因なのか。また、それら

についての指導はしたのかどうか。このへんについても、また、お伺いしたいと思います。

さらに、この中山間直接支払い制度は平成21年度で一応、ピリオドになると聞いておりますが、耕作放棄地を防止し、集落営農の推進に対して、素晴らしい制度だと地域住民は思っております。継続の可能性があるか、そのへんについてもお伺いしたいと思います。

それから、もう1点でございますが、耕作放棄地についても、再度、同じようなお話になりますが、農地の基本台帳面積は減少していく、就農者は高齢化していく、遊休農地、耕作放棄地は増大する中、国の施策としては競争力をつけるために大型農業を優先していくと。また、それらについては、積極的にばらまきの助成でなくて、補助をしていくというものが、今回の大きな政策転換であると思えます。

先ほどの話にもありました、本市のような地形の、非常に条件の悪い本市については、これらの条件をクリアして、農地を集積した営農も必要であると思えます。しかしながら、これらの集積がどこまで、今の遊休農地に対してリカバリーできるかということについては、非常に疑問を持ちます。

したがって、片方では、観光および他産業への利活用を積極的に推進することも、また一方であると、このように考えているわけですが、そのへんについてのご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

実質公債費比率の18.0%の問題、重ねて答弁させていただきたいと思えますけれども、いわゆる今までのものさしでしたならば、一般会計だけでありましたから、10.4%であったわけであります。今度の実質公債費比率になることによって、先ほど説明したとおり、公営企業だとか、一部組合等々のものを全部プールしてやりなさいということでありますので、これが北杜市の場合は7.6%あったから、足して18.0%になったということであります。その7.6%の主たるものが下水道事業ということであります。

下水道事業が確か380億円ぐらいの借金といいたいまいしょうか、起債があるわけでありますので、そういう意味で、私は先ほど、主たる要因として下水道事業がということをご説明させていただいたところであります。

今まで、財政の健全度を表すのに、経常収支比率が平均的に使われた時代もありまして、同じ地方でも県と市町村では、いささか違ったのでありますけれども、おおむね、この経常収支比率が80%未満でしたならば、信号機でいえば青信号だと。80%から100%になると黄信号。100%を超すと赤信号というふうなことが、よく言われたわけでありますけれども、今までのような経常収支比率のものさしのあて方もあるけれども、今度の場合は実質公債費比率の中で、健全度といいたいまいしょうか、危険度を見るというふうになったわけでありまして、分かっていると思えますけれども、ご理解をしていただきたいと思います。

それから、その財政再建化計画、ならびに公債負担適正化計画を知事に、そういう意味で、いつ提出するかということでありますけれども、来年の2月ぐらいに、それを提出する予定であります。

また、どのくらい実質公債費比率が推移していくかということでありますけれども、今、当局

も一生懸命、精査しておりますけども、先ほども答弁したわけでありまして、最大、今のところの、おおむねの試算でありますけども、交付税の変化もありますから、はっきりは言えませんが、19.9%くらいがピークではないかと思っているわけでありまして。

いずれにしても、先ほど言いましたとおり、できるだけ借金を減らして、できるだけ行政改革をして、そうして、いかなければ、とても、すぐに数字が変化してくるという状況ではないわけでありまして、いつまでを目標にと言われても、そういう意味で苦しいわけでありまして、ぜひ、そういうことを承知しながら、たびたび、言うとおりの、財政再建団体にならないように、全力で舵取りをしていくつもりでありますので、よろしくご理解をしていただきたいと思っております。

その他のことは、担当部長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

中間山間地域の直接支払い制度の17年協定で、40ヘクタール、協定面積が減少した要因は何かという質問でございますけども、10割交付の要件として、担い手、認定農業者の育成などの、非常に厳しくなった、ハードルが高くなったことと、また、前期対策をふまえて、そういう条件が厳しくなったことが、減少の要因と考えられました。その後、集落へのいろいろな指導の結果、本年度には5地区、約9ヘクタールほど増えましたけども、50ヘクタールの協定への追加がありましたので、実際には10ヘクタールの増加となりました。

次に最終年度が21年度となる、それに対する以降継続の可能性はというふうなご質問でございます。

これは耕作放棄地の解消、それから防止対策として、本市の土地利用、集落における農業振興に、非常に効果的な対策であります。国においては、今の計画は17年から21年までということで、ちょうど19年度は中間年であります。そこで19年度以降につきましては、国のほうでは、その検証結果を公表することとしております。農業施策の柱として、本事業の地域の担い手の確保、集落営農の推進から、ぜひとも継続してほしい事業でありますので、機会を捉えて、継続要望してまいりたいと考えております。

それから、耕作放棄地の解消と防止策ということでございますけども、農業従事者の減少とともに農地も荒廃し、減り続けております。これを解消するには、個々の農家の取り組みでは限界にきております。地域への話し合い等による、要望のある地域については、県単事業の地域提案型遊休農地活用推進事業等を導入して、支援してまいりたいと考えております。

また、農地の機能が失われてしまったという地域につきましては、将来の計画等も模索する中で、ほかの目的の土地利用も検討してまいりたいと考えております。

それから就農者の関係の支援ということでございますけども、平成18年、市内の新規就農についての相談は7人ありまして、うち3人はすでに就農しております。残り4人についても、農政担当が相談に応じて指導にあたっております。今後も、県の農業大学校を通じて、新規就農希望者の照会があると思われまして、積極的に受け入れをしたいと考えております。

支援の内容につきましては、農地確保に対する支援、斡旋、それから就農資金、市担い手育成条例に基づくものですが、等の支給を考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

31番議員、まだ質問ございますか。

浅川富士夫君。

○31番議員（浅川富士夫君）

答弁漏れの件がございますので、お伺いしたいと思います。

財政健全化計画策定の中で、行財政改革アクションプランのスケジュールの件をお聞きしたところですが、そのお答えがございませんので、再度、お答えをお願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

財政健全化計画の関係であります。行政改革アクションプラン等のスケジュールであります。この関係につきましては、行財政改革の健全化計画のスケジュールでありますけれども、当面、このような財政事情等がありますので、できるだけ早急に計画を策定していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

31番議員、まだ質問がございますか。

浅川富士夫君。

○31番議員（浅川富士夫君）

先ほどの質問では、策定が18年度、19年度、2年かかるということについて、あまりにも、この緊急事態のときに長いのではないかとということでございますので、私の考えるところであれば、策定しながら、できるものから順次、進めていくということで、このスケジュールについては、早急に見直しをしていただきたいと、変更していただきたいと、このように思うんですが、再質問します。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

財政健全化計画の策定推進の実施スケジュールであります。当該計画の策定には、その前提として、公共事業の見直しや収入確保の徹底、あるいは公営企業の経営改善など、アクションプランに掲げます改善事項に道筋がたつことが必要であります。このために、2年間での策定となっておりますが、いずれにしても、ご指摘のとおり、一刻も早く財政再建に取り組む必要があることから、できるだけ早く計画を策定して、着実に推進してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小澤寛君）

31番議員、よろしゅうございますか。

（ な し ）

これで、浅川富士夫君の会派代表質問を終結いたします。

以上をもって、会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は2時20分とします。

休憩 午後12時50分

再開 午後 2時20分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

一般質問に入ります前に、午前中の代表質問の中で、一部答弁の誤り等がございました。

28番、坂本治年君の再質問の答弁に対する一部訂正および限度額について、真壁産業観光部長より答弁の申し出がありましたので、これを許可いたします。

産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

28番、坂本治年議員さんの再質問に対する答弁の訂正と限度額について、お答えしたいと思います。

先ほど、農地集積助成金は新規のみの扱いというような答弁をいたしました。現在、集積を考えている方も対象となりますので、その訂正をよろしく申し上げます。大変、失礼しました。

続きまして、限度額についてでございますけれども、担い手育成条例の中で、農地集積助成金であります。認定農業者で、今後5年以上、農業を継続して行う者が申請人となって、農業委員会での農用地利用集積計画のもとに、市が標準小作料、または契約賃貸料金の低いほうの2分の1以内を交付するものであります。100万円という限度は設けておりません。いずれにしても、予算の範囲内での交付であります。多くの方々の活用をお願いするところであります。

以上です。

○議長（小澤寛君）

小林保壽議員。

○27番議員（小林保壽君）

これは議長に対します質問と提案でございますが、議長の権限の中に議場の秩序保持というのがございます。午前中の代表質問の中で、市長答弁中、議場を徘徊する2名の議員がございました。このことについて、議長の意見、それから今後、どのように議場を秩序していくのか。統一が肝心かと存じます。意見をお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

会議中、議席を離れることは許されない行為と、私は認識しております。したがって、そういう行為がございましたから、注意をする予定でございましたが、以前にもそういう件が1件ございました。今後は、そういった行為があったら、議長の議場の秩序保持の中で、制止していきます。

そういうことで、ひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（小澤寛君）

日程第2 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、19人の議員が市政について質問をいたします。

ここで、質問順位および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に市民クラブ、65分。次に北清クラブ、35分。次に、無党派議員の質問順位は通告順に従って行います。次に北杜クラブ、149分。

なお、残り時間の表示は議員席左側にて、掲示板に表示いたしますが、議長より、その都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許します。

はじめに市民クラブ、6番議員、小野喜一郎君。

小野喜一郎君。

○6番議員（小野喜一郎君）

私は、ただいま北杜市が取り組んでおります、まちづくり交付金事業の現況と今後の見通しについて、市長に質問いたします。

質問に入る前に、私の視点で、今の商店街および小売店における現状と課題について、少々、述べさせていただきます。

昭和40年ごろまでの商店街というのは、個々の店がその町にない業種を補完する形で形成されていき、それぞれが分担して、自分の持ち分で力を発揮して、その結果、町全体で総合的に消費者のニーズに対応していたものであります。

ところが昭和40年代後半ぐらいから、アメリカの影響を受けたコンサルなどにより、スーパーマーケットという業態が国内に展開し始めました。商店街の中に、小型のスーパーが出店する段階では、その周りの商店は、いわゆるコバンザメ商法などで、それなりの賑わいもありましたが、その後、大店法の規制が緩和されたことと、個人所得の伸びによる自家用車の普及などが、郊外への大型スーパーの出店を容易にさせました。消費者の流れは、一気に郊外の大型商業施設へと向かい、全国的に駅前商店街や中心市街地は、シャッターを下ろしたままの店が目立つようになりました。

また、コンビニやドラッグストアなどのチェーン店の出店構成や、さらに追い打ちをかけているのがカタログ販売、テレビショッピング、ネット通販など、いわゆる無店舗販売網です。こうなりますと、個人の力で単純に仕入れたものを売るというようなお店では、太刀打ちできなくなりました。大変、厳しい状態であります。

一方、古くから村落ごとに食料品を中心に身のまわり雑貨や酒、タバコなどを取り扱っていた近所の便利なお店も、それなりに成り立っていたものですが、近年、相次いで店じまいを余儀なくされているのも事実であります。後継者がいないことも一因のようであります。

困ることは、そのご近所に住まわれている、車の運転ができなくなったお年寄りなどです。居宅介護の認定を受けた方などは、死活問題でもあります。

この問題の解決については、このあと同僚議員がデマンド交通システムについての質問のところでふれると思いますので、割愛させていただきます。

また、他方、元気のある個人経営のお店もあるわけで、例えばラーメン屋さんであったり、そば屋さんであったり、手作りパンのパン屋さんであったり、美容院や動物病院など、郊外や

山の中にぽつんと1軒だけあるお店が、結構、繁盛していることはご案内のとおりであります。

これらのお店で共通していることは、オーナーが特殊な技術を持っていて、それぞれのオリジナリティーを生かして、そこでしか味わえないものであったり、サービスであったりするわけで、こういうお店は商店街でなくても、商売が成り立っているということを、改めて認識しなければなりません。このことをふまえて、以下、質問をいたします。

このまちづくり交付金事業は、政府が全国的な中心市街地のシャッター通り化に歯止めをかけようと、平成16年度に都市再生特別措置法に基づき、自治体などの都市計画整備に対し、補助金を4割程度交付する制度としてスタートし、その対象は大変、幅が広くて、ハード面にもソフト面にも対応するというもので、その利用の仕方では、町の活性化に大変、効果があるものと期待をしております。

わが北杜市では、まず長坂地区が合併前に国に申請をして、平成16年度に採択され、本市になってから、清里地区が17年度に、小淵沢駅周辺地区が本年度にそれぞれ採択されて、現在、計画および整理が進められているところであります。

そこで質問の第1点目として、基本計画ともいべき整備計画と、その進捗状況について、どのようになっているのか、お伺いをいたします。

2点目として、この計画について、地域の住民や関係者との合意が得られているのかどうか、伺っておきたいと思っております。

3点目として、この計画を推進する上で障害となるような問題点があるのか、具体的にお示しください。そして、それを解決できる見通しはあるのか、お伺いします。

最後に、この事業は事後に実績を、数字を示して、関係官庁に報告をしなければならないと認識しておりますが、先ほど、述べたような、危機的状況下の商店街にあって、今の計画で、本事業の目的である地域の活性化が本当にできるのか、心配をしておりますが、この点の整合性について、市長の見解を伺います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小野喜一郎議員のご質問にお答えします。

まず、まちづくり交付金事業の現況と今後の見通しについて、いくつかご質問をいただいております。

最初に基本計画および進捗状況についてであります。北杜市は現在、長坂地区、清里駅周辺地区、小淵沢駅周辺地区の3地区について、整備計画に沿って事業を進めております。

長坂地区は平成16年度に国の採択を受け、現在、3年目を迎えております。基本計画では主体となります駅前広場、駐車場等の整備を中心に市道、長坂駅渋滞線、駅西縦貫道路、多目的広場、そして街路サインの整備等を行うこととし、設計内容等について、地元推進委員会と協議を重ねる中で、地域住民と一体となり、事業推進に取り組んでおります。

駅前広場用地等の売買契約の締結および移転登記等については、すでに完了しており、多目的広場敷地である旧仲見世の解体工事についても、今月20日を工期とし、順調に進んでおります。また、道路整備についても地権者への説明と交渉を行っております。

次に、平成17年度に採択を受けた清里駅周辺地区についてであります。清里駅周辺地区では観光客と地域住民が共に交流できる場とするため、駅前広場やロータリーの整備を行うとともに、周辺道路の拡幅等、駅前広場までの誘導がスムーズに行われるよう、一体性のある計画を策定いたしました。

進捗状況であります。5月に執行した駅前のホテルカルムの解体工事については、すでに完了しております。現在、地元協議会、JR長野支社および山梨交通との協議を重ねており、景観を重視したゆとりのある空間として、整備ができるよう努めております。

また、道路整備では市道、清里駅西上線について、県との交差点協議も終了しており、今月には改良工事に着手したいと考えております。

市道、清泉寮線、吐竜の滝線および国際化統一サイン計画、エントランス緑地整備につきましても、清里地域全体の質を高めるものとなるよう、地元協議会からの意見や提案に基づき、計画を進めているところであります。

次に小淵沢駅周辺地区整備計画についてであります。今年3月に地域の特性をふまえた都市再生整備計画が国土交通省の採択を受けました。この計画では駅前広場の整備や地震等、災害に強いまちづくりを目指して、避難場所等としての中学校屋内運動場の建設と駅周辺の道路改良を行うこととしております。

今年度事業としましては、駅前広場と市道等の設計業務委託および中学校屋内運動場の建設を計画しております。進捗状況であります。中学校屋内運動場解体工事については、すでに完了しております。また市道、西1級14号線、巨摩跨線橋設計業務委託については、12月11日を工期として、9月に発注したところであります。

次に地域との合意についてであります。事業を進めるにあたっては、計画区域の住民をはじめ、まちづくりに関係ある推進組織である協議会や委員会を組織化し、定期的に検討会等を開催しております。より高いレベルの環境と、調和に配慮した整備について、十分審議し、多方面からご意見等をいただきながら、合意形成を図り、事業の推進に努めております。

次に計画推進上の課題についてであります。主には地権者との費用負担と用地等の買収価格が挙げられます。駅前広場等については、JRをはじめ山梨交通、山梨県利害関係者との協議が必要不可欠であり、計画に沿う説明会を行う中、費用負担等の交渉と調整を図っているところであります。

道路改良につきましては、地権者の公共事業への理解はあるものの、開示等の要望、また希望価格と不動産鑑定価格との際に難色を示しているケースもあります。しかし、事業推進のため、今後も調整を図りながら、理解を求めていきたいと考えております。

次に商店街との整合性についてであります。長坂商店街をはじめ、清里駅前および小淵沢駅前商店街における個人経営の小売店を取り巻く消費環境は、大変厳しい状況であり、近年は空き店舗や空き地も増えてきている現状であります。

こうした中、まちづくり交付金事業により、地域の歴史、文化、自然環境等を基本に、地域ごとに創意工夫したオーダーメイド型の計画の実現を図ることにより、通常の事業では期待できない相乗効果や波及効果が期待できるものと考えております。本計画は、対象区域の委員会や協議会の意見を十分聴取し、事業計画を策定しておりますので、今後はそれぞれの地域において、観光客と住民とのさらなる交流を図り、人と文化の交流ができる環境づくりに期待するものであります。

先ほど、小野議員の冒頭のご意見、ご質問を聞きながら思ったんでありますけども、確かに、私たちのふるさと、商店街で見ると、昭和40年代、ないしは50年代の頭くらいは、小売商店街だとか、ときにスーパーが主力で、商店街を形成してきました。そして、自動車の普及なのか、いろいろな意味で大型店、郊外に出るような消費形態になってきて、昨今では、ときにコンビニだとか、あるいはまた専門店、通信販売等々が主力になってきて、いろいろな意味の旧商店街がシャッター通りになる、さみしい状況になっていることは確かであります。構造的だといえば、それまでかもしれませんが、それでは政治にならないと、語れないという思いで、また、このようなまち交事業を、駅前を中心にやっておるわけでありまして、ご理解をいただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

6番議員、再質問はございませんか。

6番、小野喜一郎君。

○6番議員（小野喜一郎君）

私は長坂で、実際に、この事業の進捗を目の当たりにしているわけですが、長坂の場合には予定どおりに進んでいるような気がします。

一方、清里駅周辺地域の計画は、高根町時代から検討していると聞いておりますが、私の聞くところによりますと、整備計画も一部、いまだ定まっていない部分があったり、あるいは住民との合意もできていないところもあるというふうなことも伺っておりますが、これは今後、予定どおりに進むのかどうか、このへんも再確認をしたいと思います。

そして、長坂の町について、要望を兼ねて、再質問をいたします。

私自身が、今、長坂の町に住んでいますが、生活する場所として、大変住みよいところだと、改めて実感しているところであります。なぜならば、公共交通機関の便利さ、そして買い物や役所、銀行、郵便局、保育所や学校の便がよいこと。治安面では警察や消防署が近いし、そして何よりも自然災害の危険性が少ないことなど、また自然がすぐ近くにあり、夏などは甲府などに比べると、格段に過ごしやすいことなど、数えればきりがありません。車を頼りにしなくて生活する人や、甲府に32分で通勤できることなどを考慮すると、働き盛りの人にも最適な住環境だと言えるでしょう。

そこで、これからは商店街の空き地や空き店舗などは商業施設ではなく、むしろ効率のいい住空間としての活用のほうが、事業としても成り立つような気がします。市が直接、手がけるのもよし、民間の力を借りるのもよいでしょう。そのときは行政として、税制面での優遇措置とか条例などに厳しい規制などがあれば、緩和措置をとるといような、なんらかの手助けをすることにより、より一層、効果が上がるわけで、その結果、住民が増えれば、そこに必ず、新しい事業が始まるものです。そして、町の活性化にもつながり、まちづくり交付金事業との整合性も確保されると考えますが、市長の見解を伺います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

清里駅前の方については、担当部長の方から答弁があるかと思いますが、今、長坂駅前が永年、八ヶ岳山麓の商店街として中心的な役割を果たしてきたことは、先ほど来のお話のとおりだと思います。そのような中で、いろいろな意味のマーケット需要、構造的な変化等々の中で、長坂駅前商店街も大変な状況であることは、私も肌身で承知をいたしております、そうはいつでも小野議員さんもお住まいの中で、商店街としての位置づけもだけでも、居住環境としても素晴らしいところだというご指摘でありますけれども、私も率直に言って、分からないばかりではありません。

そういう意味からすれば、これから少子化を迎えるわけでありまして、企業誘致についても比較的順調にという言い過ぎかもしれませんが、前の答弁でもしましたとおり、比較的多くの企業誘致がありますので、居住環境も整えなければならないことも確かだと思います。企業へあいさつまわりしますと、住宅まで企業が考えるでは大変だから、市長、住宅だけは頼むよという、逆お願いもされております。そんな中で、甲府もマンションがやたら建っているわけでありまして、住環境だけは北杜市も負けないように対応しなければならないという意味からすれば、長坂の商店街の居住環境としての位置づけも面白い提言だと思いますので、考えていきたいと思っております。

あとは担当部長の方から。

○議長（小澤寛君）

建設部長。

○建設部長（柴井英記君）

小野議員さんの、清里駅周辺地域住民との合意形成は図られているかということのご質問について、お答えしたいと思います。

清里駅周辺地区整備推進連絡協議会が設置されておまして、4月、7月、9月というふう開催しまして、主に清里駅前広場の検討がなされてまいりました。その中で、市では協議会の委員の皆さんの意見等を計画内容に反映する中で、計画内容を提示しまして、意見をお聞きしてまいりました。

その中で、清里駅前広場の基本案につきまして、合意決定されてきましたので、今後はJR長野支社、また山梨交通、県等と調整を図りながら、当初の計画が計画どおり進むよう、今、調整を図っておりますので、順調にここへきて推移していると思っておりますので、地域の皆さんの、またご協力をいただきたいと思いますと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

6番議員、まだ質問はありますか。

小野喜一郎君。

○6番議員（小野喜一郎君）

いずれにいたしましても、小売業を取り巻く商環境は大変、今、厳しいわけですし、地元の商工会とともに、努力をしていかなければならないのではと思っておりますが、行政においても、今後、商店街の活性化に本腰で取り組んでいただきますことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小澤寛君）

答弁はよろしいですね。

（はい。の声）

小野議員の質問が終わりましたので、次に関連質問を許します。

関連質問はありますか。

（なし）

関連質問がないようですので、以上で質問を打ち切ります。

これで6番、小野喜一郎議員の一般質問を終わります。

次に市民クラブ、22番議員、小林元久君。

小林元久君。

○22番議員（小林元久君）

里山整備事業および野生鳥獣害対策について、ご質問いたします。

北杜市の77.6%を占めている森林、美しい山並み、豊富な水源を守るため、荒廃した森を緑豊かな自然、特に里山を守るため、昨年12月、里山整備事業および野生鳥獣害対策委員会を立ち上げ、市が独自で、この事業に取り組んでいると思います。この委員会では、各方面の専門家に参画してもらい、有益な意見が出され、議論していることと思われま。そこで、委員会議論の中で出された意見を主として、どのように取り入れ、どこに反映しているのか、具体的事例を示しながら、説明していただきたいと思。います。

次に里山整備事業についてであります。

この事業は人工林が対象であり、天然林は対象外となっているため、里山には天然林も多く存在しており、ここを住みかとして、野生獣も多く存在し、獣害につながっています。これを対象から外すことにより、この事業の目的である北杜市内の森林の荒廃を防止し、森林の織りなす豊かな自然環境を最大限に引き出すことに、支障を来すように感じられます。そこで、天然林を対象としない理由と、人工林のみ整備での効果を総合的な検証の中で説明していただきたい。

また、平成17年度当該事業の里山整備と鳥獣対策の実績を個人・委託別に、また併せて事業導入地の現在の様子を管理状況ごとにまとめ、教えてください。

次に鳥獣対策事業についてであり、市内には多くの地域で獣対策の電気柵が補助事業導入により設置され、大きな成果を挙げています。しかし、設置した地域に隣接した未整備の地域では、今までとは比較にならないほど、獣害が多発しています。地域単位での獣害対策、電気柵設置はその地域での効果は大きい反面、未設置地域への獣害につながり、獣害と電気柵設置等の対策でイタチゴッコになっている現状であります。そこで獣害対策として、広範囲での防除柵、獣の捕獲、もしくは獣の奥山への誘導等について、お考えをお教え願。いたいと思。います。

また武川町柳沢地区に導入する、里山獣害対策森林整備モデル事業については、今年度、導入事業とのことで、先の委員会でも説明がありました。こうした森林整備が獣害対策に有効であることを期待しているところ。です。ついては、課題である事業後の管理方法について、地元ではどのような取り組みを検討しているのか。

また、行政ではどのような指導、なんらかの支援策を検討しているのか。有効性を立証され、他の地域へ普及していく上でも、重要な課題と考えますので、具体的なお考えをお聞。きたいと思。います。

以上、5項目について、市長のお考えを伺います。

質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

22番、小林元久議員のご質問にお答えいたします。

最初に里山整備事業推進委員会等の活用と効果についてであります。里山整備事業と野生鳥獣害対策の推進を図るため、昨年12月に里山整備事業推進委員会と野生鳥獣害対策協議会を設置いたしました。両組織の設置以来、それぞれ二度の会議を開催し、情報共有と意見交換を行ったところでありますが、それらの会議においては、森林整備を行うことは重要であり、里山整備事業をより一層、周知してほしい、鳥獣による被害は継続的に発生しており、対策を強化してほしいなどのご意見がありました。

市といたしましては、このようなご意見をふまえ、広報やホームページの充実による里山整備事業や林業知識の紹介、効果的な獣害対策の基礎となる被害アンケートの実施などを行っているところであります。さらには両会議のほか、北杜市の森林林業について、幅広い方々と話し合う北の森再生会議を6月から三度開催し、その議論をふまえ、里山整備事業の見直しを行うとともに、森林ボランティアの活動場所の照会制度などを、新たに創設したところであります。

今後とも、これら会議を活用し、健全な森林の育成と鳥獣害対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に里山整備事業での天然林の取り扱いと、その理由についてであります。国の森林計画制度等においては人工林、天然林にかかわらず、積極的に施業を行うものを育成林、天然林を活用し、主として自然の推移に委ねるものを天然生林とし、その区分に応じた施業、管理方法を示しております。

これまで里山整備事業については、人工林の整備を基本に補助を行ってきたところでありますが、適切な森林整備を行うには区分に応じた補助内容とすることが望ましいこと、農地等の周辺にある荒廃した里山には天然林が多いことなどから、9月に補助金交付要綱を改正し、補助内容の整理を行い、人工林のみならず、管理が必要な天然林についても、十分な支援を行うことといたしました。

なお、天然林のうち、原生的な自然環境を有するものについては、自然のままに、その推移に委ねることが適切であると考えております。

次に、鳥獣害対策としての電気柵設置における効果と周辺地の問題点についてであります。シカ、イノシシの被害に対しては電気柵の設置が効果的であり、要望のある地区については、順次、設置への補助金をしてまいりたいと考えておりますが、その効果を発揮するためには、適切な維持管理を実施していくことが重要であります。

特にサルの被害に対しては、電気柵の設置だけでは防除効果に限界があり、正確な知識の普及と継続した追い払い活動、被害拡大の一因となっている周辺の荒廃した里山の整備などを併せて推進し、徐々に被害を縮小してまいりたいと考えております。

また、県においては、山梨県ニホンザル保護管理検討会を開催し、個体数調整と防除対策の

強化を内容とする計画を策定し始めたところであり、その内容をふまえた検討も行っていく必要があると考えております。

次に武川町柳沢地区での里山獣害対策森林整備事業の有効性と、整備後の永続的な管理方法についてであります。この事業は農地に隣接する里山を整備することにより、追い上げ等が実施しやすく、野生動物が生息しにくい緩衝帯の設置、山梨県との協力による効果検証を行うものであり、地域の自主防除活動と併せて実施することで、有効な獣害対策となるものと期待しているところであります。その効果検証にあたっては、山梨県森林総合研究所と協力し、センサーカメラ設置による動物の動向把握を行うこととしております。

なお、整備後の管理につきましては、地域の自主管理が原則となることから、地元において事業実施後の管理方法を検討し始めているところであります。

市としては、適切な管理がなされるよう、里山の整備方法の指導や地域の体制づくりについての助言を適切に行い、地域ぐるみで獣害対策を推進してまいりたいと考えております。

平成17年度里山事業の実績等につきましては、担当部長から答弁させていただきます。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

22番、小林元久議員のご質問にお答えいたします。

平成17年度の里山整備事業の実績等についてであります。

平成17年度の里山整備事業については66件、43ヘクタールの森林整備に対して、補助を行ったところですが、うち所有者自身での施行は56件、35ヘクタール。森林組合等への委託施行は10件、8ヘクタールとなっております。

補助金の交付にあたりましては、施行の方法にかかわらず、適正な事業実施がなされているか、完成検査を行い、状況を把握しているところであり、今後とも森林所有者による適正な管理が行われるよう、指導に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

22番議員、再質問はございませんか。

小林元久君。

○22番議員（小林元久君）

整備後の検証はどうかということでもって、ご質問いたします。

補助金の返還というようなことで、回覧に出たわけですが、補助金を受けた山林を事業完了年度の翌年から起算して、5年以内に他の用途に転用の場合と、こういうふうに回覧には謳ってあるわけですが、これは補助金を出して、整備をするわけですが、それで下草刈りとか除伐、間伐ですね、こういった管理に補助金を出している関係で、こういうものについては、補助金を出したあとの管理は、この補助金の返還の対象にはならないのかという点、1点ですね。

それから里山整備で委託件数、今も部長のほうからご説明があったように、個人、所有者が整備した件数のほうが多いわけですが、北杜市の緑豊かな自然を愛する気持ちの表れだ

と思いますが、この個人でやった場合と、委託した場合を対象にしてみますと、委託をした場合にはたぶん、1回こっきりでもって、次には補助金がないものですから、山はそのまま荒れてしまうのではないかなと。個人の場合には、1回やって手が入れば、順次、簡単になりますから、また続けてやる方が多くなる。こんなような関係で、個人所有者がやる場合の補助金を、今、1反部5千円ですか、これを委託した場合には下草刈りが9,400円。それから除伐が1万6,400円。間伐が1万2,800円と、こんなふうに2、3倍の金を出してやっているわけでございます。

こういったことを考えると、今、少し、個人に補助金を少しでもあげてやって、委託の率を下げたらどうかと。こういうことによって、個人の場合、所有者ですね、関心を持って、里山の手入れをするのではないかなと、こんなふうに思います。これについて、また、お考えをお願いします。

それから、武川町柳沢地区の里山の獣害対策森林整備事業、これは緩衝帯をつくって、獣の侵入を抑えるというようなことでありますが、6月の鈴木議員の質問にもあったように、だいぶ、お年を召した方が多くて、これからの手入れも大変ではないかなということのようでございますので、これから管理していく上で、市の協力が今少し、できないものかなと、こんなふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それから緩衝帯をつくっても、もうすでに里のほうに獣は入っているわけです。そういった、獣の入ったものはどうするのか。今、猟友会でもって協力していただいて、大変、ご苦勞を願っているわけですが、これが今後、市の考えで、どのように協力してもらおうのか。猟友会とどういうふうにつないで対策をやっていくのか。そのお考えもひとつ、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

まず、森林整備のほうでありますけども、私が言うまでもなく、補助金を出して森林整備するということは、育林が目的であるわけであります。したがって、私ども手っ取り早く言うならば、さっき、用途変更といいましょうか、分かりやすく言えば、別荘にいるというふうなことになるれば、これは当然、補助金の返還というのはあり得ることだと思います。委託だとか個人だとかということの具体的内容については、もう少し、詳しく林政課長のほうからお答えするようにいたします。

それから、武川の緩衝帯の話でありますけども、柳沢地区の里山獣害対策森林整備事業は、1つのモデルとしてやっておりますので、この実績等々もふまえながらやらなければならないと思っています。

ただ、私が言うまでもなく、ここを追っ払えば、そっちへ行くというのは自然の道理でして、ここが駄目から山のほうへサルが帰っていくわけではないわけですから、まさに議員、さっきの質問の中にもありましたけど、イタチゴッコ感もするわけで、非常に心配するところであります。県とも対策を考えながら、鳥獣対策をいよいよ考えていかなければならない。こっちはかりでなくて、あっちの江草のほうもすごいという話を聞いておるわけでありまして、子ども

の数で言えば、人間の子どもよりもサルの子どものほうが多いではないかなんていう冗談も飛び出るほど、サルが多くなって心配をいたしているところであります。

では、あとお願いします。

○議長（小澤寛君）

産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

小林元久議員の転用の関係、それから個人の金額等について、お答えさせていただきます。

補助金を受けた山林が5年以内に転用ということ、場合には返還があるではないかということで、これは宅地転用などについては返還の必要があるということでございます。

それから、それでは本人が直接行う、5万円につきましては、一応、燃料代など等でございます、そのところ、5万円ぐらいが適当ではないかと考えております。

それから、あと管理につきましては、委託に施行いたしましても、個人が施行いたしましても、いずれも、その管理はやはり個人がして、残りは個人がしていかなければならないと思いますので、そのへんでご理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

22番議員、まだ質問はありますか。

小林元久君。

○22番議員（小林元久君）

今の管理の件でございますが、ぜひ、所有者が長くやっていたら、北杜市の森がよくなりますように、ひとつ、このへんも頭に入れながら、補助金を使っていただきたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を必要としますか。

（結構です。の声）

小林議員の質問が終わりましたので、次に関連質問を許します。

関連質問はありませんか。

5番、五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

先ほどと、ちょっと重複するかもしれませんが、近年、シカの保護やらで、特にシカ、イノシシ等が、もう急激に増えてきております。また、山の木の実が少なくなって、獣が下へ下へと下ってきている状況の中で、最近、明野にしてもサルの集団が分裂化いたしまして、もう集団が2つに分かれまして、塩川筋を下っているものと茅ヶ岳農道を南下している集団が、もろこし、栗、そのほかの野菜、全滅の状況で大変、農家の人たちは深刻に考えております。

そこで私も、ほかの、旧町村を言っではいけないかもしれませんが、旧町村、武川、白州、小淵沢にしても、いろんな獣の被害を受けているようでございます。そこでもし、その被害状況が各町村で分かりましたら、教えていただきたいのと、このまま、今、市長が言うように、追いやれば、なんかまた、違うほうに出るといふうなことを言いましたけど、私の聞いてい

るところでは、なんとか追いやって、山の奥へ、もう1回戻せば、なんとか、そこで生活する
んではないかなというふうな話も聞いております。そこで、そういう、いろんな対策を講じた
中で、里の、家の近くまで出てこないように、なんとか、その被害を防げるような対策が講じ
られていくのかどうか、そのへんを教えていただければ、よろしく願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

北杜市の鳥獣害被害の状況ということで、平成17年度の状況でございます。

北杜市、カラスとか鳥、サル、クマ、イノシシ、シカ、総合計で申し上げますと、被害金額
は2,762万3千円という被害が、調査の結果で出ております。頭数については、捕獲頭数
は205頭、捕獲したわけですけども、被害については、そんなふうな状況の被害状況でござ
います。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

ほかに関連質問はございませんか。

2番、岡野淳君。

○2番議員（岡野淳君）

今の一連のご質問の中で、サルについて、市長も今、おっしゃっていましたので、一言申し
上げたいと思うんですけど、近いところでは軽井沢が、ここ10年くらいひどいサルの被害、
クマもですけども、見舞われていまして、実はこの被害を予測して、警鐘を鳴らしたのが、実
際に被害が出る、10年以上前なんですね。群馬県との境の碓氷峠で調査をしていた学生グルー
プが、将来、軽井沢が危ないと警鐘を鳴らして、そのときに、その意味が分からなくて、手を
こまねいて見ていた結果が現在です。

北杜市もまったく同じ状況になりかねないと、私は非常に危惧していまして、例えば江草と、
今おっしゃったし、それから白州のサルもそうですが、実際にサルの移動距離というのは、こ
の周辺は庭のようなものでして、実際に神奈川県湯河原から、西伊豆の先の波勝崎まで移動
しているという報告があります。非常に長い距離を短時間に移動する能力を、サルは持って
いますので、ぜひ今から、そういう、言ってみれば、反面教師があちこちにありますので、そ
この実態をよく調べて、北杜市、ここは農村であると同時に観光地でもあるわけで、第2の下北、
あるいは第2の軽井沢、あるいは志賀高原にならないように、今から十分な調査と手を打っ
ていただきたいというふうに思いますが、これはご答弁は結構ですので、ぜひ市長、よろしくお
願いいたします。

○議長（小澤寛君）

ほかに関連質問はございませんか・・・はい。

○産業観光部長（真壁一永君）

先ほど、サルの総合的な対策の、追いやりの答弁漏れがございました。

このことにつきましては、林政課長のほうからお答えさせていただきます。よろしく願い
いたします。

○議長（小澤寛君）

はい、どうぞ。

○林政課長（石井洋君）

五味議員のご質問でございますけども、総合的な対策が何かあればというような件でございます。

まず、鳥獣害の対策というものは個体数の調整、ある程度、捕獲をしていくということと、地域の一斉の追い上げ活動ですとか、放棄作物を回収していくということが車の両輪のように実施されることで、はじめて効果を有するということに考えております。

市といたしましては、被害状況をまず把握することが、一番重要だということで、被害調査アンケートを今、実施しております、その結果を整理しているところでございます。

また、地域の活動についてですけども、先日も大泉のほうで市役所、あと農協さん、地域の住民の方々と併せまして、一斉追い上げというものを二度ほど、実施してまいりました。そういうような地域の取り組み、また鳥獣の捕獲というものを車の両輪のように進めて、今後、獣害対策の強化ということを図ってまいりたいと考えております。

また、先の答弁を求めないということでもございましたけれども、サルの行動範囲の調査等につきましては、5頭ほどに発信機を付けまして、現在、信州大学の先生に委託して、ある程度の行動範囲の調査というものを、順々に準備をして、効果的な対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

ほかに関連質問はございませんか。

5番、五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

先ほどのサルの件なんですけど、市役所のほうで指導を強化していただけるということであればいいんですが、私の聞くとところによると、その被害届を農協のほうへ出さなければ駄目だと。農協のほうへ出して、農協ではじめて許可の申請を出すということで、農協へ行っても農協は、自分たちが自衛策を講じた写真を添付して、それで持ってこなければ動かないよということなので、農家にとっては何も、指をくわえて待っているだけで泣き寝入りという人が大半なんです。被害を見ているだけで、これではもう、来年から何も作れないかなという人が大半なんです。

そこで先ほど、ちらっと、指導を強化していただけるような話をいただきましたので、ぜひとも市役所のほうが先頭になっていただいて、なんとか、その鳥獣害駆除の関係を優先していただきたいと思っております。よろしく願いたします。

答弁は結構です。

○議長（小澤寛君）

ほかに関連質問はございませんか。

（ な し ）

関連質問がないようですので、以上で質問を打ち切ります。

これで22番、小林元久議員の一般質問を終わります。

次に市民クラブ、24番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○24番議員（内田俊彦君）

通告に従いまして、行政評価、事業仕分けについて。また、会計制度改革について、2項目を質問させていただきます。

代表質問の中にも多くの方が述べられているように、財政というものは非常に逼迫しているということで、当然、私ども議員も、そして執行側も非常に頭を悩ましているとともに、その手立てについて、今、一生懸命模索しているところではないかなというふうに思います。

そこで行政評価、事業仕分けについて、質問いたします。

国や地方自治体が実施する政策や事業について、その必要性や有効性、効率性をできる限り、客観的に評価して、見直し、改善に役立てる行政評価が2001年1月、国に導入されてから5年が経過いたしました。

政府は本年6月、2005年版、政策評価白書を公表いたしました。それによると、政府全体では9,796件の評価が行われ、うち政策決定後に行う事後評価が5,235件、事前評価が4,561件であります。政府におきましては、事業費10億円以上の研究開発、公共事業、政府開発援助、通称ODAですが、事前評価が義務づけられております。

決定後、5年を経過しても未着手、または10年経過して未了の公共事業と、ODAは再評価、事後評価を行い、継続が適当でなければ廃止、または中止することが定められております。

2005年度は2,011件が再評価され、41事業、総事業費約8千億円について廃止、中止が決定されました。評価すること、また、されることを行政担当者が政策、事業企画立案する段階から、常に意識することの意味は大きいものと思われまます。

本市の行政改革大綱、アクションプランですが、その内容を見ますと、いくつかの見直し、効率性重視の努力がたくさん盛り込まれ、期待するところであります。併せて行政評価の取り組み目標として、平成18年度、本年は検討。平成19年は試行導入、試しに導入して、平成21年より本格実施というスケジュールになっております。

北杜市は合併以前の計画、また継続事業がたくさんあり、その見直しが迫られている時期を迎えていることと思います。また、新規事業についても、同様なことが言えると思います。

そこで、以下4点についてお伺いいたします。

まず1点目として、行政評価の今後の取り組みについて、お伺いいたします。

次に事前評価と事後評価について、お伺いいたします。

3点目として、評価に伴う第三者機関、これは通告分では「機関」が長さということですが、これは機会の「機」、そして関係の「関」で、機関の設置についてであります。

4、これが大事なことになるわけですが、評価に伴う事業仕分けについて。これは事業仕分けと言いますと、これは必要であるかとか、また必要であれば、委託をするのか、指定管理にするのか。また、その各担当、また外郭、こういったものを含めながら考えていかなければいけないと思いますが、この事業仕分けについて、お伺いいたします。

次に2項目といたしまして、会計制度改革についてお伺いいたします。

総務省は、本年5月に出されました新地方会計制度研究会の報告書を受け、すべての地方自治体に対し、国に準ずる財務諸表の作成を求める方針を決めました。それによると、1.貸借対照表、2.行政コスト計算書、3.資金収支計算書、4.純資産変動計画書であります。3万人以上の北杜市においては、3年以内の策定となっております。本市の資産、債務、コストを

示し、財政状況を明示することが目的と思われませんが、今後の本市においても、内外ともに本市の政策、また事業のあり方について、説明責任を果たすためには大変重要であり、必要なことだと思われませんが、そこで2点、質問いたします。

まず1点目ですが、これはこの時点では、答申でありますので、方針の段階で、決定ではありませんが、この財務諸表についての作成の取り組みについて、お伺いいたします。

2点目ですが、これは東京都と北杜市を比べるのは、あまりにもちょっと差があるとは思いますが、東京都ではもう、早くに着手しておりまして、なおかつ電算化で新システムを導入して、作成にあたっております。この作成するにあたっては、電算化を基本として、目標とあけるかということを質問いたします。

以上で質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

24番、内田俊彦議員のご質問にお答えいたします。

行政評価会計制度改革について、いくつかご質問をいただいています。

最初に行政評価の今後の取り組みについてであります。行政評価につきましては、行政が実施している施策や事務事業の有効性や必要性を、成果指標等を用いて評価するものであり、より効果的、効率的な市政の運営を図るための行財政改革の手法であることから、北杜市行財政改革アクションプランにおいても、平成21年度に行政評価システムを導入することとしたところであります。

現在、多くの自治体において、行政評価システムが導入されておりますので、今後、それらを参考にして、北杜市にとって、よりよい行政評価システムの導入に向け、検討してまいりたいと考えております。

次に事前評価と事後評価についてであります。行政評価は施策や事務事業の目標に対する成果について、評価を行うものであることから、基本的には事後評価を行うものと考えておりますが、今後、行政評価システムの導入について検討する中で、事前評価の手法や有効性なども研究しながら、総合的に検討してまいります。

次に評価に伴う第三者機関の設置についてであります。第三者機関の設置につきましても行財政改革アクションプランに明記したところでありますが、市民の目線に立った施策や事務事業の評価を行っていくためには、外部の方による客観的な評価が必要であることから、第三者機関を設置することにより、その評価の公平性、透明性の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に会計制度改革についてであります。

厳しい財政環境が続く中で、地方分権時代にふさわしい自己決定・自己責任の原則による自治体経営を進め、個性豊かで活力ある地域社会の実現を図っていくためには、簡素で効率的な行財政運営を目指し、抜本的な行財政改革に継続的に取り組むとともに、そうした取り組みについて、市民の皆さんに適切に説明責任を果たし、理解と信頼を得ることが必要であります。

このため、これまでも北杜市財政状況の作成及び公表に関する条例に基づき、本市の財政状況について、年2回、広報誌に掲載するほか、当初予算の状況や決算の認定につきまして、広

報誌を通じ、公表してきたところであります。貸借対照表、ほかの財務書類の作成につきましては、8月末の総務省からの通知の中で、人口3万人以上の都市の場合、3年後までに整備するよう求められましたが、その具体的な指針については、今後、示されることになっておりますので、それらを受け、電算化も含め、検討してまいりたいと考えております。

評価に伴う事業仕分けにつきましては、担当部長から答弁いただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

それでは、評価に伴う事業仕分けにつきまして、お答えを申し上げたいと思います。

事業仕分けにつきましては、現在、市が実施している事務事業が本当に必要であるか、あるいは行政と民間のどちらかが実施すべきかなど検討し、整理していくもので、行政評価における有効な手段であり、市場化テストや民間移譲といった、実施主体の議論の前提となるものであります。

国においては、財政改革推進法にその実施が明記され、全国の20前後の自治体では、すでに実施されているところでありますが、北杜市におきましても、今後、行政評価システムの導入を検討する中で、事業仕分けの実施も併せ、検討を怠らない考えであります。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

24番議員、再質問はございませんか。

内田俊彦君。

○24番議員（内田俊彦君）

何点か、再質問をさせていただきます。

まず最初に、行政評価、事業仕分けについてでございますが、アクションプランの中に明確にタイムスケジュール等は載っているわけでございますが、これを見させていただきますと、実施スケジュールが平成18年の、今、ちょうど18年なんです、この18年度中に検討して、19年に試しにやってみるといような形になっております。となると、簡単に言いますと、行政評価をするために、ある意味、分かりやすい、評価もしやすい、効果も上がりやすいようなことを、19年に、おそらく試行するような考えであると思われるんですが、それについて、19年度、今、18年で検討しているところでございますが、どのようなことを、19年にまず、やるのかなということをお聞きいたします。

また、行政仕分けについては、当然、必要であるか、不必要であるかというところが、まず、最初のハードルになるかなというふうに思っております。必要か不必要かということ、ちょっと行政評価のほうで、第三者機関の設置ということで、設置ということと併せてお聞きいたしますが、それをどういったところで検討されていくのか。そして逆に、これは必要だということになったときに、それは民間でやったほうがいいのか。それも指定管理でやったほうがいいのか、また、委託でやったほうがいいのか。また、両方を絡めながら、その事業を推進したほうがいいのかというようなことが、検討課題になるというふうに思いますが、そういった難し

い検討を、今後していかなければならない事態が発生すると思いますが、そういったところ、
どういった機関というか、その委員会を設けるとか、また、企画の中で考えられるのか、どの
部署で考えるのか、今のところの予定を教えてくださいたいと思います。

あと、会計制度改革については、おそらく、急に今、通達がちょうどきたころではないかな
というふうに思っております。ただ、会計制度改革については、自治体の、簡単に言うと、単
年度決算ではなくて、複式の何年かにわたった決算というような形で、現実、担当者は非常に
苦しむのではないかなというふうに思います。そういったことが、東京都の中でも、最初、議
論になったそうでした、そのへんについては、答弁は結構ですけども、最善の努力をして、小
淵沢さんと合併したということで、おそらく決算は来年9月に、北杜市全体が出るということ
なので、その後、その計画に移っていくのではないかなというふうに、私も思っていますが、
答弁は結構ですので、その部分はよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

今の再質問でございますけども、この行政評価システムの導入につきましては、ご指摘のと
おり、行政改革アクションプランに明記されております。現在のところ、これから、この行政
評価につきましては、十分、検討していくという状況下であります。

取り扱う課でありますけども、企画部の企画課におきまして、この関係につきまして、行政
評価のシステム導入と併せながら、等々の考え方を、これから検討していくところであります。

議員さんのご指摘のとおり、十分、精査・研究をしながら、この評価に、21年実施に向け
まして、また19年度試行に向けまして、検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいた
だきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

内田俊彦君。

○24番議員（内田俊彦君）

タイムスケジュールと、また方針についても、今の段階では、なかなか検討段階だというよ
うなことです、そのへんはよく分かりました。

それで、どうしても、この行政評価をする場合、現場の方の意見を聞かないと、なかなか、
その評価が確かなものになっていかないということもありますし、逆に外部評価という形で、
まったく市の政策を実施する側の、自分たちの評価もしたり、また、外での評価もしたりとい
うような形の評価のやり方もあるようでございます。これは十分、検討していただきたいんで
すが、現場の意見をよく吸い上げるということで、現場の方も、当然、この中に入って検討し
ていただけるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

この行政評価の問題は、いろいろな意味で注目はされておるわけでありまして、今、内
田議員ご指摘のとおり、これは内野だけに見るつもりもありませんし、現場の意見は当然、聞

いていかなければならないと思っています。

ただ、東京都はこういう話は率先できるはずであります。しかし、あまりにも行政評価が表へ出ていくと、つまり外野の目線だけで見られてしまうと、費用対効果の議論が出てきたりしますと、地方にとっては、行政を推進するのに、極めてブレーキになると。つまり、いろいろな意味で、行政評価がたくさん表に出てきて、そして費用対効果議論まで出てきますと、私が言うまでもなく、それを外野で見られてしまうと、北杜市も、あるいはまた地方、過疎地帯はさらに厳しくなるという、弊害とは言いませぬけども、性格を持っていると思います。そのへんを加味しながら、私どもとしては、この行政評価制度を北杜市の目線で見たい行政評価として、考えていきたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思っています。

以上です。

○議長（小澤寛君）

24番議員、まだ質問はありますか。

（なし）

内田議員の質問が終わりましたので、次に関連質問を許します。

関連質問はありませんか。

（なし）

関連質問がないようですので、以上で質問を打ち切ります。

これで24番、内田俊彦議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は3時50分。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時50分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

次に市民クラブ、4番議員、篠原眞清君。

篠原眞清君ですが、市民クラブの残時間は29分ですので、通告いたします。

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

私は平成18年第3回定例会にあたり、北杜市が現在、直面している課題の1つであります、明野最終処分場問題について、3点にわたって市長ならびに教育長に質問をいたします。

さて、この処分場計画は去る9月15日、山梨県が事業主体である（財）山梨県環境整備事業団に対し、処分場設置変更契約の変更の許可を出しました。これに先立ち、去る9月3日、この処分場計画に反対する明野廃棄物最終処分場問題対策協議会が主催する、明野処分場反対総決起集会在現地で開催され、300名を超える住民が計画を強引に進める山梨県に対し、厳しい抗議を行うとともに、住民同意もなく、民意を無視し、地域の不安を置き去りにし、さらに、その必要性も明らかでない明野最終処分場計画を白紙撤回させ、山梨県行政の誤りを正すまで、粘り強く戦う決意を明らかにした集会宣言を採択いたしました。

いよいよ、のっぴきならない状況に事態が推移していく可能性が高まる中で、地元北杜市の対応が重要な局面を迎えているとの認識に基づいて、質問を行います。

1点目といたしまして、北杜市が行った北杜市法定外公共物、(通称)赤道の使用許可について、お伺いをいたします。

この処分場建設に着手するため、事業主体である(財)山梨県環境整備事業団は山梨県に対し、施設の設置変更許可の手続きを行い、許可を得ました。この申請手続きの1つとして、建設予定地内にある北杜市法定外公共物、(通称)赤道の使用許可の申請を北杜市に対して行いました。

去る9月4日、北杜市はこの申請に対して、使用許可を与えましたが、この許可手続きにおいて、北杜市法定外公共物管理条例、あるいは施行規則では一義的に利害関係人である地元浅尾区の同意を求めています。もう一方で、同意が得られない場合、理由書での対応も認めています。

条例、あるいは規則が求めるものは、開発に関して、地権者、あるいは関係地域の理解のもとに事業を進めることであると、私は考えております。今回の手続きにおいて、利害関係人である浅尾区は処分場建設反対を決議しており、同意が得られない可能性が高いといえども、申請者である(財)環境整備事業団は、浅尾区の同意を得る交渉を行って然るべきところを、一切、交渉を行っておりません。そのような中で、市は許可を行いました。このことは、条例がその精神において求める、地元の理解を得て事業を行うとの考え方に反するものであり、今回の許可手続きは瑕疵ある処分であり、取り消すべきと考えますが、ご見解を伺います。

なお、合併後、北杜市が受付許可した法定外公共物使用許可申請件数は199件。そのうち、継続申請は111件、うち56件が個人、55件が企業であります。また、新規申請は88件。うち21件が個人、67件が企業となっております。

ちなみに利害関係者の承諾がなく、理由書で許可したものは1件もありません。

続きまして、2点目でございます。山梨県が(財)山梨県環境整備事業団に与えた処分場設置変更許可に関して、改めて伺います。

市長もご承知のように地元浅尾区は、去る4月9日開催された総会において、昨年11月8日開かれた臨時総会の成立を承認するとともに、臨時総会の決議である、1.平成6年7月、浅尾区が総意としてとりまとめた条件つき賛成は、明確に取り消す。2として、山梨県が関与する浅尾地区への廃棄物最終処分場設置に反対するの2つを承認し、浅尾区の決定事項といたしました。この決議は地元の民意として、大変重いものであり、尊重されるべきものと考えます。

北杜市民の生命と財産を守る責任を担う市長とするならば、地元の意思を尊重し、この山梨県の許可を認めるべきではないと、私は考えますが、ご見解をお伺いします。

3点目の質問でございます。梅ノ木遺跡について、お聞きいたします。

梅ノ木遺跡につきましては、すでに申し上げるまでもなく、縄文中期の環状集落および生活の痕跡を残すとともに、その保存状況が良好であり、全国的に見ても貴重な遺跡であると、専門家が位置づけております。地元も、その保存活用を望むとともに、市長も国史跡指定に向けて、準備を進める意思を表明されております。

さて、私は、この遺跡の隣接にさまざまな危険性を含んだ最終処分場が設置されることにより、この貴重な遺跡の保存活用に与える影響、特に直接的に湯沢川沿いの作業場や道の長期にわたる保存を懸念いたします。

これらをふまえて、文化財保護行政として問題がないのか、教育長にお伺いいたします。

また、6月の定例会の中で同僚議員の質問に対し、関連質問でも申し上げましたが、遺跡に

最終処分場が隣接するようなケースが全国にあるのかも併せて、お伺いをいたします。

以上で、私の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

4番、篠原眞清議員のご質問にお答えいたします。

明野廃棄物最終処分場について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、法定外公共物使用許可についてであります。地方分権計画に基づき、法定外公共物の国有財産は平成12年度から16年度までに各市町村へ譲与され、合併前の旧町村および北杜市は平成13年度から平成16年度末までに、譲与が完了しております。

北杜市では公共物管理条例の附則により、合併前の各町村の規定によりなされた処分、手続き、その他の行為は平成16年度に限り、それぞれの条例の相当規定によりなされた処分、手続き、その他の行為とみなすとされており、平成17年度以降へ継続するものについては、平成17年4月1日以降に申請をしてもらい、添付書類としては、前回の許可書の写しおよび現況写真を添付し、更新と同様な審査で許可手続きを行っております。

したがって、今回の申請につきましても、平成14年10月31日に財団法人山梨県環境整備事業団から、山梨県知事に工事施工申請書が提出され、平成15年1月31日に県が承認されていることから、他の法定外公共物の使用許可申請と同様な取り扱いをしたものであり、例外的な取り扱いをしたものではありません。

次に、明野廃棄物最終処分場の変更許可についてであります。

平成6年に朝神8地区の条件つき同意があったことにはじまり、さらに平成12年度から環境整備事業団が地元財産区と処分場建設を前提とした借地契約を締結し、借地料も7年間払い続けていることから、地元同意は得られていると考えております。また、私も市長就任以来、地域住民の理解がさらに深まるよう、努力してまいりました。

施設の安全性につきましても、市の責任者として、公害防止協定の中で十分に担保したものと考えております。また、このたびの変更許可は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される許可基準に沿ったものであり、適正なものと理解しております。

次に梅ノ木遺跡のご質問については、教育長から答弁をいたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

4番、篠原眞清議員のご質問にお答えいたします。

ただいま、ご質問いただいた中で、最初に文化財保護行政としての問題についてであります。

梅ノ木遺跡の場合、遺跡の学術的、文化財的価値において、梅ノ木遺跡調査指導委員会から高い評価を受けた水辺の作業場、道、環状集落については、処分場建設計画の変更をして、現状保存されることとなっております。

また、処分場が隣接することに対する文化財保護法の規制はございませんが、景観に配慮していくよう、私どもとしては強く県に要請していきたいと思っております。

今後、文化庁、県教育委員会の指導を仰ぐ中で、関係機関と十分に協議をし、梅ノ木遺跡の国史跡指定の実現に向けて、取り組んでまいります。

次に、遺跡と廃棄物最終処分場が隣接する事例についてであります。

山梨県教育委員会を通じて確認したところ、国内では史跡と処分場が隣接する例はないとのことでした。ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

4番議員、再質問はございませんか。

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

それでは、3点にわたって質問させていただきましたが、何点が改めて再質問させていただきます。

1つ目の、法定外公共物の許可の問題でございます。

先ほどの市長の答弁によりますと、平成14年の前の天野知事のとときの許可の手続きを尊重してといいますか、それに基づいて、今回、更新と同様な審査で許可をされたというふうにお話をされておりますが、合併において、合併以前に各町村が契約しているものについて、新市でそれを尊重して継続していくという、もちろん手続きの中で、いろいろな行政的な契約等が継続されていることを、私も承知しております。

もし、市長のご見解であるならば、改めて、今回、使用許可を出す必要がないというふうに、私はどうしても思えてならないんですね。改めて、北杜市がこの法定外公共物管理条例に基づいて、許可を出さなくてはならない理由があったから、審査をして許可をされたんだと思います。

私が申し上げたいのは、平成14年の時点で、明野が工事の施工申請に関する許可を承認されている。その時点は、この赤道は、先ほどもお話がありましたように国有地なんです。現在は移譲されて、北杜市の所有になっております。ですから、もちろん、北杜市の法定外公共物管理条例に基づいて、改めて審査を行って許可をされるわけですから、新たな現状の状況を把握した中で、許可申請にあたるのは、私は当然のことであると思いますし、そういう意味で言いますと、浅尾区は明確に今、区の総意として、先ほど申し上げましたように、区の総意として反対をしております。そのことを市長がしっかりと受け止めた中で、許可をされているかどうか。その点について、ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、2つ目の県の許可に対して、これを認めるべきではないという、私の質問に対する答弁でございますが、確かにスタートの段階で、条件つき賛成というものがあって、進んできております。しかしながら、ここへきて、先ほども申し上げましたように、一番の地元の浅尾区は明確に反対の意思表示をしております、区として。市長にも文書で、その内容が区長名で届いているはずで、そういう状況をふまえて、改めて、北杜市民としての明野の人たちをどう考えるかという視点の中で、従来、進めてきたものを改めて検討し直す必要も、私はあったのではないかなというふうに思います。その点について、再度、ご確認をしたいと思っております。

それから、梅ノ木の遺跡に関してでございます。

当然、私も聞きする前提として、こういう史跡の隣接に最終処分場があるなんていうこと

は想定もしておりません。しかし、確認をしてみないと分からないので、お手数をおかけしましたが、お調べをいただいて、今、ご答弁いただいた内容であります。

あろうはずがないんです。常識的に考えて、あろうはずがないことなんです。先ほど、教育長答弁の中で、確かに文化財保護に関する法律的に、史跡に処分場があることを否定するものは何もないと思います。景観の申し入れをしたということをおっしゃいました。しかし、本当に景観を考えるのであれば、あの貴重な遺跡、湯沢川につながる貴重な遺跡は、あの一帯を保存して、はじめて価値ある遺跡になっていくと。あの地を訪れる人たちに、あの一帯の環境を見ていただくことによって、より、この遺跡の価値が上がってくるものだと思うのは、私は普通の感覚ではないかなというふうに思います。

ぜひ、この北杜は、再々申し上げますが、八ヶ岳を挟んで山梨長野側、この縄文の遺跡の宝庫であります。その宝庫の中で、山梨にはなかなか、この縄文の中期の保存ができなかった経緯もふまえ、ここの梅ノ木の大事さというのは、私はそこでも訴えられると思っています。ぜひ、その点もふまえて、改めて、その点を教育長として、どうお考えになるか、ご答弁いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いろいろの議論を重ねてきた、この明野の最終処分場であります。思えば、平成6年の、この事業、今、篠原議員もご指摘のとおり、条件つき賛成といえども、賛成した事実が、今日のはじまりであったことだけは間違いないわけでありまして、私ども行政を預かる身として、なんと言っても、そういった最初の決議、最初の同意というものは大変重く受け止めて、今日、北杜市が12年間、明野村から北杜市へと引き続けている事業であるわけであります。

私ももちろん、一議員としても、この安全性については最大限の努力をしてきたつもりだし、そしてまた、規模縮小も最大限、主張してきたつもりであります。もちろん、北杜市長になっても、その姿勢は変わることなくやってきましたし、そして、まったく全国で数ある中での、この最終処分場としても、安全性については、最大限の配慮をされた最終処分場として勝ち取ってきたというふうに、みずからも思っているところであるわけであります。ぜひ、そういうことの中で、ご理解をしていただければ、大変、ありがたく思うわけであります。

協定書からはじまって、安全管理の委員会等々についても、それぞれ、地元と調整しながら、今日を迎えておるわけでありまして、ぜひひとつ、ご理解をしていただきたいと思います。

また、いわゆる、具体的に赤線についてでありますけども、確かに天野県政の時代の同意であったかもしれませんが、この赤線が国から市町村へ権限移譲されてからも、私どもは北杜市の条例に照らして、いろいろ、ことを進めてまいりました。そういう中で、決して、この明野の赤線だけを特例でやったわけではありません。すべての、このような類似物件についても、同様な事務処理を行っているところでもありますので、ぜひひとつ、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

私どもといたしましては、この梅ノ木遺跡につきましては、すでにご案内のとおり、非常に遺跡調査の指導委員会からも高い評価を受けていると、すでに市民に対しても、もちろん明野の市民はもちろんですけども、広く、高い価値のある評価を受けたものであると公表しております。併せて、特に水辺の作業場、道、環状集落、これが一帯となった縄文時代の遺跡として、他に類を見ない価値観があると、評価を受けたところであります。私どもも、この評価に基づきまして、最大限、将来に保存ができるような努力をしながら、それを尊重してきて、そして、今日までできているところなんですけど、これからは、先ほど、ご指摘ございましたように、広く、この文化財としての利用を考えるべく、今後の問題として、当面、国の史跡指定に努力をしていきたいと。その後につきましては、広く、文化財としての価値観を観光面、それから、その他の学習面、いろいろなものに活用できるように努力をしていきたいと思っております。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

4番議員、まだ質問はございますか。

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

再々質問をさせていただきます。

市長のご答弁に関して、ちょっと、また確認をさせていただきます。

言葉の尻をとるつもりはありませんが、明野の許可に関して、明野以外の北杜の中で、ほかのケースに関して同様に、従来の許可したものについては許可をしてきているというお話でしたが、先ほど私が、冒頭のデータでお示しましたとおり、理由書をもって許可している案件は1件もありません。すべて権利者、あるいは利害関係人が承諾書を提出しています。同意をしているんです。199件。だから、私は指摘をさせていただいているんです。違うんです、市長。これは、その点をしっかりと、お考えをいただかなければ、私はいけないと思っております。ぜひ、その点について、もう一度、ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、教育長、1点だけ。もちろん、いろいろご配慮いただき、ご答弁をいただいております。そのことは承知しておりますが、1点、率直にお聞きしますが、この価値のある梅ノ木の遺跡の隣に、あの処分場があること、そのことがこの保存活用に向けて、邪魔になりませんか。それだけ、1点、お答えください。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

この最初の、明野のいわゆる赤線の許可については、平成15年に県が承認しているわけがあります。そして、私どもは、北杜市になりましたあと、これの許可を取り消しする、また、正当の理由もないことも確かであるわけでありまして。いわゆる赤線を前の計画のときにやって、

付け替え道路を受益者に迷惑をかけないようにやれとか、あるいはまた、事業終了後は原状回復して返せとか、こういう、そういう条件のもとに、平成15年に県が許可したと。そのあと、私どもが北杜市となって、そして、これを正式に拒否する正当の理由もないという意味で、私どもは同じように扱ったということであります。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

文化財保護法の中では、特に隣接という部分の規制もまったくあるわけではございませんけども、冒頭で説明させていただきましたように、いずれの事業にいたしましても、保存事業も、また処分場も事業であります。その中で強く、再度、県に景観については配慮してくれるように要請をしていきたいと思っております。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

4番議員、まだ質問はございますか。

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

大変すみません、長くなりまして。大事な部分ですから、市長に再度お尋ねいたします。

平成15年に県が許可した、確かにそのとおりでございます。そのときと、今の状況で大きく違うことがございます。それは申し上げるまでもなく、平成15年の時点は条件つき賛成が、要するに同意が不明確な状況の中で、手続きが行われました。今回は明確に、地元の浅尾地区が区として反対を表明しております。大きく違うんです。そして、さらに今回は、先ほど申し上げましたように、市の赤道でございます。市が主体性を持って、地元住民の意向を受けて、どう、これに対応するかという観点を持って、今回は手続きを踏まざるを得ない。大きく、平成15年とは違う状況であります。その点をふまえて、これを最後にいたしますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほども、私は答弁したのでありますけども、こういう議論をするにつけ、平成6年の同意つき賛成という状況は、大変重いなと率直に思います。この12年間の、いろいろな意味の歴史的な重みとか、あるいはプロセスの大切さを考えたときに、私はたびたび、この本会議上でも答弁しているとおりの見解であります。

○議長（小澤寛君）

篠原議員の質問が終わりましたので、次に関連質問を許します。

関連質問はありますか。

（ な し ）

関連質問がないようですので、以上で質問を打ち切ります。

これで4番、篠原眞清議員の一般質問を終わります。

市民クラブの残時間は、12分でございます。

次に市民クラブ、2番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○2番議員（岡野淳君）

通告に従いまして、本日は体に障害のある人の移動手段について。特に今回は、車イスを利用されている方のケースを例に挙げながら、市長のお考えを伺います。

本年4月の障害者自立支援法の施行や介護保険制度の改正に伴い、わが北杜市でも福祉用具貸与制度の変更がありました。今回の改正によって、介護認定の見直しも行われ、今まで要介護1だった人が、要介護1と要支援2に分けられるようになりました。軽度とみなされる要介護1、要支援1および2の人は原則として、4月から、例えば介護用ベッドですとか、車イスなどの貸し出しが制限されるようになりました。

半年間の猶予期間がありましたので、9月いっぱい、この期限も切れまして、今月からいよいよ、この問題が現実のものとなってまいりました。

今までどおり引き続いて、車イスを使いたいという人は、今までリース料が1割負担で済んでいたものが、全額負担になる。あるいは自費で、車イスそのものを購入しなくてはならないというような状況にもなってまいりました。

さて、日々の生活の中で、移動手段を車イスに頼らざるを得ない方々、こういう人たちにとって、北杜市の公共交通網は、残念ながら極めて不便なものであると言わざるを得ません。数少ないバスの時間に合わせて行動せざるを得ないために、例えば、みずから車を運転して移動できる人であれば、1時間とか2時間で済む用事であっても、バスを利用するとなると、そのバスの時間に合わせて行動するということであり、下手すると一日仕事になってしまうということもあるかもしれません。

ただ、これは先ほどの坂本議員の代表質問にもありましたように、これはバスの運行についてはやむを得ない事情もありますし、これから見直しもあるということなので、それはそれで、ぜひ進めていただきたいと思いますが、障害を持つ人々にとっては、そもそも、そのバス停までに行く移動が大変なんであります。あるいは、バスを降りてから最初の目的地まで行く間が問題であります。

例えば古い道路に、あとから設置した歩道、これが狭かったり、高い段差が付いていたりして、結構、危険です。また、家の入り口、あるいは店の入り口、こういうところはスロープになっておりますから、歩道はしばしば車道側に強く傾斜していて、例えば腕力のない方が車イスに乗って、そのような場所に差し掛かると、車イスはあっという間に、勝手に向きを変えて車道に飛び出そうとします。つまり、自分の意思とは関係なく、車道に飛び出してしまふ、こういうことが起こります。あるいは、排水溝などのカバーに持ち入れられているグレーチングの溝に、タイヤがすっぽりはまり込んでしまふと、車イスが転倒してみたり、あるいは動けなくなったりするということも起きます。必ず、車イスをサポートする人がいなければ、1人ではとても出かけることができないほどの不便であったり、危険であったりということを強いられているのが、現状なんです。本来、行政サービスというのは、障害を持つ者であろうが、なかろうが、原則として、市民には広く平等であるものであろうというふうに思います。

そこで体に障害を持ち、移動を車イスに頼らざるを得ない人に対して、より安全かつフレキシブルに移動できるための交通サービスとして、自宅のドアから目的地のドアまで、つまりドア・ツー・ドアの交通システムの構築が、求められてくるのではないかとこのように思うわけ

です。午前中の市長の答弁で、はからずもデマンド交通ということが出てまいりました。まさに、このシステムが求められているということでございます。

インターネットで見えますと、全国的にこの交通システムを導入している自治体が増えてきているようです。運営母体は自治体であったり、あるいは商工会であったり、または社会福祉協議会であったり、いろいろのようですが、現在、全国で24の自治体がデマンド交通システムを導入して、一定の成果を挙げているというふうに感じます。

お隣の長野県の富士見町では商工会が運営をし、町が経済面も含めてサポートしております。考え方の基本として、なんでもかんでもサービスでいくということではなく、受益者に負担も当然してもらい、1回の車の乗降が300円だそうですが、ビジネスとして成立をさせていく、そういうシステムを構築しておるようです。民間の企業とは違うにしても、全部が全部、行政の負担ということではないと。あくまでも商工会がビジネスとして、このシステムを立ち上げていくんだと、こういう考え方でやっているようです。

北杜市の場合は面積が非常に広く、また8つの町村が合併して誕生しました関係で、いろいろな制約があり、難しいということは、よく分かります。しかし、その広さゆえに、こういうシステムが必要であるということも事実ではないかと思えます。

北杜市独自のデマンド交通システムの必要性、あるいは実現の可能性について、研究会を立ち上げるなどをして、予算措置も含め、早急に検討を始めることが必要ではないかと思えますが、市長のお考えをお伺いします。

以上で質問を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

2番、岡野淳議員のデマンド交通システムの構築についてのご質問にお答えいたします。

デマンド交通システムは路線バスと比べ、時間とルートが利用者の需要に応じて、柔軟に対応でき、高齢者や身体に障害を持つ方には、効率的かつ効果的な運行が可能なシステムであると考えております。

デマンド交通システムのメリットとしては、いわゆる戸口から戸口への運行サービスや自分が利用したいときに利用が可能など、きめ細かいサービスが提供できる。バスなみの安い料金で、行きたいところに外出することが可能であります。反面、北杜市のように地域に病院、商店街、公共施設などの生活拠点が点在している地域での交通手段として満たすことは難しいとも思われます。また、予約制であるため、お年寄りには電話をかけるのが面倒など、デマンド交通システムを主に利用すると見られるお年寄りに浸透しづらい面もあります。

既存の公共交通とのすみ分けを明確にした上で、北杜市のように広い行政エリアで、どのようにサービスを展開するのか。また、システム構築と機材導入の初期費用と運営経費の問題、運行主体、住民への周知活動、管内の交通事業者との連携など、多くの課題もあります。

現在、増富の湯では送り迎えの、これと似たサービスをしておりますけども、ある面ではデマンド交通システムに似ているわけでありまして、これらも参考にしてみたいと思っております。現在、北杜市で進めている地域公共交通再編計画における、市営バスの運行形態の見直しと併せて、デマンド交通システムにつきましても、先進自治体の市町村等の状況調査なども行

い、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

2番議員、再質問はございますか。

岡野淳君。

○2番議員（岡野淳君）

前向きなご答弁をいただき、大変、心強く思っております。

重ねて、繰り返すようでございますけれども、デマンド交通システム、今、市長もお話があったように、確かに北杜市の場合、いろいろな施設が点在しており、その点、たぶん、先ほど申し上げた24の、すでに運営を始めている自治体に比べると、問題は山積しているだろうと思います。ただ、その分、このシステムが機能するとなったときには、非常に意義のある、画期的なシステムができ上がるんであろうなという気がしております。

例えば、当たり前のようなことですけれども、車イス、今まで使っていた方が、今までのように容易に使えなくなるというような中で、いろいろなケアをしていっていただきたいと。分かりやすく言うと、例えば電動の車イスであれば、多少の距離であっても、自力で行けた場所に行けなくなる可能性がある。そのときにデマンドがあれば、かなりフレキシブルに細かい動きがとれるようになる。あるいは時間も、ある程度、自由になっていけると、非常にやはり行動範囲も広がるだろうし、ある意味での社会参加、社会復帰ということも可能になってくるわけです。

ぜひ、そういうメリットが非常に大きいものがあるというふうに思いますので、ぜひ具体的に、どういうふうな形で構築ができるのかという勉強を、私どもも、もちろん始めようと思っていますし、市長以下行政の皆さんにも、ぜひ、その努力をお願いしたいというふうに思っております。

近く、隣の富士見では、先ほども申し上げたとおり、商工会が運営を担っておりますが、お話を聞きますと、まさに、これはビジネスであるということ、はっきり、おっしゃっております。つまり、違う言い方をすると、デマンド交通システムというものは、一方的な行政サービスだけではなく、利用者がいて、はじめて成り立つ仕事なんだと、そこまでおっしゃるわけですね。北杜市としても、財政は厳しいという話は、いろんな場面で出てくるわけです。全部が全部、負担をするということではもちろんなく、受益者にも、それ相応の負担をしていただきながら、できる限りのサポートをするというシステムであるべきであろうと思いますので、そこらへんを重ねて市長にはぜひ、頑張って、リーダーシップを発揮していただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

北杜市はおおむね、東西30キロメートル、南北20キロメートル、600平方キロメートルあるわけありますので、いろいろな意味で交通体系は、重要な行政の課題であります。北杜市の市営バスの運行、あるいはまた、スクールバスのあり方等々がいささか重複したり、不

満もあるわけでありまして、より効率的・能率的に運行でき得るよう、全力で対応しているところでもあります。

民間でも観光ルートを研究して、足を確保しようという動きも承知しています。長坂町の商工会でも、そういった独特のルート設定の中で、バスを走らせようともしておるわけでありませぬ。行政としても、これから高齢化社会を迎えますので、家から出られないというような高齢者も、ときに出てくることは想像がつかます。したがいまして、デマンド交通システムについては、先ほども答弁いたしましたので、全体の交通ネットと絡みながら、真剣に考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

2番議員、まだ質問はございますか。

岡野淳君。

○2番議員（岡野淳君）

ありがとうございました。

1つ、言い漏らしたなと思ったら、市長に先に言われてしまいましたがおっしゃるように、すでに民間の、例えばホテルであるとか、そういうところが、バスを走らせております。それから、いろんな病院の送迎であるとか、これは理屈だけかもしれませんが、すでに、そういうところで、実際に、人を乗せてバスが動いている。そういうところまで、できるかどうか分かりませぬ。分かりませぬが、そういうところまで含めた形でのルートづくりということも、可能性としてないだろうかということも、1つの課題ではなからうかというふうに思っております。ぜひ、そこらへんを、私どもも勉強したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

ご答弁は結構でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁はよろしいですね。

（はい。の声）

残時間が1分39秒ですか、関連質問はございますか。

（なし）

ないようですから、岡野議員の質問も終わり、関連質問もないようですので、以上をもちまして、2番議員、岡野淳議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は4時45分といたします。

休憩 午後 4時37分

再開 午後 4時45分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

本日の会議時間は審議の都合によって、あらかじめ延長いたします。

次に北清クラブ、11番議員、坂本静君。

坂本静君。

北清クラブの残り時間は35分です。

○11番議員（坂本静君）

北杜市の活性化を目指す観光振興策について、市長に伺います。

午前中の質問の中で、市民クラブ代表の鈴木議員、それから北杜クラブ代表質問で浅川議員の各代表質問がありましたので、質問内容に共通点、重複する点が多々、あると思いますが、この観光事業は北杜市にとって、大変期待も大きく重要な産業につながると考えていますので、私も質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

私が言うまでもなく、北杜市は豊かな自然に囲まれ、地域資源も豊富であると自負しているところであります。特に水と太陽に恵まれた緑豊かな広大な大地は観光地として、全国的に大いに誇れるものを数多く持っております。これからの北杜市の活力源として、大きな財産であると、強く感じています。また、金田一春彦記念図書館、平山郁夫シルクロード美術館、そして日本では唯一の竹を素材とした、保坂紀夫 竹の造形館「ハヶ岳バンブーハウス」、そして藤あや子美術館をはじめ、多くの芸術、芸能、文化に接することのできる施設も多くあり、白倉市長の奨励する格式高く品格のある杜づくりも着実に推進していることは、大変、喜ばしいことでもあります。

しかし、このような貴重な財産を観光面に生かしていくには、それに関わる人たちと行政、そして市民が一体となり、峡北地方に昔から伝わるやさしさと人情豊かなおもてなしの心を持った観光振興が必要と考えております。特出した産業の少ない北杜市にとっては、観光を中心とした産業おこしが、最も大切なことであると考えます。

現在、まちづくり交付金事業が平成16年度より長坂、17年度より清里、18年度より小淵沢の、それぞれの各駅を中心として、その周辺の生活や防災面、そして北杜市の観光玄関づくりを目指して、総額42億8,100万円余りの巨費を投じて実施されており、完成されますと、住民や観光客にとっても、安全性や利便性などが多方面に向上するものと期待しているところでもあります。

また、旧町村にあった観光協会が発展的に解消し、今年3月、北杜市観光協会が設立され、会長に白倉市長が就任され、このリーダーシップをとることになり、8つの地域の特性を生かした観光活動が大いに期待されます。これからの観光は、北杜市全体の観光を見据えた基本計画を構築する中で、基盤の整備を行い、観光の振興を図ることではないでしょうか。そこでお聞きします。

北杜市の基本観光計画の策定は、どのように進んでいるのか。観光振興の具体的な方法と、観光協会との関わりを、どのように考えているのかを伺います。

また市内には、前に述べたように図書館、美術館、博物館などの公の施設や民間にも多くの施設が点在しております。このような文化的施設の集客の場として、観光振興に大いに利活用すべきと考えるが、これらの施設の数を含めて、どの程度、把握しているのか。また、これらの施設を点、そして線へと、そして面へと結びつけることによって、観光と文化の振興を併せて推進することができると思うが、行政と市民の協力体制はどの程度、進んでいるのかも伺います。

また、来年度のNHK大河ドラマに井上靖原作の「風林火山」が決まりました。戦国時代の武田家の栄光の歴史や当時、最強といわれた武田軍の雄姿や群像が全国に向け発信されることとなります。このことにより、山梨の知名度の向上は計り知れぬことになり、観光振興など、

地域の活性に大いに期待されるところであります。

以前、「武田信玄」のドラマが放映されたときには、信玄ブームが起きて、全国各地からの多くの観光客が訪れて、当時の金融機関の調査で、県内に350億円の経済効果があったとの分析結果があるといわれております。

県も「武田信玄」以来、約20年ぶりに県内を主な舞台とする大河ドラマの放映に合わせて、いろいろな催しを計画する中で、風林火山をテーマにした大型キャンペーンやドラマにちなんだ観光名所の掘り起こしを進めていて、来春にはJRと連携した企画も検討中だと聞いており、県の観光に対する意気込みを強く感じているところであります。

そのような中で、今回、北杜市にはオープンロケ地の中心となる戦国館がオープンされ、すでに使用され、放映と合わせて県内外から多くの観光客が訪れることが予想されます。今後は風林火山館の適切な運営を期待するところでありますが、その中で北杜市として、このチャンスを観光振興にどう結びつけていくのか。具体的な意気込みが足りないように感じるの、私だけではないと思います。もう少し、市民と一体となって盛り上げていく方策を考えていくべきだと思います。

そこで「風林火山」放映に伴い、市民と行政の役割をふまえた観光振興策はどのようにしていくのか、具体的にお示し願うとともに、県の振興との連携をどうとっていくのかも、併せて伺います。

以上、終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

11番、坂本静議員のご質問にお答えいたします。

北杜市の観光振興について、いくつかご質問をいただいております。

最初に北杜市観光基本計画についてであります。平成17年度に魅力ある観光地づくりに先進的、意欲的に取り組む地域として山梨県の魅力ある観光地づくりモデル地域の指定を受け、北杜市魅力ある観光地づくり計画を策定したところであり、これを観光基本計画として位置付けております。この計画に基づき、登山道の整備や観光案内板の整備、長坂・清里・小淵沢駅前のまちづくり交付金事業などを実施しております。

次に観光振興の具体的方法と観光協会との関わりについてであります。北杜市魅力ある観光地づくり計画には、観光振興に向け、花や巨木、滝と渓谷などを巡る自然資源のコース化、信玄公の道、博物館や美術館などを巡る歴史文化資源のコース化などが盛り込まれており、これらをガイドマップなどへ反映させ、誘客に努めてまいります。

北杜市の観光振興を図るためには、市と観光協会、民間が密接に連携をとることが重要であります。このため観光協会、民間とともに10月中旬に東京で開催される夢フェスタへ参加するとともに、11月には首都圏や関西圏で観光振興に向けたキャラバン活動を予定しております。

次に図書館等、施設の数の把握と行政、市民の協力体制についてであります。北杜市は文化、芸術関係の施設が数多く、大切な観光資源の1つにもなっております。市で把握しているだけでも、図書館は民間1つ、公共8つ。美術館につきましては、ギャラリーを除き民間13、

公共2つ。博物館類似施設につきましては民間2つ、公共10と特徴ある施設が多く、それぞれの施設で工夫を凝らした企画展やイベントを実施し、誘客に努めております。これらの施設間では連携を図り、独自の観光情報マップを整備し、ルート化もしており、市の魅力ある観光地づくり計画のモデルコースとの連携により、さらに観光客への利便性の向上につながると考えております。

次に「風林火山」の放映に伴う観光振興であります。北杜市の新たな観光資源として整備いたしました風林火山館につきましては、9月7日に一般公開し、10月1日現在までの入館者は1万2,820人となっております。

大河ドラマの放映が始まりますと、訪れる観光客の増加が見込まれます。そこで観光関係者および行政はもちろんのこと、市民の皆さんにもおもてなしの心で、人と人のふれあいから、北杜市のイメージアップにご協力いただき、良質なおもてなしにより、リピーターの確保へとつなげてまいりたいと考えております。

また、風林火山館の施設紹介などの案内をお願いするボランティアも募集し、風林火山館ボランティアガイドの会を設立したところであります。

県などとの連携につきましては、風林火山館および地元にある武田家ゆかりの観光資源と、県内の観光資源との連携のほか、山梨県や市町村、民間企業、JR等と連携した山梨県大型キャンペーン、甲府市内において開催される甲斐の国風林火山博との連携やJTBと商工会、市の連携で実施している移住・長期滞在ビジネスプラットホーム社会実験など、県や関係団体、民間企業などと連携して、事業を展開してまいります。

また今回の、例の国事業の太陽光発電研究施設も、国際的な視察団をはじめ、観光的には期待したいところであります。

これからも引き続き、関係機関、団体などと連携しながら、長期的に観光客の集客を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

11番議員、再質問はございませんか。

坂本静君。

○11番議員（坂本静君）

ただいまは、本当に盛りだくさんの計画、また各地域に出向いてのPRというようなことと、県との連携もしっかりやるというふうなお話でございまして、やはり、こういう機会はそう、たびたび訪れるものではないということで、それはぜひ、実施に移しながら、1人でも多くのお客さんが来て、北杜市は素晴らしいと、また、認識して帰るような形をとっていただきたいと思っております。

そこで、少し角度を変えまして、2点、お伺いをしたいと思います。

北杜市では、先ほどから出ているお話でありますけれども、山里の整備事業が本年度から始まりまして、北杜市の大切な宝である緑豊かな森林を、美しい姿で子孫に残していくと、市長もそういうことを常日頃、おっしゃっております。そのような事業が山林を所有する方々、また組織に支援をしながら始まりまして、これも将来の北杜市に向けて、大きな期待をしているところであります。

また、一方、角度を変えて、午前中も出ましたけれども、これは全国的な事業であります、下水道事業、これも北杜市は、非常に県内でも普及率が高いという中で、この事業も進捗しているおかげで、実際に流れている河川がそれぞれ水が、昔のような清流に戻ってきたということによりまして、しばらくの間は姿の見えなかった魚も大変、魚影が増えていると。代表的にはカジカなどは、須玉川にほとんどいなくなったという状況が、10年くらい前にあったんですが、今はそれがずいぶん、繁殖をして増えてきたというふうなことで、こういう山里事業も、それから下水事業も大変な巨費を投じるわけでありまして。

したがって、そういうところから生まれる産物、資源から出るいわゆる尊い資源を、この観光に結びつけるべき、ぜひ、いろいろな組織、観光協会、農協等々、また観光に携わる諸団体等々と、しっかりと協議した中で活用に向けて、頑張ってもらいたいということで、この点について何か、策がありましたら、お伺いしたいと思います。

それから2点目といたしましては、これも午前中、浅川議員からも質問があったんですけども、北杜市各地で祭りが従前から行われております。これにつきまして、私も昨年12月、市長に質問をいたしまして、この各地区の祭りの今後はということで伺ったところ、やはり祭りに関しては、今後、非常に必要性と申しますか、祭りの存在性、特徴、それから特性のあるものは残しつつ、共通点のあるものは統廃合していくというふうなお返事をいただきました。

それと、もう1点は、そのまつりごとで、北杜市としての独自の新しい企画はいかがかというお話の中で、近い将来、やはり北杜市も1つになったということで、何か企画をしていきたいというふうなお話であったと記憶しております。

そういうふうな中で、その祭りについても、各地の祭りと北杜市の新しい祭りと合わせて、最初の山里のお話と、それから祭りの話と、この2点についても、観光に大に関わる問題であるということで、お伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

坂本議員、ご指摘のとおり、私もいろいろな意味で里山には思いがありますので、里山整備を推進したいということ、議会にも同意を求めながら、市民にも地主にも訴えているところであります。併せて、下水道事業を推進した中で、ふるさとの川がかえってきたというの、大変ありがたい現実であるわけでありまして。私がいまさら言うまでもなく、文字どおり、北杜市にとりましてみれば、水と太陽と緑は北杜市が誇れる財産であり、それは即、観光資源でもあるわけでありまして。そんな資源を大切にしながら、また併せて、観光振興も図っていききたいと、そんな思いであるわけでありまして、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

また、北杜市になりまして、いろいろな意味で、お祭りといわず、諸行事もたくさんあります。基本的には各地域の手作りの行事やら、伝統あるお膝元のお祭り等々は、それぞれの地域で、しっかりと守っていただきたいというのが、率直の思いであります。

ただ、行政がタッチしている、いろいろなお祭りについては、これからは地域委員会の皆さんと相談していかなければならないですけども、今、坂本議員がご指摘のような、ある面では統合、ある面では協議しながらと、いろいろな術が考えられますけども、そのへんについては、地域委員会と相談していきながら、進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただき

たいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

11番議員、まだ質問はございますか。

坂本静君。

○11番議員（坂本静君）

ちょっと答弁の中で、1点、北杜市の、これは観光協会等と絡むと思うんですが、先ほど質問した、北杜市全体の祭りのことを、ちょっと、それもお聞きしたんですけども、それは、今のところ視野にないということですか。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

これからいろいろ、祭りを見ていると、決して、政治的に発言するつもりもありませんけども、それぞれのお祭りが全部特色あって、名前を挙げるのもどうかと思うんですけども、明野の大根まつりにしても、須玉で行われた甲斐源氏まつりにしても、ポール・ラッシュまつりにしても、名水とオオムラサキまつり、牧場まつり、とりわけ小淵沢のホースショー、白州の名水まつり、武川米まつり等々と、まったくみんな特色があって、市のお祭りとして育てたいということも確かであり、よその地域から見ても、うらやましがられるような祭りとして成長してきました。ただ、合併した、この北杜市がそのお祭りを全部抱えているのかという問題が、大変また、違う角度で頭が痛いということでもあります。

私見で言うならば、ここで私見もおかしいですけども、小淵沢のホースカーニバルなんかは、県のお祭りにしてもいいではないかというふうなお祭りだと、私は思っていますけども、何はともあれ、地域委員会の皆さんと協議しながら、発展するのは発展、統合できるものは、ある面で言うならば廃止できるなという問題も含めて、市が関与している、市が補助金を出しているお祭りについては、そういう思いであります。

くどいようでありますけども、それぞれの違う角度でのお膝元で、諸行事やら諸お祭りがあるのは、伝統ある行事、手作りの催しものとして、できるだけ、しっかりと位置づけていただければありがたいというのが、率直の思いであります。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

坂本議員の質問が終わりましたので、次に関連質問を許します。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

関連質問がないようですので、以上で質問を打ち切ります。

これで11番、坂本静議員の一般質問を終わります。

次に北清クラブ、13番議員、中嶋新君。

中嶋新君。

残り時間は20分です。

○13番議員（中嶋新君）

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

通告に従いまして、2項目、仮称ですけれども、北杜市学校給食センター建設についてと、中小水力発電所建設事業について、以上2項について、お伺いいたします。

はじめに、(仮称)北杜市学校給食センター建設についてであります。

市長は定例会初日の所信表明で、基本構想の一部変更を表明されました。そこで、今までの経過を振り返りながら、今般の計画変更について伺います。

まず、北清クラブでは前回の6月定例会において、教育委員会を所管します文教厚生常任委員の委員会に所属する北清クラブの2名、中村勝一議員と内藤昭議員が3月定例会で明らかになりました当初計画について、一般質問と関連質問をしています。

質問の内容は計画提案以降、検討した結果、明らかに懸念される疑問点について、理由を述べ、当局の見解を求めました。その質問に対する当局の見解は、市内2カ所のセンター運営に伴う物理的な条件は十分精査した結果であり、配送時間は30分以内、また調理後2時間以内に食することは可能であり、すべての学校給食衛生管理基準はクリアできるとの説明でした。また、運営方法として、これに付随して発生する課題ですけれども、特に食材の扱いは地産地消を基本として、さらに高度に利用する。食育教育は学校生活の中で十分配慮して、これからも努力をしていくとの答弁でした。さらに、将来の児童生徒数の減少傾向から、学校の適正規模を検討する中で、統廃合する必要性もあり、19年度には調理数2,500食規模のセンターを新規に建設し、事前にある稼働計画に従って、5年後の23年度には統合を完了したいとの基本構想が示されました。

その説明内容から、クラブとして、施設規模と配送の方法に、まだまだ、なおかつ疑問点が残ります。その解消策として、この6月定例会で、今後の学校統合を視野に入れて、喫緊の必要性を勘案して、新しい施設は2ないし3カ所、順次、整備すべきではと提案申し上げました。提案に対する当局の見解は、支出の削減と費用対効果を検討し、判断した結果でもあり、提案は受け入れられないと、基本構想は変えないとして、重ねて行財政改革の指針に沿って、類似施設の統合を進め、平成23年度以降は完全に2つの施設で運営したいと繰り返し答弁されたと承知しております。

以上が6月定例会の中で、クラブの質問に対する答弁と見解でした。

その後、7月、8月、9月の3カ月が経過する中で、私ども直々に関係者の意見を伺う中で、また、そのときどきの新聞紙上に掲載される記事の内容からも、この関心の高さと重要性が表われていると感じております。

また、クラブの、もちろん考えの土台となる現在の学校給食の受益者、食する児童の父兄です。ね、あるときの保護者の意向は児童生徒のための、よりよい給食施設を基本と考え、もちろん北杜市の今後の学校給食のあり方を総合的に判断していることは、当然だと思っております。私たちも、議員ですけれど、今一度、その意向をまた、聞くことで、慎重になる姿勢と機会が必要ではないかと考えております。

そこで、最初の質問としまして、北杜市、PTA連合協議会の意見書の概要と、後日、開催されました北杜市学校給食調理場運営委員会の内容を、所信表明で述べられた、前後を含みまですけれども、伺いたいと思います。

次に、高根給食センターの現状についてであります。

手元の資料によりますと、高根中学校の敷地内に昭和51年に建築、現在、調理数は市内の調理総数、約4,400食の4分の1の952食を同センターで、日々、調理している。配送

車で地区の4カ所の小学校に安全に配食しております。また、その運営方法には、日々努力しています。

しかしながら、平成8年9月から11年5月にかけて、葦崎保健所より3回にわたり、職員衛生監視指導があり、指導事項について、部分改修や改善策を講じて、対応してきました。また、本年1学期末の7月20日には洗浄機に使用するボイラーの故障により、一部副食が用意できない状況となり、急きょ、保護者に通知連絡による対応を依頼した事実もあります。

昨年の17年度当初には、高根学校給食センター改修計画の設計費が計上されました。ちょうど、今から1年前の9月定例会において、午前中、市長からも一言もありましたが、その取り組みについて、私が質問した際には合併直後でもあり、ほかの施設の状況を勘案して、規模と配食範囲を今より広域化して、効率的な施設を考えている、そういう構想であると。また、新施設の改築が1年先延ばしになるが、ご承知おきいただきたいという答弁でございました。

また、今年の3月にこの当局の新しい構想を受けて、広域化ですね、4月には数多くの議員が市内の最新の長坂給食センターを視察しました。高根給食センターとの違いは、もちろん、完全ドライ方式はもとより、生徒が一堂に食事ができるランチルームの併設、最新式の食器洗浄機の導入が大きな違いでした。この食器洗浄機は、コンピューター制御されておりまして、中学校と長坂ですけども、4つの各小学校ごとに必要数をセットでき、食器の形や種類に応じて自動的に洗浄・整理され、学校単位での管理を容易にしていると、職員の方も申しました。

さらに建物本体の違いは、職員通用口と食材の搬入口が別途設置され、施設外部の汚染区域と調理場内の非汚染区域が完全に分離されております。この点からも、新たな独立した食材搬入個所の確保と、外部と内部を遮断する方法も必要となります。このことから建築面積の増加も考えられ、新たな用地の確保も必要かと思えます。

そこで、用地について伺います。

公有財産を有効活用することが、まず第一だと考えますが、改めて、高根給食センター改築の緊急性と、諸事の対応策について、当局の今ある見解を求めます。

最後に仮称ではありますが、北杜市学校給食整備検討委員会を設置する考えについて、見解を伺います。

今般の計画はもちろん、旧町村単位の事業ではありません。しかし、合併以前の旧町村時代には、長期総合計画の中で建物改築を計画されていたのではないかと思います。施設業務の管理上、各種詳細なデータがあるはずで、そのデータに基づいた既存の施設での、許された時間を有効に利用していくべきであり、その点については当局の見解と同じです。

また、今後、表明された唯一の変更点、施設の存続期間を5年間から倍の10年間に、今回設定できるのであれば、なおのこと、この10年後の学校の統合状況を視野に入れて、子どもが食するまでの調理後の時間が短縮され、また衛生管理上も配送の安全性からも有利である。さらに、新しい給食施設を順次、整備すべきと改めて提案します。

その具体的な進めについては、学校および給食関係者はもとより、今後、統合もあります学校区ごとの地域代表者等が協議する場としても、北杜市学校給食整備検討委員会（仮称）を設置することが必要だと考えます。教育委員会の意見を参考に、委員会が所有している情報を検討材料として共有し、将来を見通した必要とされる意見は専門家に求めるなど、本来、関係者が必要性を自覚して、積極的に整備する意思が整った時点で、住民の福祉の享受と受益者の負

担を明確にして、理解の上、ことを進めるべきと考えます。

以上、(仮称)北杜市学校給食センター建設について、3点にわたり、市長ならびに教育長に見解を求めます。

続きまして2項目ですけれども、中小水力発電所建設事業の進捗と施設の今後の有効活用策について伺います。

昨年度から本年度にかけて、2カ年計画で進めている本事業は、資料によりますと、完成後に発生する電力を近隣の峡北地域広域水道企業団の大門浄水場に供給する計画です。その電気量は浄水場のすべての電気量を賄い、さらに余剰電力を東京電力にも売電する計画であり、年間に売電する総額は約2,200万円にもあがり、資本投下に対する約8.8年で事業費の回収が可能だとも伺っております。

この施設は、3月に市が策定した北杜市地域新エネルギービジョン実現の一翼を担う事業でもあります。水力という自然エネルギーを有効に活用した発電施設であり、現在、地球規模で取り組んでいるCO₂削減、地域温暖化防止につながる環境保全事業です。また、先の9月19日には長坂町夏秋地内を候補地として申請しておりました、大規模電力供給太陽光発電系統安定化等実証研究事業が北杜市に採択・決定の知らせもありました。この事業と合わせて、市民の環境保全意識の高揚と、環境創造都市を内外に強く示すことが可能な事業であると考えます。

このよう観点から当施設の稼働後は、特に未来を担う子どもたちに教材として、環境問題を考える機会と貴重な経験に有効利用され、市民が北杜市にあり、誇りに思える施設の利用が望まれます。また、環境創造都市北杜市の大きなPRの機会に有効活用される施設としても期待されます。そのためにも予定どおり、本年度、建設工事のすべてを完成させ、予定であります来年度4月からの稼働を目指して、事業の進捗と将来の構想について、5点、市長に伺います。

1点目としまして、用地の確保や主要許可等の進捗は。

2点目、建設工事に伴う地域住民への説明の機会と対応は。

3点目、水圧管工事と電気機器設備工事の進捗状況は。

4点目、六ヶ村堰との協定項目にあります付帯工事の予定は。

5点目としまして、この施設の特徴を生かした有効な利用活用策を伺います。

以上、2項目について伺います。

○議長(小澤寛君)

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

13番、中嶋新議員のご質問にお答えいたします。

学校給食センター建設について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、市PTA連合協議会から提出された意見書の概要と調理場運営委員会の結果についてであります。去る8月2日、市PTA連合協議会会長名で、教育長宛てに意見書が提出されました。その内容は、市内2カ所の給食センター方式による学校給食ではなく、既存施設の存続による学校給食施設の推進を希望するという内容でありました。

これを受け、8月23日に学校給食調理場運営委員会を開催し、この意見書の内容等の説明を行いました。その結果、調理場運営委員会として、現在の給食施設の可能な限りの存続と老

朽施設の喫緊の建設を要望するという、意見集約がなされました。

次に当初計画を再検討する考えや必要性についてであります。今議会の所信で述べさせていただきましたが、保護者、市民、議員各位のご意見を尊重し、5年後の平成23年の統合にはこだわらないものとし、10年後の平成28年の児童生徒数を勘案した中で、事業推進を図ってまいりたいと考えております。

次に高根給食センター改築の必要性と今後の対応についてであります。申すまでもなく、高根給食センターの改築は喫緊の課題であると考えております。保健所からの衛生改善指導や7月に起こったボイラーの故障等、老朽化に伴うトラブルが発生しております。その他の施設も老朽化が進み、いつ故障が発生するのか分からない状況であります。

子どもたちのことを考えると、すぐにでも高根に限らず、他の施設の改築は必要であると考えており、鈴木今朝和議員のご質問の答弁でも述べたとおり、市内全域を視野に入れた中で、長坂給食センターを含めた、市内2カ所の給食センターで対応してまいりたいと考えております。

次に用地についてであります。平成18年3月に策定しました行財政アクションプランにおいて、利用度の低い施設や活用予定のない公共用地については、活用計画を見直す中で他用途への転用など、有効活用を図ることとしており、できる限り、公共用地の有効活用を優先して模索しているところであります。給食センターから、各学校までの配送時間が一番重要でありますので、現在、用地の検討を行っているところであります。

次に整備検討委員会を設置し、順次、移行する考えについてであります。今回の給食施設整備の進め方については、時間をかけ、各方面からさまざまな意見をいただき、検討すべきという意見も伺っております。しかしながら、緊急性のある施設の改築が迫られており、また保護者の立場としての市PTA連合協議会、給食調理場運営委員会、保護者、市民、議員各位から、現在、出されている貴重な意見や要望を尊重する中で、十分、研究・検討し、平成19年度に給食施設の建設を進めていきたいと考えております。

次に村山六ヶ村堰中小水力発電所建設について、いくつかご質問をいただいております。

最初に用地の確保や使用許可等の進捗状況であります。すべての土地所有者と土地売買契約を済ませており、県有林の使用につきましても、許可済みであります。

次に地域住民への説明の機会と対応についてであります。事業への理解が得られるまでに時間を要しましたが、境界確認や現場説明会等を開催する中で、要望や意見もお聞きし、最終的には事業に対する理解を得ることができました。

次に施設の利活用策についてであります。このたびの中小水力発電所建設工事を地球温暖化対策の一環として位置づけており、大規模電力供給用太陽光発電実証研究施設と合わせて、環境教育の身近な教材として、利活用するとともに、高い公益性を誇る環境創造都市北杜市の象徴的施設として、広くアピールしていきたいと考えております。また、大門浄水場における北杜市財政の負担軽減の面でも、貢献を期待できる施設であると考えております。

工事の進捗状況等につきましては、担当部長から答弁いたします。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

生活環境部長。

○生活環境部長（進藤忠衛君）

ただいまの市長の答弁に続きまして、私のほうから中嶋議員のご質問にお答えいたします。

工事の進捗状況についてであります。電気機械設備工事につきましては、発電所から大門浄水場までのケーブル敷設に着手いたしました。水圧管路の敷設につきましては、10月中旬には着手できる見込みであります。現在、市として立木の伐採や隣接する家屋、構造物の事前調査を進めております。

次に六ヶ村堰土地改良区との協定に基づく川俣川、東沢取水調整ゲートおよび川子石悪水払い調整ゲート工事についてであります。設計が完了したことから、11月中には発注できるものと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

13番議員、再質問はございませんか。

中嶋新君。

○13番議員（中嶋新君）

給食センターについて、1点伺いたいと思います。

最後に質問いたしました、この整備検討委員会、要するに今回、10年間ということであり、5年計画は、年次で計画が出ておりました。この10年は老朽化というか、施設の個々の状況に合わせて、統合していくというふうに考えてよろしいでしょうか。それにつきましては、個々の施設といいますが、学校の施設ですね、それに対する、来年度以降ですか、説明等、そういった機会が必要かと考えます。そういったことも含めて、来年以降、そういった手当ができるかどうか、まず1点目でお聞きします。

続きまして、実際に、これから2千食ですか、1カ所の給食センターを建設するのに、市長からも午前中の答弁に多々ありました、この財源の問題、2,500食から2千食ということをお伺いしております。その建設する総費用といいますが、建設の試算ができていたら、お聞きしたいと思います。

先ほど、もう1点。PTAの連合会からの意見にもありましたように、2カ所にこだわらずという、もし2カ所の試算が、これは2,500食だと思っておりますが、ありましたら、お聞きしたいと思います。

以上2点、再質問させていただきます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど来、はっきり、このへんは申し上げておるわけでありませども、北杜市の今後の給食施設のあり方としては、長坂の1,200食と（仮称）北杜給食センター、10年スパンに直しましたので、合わせて3,200食、この2つに統合するという事は、執行の基本的な考え方でありませ。

そういう意味で、これから10年かかって、順に老朽化したところといひましようか、既存の給食施設では間に合わないというところは、この長坂給食センターと北杜給食センターで振り分けるわけでありませるので、そういう意味の現場との調整という意味からすれば、そのような検討委員会も必要だと思っております。ぜひひとつ、基本的には北杜市としては、2つの給食センターで、10年後は間に合わせるという基本的な考え方は、執行の思いでありませの

で、よろしくご理解をいただきたいと思います。

そのときに、中嶋議員もご承知のとおり、高根の給食センターが一番でありますけども、トラブル、パンク状態ということでもありますので、本当に、明日といわず、今にもほしいという状況に、私ども執行としては応えていきたいということでもありますので、併せて、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

教育次長。

○教育次長（小沢孝文君）

2,500食と2千食の金額ということでもありますけども、これは雑駁でございます。まだ設計をかけているわけではありませんので、1食から何食までは平米当たりとか、そういう形の中の金額でございます。

2,500食の場合でございますけども、これにつきましては、工事費とランニングコストを入れまして、おおむね12億円かかります。2千食でございますけども、工事費とランニングコストを合わせまして、10億4,500万円という状況でございます。これはまだ、設計をかけておりませんので、大雑把な金額でありますけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

13番議員、まだ質問はございますか。

中嶋新君。

○13番議員（中嶋新君）

市の残り1施設という見解からですけども、今の建設費、過去の、今までで試算として、2カ所の試算の金額がありましたら、それだけ答弁願ひます。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

今、教育次長が答弁したとおりでありますけども、2,500食の場合はおおむね12億円かかると。工事費とランニングコストで。そして2千食の場合でしたならば、約10億円かかると。ということでもありますけども、1千食、1千食、2つ造れと。今の長坂の給食センターのほかには、1千食、1千食、2つの給食センターをさらに造れということになると、工事費とランニングコストで、おおむね14億円余かかると。というのが、おおむねの概算数字でございます。

○議長（小澤寛君）

中嶋議員の質問が終わりましたので、次に関連質問を許します。

中村議員。

○16番議員（中村勝一君）

今、答弁の中に2カ所、すなわち1カ所新しく造って、そして10年間のうちに順次、統合していくと。それが執行の方向だという話の答弁を受けました。それで関係する、例えばPTAの方々、それから栄養士、調理師、それから学校の職員、教員ですが、心配することに対する点は、大きく4点あるのではないかなと思ひます。そのことについて、やはり執行側として、

ちゃんと応えてやる必要があるんじゃないかなと思います。

例えば1点目が、本当に2時間で食することができるんだろうか。調理をしてから、配送して、学校へ届いて、そして配膳をして、本当に2時間で食べられるのかどうか。それはぜひ、こういう形を考えてみて、そうですよという説得をしてほしいなと思います。

それから2点目として、地産地消、みんな、本当に市長がおっしゃるように、北杜市全体でできたものが北杜市の子どもたちへ、それが本当の地産地消だと思います。ところが、今現在、各調理場で・・・。

○議長（小澤寛君）

中村議員、制限時間がいっぱいになりました。残時間がございません・・・。

○16番議員（中村勝一君）

あと1分ください。

○議長（小澤寛君）

そういうわけには、いかないのでございます。

○16番議員（中村勝一君）

分かりました。

○議長（小澤寛君）

答弁をお願いします。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

給食センターが北杜市で2つになった場合の、調理してから2時間、配送30分ということについては、私どもも全力で、そのような方向で応えていきたいと思っております。

こういう議論をするときに、よく食育がありますけども、県も、この間の食育で、くどいですけども、朝ご飯と地産地消を食育の柱にすると言いました。私どもは、その2つもまた、大切でありますけども、もう1つは食のバランス等、食への感謝だと思います。そのへんの食育については、現場の学校の先生方とわず、ときに調理師の皆さんに当番で学校を歩いて、そういうふうなテクニックはあろうかと思っておりますけども、そのへんは、食育の4つの柱については、真剣に対応していきたいなというふうに思っているわけでありまして、

それは今日も、多くの議論が出たところでありますけども、併せて、財政の問題等々も絡める中で、このような決断をしているわけでありまして、くどいようでありますけども、この少子化をまた、違う角度で皆さんと一緒に考えなければならない時期にきていることも確かであるわけでありまして、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

これで13番、中嶋新議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は5時55分とします。

休憩 午後 5時47分

再開 午後 5時55分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

○議長（小澤寛君）

追加日程第1 請願第4号 日本郵政公社の集配局廃止計画に反対し、中止を求める請願取り下げの件を議題といたします。

紹介議員の中村隆一君の取り下げの理由について、説明を求めます。

34番、中村隆一君。

○34番議員（中村隆一君）

紹介議員辞退届

北杜市議会議長 小澤寛殿

平成18年9月29日

北杜市議会議員 中村隆一

私は平成18年6月15日付けの請願第4号 日本郵政公社の集配局廃止計画に反対し、中止を求める請願者 平島真、北杜市長坂町長坂上条2575番地ほか14名の件につき、紹介議員を辞退いたします。

辞退の理由

本日、郵便局の集配サービスの堅持を求める意見書の提出についての請願を提出したためです。

以上です。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま、議題となっております請願第4号取り下げの件については、これを承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、請願第4号取り下げの件については、これを承認することに決しました。

○議長（小澤寛君）

追加日程第2 請願第7号 請願の件（北杜市学校給食施設整備に関わる請願）を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

4番議員、篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

請願第7号 北杜市学校給食施設整備に関わる請願につきまして、請願理由を朗読をもって代えさせていただきます。

北杜市給食施設整備に関わる請願

請願者

北杜市武川町牧原715-1	風間浩一
北杜市明野町浅尾5259-125	大嶋正道
北杜市大泉町西井出8240-5978	中村大補
北杜市明野町上神取816	宮崎雅子
北杜市小淵沢町上笹尾3332-1897	粟田朱美
北杜市明野町三之蔵997	大澤由美子
	紹介議員 篠原眞清
	〃 岡野 淳

平成18年9月22日

北杜市議会議長 小澤寛殿

請願理由

私たちは、北杜市内の小中学校に通う子どもたちを持つ保護者です。子どもたちは日々、学校給食を食べており、保護者として、市が推進する2カ所の給食センター化や学校給食全般について、強い関心を持ってきました。

また平成18年8月23日に、北杜市役所内で開催された北杜市学校調理場運営委員会を傍聴し、学校および学校給食の現場を代表される方々の給食センターに対する意見を拝聴しました。傍聴の申し出を快く承諾していただいた委員の皆さまに、心より感謝しています。

この請願は、8月23日の北杜市学校調理場運営委員会を傍聴した私たちが、委員会での議論と日ごろの保護者としての思いの中から、学校給食施設について、特に市政に反映させていただきたいことをまとめたものです。

はじめに指摘したい点は、北杜市学校調理場運営委員会でも、保護者からも市が推進する市内2カ所の給食センター化に、もろ手を挙げて賛成する意見がまったく出ていないという事実です。

北杜市学校給食施設については、完全単独調理方法から現行混在施設の存続、数カ所のセンターへの集約など、種々の形が考えられます。

現在、県では小中学校適正規模検討委員会を立ち上げ、今年度中に指針を出す予定であり、市長もそれを受けて、市内の小中学校の統廃合問題にかかりたい旨の発言をされています。給食は学校生活の中のことであり、給食センターに学校施設がついていくものでは、決してありません。まず、市の学校統廃合計画を広く市民を含めた議論に基づいて策定し、その上で給食施設のあり方を考えるべきであります。

また、国の食育推進基本計画を基本とした、県の食育推進計画も平成18年12月に出される予定です。給食は学校における食育の最も重要な部分であり、給食のあり方は、食育推進計画の中にしっかりと位置づけられるべきです。給食をどのように食育に生かすかは、学校給食施設がどのようなものかにもよります。子どもたちの健全な食生活の実現と、豊かな人間形成を図る食育に関して、確固たる市の指針がない現状で、学校給食施設の建設が先行することに疑問を持たざるを得ません。

このような周囲の状況に加え、一番の問題は市内2カ所の給食センター化構想が明らかにされてから、今日までの時間があまりにも短く、保護者をはじめ関係者の理解が得られないことです。この点は北杜市学校調理場運営委員会でも、複数の委員の方が指摘され、十分時間をか

けて検討してほしい旨の発言をされています。

市内の学校給食施設については、子どもたちが安心して、おいしい給食を食べられることを第一義に学校の統廃合や食育の問題をふまえ、保護者・学校・地域も含めた多数の合意の上で、その建設や改修が行われるべきです。そのためには現在、北杜市が推進している市内2カ所の給食センター化にこだわるべきではなく、幅広い可能性の中から十分な時間をかけて、給食施設のあり方を検討していく必要があると思います。

また、8月23日の北杜市学校調理場運営委員会で明らかになった現行給食施設の問題点、つまり調理後2時間で喫食という、学校給食衛生管理基準が満たされていないセンターが市内にあることについて、まず、その解決策が提示されなければならないと思います。さらに、同北杜市学校調理場運営委員会の委員から提言された、現行施設の耐久年数調査や給食施設に関わる検討委員会の創設などは、今後の議論の充実のために、ぜひとも具体化すべきものと考えます。

以上の理由から、私たちは次の5項目を北杜市議会において、ご決議いただきたくお願いいたします。

請願事項

1. 市内の学校給食施設整備については、現在、北杜市が推進している2カ所の給食センター化にはこだわらず、幅広い可能性の中から、子どもたちが安全でおいしい給食が食べられることを第一義に、学校の統廃合や食育の諸問題をふまえ、時間をかけて、十分審議すること。
1. 既存施設での現状ドライ運用による耐久年数の調査を専門家に依頼して、その結果を広く公開すること。
1. 給食施設の整備に関わる検討委員会を創設し、委員を広く公正に募ること。
1. 前3項の結果をふまえ、保護者・学校・地域も含めた多数の合意の上で、その設計仕様の策定、建設および改修、改善を進めること。
1. 新設学校給食センターの設計仕様の策定にあたっては、調理後喫食2時間、配送30分という学校給食衛生管理基準および大量調理施設衛生管理マニュアルを厳守すること。また、現行センターの実情と問題がある場合は具体的改善策を実施し、これを反映させ、今後、建設されるセンターでの順守すべき方法を具体的に提示すること。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、所管である文教厚生常任委員会に付託し、審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、請願第7号 請願の件（北杜市学校給食施設整備に関わる請願）については、文教厚生常任委員会に付託し、審査することに決しました。

○議長（小澤寛君）

追加日程第3 請願第8号 請願の件（北杜市大型給食センターの建設計画中止を求める請願書）を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

1 番議員、野中真理子君。

○1 番議員（野中真理子君）

請願第8号 北杜市大型給食センターの建設計画中止を求める請願書の朗読をさせていただきます。

平成18年9月22日

北杜市議会議長 小澤寛殿

請願人

北杜市学校給食を考えるネットワーク

代表 時田理香

住所 北杜市明野町浅尾新田146-1

紹介議員 野中真理子

請願趣旨

北杜市は平成17年3月31日策定された、北杜市次世代育成支援行動計画におきまして、その中、食育の推進を謳いました。平成17年7月制定の国の食育基本法、8月、食育推進基本計画を先取りするものとして、大変意義深く、本市の食育を重視する姿勢に敬意を表し、諸施策への具体的な取り組みがなされるものと強く期待する次第です。

特に学校給食におきましても、これまで旧8カ町村のそれぞれの調理場では、担当栄養士さんをはじめとする方々のご尽力で、おのこの地域性を生かした学校給食が展開されていることに誇りを感じてきました。また、農業の盛んな北杜市にとっても課題である地産地消の推進をもって、より有意義な食育が展開されることであろうと、子ども、保護者のみならず、地域の生産者、流通業者をはじめとする市民にとっても、今後、大いに期待するところです。

しかし、現在、市が計画しております市内23校分の給食を1,200食と2,500食の2つのセンターでカバーするという計画には、いくら老朽化が進み、またウエット方式をドライ方式に変更するために造り替えなければならないとしても、また、今後の少子化を見据えて、経費削減を図りたいという大義名分があるにせよ、非常にさまざまな疑問と問題点を含んでいると、多くの市民が危惧を抱いております。

以上の点をふまえ、以下の2点について請願いたします。

請願事項

1. 給食センター建設計画を中止し、国の方針に沿った自校方式維持の努力を継続してください。

1. 今後は給食等の子どもたちに直接影響を与える諸問題については、行政の考えと関係委員会の意見だけで進めるのではなく、保護者や地域住民、市民と一緒に考える場を設けて、進めるようにしてください。

理由

山梨県で一番広く、寒冷地の北杜市に大型センターを造ると、維持管理、配送にかかる経費

がより大きくなります。経費削減にはなりません。

また、トラックを走らせることで、たくさんのCO₂が排出されます。長野市の例にもあるように、大型化されることで、センターに運ばれる残飯が増え、その処分にも問題が出てくるでしょう。人と自然が躍動する環境創造都市を掲げる北杜市の基本理念に反します。

山梨県で一番広く、平地ではない北杜市で、すべての学校に30分以内で配送し、調理後2時間以内に温かく食べるということが可能とは、とても思えません。さらに冬場の積雪、凍結などを想定すれば、1年のうち半分は、より厳しい状況に追い込まれます。

量が増えるため、何度かに分けて作り、配送に出るため、調理時間はさらに少なくなり、より簡単な加工済み食品のメニューが増えると予測されます。手作りのものができなくなり、メニュー・味が平準化され、これまでの地域性のある献立ができなくなります。

甲府市の例にもあるように、万一、食中毒があった場合は被害が広域になり、患者も膨大になるでしょう。新設のドライ方式で、衛生管理上の食の安全は高まるかもしれませんが、被害があったときのリスクは大きく、また輸入品や加工品が増えることで、遺伝子組み換えや添加物等の食材の安全の確保は難しくなります。

大型センターとなると、機械化されるため、利用される農産物も規格の同じものが大量に必要になります。地元農産物を少しでも利用していたものが、不可能になります。

各地域でご尽力いただいた栄養士さんが、2つのセンターに集約されることで、栄養士の数も減るのではないのでしょうか。直接、学校へ出向いて指導したり、アレルギーへの対応が、これまでのように細やかにできなくなります。

災害時に各地域の食料供給場所として、炊き出しなどの緊急の対応ができなくなります。

食材の一括購入で、これまで地域で食材を流通させていた業者や生産者はどうなるのでしょうか。地域経済の活性化を図るべき、行政の役割から逸脱し、中央の業者に利益提供をしてしまうことになります。

以上のように、学校給食において、市の目指す食育の視点は、本当に市民のための食育の視点となっているのでしょうか。食育基本推進計画では、単独調理方式の推進を謳っているのに、逆行しているとも言えます。また、建設は議会では、まだ決定されていないのに、計画が市民の理解を得られないまま進められ、建設ありきを前提に説明がなされていることにも、疑問を抱かざるを得ません。また、8月23日に開かれた調理場運営委員会でも、現場の声として、今でさえ、長坂・高根は調理後2時間以内に食べるということに無理があるという事実も報告されています。

学校給食を考えることは、地域の支え合いと食のつながりを考え、子どもたちの未来を、地球の未来を考えることだと言えます。環境と食育が重要だと考える北杜市の市民として、市の財政が厳しいとはいえ、よりよい学校給食を推進していただきたいと考えます。教育問題を経済効率で語ってはいけません。もし、このまま給食センター建設計画が強行されれば、私たちは子どもたちに、その内容を説明することができないでしょう。

以上です。

○議長（小澤寛君）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、所管である文教厚生常任委員会に付託し、審査したいと思いますが、

ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、請願第8号 請願の件(北杜市大型給食センターの建設計画中止を求める請願書)については、文教厚生常任委員会に付託し、審査することに決しました。

○議長(小澤寛君)

追加日程第4 請願第9号 請願の件(郵便局の集配サービスの堅持を求める意見書の提出についての請願)を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

34番議員、中村隆一君。

○34番議員(中村隆一君)

請願第9号、朗読をもって請願の趣旨に代えます。

郵便局の集配サービスの堅持を求める意見書の提出についての請願

北杜市議会議長 小澤寛殿

平成18年9月29日

請願者

北杜市長坂町長坂上条2575番地 平島 真

紹介議員 中村隆一

請願趣旨

日本郵政公社は平成19年10月の民营化までに、4,696局の郵便集配局のうち郵便物の区分や集配作業を行う1,088の統括センターと、郵便物の配達を行う2,560の配達センターと、それ以外の1,048局に再編する計画を示しました。

山梨県では現在47局ある集配局のうち、約半数の22局が無集配局の対象になっていますが、高齢化率が高く、広域で、しかも山間地の多い本市の津金、須玉、台ヶ原、大泉の4つの局が無集配局になることから、住民は収集・配達が遅れるなど、各種サービスの低下を懸念し、さらには将来的に郵便局がなくなるのではないかと、大きな不安を感じています。

郵政民営化にあたって、事業性のみならず、郵便局の公共性を重視し、現行の集配サービスを堅持するよう、貴議会において地方自治法第99条に基づき、意見書を採択し、政府、関係機関に提出されたく請願いたします。

請願事項

郵便局の集配サービスの堅持を求める意見書を提出してください。

以上です。

○議長(小澤寛君)

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、所管である総務常任委員会に付託し、審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、請願第9号 請願の件（郵便局の集配サービスの堅持を求める意見書の提出についての請願）については総務常任委員会に付託し、審査することに決しました。

以上で、本日予定された日程は全部終了しました。

次の会議は10月5日、午前9時に再開いたしますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

散会 午後 6時19分

平成 1 8 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

1 0 月 5 日

1. 議事日程

平成18年第3回北杜市議会定例会(3日目)

平成18年10月5日
午前 9時00分開議
於 議 場

日程第1 一般質問

- 10番 植松一雄君
- 34番 中村隆一君
- 8番 風間利子君
- 1番 野中真理子君
- 17番 宮坂 清君
- 14番 保坂多枝子君
- 33番 秋山九一君
- 9番 坂本重夫君
- 3番 小澤宜夫君
- 40番 鈴木孝男君
- 21番 渡邊英子君
- 19番 千野秀一君

2.出席議員は、次のとおりである。(39名)

1番	野中真理子	2番	岡野 淳
3番	小澤宜夫	4番	篠原眞清
5番	五味良一	6番	小野喜一郎
7番	鈴木今朝和	8番	風間利子
9番	坂本重夫	10番	植松一雄
11番	坂本 静	12番	小林忠雄
13番	中嶋 新	14番	保坂多枝子
15番	利根川昇	16番	中村勝一
17番	宮坂 清	19番	千野秀一
20番	小尾直知	21番	渡邊英子
22番	小林元久	23番	林 泰彦
24番	内田俊彦	25番	篠原珍彦
26番	内藤 昭	27番	小林保壽
28番	坂本治年	29番	古屋富藏
31番	浅川富士夫	32番	田中勝海
33番	秋山九一	34番	中村隆一
35番	清水壽昌	36番	秋山俊和
37番	細田哲郎	38番	渡邊陽一
39番	小澤 寛	40番	鈴木孝男
41番	浅川哲男		

3.欠席議員

18番	坂本 保	30番	茅野光一郎
-----	------	-----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
収入役	小澤壯一	総務部長	植松好義
企画部長	福井俊克	保健福祉部長	古屋克己
生活環境部長	清水慎一	産業観光部長	真壁一永
建設部長	柴井英記	教育長	小清水淳三
教育次長	小沢孝文	監査委員事務局長	相吉正一
農業委員会事務局長	三井茂	明野総合支所長	矢崎一郎
須玉総合支所長	長坂治男	高根総合支所長	浅川一紀
長坂総合支所長	浅川清朗	大泉総合支所長	小池光和
小淵沢総合支所長	進藤忠衛	白州総合支所長	坂本伴和
武川総合支所長	三枝基治	総務課長	赤岡繁生
財政課長	平井敏男		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	小松正壽
議会書記	小澤永和
〃	伊藤勝美

再開 午前 9時00分

○議長（小澤寛君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は39名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

18番議員 坂本保君、30番議員 茅野光一郎君は一身上の都合により、本日会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお、茅野光一郎君は本日の一般質問を予定しておりましたが、取り下げの申し出がありましたので、併せて、報告いたします。

○議長（小澤寛君）

日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。

本日は12人の議員が市政について、質問をいたします。

ここで、質問順位および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に無党派議員の質問順位は、通告順に従って行います。次に、北杜クラブの残時間は149分です。

なお、残り時間の表示は議員席左側にて、掲示板に表示いたしますが、議長より、その都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許します。

はじめに10番議員、植松一雄君。

植松一雄君、残り時間は40分です。

○10番議員（植松一雄君）

白倉市長に、諏訪南行政事務組合と焼却灰溶融施設にかかる公害防止協定の締結につきまして、質問させていただきます。

諏訪南行政事務組合が来年度の着工を目指し、北杜市に隣接する長野県富士見町の釜無川左岸に建設を計画している焼却灰溶融施設は近隣の最終処分場が、平成20年度中に満杯となることより、その延命策として、埋め立て処分済みの焼却灰、し尿残渣なども掘り起こし、高温での溶融処理をして、スラグとするものであります。

同地区には、すでに日量10トン进行处理する粗大ゴミ処理場と、日量42キロリットル进行处理する汚物し尿処理場が稼動しております。新たに建設する焼却灰溶融施設は、日量15トンから20トンの処理が予定されております。

平成18年5月1日には、隣接する白州町大武川区で説明会が開催され、それ以降、5月21日、6月28日、8月26日と3回にわたり富士見町地内で説明会が開催されて、生活環境への影響を懸念する北杜市民も多数、参加しておりますが、焼却灰溶融施設の建設は計画どおり実行されるものと思っております。

焼却灰溶融施設は好まざる施設ではありますが、住民生活には必要な施設でもあり、その建設もやむを得ないことであると、私も理解はしております。

廃棄物の適正処理を目的に、平成16年に大幅な改正が行われた廃棄物処理法と科学技術の進展などで、焼却灰溶融施設そのものの安全性については一定の評価もできますが、その運用

につきましては、人為的な部分も含め、いまだに具体的な説明はなく、人的ミスなどでの汚染物質の流失が心配されます。また、ダイオキシンなどの有害物質を含む焼却飛灰や最終処分場の掘り返しと搬送する過程での飛散灰が大雨などにより、釜無川に流入する懸念は否めず、隣接の大武川地区はもとより、釜無川から農業用水などを取水している地域の住民は大変、不安を感じております。

よって、施設建設の事業主体である諏訪南行政事務組合と焼却灰溶融施設稼働後の不測の事故発生時の対応および監視体制と、環境測定結果の連絡などを含む、公害防止協定を締結し、将来にわたる安全・安心を担保すべきと考えいたします。

このことにつきまして、市長の考えと、今後の方針をお伺いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

10番、植松一雄議員の諏訪南行政事務組合との公害防止協定の締結についてのご質問にお答えいたします。

諏訪南行政事務組合が計画している、灰溶融炉建設に伴う公害防止協定の締結につきましては、北杜市が住民の声として、以前から同組合に伝えてきたところではありますが、去る8月26日の住民説明会において、矢崎組合長が公害防止協定の締結を明言いたしました。これに伴い、同組合は大武川地区からの申し入れがあれば、長野県内の地元区および隣接地区と同様に、同地区との協定締結の意向を伝えてきましたが、施設に隣接する住民の安心・安全を願う気持ちを考えれば、当然のことと受け止めております。

また、白州町内の他の地区との公害防止協定につきましては、影響範囲を同組合がどのように考えているのかを確認する中で、安心・安全に向けて適切に判断したいと考えております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

10番議員、再質問はございませんか。

植松一雄君。

○10番議員（植松一雄君）

再質問をさせていただきます。

私も大武川地区での説明会、それから富士見町地内での3回の説明会に出席いたしました。先般、8月26日の説明会の席上で、矢崎組合長に大武川地区のみならず、釜無川から取水する下流地域の住民の不安を払拭するためにも、公害防止協定の締結が必要であると、私も提言して、組合長の一定の理解が得られたと受け止めております。

安心・安全な杜づくりを政策の1つの柱とし、クリーンエネルギーや生活排水の浄化などで、環境保全を進めている一方で、北杜市の上流域での建設に不安を持つ住民がいれば、行政も積極的に関わるべきであります。北杜市公害条例の第10条に市長は公害防止のため、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、関係者との間に、その防止にかかる協定を締結するよう勧奨するものとする明記されております。然るに、諏訪南行政事務組合の意向を重視されるかのようなお答えには、いささか失望しております。再度、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

今までも、諏訪南行政事務組合では、ご承知のとおり焼却場があったわけであって、そういう意味からすれば、大きなトラブルもなく、今日を迎えておるわけでありまして。今度、新たに焼却灰溶融炉施設を建設するということでもありますけれども、私どもとしては、諏訪南衛生組合がしっかりした施設を造ってくれるだろうということは、信じております。そういう意味からすれば、大武川地区は誰が見ても同じような区域でありますので、しっかりとした公害防止協定等々については、対応していかなければならないというふうに承知をいたしております。

あとは、この施設が稼動する、運用していく過程においては、私どもも十分、注意深く監視していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

10番議員、まだ質問はございますか。

植松一雄君。

○10番議員（植松一雄君）

公害防止協定の締結にこだわります理由は、大気汚染や水質汚濁の不安が払拭できないからであります。施設が竣工して稼動となれば、よほどのことがない限り、途中での協定締結は不可能と考えます。私どもは将来に禍根を残さないよう、北杜市環境基本条例の理念と責務に則り、今ここで、汗をかいて、北杜市民の安心・安全を担保すべきであると思っております。

また先般、3月の定例議会で、市長は、灰溶融炉はどこをもって地元かとの議論もあるというふうにお答えになられましたが、私は不安に思っている市民がいる場所は、すべて地元だと思っております。そのことを再度申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小澤寛君）

質問を打ち切ります。

これで10番、植松一雄議員の一般質問を終わります。

次に34番議員、中村隆一君。

中村隆一君、残り時間は20分です。

○34番議員（中村隆一君）

9月定例会にあたり、一般質問をいたします。

質問の第1は、大型学校給食センター建設についてです。

私は3月議会での市長の所信で、はじめて大規模学校給食センター建設、最大2,500食の計画を知り、問題点を数々指摘してきました。県下一広い北杜市では、大型学校給食センターは適さないこと。広い範囲に配送するので、衛生管理基準が守れないこと。地産地消ができなくなる。温かくておいしく、作る人と児童の顔が見える給食ができなくなる。栄養士、調理員、保護者などの学校現場の声を聞いて、整備検討委員会をつくり検討すべきであると、1,500万円余の設計業務費の計上に、ただ一人、反対しました。

その後、市P連と調理場運営委員会等で、問題点が検討されていきました。8月2日の北杜市PTA連絡協議会の意見集約によれば、市内2カ所の給食センター方式による、学校給食で

はなく、既存施設の存続（改築・改修を伴う）による学校給食施設の推進とあります。また、北杜市学校給食調理場運営委員会で、現在の長坂および高根学校給食センターでは、作ってから給食になるまでに2時間以内という衛生管理基準が守られていないなど、現場の実態が報告されています。

P T A、現場の栄養士、調理員、文教厚生委員会の論議などを取り入れないのか、私はこれだけ問題点の噴出している計画、拙速な計画の市内2カ所、1つ、長坂以内に2千食から2,500食の大型学校給食センターの建設は、撤回すべきと考えます。市長の見解を求めます。

、まず1番は平成8年から3回も保健所から注意を受けながら、その対応を怠ってきたため、地域から改築の強い要望の出ている高根学校給食センターを、今の建物を使って1千食規模で改修、または改築の検討をすることを求めます。市長の見解を求めます。

、今後の学校給食センターの建設計画に際しては、学校給食センター建設検討委員会を設けること。委員は公募の委員、P T A、議員、栄養士、調理員、教師、市教育委員会などで構成することを求めます。市長の見解を求めます。

、教育長の出す文書は教育委員会に諮っているものなのか、教育長にお伺いします。

2、乳幼児医療費窓口無料化、月700円の自己負担撤廃の実施を。

北杜市子どもの医療費窓口無料を実現する会では、子どもが安心して医療機関にかかれるようにするために、国民健康保険、社会保険、両方の世帯の医療費を病院の窓口無料にしてください。

、月700円の自己負担がないようにしてください。

、助成の対象年齢を小学6年生まで引き上げてください。

以上、3つの請願項目で署名を呼びかけてきました。

6月、7月、2回の市への要請では子育て中の若いお母さんたちは、「北杜市は子どもを育てる自然環境としてはとてもよいところと思うが、医療面は都会と比べて、とても悪い」、「若い世代が、ここで子どもを育てていけるための支援を、ぜひやってほしい。それが地域の活性化にもつながると思う」、「また、2歳から喘息の子どもを受診を毎月している。助成を受けるための事務手続きの大変さを、市はぜひ理解してほしい」と訴えました。署名の合計4,313名を提出し、市当局に要請しました。

9月28日開会した9月定例山梨県議会で、山本知事は所信表明、乳幼児や重度心身障害者、ひとり親家庭の医療費助成制度について、今後、国保世帯、社保世帯の両方の完全無料化に切り替える考えを示しました。

10月4日には県議会で、700円の自己負担をなくすと答弁しています。「早速、お財布を気にせず病院に行けます」、「本当にうれしい」、「生活に直結することなので助かります」とお母さんたちの喜びの声が聞こえてきます。4,313名の署名は、北杜市の人口の8%以上です。この署名の重みを、市長はどう受け止めていますか。県が病院の窓口無料と月700円の自己負担をなくすことに踏み切りました。北杜市としては、いつから実施するのか、注目されています。3つの要請項目について、市長の回答を求めます。

3、介護保険・障害者自立支援法の問題点についてです。

その1つ、電動車イスの取り上げをやめて。

私が6月議会で取り上げた、高根町に住む60代のひとり暮らしの女性が、体の状態が変わらないのに、要介護1が要支援2に認定が引き下げられ、ヘルパーの訪問時間や回数が減らさ

れています。また、重大なのは、この10月から電動車イスが1割の自己負担で借りられなくなりました。保険から事業者に支払われる介護報酬が改悪され、要支援1、2の人の利用限度額も大幅に引き上げられたためです。

この9月まで、月1割の自己負担、2,500円でレンタルされていた電動車イスが全額自己負担、2万5千円にもなります。電動車イスは、介護が必要な人たちの体の一部です。坂の上り下り、歩道は段差ありの本市の地形の中で、電動車イスを奪うことは、買い物にも出られない、図書館にも行かれないと、人間としての最低の移動手段がなくなることです。この方は、脳内出血で倒れてから歩行障害があり、介護予防と自立支援を目的とした機能向上訓練で、回復する状態ではありません。

8月14日、厚生労働省が電動車イス、ベッドなどを機械的に回収しないようにとする連絡を都道府県の担当者へ送っています。軽度者であることをもって、機械的に保険給付の対象外とすることのないよう、例外に該当するか否かについて、確実に確認することなどを求めています。

また、北杜市の車イス貸与における判断基準、3項目の3番目に身体障害者手帳所有者で、下肢機能障害1級、2級の者。または身体障害者手帳を所有していないが、下肢機能障害1級、2級に相当する者と、ハードルを設けたのはなぜか。北杜市として、なぜ利用を認めないのか、補助できないのか、市長の見解を求めます。

、障害者自立支援法について。

障害者や、その家族に重い負担を強いている自立支援法について、甲府市などの独自の軽減策を参考にして、市として、独自の軽減策を実施する考えはないか。市長の見解を求めます。

、国の介護保険法・自立支援法の制度改悪に対しては、国へ改善を要求すべきと思うが、市長の見解を求めます。

4、起債制限比率の新基準で、県内5位のランクについて、市の大きな債務残高は合併前の各町村の駆け込みの箱物づくりで行き着いた結果であり、それが引き継がれたことが主な要因ですが、今後、合併特例債頼みの大型公共事業は再検討すべきと思います。また、今後、地方債残高をどのように減らそうとしていくのか、今後の財政運営の考えをお聞きしたいと思います。市長の見解を求めます。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

34番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

学校給食センター建設について、いくつかご質問をいただいております。

最初に大型学校給食センター建設の撤回についてであります。市内の学校給食施設には、いくつか課題があります。その主とするものは給食施設の老朽化であり、事業費の縮減であり、少子化であり、行政改革大綱での給食施設の位置づけであります。このことは学校、PTA等に説明を申し上げてきたところであります。多くの給食施設建設には、無理があります。後世に負担を残さず、最小の施設とし、長坂給食センターと（仮称）北杜給食センターに逐次統合してまいります。

次に高根学校給食センターを今の建物を使って改修、または改築についてであります。高根学校給食センターは、昭和51年に建設された築30年が経過した老朽施設であり、早急の対応が必要な状況であります。

文部科学省で制定した、衛生管理基準に適合したドライシステム化を図るためには、汚染作業区域と非汚染作業区域の区別や作業動線の交差を回避するスペースの確保は不可欠であり、現施設を改修、または改築しての対応は、敷地スペースの面からも不可能であります。

次に学校給食建設検討委員会の設置についてであります。中嶋新議員のご質問にも答弁させていただきましたが、まず、緊急に対応しなくてはならない老朽施設があること。また、市PTA連絡協議会および調理場運営委員会等から、意見書が提出されていることなど、これらのことを勘案した中で、事業の推進を図る考えであります。

今、議員からのご指摘があったんですけども、とりあえず高根のみとか、あるいはまた、とりあえず1千食規模でとかということは、私はあり得ないと思います。合併前の、そのような思い、そのような政策が箱物をはじめ、今、北杜市の多くの課題となり、財政を圧迫していることは確かであります。そういう意味からすれば、行財政アクションプランの1つの基準に基づいて、しっかりとした北杜市を築いていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に乳幼児医療費窓口無料化、月700円の自己負担撤廃の実施についてであります。

乳幼児医療費の完全窓口無料化につきましては、市長会を通じて県に要望しておりましたが、このたび県は乳幼児医療費の助成について、完全窓口無料化に向け、市町村や医師会と調整し、導入していくとの考えを明らかにしました。この事業は県と市で共同で行っていますので、県の動向を見極めながら対応してまいりたいと考えております。

次に、助成年齢を小学校6年生までの引き上げについてであります。

この助成事業の対象年齢の乳幼児期は、免疫力が弱く、感染力が最も高い時期で、病気にかかる確率、病院の受診率も高くなりますので、乳幼児家庭の子育て支援の一環として、医療費の助成を行っております。これに比べ、小学校の児童期は自己の管理、病気の予防もできる年齢でありますので、健康な体づくり、病気予防のための基礎体力づくりを推進してまいります。

次に介護保険障害者自立支援法について、いくつかご質問をいただいております。

最初に障害者自立支援法についてであります。障害者自立支援法の主な目的は増大する福祉サービス等の費用をみなで支え合うこととありますので、提供する障害福祉サービスの費用の9割を公費、残り1割を利用者が負担することになっております。この制度は将来を見据えて改正されたものであり、また低所得者に配慮した軽減策が用意されておりますので、国の基準に沿って、事業を進めてまいりたいと考えております。

次に介護保険法障害者自立支援法の制度改正についてであります。介護保険制度につきましては、制度創設から5年後の見直しが定められており、今後も制度全般に検討が加えられることとされております。市では制度改正後の保険給付に要する費用の動向、保険料負担の状況等を見ながら、必要があれば、国に対して意見や要望をしていく考えであります。

また、障害者自立支援法であります。この法律は本年4月に施行されたばかりでありますので、当面、この制度の動向を見ながら、介護保険と同様に、必要があれば要望してまいります。

次に、今後の財政運営についてであります。

公債費による財政負担は、一朝一夕にかわるものではありません。厳しい財政運営の中ではありますが、地域の個性と特性を生かした豊かな北杜市を構築するために、北杜市建設計画に位置づけられた施策など、今後、実現していかなければならない事業もあります。

こうした危機的状況の中で、人と自然が躍動する環境創造都市の実現を目指していくためには、北杜市行政改革大綱に基づき、抜本的な行政改革に全庁挙げて継続的に取り組むことにより、少なくとも、これ以上、市債残高が増えることがないよう、できれば、少しずつでも減少できるよう努めていかなければなりません。そういう意味で、先ほどの給食センター議論も同じ思いであります。

そのために市役所の構造改革やスリム化など、思い切った対応を心がけてまいりますが、その過程の中で事業進捗のスピードを遅くしたり、市民の皆さんにご負担をお願いすることもあろうかと思われまます。

その他につきましては、教育長および担当部長等から答弁をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

34番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

教育長名の文書についてであります。教育委員会は規則により、月1回の定例会を開催されることとなっております。当然、この教育委員会において、教育行政の重要な案件を委員会に諮り、方針を決めておりますが、この間には教育長名で発送される、教育行政に関する大量の文書が存在し、すべての件について、教育委員会に諮るのは不可能と考えております。

北杜市教育委員会の権限に属する事務の一部を、教育長に委任する規則の規定により、教育委員会事務局における教育行政事務の決裁権は教育長に委任されており、その責務において教育行政を推進しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

34番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

電動車イス、ベッドのレンタルについてであります。

介護保険制度における福祉用具のレンタルは、もともと便利だから利用するというものではなく、身体状況に応じて必要と判断された場合に利用できるサービスであります。介護度の低い方は日常生活上の基本動作がほぼ自立していますので、安易な福祉用具の利用は、足や腰などを弱くなることも指摘されております。市では要支援1、2、または要介護1と認定され、福祉用具のレンタルを希望している方に対しましては、主治医に状況を確認した上で、介護保険担当者を交えたサービス担当者会議の中で審査し、該当するか否かを決定しております。軽度であることをもって、機械的に保険給付の対象外とするものではありません。

自費レンタル希望の方に対しましては、ケアマネージメント担当者が相談を受け、予防給付として認められている歩行器等のレンタル用具や、安価な自費レンタル用具の情報提供を行っております。

福祉用具のレンタルにつきましては、制度が改正されて、まもないことから、今後の利用状況を見極めた中で、軽度者に対する福祉用具のレンタルへの対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

34番議員、再質問はございますか。

中村隆一君。

○34番議員（中村隆一君）

時間がありませんので、以上にします。

○議長（小澤寛君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで34番議員、中村隆一議員の一般質問を終わります。

次に8番議員、風間利子君。

風間利子君、残り時間は40分です。

○8番議員（風間利子君）

今回2件、質問させていただきます。

まず最初に、コウノトリ事業の積極的指導を。

新聞、テレビ等で少子化が国の深刻な問題として取り上げられております。平成17年度の出生率は1.25%と過去最低となり、過日の山日で掲載された制度の見直し論争では、出生率1.25%、これを回復するには20年から30年では不可能であり、少なくとも、それまでは少子化が進むだろう。2050年には、人口が1億人を割るということは確実という記事が掲載されました。政府でも、いろいろな施策が考えられておりますが、一向に出生率が上がらないのが現状です。

出産費用の前払い、誕生したときの一時金が増額されて、ありがたいと思っても、このことが出生率につながるとは思いませんが、市長はどのようにお考えでしょうか。

国の調査でも取り上げられ、社会保障、人口問題研究所が過日発表した、出生動向基本調査では、子どもを持たないだけでなく、持てない夫婦の支援も重要で、出生率減少の理由として、経済的原因が75%と、最も多かったと報道されました。調査によると、ほしいけどできないが27%。理想は3人であるが、予定が1人の夫婦では、できない人が41%。理想は1人だが、できないが58%となっております。

平成14年度に不妊治療を受けた患者は、46万6,900人。平成16年度には、国による不妊治療助成制度が始まり、約1万6,600人の利用者がありました。子どもを持ちたいが持てない現状に悩む姿が大きく取り上げられ、これに対して、公的援助の拡充を決め、出産を望んでいる夫婦への直接的な支援で、少子化の歯止めをかけたい考えを国でも示しました。国では1世帯あたり10万円を20万円に増額し、所得制限を緩和するので、平成14年4月より実施を目指す、国の指針として掲載されました。

北州市でも、早速、本年度からコウノトリ事業に取り組み、6月の市長の所信表明では、15名の問い合わせがあり、そのうち2名に申込書を渡したようですが、利用されていないということでした。

私は、このような子どもを産み、育てたい人たちに、市財政が厳しい中、一応、20人で30万円という600万円の予算が計上されて始めた事業です。相談に来る方たちも精神的に負担もあり、結構、気を使っているのではないかと思います。もちろん、親身になって相談に乗っているとありますが、この事業を積極的に利用するよう、指導をお願いしたいと思いますが、市長の考えをお伺いしたいと思います。

次に、子育て支援について。

私は昨年、子育て支援について、二度ほど一般質問いたしました。市長の答弁は、平成21年までに立ち上げるということでしたので、昨年11月、小淵沢町での21世紀職業財団の子育て支援養成講座に武川町から8名が受講させていただき、3月には子育て支援を9名にて立ち上げ、また、今年の8月には3名が受講し、現在では12名にて取り組んでおります。

北杜市、韮崎市の保育園、幼稚園関係にはほとんどパンフレットを送付しており、9月になって、利用者もだいぶ増え、万が一のことも考え、保険にも加入しており、利用料は1時間700円の有料となっております。保育園の延長保育、また学童保育は曜日、時間、年齢などには制限があり、緊急時など預かっていただけないという制約があるので、利用されている保護者から大変、喜んでいただいております、紹介もいただいております。

今まで、お預かりしたケースは、急に子どもに熱が出て、勤めを休めないとか、母親が病気だとか、姑が見ていたが見られないなど、突発的な理由が多いです。

6月の一般質問の中で、子育て支援について、市長も福祉部長も北杜市にある3施設に支援をしていきたいと答弁しておりましたが、具体的にどのような支援を考えておりますでしょうか。

内閣府が8月31日に発表した、300人以上の企業のアンケート調査で、子育て支援に積極的に取り組んでいる企業は、全体の33.7%という記事が掲載されました。大きい企業になると、費用を出してくださるところもありました。市の財政が厳しいことは承知しておりますが、ソフト面への支援も早急に検討していただきたいと思いますが、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

8番議員、風間利子議員のご質問にお答えいたします。

まず、出産費用の前払いや祝金の増額が、出生率の向上にはつながらないことについてであります。子どもを何人産み、育てるかは夫婦の問題であり、経済的支援で直ちに出生率が向上することは、私も考えておりません。しかし、出生動向基本調査の結果からは、経済的支援を求める声が多くありますので、ニーズに合った子育て支援対策の1つであると考えております。ただ、なかなか特効薬がないことも確かであります。

私も、この北杜市の市長になりまして、少子化はたびたび言うとおりに、市政の大きな課題であるわけでありますので、ともかく生命をつないでいくという精神、教育が、また非常に大切なことだと思っています。これからも機会あるごとに少子化は、ふるさとの存続の危機だという思いで市民にも訴え、また市政推進の上での大きな政策の柱としていきたいと思っておりますので、

ご理解をいただきたいと思います。

次に、子育て支援についてであります。

地域における家庭型保育につきましては、援助者の家庭等において行われる保育サポート事業や民間ベビーシッター事業などが、新しいサービスとして注目を浴びております。

お尋ねの保育サポート事業につきましては、住民同士の総合活動による子育て支援サービスで、子育てを応援したい人が提供会員、応援してほしい人が依頼会員として登録する形で実施されております。

現在、市内には民間ファミリーサポートセンターが3カ所ありますが、昨年度の利用状況を見ますと、武川町のホットサポート芽生えは5人、大泉町のおてっと北杜は36人、須玉町の保育サポート大きな木は調査中ですが、利用者は少ないと思われるので、制度として、定着していないものと考えております。

今後、子育て事業をとおして、ファミリーサポートセンターをPRし、利用料の助成につきましては、その状況を見極めた中で、さらに検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長から答弁させていただきます。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

8番、風間利子議員のご質問にお答えをいたします。

公的事業の積極的な利用についてであります。

治療に時間が要することや、事業開始から、まもないこともあり、現在のところ、2件の申請となっております。事業内容の説明については、広報誌やホームページなどを通じて、お知らせしておりますが、今後は医療機関へも情報提供を行い、事業の周知に努めていきます。また、プライバシーに問題がありますので、最大限、これに配慮して、窓口相談も実施しております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

8番議員、再質問はございますか。

風間利子君。

○8番議員（風間利子君）

まず最初、不妊治療につきましてですが、これは1回あたり30万円から40万円かかるということで、成功までには何回も治療しなければならないということですが、私の知人も不妊治療を行いまして、年間、最低でも3回はできるということです。北杜市としましても、年に一度、2年までということですので、その点もちょっと考慮していただきたいと思いますが、そのことについての考えもお願いしたいと思います。

それから、先ほど市長が北杜市としても、あんまり利用されていないような形もおっしゃいましたが、調査されたとき以後に、私のほうへ9月、10月に、たびたび予約が入りまして、いよいよ何か、皆さん、分かってきたのかという感じもありました。

市長が平成21年までにとこのようなことを、再度おっしゃいましたが、いろいろな諸施設を民間に委託しておるのが、現状です。市独自で子育て支援養成講座を計画していただき、多

くの市民に子育てをお願いしていくのが妥当ではないかと思います。政府でも退職した経験豊かな人材を活用するよう言っておりますし、ちなみに私たちのグループ、12人の年齢も44歳から50何歳まで、平均が58歳です。養成講座を行うにしても、そんなに予算はかからないと思いますし、仮に700円の半額の負担をしていただいて、100時間としても3万5千円なんです。

ぜひ、先の予約になりますと、やっぱりお金を計算するから、キャンセルが入りますし、本当に急ぎよの場合でしか、今の場合は受けていないような気がしますので、小淵沢で担当しました方も、今、本庁の長寿福祉課に異動しておりますので、そのときの状況を聞きまして、ぜひ、子育て支援養成講座を受けていただきまして、もっともっと皆さんが気軽に利用できるような形を、ぜひ市独自でやるよりか、ずっと経費が少なく済むと思いますので、ぜひ、そのことも考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

まず、コウノトリ事業の助成金の関係でございます。

現在、市の助成は2年間でございます。国のほうでも、今の段階では、議員さんがおっしゃったように、10万円を20万円に、5年を7年にするというような制度改正がございます。うちのほうでも、コウノトリ事業は国保等を通じ、あるいは今後も啓発をしていくわけでございますけれども、その状況を見極めた中で検討していきたいと、こういうふうに考えております。

もう1点、市が主催する子育て講座の開催についてでございますけれども、これは子育ての中では重要な地位を占めていただけるのではないかと思いますので、検討して、開催できるような方向で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

8番議員、まだ質問はございますか。

風間利子君。

○8番議員（風間利子君）

先ほど、市長の答弁では、支援のほうも考えていきたいということでしたけど、どうしても、21世紀職業財団のほうでは700円ぐらいからということで、私たちも最低の金額に抑えているんですけど、できましたら、ぜひ早急に、この支援のほうを、例え、いくらかでも考えていただいて、コウノトリ事業のほうの予算、600万円の計上に対しては、本当に何万円ぐらいではないかと思います。ぜひ、そのことも検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

風間議員には日ごろから、子育て支援に対しては深いご理解をいただいて、また活躍をいた

だいて、ありがたく思うわけでありますけども、私が説明するまでもなく、言ってみれば、核家族化も進んだ中であって、子育てが女性の社会参加もあったりして、大変であることは、行政としても承知しているわけであります。しかし、行政だけで、私がよく言う自助、公助、真ん中の共助という意味からすれば、自助と公助だけでも、子育てサポートがしきれない時代であることも確かであるわけでありまして、月並みでありますけども、こういった民間ファミリーサポート等々、あるいはまた、私も執行部からというか、事務局から資料をもらって、なるほどと思ったのでありますけども、先ほど答弁しましたとおり、あまり地区は、別にしましても、武川と大泉と須玉が、この民間ファミリーサポートに対して、実績を示していると。あと、プラス長坂、この人たちが、言ってみれば、民間の愛育会活動も一生懸命の地域だというのも、何かしら、重ねてみると、おもしろい結果かなとも思っているわけでありますけども、何はともあれ、子育て支援に対しては、行政も、また民間も一緒になって、しっかりと推進していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小澤寛君）

8番議員、まだ質問はございますか。

風間利子君。

○8番議員（風間利子君）

最後になりますけど、今、市長が支援の場所をおっしゃったんですけども、今、私のところへ来ているのは小淵沢、長坂、須玉、葦崎など、遠くは南アルプス市の方からも、先日、講演会に行きましたら、ぜひ、またお願いしますということでいただいておりますので、今、ないところの方も結構、問い合わせもありますので、ぜひ、その点も含んでいただきたいと思ひます。

以上をもちまして、終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小澤寛君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで8番、風間利子議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は10時といたします。

休憩 午前 9時53分

再開 午前10時00分

○議長（小澤寛君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に1番議員、野中真理子君。

野中真理子君、残り時間は20分です。

○1番議員（野中真理子君）

大きく2項目について、質問させていただきます。

はじめは、愛育会活動についてです。

愛育会活動の促進については、北杜市次世代育成支援行動計画の基本方針の1つである近隣で声が響くまちの中の家庭、地域の養育機能の向上の第1項目に明記されており、北杜市における子育て支援の主要施策に位置づけられています。

一人ひとりが抱える健康問題を個人のものに終わらせず、地域社会の課題として認識し、共

に手を携えて改善していこうという、高邁な理念を持つものですが、全住民を対象とした組織をもとに、声かけと話し合いが基本である愛育班活動が、今の社会の中でマニュアルどおりの形で、うまく機能するとはとても思えません。子育て支援策は、何よりも子育て世代が求める実効性のある施策を進めることが肝要です。子育て世代の皆さんは、自分たちへの支援の市の施策を厳しい目で見ています。

過日、愛育班活動の現状や疑問をまとめた質問書が、現愛育班員の市民の方から市長に提出されたと思いますが、組織に組み込まれ、自発的活動とはとても言いがたく、実際の活動も地域社会に向けられるというよりは、研修や大会に動員されることだという訴えを、市長はどのように受け止められたのでしょうか。市長のご感想を、まず、伺いたいと思います。

少子高齢化社会の中で、福祉行政や子育て支援策の重要性は増し、その充実のために、ボランティアは欠かせない存在だと思います。ボランティアの方たちが気持ちよく活動でき、その力を最大限に生かせるようにすることは、大変重要です。愛育班員の方たちは、みなボランティアです。民生委員、児童委員、社会福祉協議会などと、ある程度、役割分担を明確にしながら、意義ある活動ができるようにすべきと思います。現状をよく知った上で、愛育班員の皆さんの思いを十分に汲んでいただきたいと思います。さらに知っていただきたいことは、愛育班の基本的活動である声かけに訪問が含まれており、その訪問を若い世代の方たちが好まないという事実です。

以上のことをふまえた上で、市長にお聞きします。

現在の形での愛育会活動に、今後も市としての助成を続けられるおつもりでしょうか。また、現状のまま、愛育会組織を市内に拡大させるのでしょうか。今後の方針を市長に伺いたいと思います。

続きまして、先般、締結されました小淵沢中学校校舎と改築のための工事請負契約、その入札に関連して質問いたします。

なぜ2工区に分け、しかもそれぞれをJVにしたのでしょうか。北杜市建設工事企業体取り扱い要綱によれば、JVの対象工事は大規模であって、技術的難易度の高い特定工事とあり、金額はおおむね3億円以上とあります。中学校校舎棟改築が、誰もが認める技術的難易度の高い特定建設工事にあたるのでしょうか。また2工区に分け、それぞれがJVになっていますが、これが効率的といえるでしょうか。さらに体育館の建設工事が始まった場合、工程管理はますます複雑になり、業者が5、6社、同じ敷地で作業するわけですから、安全管理も難しくなると思われませんが、いかがお考えでしょうか。

この工事に限らず、公正な競争入札が行われるための市の方針や工夫をお聞かせください。

公正な競争、入札が行われるための仕組みをつくるのが、何よりも大事だと考えます。予定価格と指名される業者が業者間で分かれば、あとは業者のモラルに委ねられるだけとなります。今回の小淵沢中学校校舎棟改築工事では、JVを組ませるために、市側が14の指名業者をすべて一堂に集めたと聞きました。公正な競争、入札を行わせるための市政を、ぜひ聞きたいと思います。JVの手続き等についても、時系列でお答えください。よろしく願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

1番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

愛育班活動について、いくつかご質問をいただいております。

最初に愛育班活動についてであります。愛育班活動は子どもたちがすこやかに生まれ、育ち、住み慣れた地域で安心して暮らしていけることを目的にした組織活動です。向こう3軒両隣に声をかけ合い、子どもたちの成長や市民の生活を見守っていく自主的活動でもあります。

研修や大会への動員についてであります。愛育班員にとって、研修会や大会は健康問題や子育てについて、国・県の制度や社会情勢などの学習を兼ねる大切な場であり、活動を行う上で必要なことだと考えております。また、同じ目的を持って活動している仲間との情報交換や意見交換も大変、重要であります。

研修会等に参加された愛育班員から、その内容が各地区の愛育班の皆さんに伝達され、情報が共有されております。研修会等への参加につきましては、愛育班の中で、自分たちが参加スケジュールを立てるなど、創意工夫されております。

次に愛育班への助成と組織の拡充についてであります。愛育班発足当時の主な活動は乳児死亡率を低下させることにありました。このため、妊産婦の栄養改善や乳児の健康へのアドバイスなどを行い、大きな実績を残したことを承知しております。現在は医療技術の進歩、健康に対する市民意識の高揚などにより、乳児死亡率は激減いたしましたが、少子化、核家族化、女性の社会参加などにより、子育て不安やしつけの難しさ、虐待などの新たな問題が生じております。

社会的弱者の支援は、第一義的には市町村の仕事であります。自助・共助・公助のうちの共助の和が広げられなければ、安全・安心で明るい杜づくりは達成できません。この助け合いを地域の皆さんにお願いしております。

お尋ねの愛育班は、次世代を担う母子を中心に地域ぐるみの健康づくりを推進していく上で、大切な組織であります。そのために、市内全域に組織を拡大していただくとともに、物心両面にわたり、支援してまいりたいと考えております。

次に、愛育班を市内の子育てサークルや健診などへのお手伝いをする団体としての再編についてであります。現在、愛育班の皆さんには母子との触れ合いを深めながら、子育て支援のために集いの広場や乳幼児健診にも協力していただいております。今後におきましても、少子化対策の一環としての役割を担っていただき、さらなる活動を期待しているところであります。

次に小淵沢中学校の改築工事について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、中学校校舎棟改築工事が誰でも認められる技術的難易度の高い工事についてであります。小淵沢中学校校舎棟などの工事は既存校舎の敷地内に、校舎棟および屋内運動場棟およびプール棟の3棟を配置して建設されます。

校舎棟の建築面積は1,876.91平方メートルであり、延べ床面積でも3,992平方メートルと大規模な建物であります。間取りも教室、特別教室など46部屋と数が多く、型枠や鉄筋の量、間取りの大きいことから、大きな梁など難易度の高い付帯工事、それに伴う内装・外装工事も同様に技術的に難易度が高い建物であるので、特定建設工事であると考えております。

次に2工区に分け、ジョイントになっているについてであります。小淵沢中学校の建設は文部科学省所管の補助事業であります。この事業は当初年度40%、次年度60%の年割で施

工し、2年間ですべて完了させなければなりません。契約は議員さんもご承知のとおり、8月28日であり、着手が翌日となっております。

寒冷地であり、難易度も高い工事でありますので、当初年度分40%を完了させるためには、2工区として施工することが適切な方法であると判断したところであります。

また、小淵沢中学校建設検討委員会から、来年の2学期から授業を受けられるよう配慮していただきたい旨の要望もありました。したがって、エキスパンションで区分できる管理部門と教室部門に分けて、2工区として施工することにより、工期の短縮を行います。また、難易度が高いために、ジョイント方式が適切であると考えたところであります。

その他につきましては、担当部長等から答弁をいたします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

小沢教育次長。

○教育次長（小沢孝文君）

1番議員、野中真理子議員さんのご質問にお答えいたします。

体育館の建設工事が始まった場合の工程管理についてでありますけれども、小淵沢中学校の校舎建築工事における工程管理は曜日、火曜日等々を定めて、毎週1回の工程会議を設定いたしまして、市・設計管理者・施工業者の三者により、定期的に行います。

すでに、この工程会議におきまして、工事の安全管理、施工方法、付帯電気設備、機械設備の各工程会議などにおける事項について、綿密な打ち合わせを行い、工事の進捗に支障の来たすことがないよう、管理を徹底して行っているところであります。

校舎、体育館が同時に進行する建設工事でありますので、工程会議につきましては、体育館の工事担当者等と同じ曜日の日に工程会議をもちまして、連携を持って、この事業に推進を目指してまいる所存でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

福井企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

1番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

公正な競争入札が行われるための方針等についてであります。

まず、指名競争入札の実施につきましては、現場説明会を廃止するなど、他の指名業者が分からないようにしております。また、入札結果は広報に掲載して、透明性の確保に努めているところでもあります。さらに課題を解決する中で、来年度からの一般競争入札の試行的導入に向け、現在、準備を進めているところであります。

JVの手順であります。北杜市建設工事共同企業体取り扱い要綱に基づきまして、まず一定の資格を満たす業者の中から、共同企業体の結成を求める業者の選定を行い、業者を集め、工事の概要を説明した上で、企業体の結成をお願いします。

その後、結成された企業体の登録申請を受け付け、資格審査をした上で、共同企業体を指名するとし、他の工事と同様、設計図書の閲覧、入札、契約の締結ということで行います。

こうした手順により、あくまでも自主的に特定の工事についてのみに関わる共同企業体の結成を求めるわけでありますので、業者を集めて、説明会を開くのはやむを得ないことであります。他の市町村においても、同じ方法であります。ご理解をいただきたいと思ひます。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

1 番議員、再質問はございますか。

野中真理子君。

○1 番議員（野中真理子君）

愛育会活動についての、今回の、私の一般質問の趣旨は実態を十分に認識していただきたいということです。それと、子育て支援に何よりも大事なものは、実効性のある施策をどれだけ展開できるかということだと思います。何よりも、子育て世代が求めるものでなければいけないと思います。例えば、赤ちゃんを抱いたお母さんが片手で書類を書くのがどんなに大変かを知って、それに対応した窓口にする、そのような視点や配慮が求められているんだと、私は思っております。

続きまして、公共工事についてでありますけども、先般の臨時議会で、坂本保護議員の質問に対しての、2つのJVについてですが、市長がこのようなご時勢なので、多くの企業に機会を与えた旨の発言をされています。しかし、これは公共工事の入札に関する国の指針、その中の企業共同体についてという項目があるのですが、企業共同体については、受注機会の配分との誤解を招きかねない場合があること。それから、また、飛びまして、予備指名制度により談合が誘発されかねないこと等の問題があり、だから基準を設けようというような指針があります。私は、これにふれているというか、問題があるのではないかと、ご指摘申し上げたいと思います。

また、今後の公共工事については、公正な入札のあり方についての市の取り組みを期待して、私の質問を終わりにしたいと思います。答弁は結構です。

○議長（小澤寛君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで1番、野中真理子議員の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、17番議員、宮坂清君。

宮坂清君。

○17番議員（宮坂清君）

通告に従いまして、子どもの体力向上に向けての質問をさせていただきます。

子どもの体力の低下は、全国で、昨日のNHKの朝のニュースでも、このことが取り上げられ、山梨大学で体力向上に向けての調査・研究がなされているとの放映もありました。

さて、市長は原っぱ教育を推進し、子どもたちの知・徳・体のバランスの取れた教育を目指していることに、共感する一人でもあります。

私は、日ごろより健全な精神は健全な身体、体に宿るといわれているように、子どもたちの成長の中で、健康な体づくりは学問と同様に、大変、重要なことだと思っております。しかしながら、現状を見ますと、年々、児童生徒の体力が低下しております。このことは6月の定例会においても、議論されたところでありますが、子どもたちの体力向上は短時間に、簡単にできるものではありません。常日頃の積み重ねによるものだと思います。

しかし、今日までの現状を見ましたとき、地域では子どもたちを遊ばせたいときには遊ばない。子どもたちは遊びたいときには場所がないと、いろいろな矛盾がありました。子どもたち

の成長は、日々一日の積み重ねの結果であると思います。例えば、1つ例を挙げますと、小淵沢の小学校の持久走で、スクールバス通学と歩行者通学児童では、歩行者通学児童のほうが上位に多いとも聞いております。また逆に、つい最近、夏休みに都会から孫が帰郷した際、「婆ちゃん、田舎には遊ぶところがないね」という話を耳にしました。そのとき、都会より田舎が体力の低い原因が、こんなところにもあるかなとも考えさせられました。

しかしながら、体力づくりの場所の現状については、昨今の世の中は非常に危険で、親たちも安心して遊びに出すことができる場所も少なく、場所の提供にも苦慮しているのは現状だと思えます。

そこで、私は地域の高齢者のお力をお借りして、子どもたちを危険から守る環境づくり、安心して安全な住みよい環境下で子どもたちが自由に遊べる、体力づくりができるミニスポーツ広場等の確保が必要と考えます。しかしながら、現状の遊び場は今日までの世の中の多様化により、子ども広場等で整備されたところが、子どもたちの減少や遊びの内容の変化により、使用されなくなり、ゲートボール場等に変身してしまった子ども広場も数多いと思えます。

私は今後、子どもたちのいる地域の広場を子ども広場に復元して、ゲートボールコートなどを併設した高齢者と子どもたちが共存できる、子どもたちの広場の整備をして、地域の教育力を高め、地域力で子どもたちの体力向上を含めた教育に協力することが重要であると考えます。

子どもたちは地域で遊び、子ども同士の絆を深め、多くを学び、成長していくものと考えます。そこで、次の4つのことを質問させていただきます。

子どもたちの遊びの現状について。

1つとして、子ども広場がゲートボール場等に変ってしまったところは、市内に何カ所ぐらいあるのか。また、その地域の子どもの現状はどのようになっているのか。どのようであるのか。

2つ目といたしまして、市内の公園の中で、子どもたちが自由に遊べるスペース(ゲートボールコート、2ないし3面くらいの広さ)がある公園は何カ所あるのか。

3つ目といたしまして、放課後児童クラブ、市内の13施設には運動のできる広場がついているのかどうか。

4つ目といたしまして、今後において、子ども広場・公園等、子どもたちが遊べる広場の整備について、どんなお考えをお持ちか、お尋ねいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長(小澤寛君)

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

17番、宮坂清議員のご質問にお答えいたします。

子どもの体力向上に向けて、いくつかのご質問をいただいております。

最初に子ども広場がゲートボール場が変わった個所についてであります。子ども広場は昭和50年代に各地区において、地域の皆さんが整備したものがほとんどであり、現在においても、各地区において、それぞれ管理されております。そのうち、いくつかの個所につきましては、ゲートボール場に模様替えした個所もあると思えますが、各地区において地域の皆さんが

話し合い、利用形態について変更したものと思います。したがって、これらの施設が何カ所ぐらいあるのかは、掌握しておりません。

地域における子どもたちの状況ではありますが、放課後においては、学童保育や塾、習いごと、ゲーム機器の普及などにより、野外で友だち同士が遊ぶ機会が減少しているように見受けられます。

次に子どもたちが自由に遊べる公園についてであります。現在、市が管理している公園のうち、自由に子どもたちが遊ぶことができる公園は明野町小袖公園、須玉町のろしの里ふれあい公園、須玉町ふるさと公園、高根町ふれあい公園、長坂町三分一湧水公園、長坂スポーツ公園、大泉町いずみふれあい公園、武川町フレンドパークむかわの8カ所であります。

次に子どもたちが遊べる広場の整備についてであります。少子高齢化の中で、子どもを健全に育てられる環境を整えるのは、大変、重要なことと考えております。市といたしましては、原っぱ教育において、目標に掲げております不屈な精神と大志を持った人材の育成を目指し、知・徳・体・感・自のバランスの取れた子どもの育成を推進しております。

子どもたちが自由活発に遊ぶことができる広場の確保は、子どもたちの体力向上や集団生活での協調性を培う上で大切であると考えております。本年度は文部科学省と厚生労働省が連携し、検討されている放課後子どもプランの動向も見極めながら、小中学校のグラウンドの利用等を含め、検討してまいりたいと考えております。

議員も大変、子どもの基礎体力に対して憂いているようでありますけども、等しく市民も、大人は思っているはずであります。私も、そのようなデータを承知しながら、今年の春、市内の校長先生で構成されている校長会で、それぞれの学校のメニューで、子どもの基礎体力向上のために、全力を尽くしてほしいと。もう1つは、地域のいろいろなイベントやら行事に対しても、子どもたちが参加してほしいと。そして早寝・早起き・朝ご飯、このような運動も教育の中で訴えてほしいというようなことを、校長会でもお願いしたところであります。ぜひひとつ、皆さんと一緒に、子どもの基礎体力向上のために、山梨県は全国でも、一番悪いかどうかは別にしまして、ワーストテンであるようであります。北杜市も、データの的には厳しいデータであるわけありますので、ともども、意を注いでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

大変失礼しました。答弁漏れでした。

次に放課後児童クラブの運動できる広場についてであります。市では市内13カ所において、放課後児童クラブを実施しております。大小の差はありますが、いずれの施設にも簡単な運動できる広場を設置しております。また、大半の施設が小学校に隣接しておりますので、集団遊びやミニスポーツなどを行う場合には、児童の安全確保のため、指導員の引率により小学校の運動場を利用し、遊びや運動を通して、放課後児童の健全育成に努めております。

以上であります。失礼しました。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

17番議員、再質問はございますか。

宮坂清君。

○17番議員（宮坂清君）

先ほどの答弁していただいた中に含まれていると思いますけれども、再度、質問させていただきます。

子どものいる地域での十分でない施設のリニューアル等の施設への指導と協力体制は、また、協力要請をして援助等の考えがあるか、もう一度伺います。

それと高齢者の人々の協力を得るためには、施策も必要だと思います。このことにつきましては、地域の人たちの見守る中で、活動的な高齢者、年配の方々の協力を得ることにより、子どもたちを危険から守れる、よい方法だと思いますし、それに高齢者と子どもの触れ合いを深める絶好の場所だと、私は考えます。

それと2番目の質問で、遊べるスペースの少ない公園ですけれども、8カ所あるということで、大変、喜ばしいことだと思います。公園の目的はいろいろありますけれども、遊びのついでに公園につきましても、母親たちの子育ての憩いの場所でもあり、コミュニケーションの場所でもあり、情報交換の場所でもあると思います。子育ての母親たちには、そのような場所が必要であり、子育て支援、少子化対策にもつながると、私は思います。

それと3番目の放課後児童クラブでありますけれども、文部省と厚生労働省で団塊の世代の先生方が退職して、そのような余力の方々たちが運動場を利用して、子どもたちと遊んでいたというようなことで、素晴らしいことだと思いますけれども、北杜市においても、そのようなことを十分に活用していただきたいと思います。

それで、そのことについて、若干、お尋ねしたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

6月の補正でしたか、議会にもお願いして、さっき、私が言った各学校の基礎体力アップのための事業に対して、補正もお願いしてやったわけでありまして。これは併せて、市内のスポーツ少年団にも基礎体力向上のためにということでも、併せてお願いしたわけでありまして。同じように各地域で、子どもたちの基礎体力アップのために、あるいはまた、いろんな意味でコミュニティーの場として考えたいという事業に対しては、そういう思いを込めて、支援してまいりたいと思っております。

併せて、団塊の世代と言わず、いろんな意味で社会をリタイアした人たちが、そういう意味の基礎体力、あるいはまた、子育て支援のためにという思いがある、これから出てほしいと思います。そういう人たちにも支援してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

17番議員、まだ質問がございますか。

宮坂清君。

○17番議員（宮坂清君）

最後に子どもたちの知・徳・体の向上は、各地区の子ども、指導者の協力を得ることも重要

だと思ひます。また、施設につきましては、市の財政が厳しい折ですが、将来を見据えた地域および日本の将来の担い手育成のために、全力を挙げて施策を進めてまいらう、お願いしたいと思ひます。

これで、質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（小澤寛君）

宮坂議員の質問が終わりましたので、次に関連質問を許します。

関連質問はありますか。

保坂多枝子議員。

○14番議員（保坂多枝子君）

先ほど、放課後児童クラブで、13施設に運動のできる広場があるというご答弁をいただきまして、非常にありがたいことだと思っております。しかし、そこに草が非常に繁茂しておりまして、実際には使えなかったと。なるべく早く、草刈りをしていただきたいというふうな意見を聞いておることがございまして、管理はどのようになっているのか、ご答弁をいただけたらと思ひます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

基本的な管理でございますけれども、軽微な件につきましては、先生等をお願いしておりますし、少し大掛かりなものにつきましては、児童家庭課のほうで整備をしております。大規模なものは予算を計上して、整備をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

今、基本的に部長の答弁のとおりだと思ひますけれども、基本的な管理は行政でやりたいと思ひますけれども、例えば、広場の草が出たというような問題については、今後は保護者の皆さんも含めて、自分たちの施設であります。そういうことも、私どもは、行政としてはお願いしていきたいと思ひています。

○議長（小澤寛君）

ほかに関連質問はありますか。

（ な し ）

関連質問がないようですので、以上で質問を打ち切ります。

これで17番、宮坂清議員の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、14番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○14番議員（保坂多枝子君）

地域の安全対策と自主防災について、お伺いいたします。

政府の地震調査委員会が活動予測を行った活断層と、今後30年間以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布に北杜市も含まれ、6から26%と高い確率で、地震が起こると予

想される中、また世界各地で洪水、津波等の災害が発生している折、いつ、何時でも災害に見舞われることが考えられます。

平成17年1月17日に起きた阪神淡路大震災は震度7、3万人が被災者となり、大きな災害が発生し、数多くの犠牲者が出たことは、いまだ記憶に新しいところであります。

このときの救助の割合をしてみると、自力で脱出が34.9%、家族に救出されたのが31.9%、友人・知人に救出されたのは28.1%で、消防や警察など公的機関によるものは、わずか1.7%となっており、地域の防災力を支えるのは地域の住民ということがうかがえます。

公的機関としては、いくら訓練を積んでも、俊敏な行動をとろうとも、準備や到着するまでの時間を要し、初動体制が遅れてしまうのは否めない事実であります。全家屋の6割が全半壊、190人が下敷きになった淡路島北淡町では消防団がリーダーとなり、住民との共同作業で地震発生から、わずか11時間で全員が救出されたという記録があり、素晴らしい成果を挙げております。

防災に関しては普段から関心を持ち、訓練を繰り返し、常に準備をしておくことが、非常に大切なことであるといえます。そこで、以下3点、8項目について伺います。

1、県では2005年3月、市町村のマニュアルのモデルとなる障害者と高齢者のための災害時支援マニュアルを策定し、全市町村に早期作成を要請している状況であります。寝たきり、独居老人、足腰の弱った人等、災害弱者の把握や飲料施設、井戸水源、避難場所の提示等、ハザードマップの作成、このハザードマップにつきましては、先日の質問にお答えいただいておりますので、重複する部分は除いていただきまして、現在の進捗状況はどういうふうになっているのか、お尋ねいたします。

2点目。私も何回か一般質問させていただいておりますが、有事の際の初動体制が重要であり、立案・計画や行政、民間、各種団体との連携がとれる組織をつくり、職員を配置する。また、地区においてはきめの細かい対応ができる防災担当係を各行政地区単位に配置するお考えはあるのか。

3点目。1982年以前に建てられ、耐震性が十分でない住宅が4割近くもあり、耐震改修費用の補助制度が2005年度よりスタートしておりますが、現在の利用状況はどうなっているのでしょうか。

4点目。これは最近、エレベーターに乗るときに、ついメーカーを見てしまうような習慣がついてしまったんですが、市内の公共施設に設置してあるエレベーターの安全点検の状況について、伺います。

5点目。気象庁が8月1日から運用を開始した地震の初期微動から、震度到着時間を推定して知らせる緊急地震速報の活用は、どの程度されているのか。

6点目。旧町村単位では、防災に対する支出が統一されていない部分もありましたが、市になってからの対応について、お伺いいたします。

また、この夏、プールの管理不備により、大きな事故が発生しております。これも人災として、未然に防げるものであります。市内には多くの公共施設があり、有事の際には市としての責任を問われる問題も発生してくるおそれもあります。現在の市内の公共施設において、安全管理、衛生管理の状況はどうなっているのか、お聞きいたします。

次に防犯カメラの設置について、お尋ねいたします。

スクールガードリーダーや地域の方々のご協力により、通学路や教育施設の安全が確保でき

るようになりました。しかし、人家の離れた場所では各自に持たせた防犯ブザーも音が届かず、費用をかけた割には効果が望めない状態であります。不審者が出没しやすいところや目の届きにくい通学路の電柱に、防犯カメラを設けるというような考えはいかがかと思ます。

また、各保育園の玄関に防犯用のインターフォンが設置されるようになり、不審者の侵入を未然に防ぐ方策がとられてはおりますが、女性職員の多い保育園などでは、腕力では到底かなうものではなく、子どもたちの安全と職員の危険防止策として、園内に防犯カメラを設置するお考えはございますでしょうか。一部、CATVを利用した試みもあるやに聞いております。また、費用がかかることも十分に考慮すべきだと承知しておりますが、安全を確保する手段として、どのようにお考えか、お伺いいたします。

以上で、質問を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

14番議員、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

地域の安全対策と自主防災について、いくつかご質問をいただいております。

最初に災害弱者の把握状況についてであります。現在、支援費および介護認定を受けた方につきましては、保健福祉部で把握しております。今後は、これらの情報をデータベース化して、各課共有することによって、災害時はもとより平常業務においても、効率的な運用が図られるよう、検討を行ってまいります。

また、社会福祉協議会、消防団および自主防災組織といった地域の支援団体への情報提供につきましては、個人情報保護法の観点から、個人の承諾を要するため、併せて検討を行うとともに、災害弱者に対しては、災害時支援マニュアルを策定し、災害発生時の支援策を講じるよう努めてまいりる考えであります。

次にハザードマップ作成の進捗状況についてであります。避難所や防災関連施設等を網羅したハザードマップの作成については、山梨県が進めている浸水想定区域指定および土砂災害警戒区域指定の調査結果をふまえ、本年度策定しております地域防災計画との整合性を諮りながら作成してまいりたいと考えております。

次に、各種団体との連携組織および各行政区単位への防災担当職員の配置についてであります。現在、市内各地域においては、行政区班等を単位に自主防災組織が編成されており、これらの団体と連携を諮りながら、訓練等を行っております。現状では、総務部総務課および各総合支所、地域振興課の総務担当が防災業務を所管し、行政区等の連絡調整を行っております。

また、各行政区単位への防災担当職員の配置につきましては、現在、北杜市においては行政区および自治会が173団体あり、そのすべてに職員を配置するのは、人的にも困難であります。

次に緊急地震速報の活用についてであります。緊急地震速報は列車やエレベーター設備等の制御や工事現場等の安全確保など、現時点で提供しても混乱を生じないと考えられる分野において、先行的に省庁から提供されるものです。

不特定多数の方への伝達や学校における児童生徒への伝達、携帯電話やインターネット等を利用した個人に対する伝達などは、現状では禁止されておりますので、導入につきましては、

今後の気象庁の動向をふまえ、検討したいと考えております。

次に防災に関する支出についてであります。合併前の町村の中には消防車両の購入や消火栓の設置等の経費の一部を地元負担としてお願いしていた町村もありましたが、北杜市におきましては消防団の維持管理、消防車両、貯水槽および消火栓設置等、防災施設の整備にかかる経費につきましては、地元負担をなくし、全額市の負担により、支出しております。

次に保育園の防犯カメラの設置についてであります。市内保育園15園の設置状況は監視カメラとカメラ付きインターフォンが2園、監視カメラとインターフォンが3園、カメラ付きインターフォンが7園、インターフォンのみが3園であります。

また、各保育園の園舎、園庭の周遊をフェンスでの防犯対策や警察署の講演により、職員・園児が不審者等に対する意識高揚に努めております。

今後はインターフォンのみ設置の3園につきましても、不審者の侵入や園児の安全を考慮し、保育園の出入り口に、カメラ付きインターフォンを計画的に設置してまいりたいと考えております。

人家の離れた場所への防犯カメラの設置についてであります。児童生徒の登下校時の安全はそれぞれ学校単位にPTAが中心となり、地域の協力を得ながら、その地域に即した取り組みを始めているところであります。

特に高齢者の方々には見回りによる不審者情報の収集や、あいさつ運動による子どもへの声かけ等にご協力いただいております。また、スクールガードリーダーについても、2人から3人に増員し、きめ細かく巡回ができるよう、いたしました。

なお、市の職員による青色パトロールも、まもなく巡回する予定であります。さらに警察においては、パトロールカーの巡回強化や不審者情報の共有化等、積極的に地域の安全対策について、体制強化を図っていただいております。

防犯カメラの設置については通学路エリアがあまりにも広く、設置することは不可能と考えております。

その他につきましては、担当部長等から答弁いたさせます。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

福井企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

エレベーターの件につきまして、お答えを申し上げます。

現在、公共施設に設置しましたエレベーターの安全点検の状況であります。市の公共施設につきましては、現在51のエレベーターが設置されております。これらの施設におきましては安全を確保するため、専門業者に委託しながら法定点検と毎月の定期点検を実施しております。今後も安全確保のために定期的に点検を行ってまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

柴井建設部長。

○建設部長（柴井英記君）

耐震改修補助制度の利用度についてのご質問にお答えいたします。

建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、国では建築物の耐震化率について、現状の75%、平成27年度までに少なくとも9割に引き上げるよう、求めています。

山梨県においては、平成15年度から木造住宅のわが家の耐震診断事業、平成17年度からはわが家の耐震化支援事業を実施しております。北杜市では平成17年度から耐震診断事業、平成18年度から耐震化支援事業に取り組んでおります。この事業の対象住宅は、昭和56年の建築基準法改正前の建築基準で建てられた木造一戸建て住宅であります。耐震診断を受け、危険と判断された住宅が耐震改修事業の対象となり、補助額は耐震改修工事に要する経費の2分の1以内、かつ60万円を限度としております。

北杜市では、平成17年度に50戸の申し込みを受けて、耐震診断を実施いたしました。その結果、安全とされたものは3戸、危険と判定されたものが47戸でありました。

危険と判定された住宅については、耐震改修についてのアンケート調査を実施しまして、改修を行うつもりであるか、または検討したいと回答された方に改修補助制度の活用について、現在、希望を募っているところでございます。今のところ、利用の申し込みはありません。今後も、補助事業の活用について、広く周知をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

小沢教育次長。

○教育次長（小沢孝文君）

プールの安全管理、衛生管理の状況についてでありますけども、北杜市の教育委員会が設置しておりますプールは、小学校14カ所、中学校7カ所および社会体育施設として3カ所あります。各施設の安全管理および衛生管理につきましては、それぞれの学校長および社会体育施設管理者が平成13年の厚生労働省の基準に基づき、適正に行っているところであります。

今回の埼玉県ふじみ野市における、女子の給水口吸い込み事故を受け、市教育委員会といたしましては、直ちに市内小中学校および市営プールの安全点検を実施いたしました。さらに文部科学省、県教育委員会から緊急プール安全点検調査の指示がありまして、再点検を実施いたしました。結果、すべてのプールにおきまして、安全が確認されたところであります。

なお、プールろ過装置に循環する給水溝における水圧は、吸い込まれるような危険は感じられませんでした。ろ過装置につきましては、プール開き前に機械設備の点検を実施いたしまして、正常に作動しているか、確認をしております。

また、日常的な水質管理につきましては、塩素滅菌をしております。毎日、残留塩素の測定を行い、適正な水質を確保しております。

今後におきましても、管理基準等に従い、安全管理・衛生管理に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

古屋保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

続きまして、市立保育園のプールの状況であります。

屋内プールが8園、屋外プールが3園、社会体育施設のプールを利用しているのが4園あります。

保育園内のプールにつきましては、プール内の鉄蓋、金網、吸い込み防止器具のネジ、ボルトの緩みは使用前に職員が必ず確認をしております。また、水質検査につきましても、法定どおり実施しております。

小さなお子さんを預かっておりますので、安全、衛生管理には万全な上にも万全を期しております。ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

14番議員、再質問はございませんか。

保坂多枝子君。

○14番議員（保坂多枝子君）

先ほどのボランティアとの共同の話でございますが、173団体に職員を置くということではなくて、それを統括する職員が1名ないし2名ということでお考えをいただきたいということです。1つの行動を起こすのに、いろんな団体、いろんな方が関わります。それらの指揮統括をするところがないと、なかなかスムーズな動きができないということがございまして、173団体に1人ということではなくて、その統括に1人というか、その職員をどうですかという話で、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、先ほどの防犯ブザーの件でございます。

伺ったところによりますと、防犯ブザーが、ピーというのが、コンバインがお米にいっぱいになったときの音と似ていて、ちょっと紛らわしいというふうなお話も聞いております。学校ではホイッスルを用意して、防犯ブザーの代わりにするというふうな方策も講じられているようでございますが、先ほどの防犯カメラという件で、本当に広域にわたってお金がかかる、なかなか、それができないというも承知しております。

ですから、モデル的な地区を設けて、特に不審者が多かったところとか、ここはちょっと見通しが悪いんだよというふうなところを、試験的にやってみたらいかがでしょうかということ、考えていただきたいと思います。

それから、先ほどのプールのことは、非常にいろんな検討をいただきまして、前向きにいろんなことをしていただいたということが、よく分かりました。プールのみならず、いろいろな公共施設ございます。そして、また衛生管理基準が今、問われている施設もたくさんあり、今もまた、いろんな話が出ているところの、衛生管理基準ということで、早急な対応を迫られているという部分があると思います。その部分につきまして、市としては、指導が入った、困ったよという部分があるとは思いますが、その部分につきましても、どのようなお考えをお持ちなのか、ご答弁をいただきたいと思います。

以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（植松好義君）

再質問の関係でございますけども、第1点目の防犯指導の担当職員ということで、ご質問がございました。各団体170何団体に置くのではなくて、統括的な職員を置いてほしいということでございます。

現在のところ、防災関係につきましては、先ほど市長が答弁しましたように、総務、総務課で担当しているわけでございます。なおかつ、支所も地域振興課で担当職員が担当しております。その中で、防災関係、自主防災組織との連絡、連携をとっているところでもございます。

災害が起きますと、どうしても災害対策本部を市でも設置をいたします。そうしますと、第3配備体制になりますと、全職員がその体制につくということになってきます。

なお、自主防災組織等との連絡、こういったものにつきましては、今後、スムーズな初期行動ができますように対策等もまた、考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小澤寛君）

小沢教育次長。

○教育次長（小沢孝文君）

衛生管理基準につきましては、それぞれ保健所のほうから指示があれば、それに基づきまして、その要綱におきまして、小中学校、あるいはそれぞれの公共施設のプール等々の衛生については、十二分、尊重しましてやっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思ひます。

○議長（小澤寛君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

通学路の防犯カメラのモデル的というふうな再質問もあったわけですが、現実的な問題として、先ほどの答弁させていただきました、通学エリアはあまりにも広く、そのモデル的とは言え、どこを指定するかが、ちょっと不可能だという判断をいたします。

それから、通学路につきましては、先ほどの答弁にも述べさせていただきました。やはり、地域の人たちの協力がなくして、安全を確保できないということで、これからも地域の皆さんと協力をし、また要請をして、児童生徒の安全を確保していきたい、指導していきたいと思ひます。併せて、家庭教育の中で自主防衛ということも1つ、ご指導をいただければありがたいと思ひます。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

14番議員、まだ質問はございますか。

（なし）

保坂議員の質問が終わりましたので、次に関連質問を許します。

関連質問はありますか。

宮坂議員。

○17番議員（宮坂清君）

防災のことで、今、小淵沢ですとずっとやっている中で、数年前からアマチュア無線クラブの協力をいただいて、かなり効果が出ているということがありますので、今後、参考にしていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁は必要ですか。

（入りません。の声）

ほかに関連質問はございませんか。

利根川議員。

○15番議員（利根川昇君）

何点か、関連質問をさせていただきます。

今の無線のことが出ましたので、1つ目としまして、防災無線の整備の進捗状況についてですが、今年も17年度決算では維持管理費として、2千万円ほどの金額が出ております。それは、あくまでも維持管理費として、現在のものということを理解しておりますけれども、デジタル化、あるいは周波数の統一化、あるいは携帯無線機の配備、もちろんこれは担当者のみですけれども、そういったものの防災無線の関係の整備の進捗状況をお伺いしたいと思います。それが1つ目です。

2つ目としまして、防災の備蓄品に関して、分かる範囲で結構ですから、お知らせいただきたい。本年度、購入したものはどのようなものかと。17年度決算ですが、備蓄品が約600万円、防災備品が約500万円というふうに承知しております。その内容を、分かる範囲で結構です。教えていただきたい。

それと、今までの旧町村時代のものと、ここ2年間で備蓄したものと合わせた状況は、どんな様子でしょうか。

それから、これは私が去年、質問させていただいた件ですが、基本的には緊急時に考えられるすべてのものを大量に備蓄しておくことは、現実的では不可能に近いというふうに感じております。緊急時に必要な物資を調達のできる、市独自のルートを構築・整理しておくことが必要と必要性を申し上げたつもりですが、その進捗状況はどうなっておりますか。もちろん、市長のお考えの中には、対策本部をしたときには、県や国の助けが当然あることは頭にあると思っておりますけれども、それ以外のときに市独自の、買っておくのではなくて、あそこに行けばあるよということを調べておくことを私は進めたんですけども、そのへんの進捗状況はどうなっておりますか。

それから3つ目としまして、保坂議員も申し上げておりました、防犯カメラの件ですけれども通学路とか、子どもの安全が現時点で最優先のことは、当然、理解できますけれども、去年、実は、近くの清里朝日ヶ丘の住宅に車の傷つけ事件が発生しまして、いまだに居住者は不安を抱えております。あのときに様子を伺ったところ、1月とか2月とか、住宅の入っている方が協力して、夜回りをしたとか、本当に大変だったそうです。

そんなことを聞いておりますので、住宅も、通学路が広いことは当然ですけども、検討地域として、すぐ、どうこうしろということは予算上できないと思っておりますけれども、検討地域として加えるべきと考えるが、いかがでしょうか。

以上、内容的には3点、お願いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（植松好義君）

防災の関連質問にお答えしたいと思います。

まず最初の防災無線のデジタル化、それから周波数の統一、携帯無線機の配備、これの進捗状況ということでございますけれども、この防災無線等につきましては、旧7町村、同方の防災無線と、それから高根のCATV、これを接続しまして、市役所の本庁舎において、既存シス

テムで、一斉に放送ができるということが可能となっております。

市内全体のデジタル化、それから周波数の統一化を図るために、本年度基礎調査を行うための委託業務費を予算化してございます。これにつきましては、11月末ごろ着手をしたいということで、現在、進めておりますので、お願いをしたいと思います。

また、携帯無線機につきましては、昨年度、2台を購入して、その対応をしているところでございます。

次に2点目の防災備蓄備品の関係でございすけども、本年度、購入したものでございすけども、これにつきましては食料品のパンの缶詰、それから、今後また購入予定をしておりますものでございすけども、箱製の簡易トイレ、それからワンタッチテント、こういったものを今年度、備蓄品として購入する予定でございす。また、昨年度でございすけども、備蓄品として購入してございすのは毛布、それから米、簡易トイレ、カセットコンロ、それから防災用のテント、キャンドル、医療品セット等でございす。

今まで、旧町村でも備蓄品をそろえております。主なものとしましては、まず全体では55種類ほど、そろえてございす。食料品としましてはアルファ米、インスタント味噌汁、乾パンなど。それから生活用品としましては毛布、ブルーシート、それから子ども・大人用のオムツ、箱製の簡易トイレ、それからガス釜セット、ガスコンロ、缶型の燃料、あとは浄水装置等でございす。それから、情報伝達用品としましてはメガホン、簡易トランシーバー、衛星の携帯電話などでございす。これらにつきましては、各総合支所の倉庫等を利用して、保管場所として、備蓄をしているところでございす。

それから、次に緊急時に必要な物資を調達する市独自のルートの構築をということで、以前、一般質問をいただいております。これにつきましては、北杜市と姉妹、それから友好都市を結んでおります羽村市、それから西東京市、袋井市、新宿区、上越市、それぞれ災害応援協定を提携しております、その中で人的派遣、ならびに応急・復旧に必要な資機材、生活物資等の斡旋提供を要請する、そんな相互応援協定を結んでのルートを構築しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

柴井建設部長。

○建設部長（柴井英記君）

公営住宅への防犯カメラの設置についてのご質問にお答えいたします。

ご指摘の朝日ヶ丘住宅におきましては、1棟2戸建て住宅が25棟の団地でありまして、防犯灯、街路灯につきましては、現状20基以上は設置してあります。市内の公営住宅の中でも、多く設置してある住宅であります。

しかし、事件後に集会所に感應式のセンサーライトを設置し、また先ほど議員さんご指摘のように、自主パトロールもお願いしたところでございす。また、長坂警察署へも巡回をお願いしているところでございす。この住宅につきましては、3万平方メートル以上というような非常に広範な敷地でございまして、外周道路を含めて、完全にカバーするのが非常に難しい状況でありますので、これらの状況を見ながら、また対応してまいりたいと思います。

○議長（小澤寛君）

ほかに関連質問はございすか。

利根川議員。

○15番議員（利根川昇君）

1つだけ、今のことで。ルートの構築の件ですけれども、羽村市とかの市と協力して、あたっ
ていただいていることはありがたいことだと思います。しかし、近隣の、あるいは蕪崎とか甲
斐市とか、そういうところとも、ぜひとも協力体制を組んでいただいて、当然、できていると
は思いますけども、と申しますのは、同じ種類のものを、それらの近隣の市で同じものと同じ
量だけ備えておく、もちろん、なんでもあれば、あるにこしたことはないですが、例えば、蕪
崎は、例えばテントを数多くとか、例を挙げれば、では北杜は毛布を数多くとか、そういう協
力体制もとれるんじゃないかということを、1つだけ付け加えさせていただきたいと思います。
以上です。

答弁は結構です。

○議長（小澤寛君）

ほかにございませんか。

渡邊英子議員。

○21番議員（渡邊英子君）

保坂議員の防災対策に関連して、質問いたします。

8月12日の土曜日に八ヶ岳南麓を襲った集中豪雨と降雹は、地域の農産物に大きな被害を
もたらしたことは、記憶に新しいところであります。私は降雹直後に現地を視察し、その被害
の酷さに驚き、市当局に迅速な対応をお願いしたところであります。しかし、この過程におい
て、初動体制に遅れがあり、これが地震などの災害のときに防災体制が機能するのかなと心配
したところであります。当日は土曜日で、支所の対応に任せているとか、本庁との連絡がなか
なかつまくとれない状態でありました。

北杜市には、宿日直の連絡網が整備されていることは承知しておりますが、この対応を見て、
マニュアルや掛け声だけでは、不十分であるということを感じました。実情に即応
できる訓練や実践など、きめ細かな体制整備が必要と考えますが、当局のご意見をお伺いいた
します。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（植松好義君）

関連質問でございますけども、渡邊英子議員の防災に対応する職員の関係でございます。

宿日直者の勤務につきましては、北杜市の当直規定に定めによりまして、その任務について
いるところでございます。任務の中には当然、急を要する事務の処理を行うことも当然、規定
されております。非常事態、それから緊急事態の対応を行う職務を背負っているわけでござい
ます。その場から離れること、これはできませんけども、各担当に連絡をとり、その処理に当
たらせることとなっております。その連絡方法につきましては、合併時に職員全員にマニユ
アルを作成しまして、その対応等の説明会を開催し、合併後の対応を図っているところでもござ
います。

また、先般、その緊急時に、その対応が本庁、支所、課におきまして、円滑に連携がとれな
かったということを聞いております。早速、その件につきましては、部長・支所長会議に諮り
まして、周知の徹底をしたところでもございます。

緊急時の対応につきましては、本庁・支所の宿日直、連絡が入りますと、火災等の場合につきましては、連絡フローによりまして対応することとなっておりますし、また、その他緊急時の対応につきましては、備えつけの幹部職員名簿により、担当に連絡をとりまして、担当職員により、その処理対応を行うこととなっております。全市に及ぶ事態につきましては、災害対策本部を設置しまして、全職員配備体制で、その処理にあたることとなっております。

非常事態の対応につきましては、全職員が危機意識を持って、スムーズな連携・対応ができるよう、これからも職員研修に努めてまいりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

○議長（小澤寛君）

ほかに関連質問はございますか。

渡邊英子議員。

○21番議員（渡邊英子君）

今、危機管理のあり方ということが総務部長から出ましたけれども、いくらマニュアルがあろうとも、連絡網があろうとも、一人ひとりの職員の体制が整わなければ、実際には動かないわけですので、そのへんの危機管理ということに対しては、このときにも、このような災害は80年生きてくれど初めてだと。台風や何かの災害、テレビで聞いていても、こんな災害は生まれて初めてだという言葉が聞かれる状態の中で、やはり今、何がどのように起こるかは想像できない状態ですので、そのへんの徹底を、なお一層、図っていくように考えていただきたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めますか、要望でいいですか。

（結構です。の声）

ほかにはございますか、関連質問。

（なし）

関連質問がないようですので、以上で質問を打ち切ります。

これで14番、保坂多枝子議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時30分とします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長（小澤寛君）

それでは、再開いたします。

次に北杜クラブ、33番議員、秋山九一君。

秋山九一君。

○33番議員（秋山九一君）

私から、1つだけ質問させていただきます。

中心市街地活性化法の推進についてを質問いたします。

全国の地方都市では、郊外や隣接市町村への大型ショッピングセンターの展開などにより、中心市街地がさびれ、シャッター通りと呼ばれるようになっていることは、承知のことだと思

いますが、そうした状態をなんとか改善するために、国は平成10年に中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律、いわゆる中心市街地活性化法を整備いたしました。全国各地の自治体は、それぞれの地域に合った基本計画を策定し、また整備推進機構（以下、TMOという）を指定、活用し、本格的なまちおこしを取り組んでおります。

本市では長坂町において、平成10年に基本計画を策定し、平成13年から商工会が中心となって、認定された計画を実行しながら、商店街活性化の実現に向けて取り組んでまいりました。また、小淵沢においては、平成12年に基本計画を策定し、平成16年から商工会が認定された計画を実行していましたが、平成18年に第三セクターまちづくり会社を設立し、さらなる活性化への推進体制を強化しております。その結果、ポイントカード事業や、おいでや事業、フラワーストリート事業等、数々の注目される事業を行ってきたこともご存じのとおりであります。

地域活性化の起爆剤としての可能性を秘めたTMOを市内に2つも擁し、県下でも先進的な北杜市でありましたが、本年8月22日に改正中心市街地活性化法が施行され、従来のTMOの支援根拠が喪失しました。この中、山梨県では4つの町が指定されたと、こういうことでございます。

ようやく、立ち上がりかけた市民活動による、まちづくりが消滅する危機的状况に追い込まれております。両地区とも、町の顔づくりが重要であることは変わりなく、この中心市街地活性化基本計画の実現が最後のチャンスではないかと認識しておりますし、計画実現化には地域の多くの人々が中心部を利用しやすいように、行政下の支援策も必要と考えています。そこで商業の復興を図りながら、地域活性化を目指す上で、新中心市街地活性化法に基づく基本計画を、市が策定することを切に願うばかりであります。

以上、市長の考え方をお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

33番、秋山九一議員の中心市街地活性化法の推進についてのご質問にお答えいたします。

旧長坂町においては、平成11年3月に長坂町中心市街地活性化基本計画を策定し、中心市街地へのアクセス道路の整備、長坂コミュニティステーションの建設、街路等の整備、商店街施設、おいでやの整備などを行ってまいりました。また、旧小淵沢町においても、平成13年3月に小淵沢町中心市街地活性化基本計画を策定し、駅前通りの整備、ポケットパーク整備、案内板設置、臨時駐車場整備、絵になる散歩ルートなど小公園化、防火水槽災害用備蓄倉庫の設置などの事業を盛り込んでおります。全国で700カ所にも及び基本計画が策定され、中心市街地の活性化が果たされるはずでありました。

しかしながら、全国各地で駐車場問題や地価の高騰、または交通渋滞などを抱えた中心市街地を避け、郊外への大型店の出店が加速したため、中心街にはシャッター通りが出現し、賑やかさを失っていきました。

このような現象を改善し、街中にかつての賑わいを取り戻そうと、まちづくり三法といわれる大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法、都市計画法が改正され、9月8日に中心市街

地の活性化を図るための基本的な方針が閣議決定されました。この法律改正により、旧長坂町および旧小淵沢が認定したTMOと呼ばれる、認定構想推進事業者も効力を失うこととなりました。

市といたしましては、北杜市中心市街地活性化補助金交付要綱に基づいて、TMOの活動に対し助成を行っていきましたが、法律の改正に伴い、市の制度も改正することになるため、県とも相談しながら、新しい支援対策等を検討してまいりたいと考えております。

また現在、県においても、今回の法律の改正に基づく、新たな中心市街地活性化基本計画の策定に向けた研究や支援策の検討を行うために、関係市町村と商工団体で構成する新たな中心市街地活性化研究会を設置し、勉強会を行っております。

今回の法律改正では、今後、新たに認定する都市を県庁所在地や、その他の大都市、または優れた地域特性を持った中心市街地に限定しております。そのような状況の中で、北杜市は商業地域や都市機能の規模が小さく、中心市街地と位置づける場所の選定など、国の認定を受けることが、大変厳しい状況であると言わざるを得ません。このため、北杜市中心市街地活性化基本計画の策定につきましては、国や県と十分協議する中で、認定の可能性を見極め、対応したいと考えております。

今後も商店街の賑わいを取り戻し、販売の促進につながる生き生きとした商店街を目指すため、北杜市商工会とも協議しながら、有効な制度の活用と支援策を検討し、商店街の一体的な活性化を推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

33番議員、再質問はございますか。

秋山九一君。

○33番議員（秋山九一君）

答弁にもありますように、基本計画がいろいろあって、長坂の場合もふれあい支援農道の住宅とか鬼坂の住宅、そして長坂コミュニティステーションですか、街路灯の整備とか、牛池の商店街とかという、完了した事業等もあるわけだけでも、今後、まだ、駅西の縦貫道路とか、そういったのが、観光循環バスというのが計画されておったわけだけでも、これもこの法律というようなことで、残念だということで、商店の人は本当に苦慮しておるわけだけでも、小淵沢におかれては、3月に住宅建設とか駐車場システム、車イス・シニアカー配慮による軒先づくりとか観光案内板、それから臨時駐車場とか、小淵沢の駅の南北を結ぶ道路の整備とか、絵になる散歩ルートの公園化とか、防火水槽とかという、いろいろな策定をして取り組んでおったわけだけれども、あまりにも、この地方を切るというか、こんなようになって、先ほど言うように、法律の改正といっても、先ほど700カ所を100カ所に絞ってしまうよということと、また、今後の新しい改正では県庁所在地とか大都市のみに向けて、人口30万人以下では駄目だよというような、非常にかけ離れたような法律が出てしまったということで、これを今後、どうしていったらいいかということで、再三、会議をしておるわけだけれども、おかげさまで、長坂の場合は本当に追い込みで、6月等々に福島県の大高町のほうへ、先ほど、ちょっと話題になったのは、デマンド交通というようなことが、しきりに言われているときだけれども、このことについては、なんとか11月の半ばごろには日野春、長坂地区の中へデマンド交通が

なんとかテストケースとして、できるのではないかなということ、関係区と今、話をしておるところで、ここはいいところだけでも、先般、中心市街地の活性化の中で、空き店舗ということで、また当局をお願いをしたいんですけど、写真館の中で、子育て支援ということで、今、お子さんたちが一生懸命来て、折り紙やら石鹸作りやら、七五三に向けてということで、ボランティア3人が、ここにあって、本当にこれは、本当にありがたいことではありますが、全体を見たときに、今後、どうするのかということで、商店街が沈んでおって、こういうことを、この事業をこのままで終わっておくわけにもいかずということで、私としては、北杜市の対応として、4つほど挙げたわけだけでも、新たな中心市街地活性化研究会における方向性を基本に、ほかの町村と連携して、とても人口的には足りませんので、このへんもクリアしながら検討してほしいなということと、商工会とも協議していただきたい。そして、北杜市中心街活性化推進事業補助金交付の要綱等も改正をしていただきたいと。次に北杜市商工業振興交付金および県単独商業振興補助金制度というようなこともご支援等々、働きかけていただいて、基本計画に基づいて、なんとか地域のためにご努力を願えればなど、こんなふうに思うわけでございますが、よろしく願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私も率直に言って、今、お話の中心市街地活性化事業が、全国700カ所が100カ所になり、それに併せて県庁所在地をはじめとして、一言で言えば、大都市を中心という政策に対して、非常に疑問を持っている一人でもあります。

しかし、現実に法改正された中で、私どもも、これに対応していかなければならないわけがありますけども、とりわけ、長坂と小淵沢の問題については、主として、ハード面はまちづくり交付事業で、引き継いでという言葉が適当であるか知りませんが、ハード事業については、まちづくり交付金事業等々を活用しながら、商店街のためにできるだけ応えていきたいと思っております。

あと、ソフト面については、先ほども答弁させていただきましたが、商工会の皆さんとも協議しながら、県のいろいろな商工支援策等々を抱き合わせしながら、これを補っていききたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

33番議員、まだ質問はございますか。

秋山九一君。

○33番議員（秋山九一君）

ひとつ、そういうような状況ですので、ぜひひとつ、ご支援のほどをお願いいたしまして、私の質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小澤寛君）

秋山議員の質問が終わりましたので、次に関連質問を許します。

関連質問はありませんか。

(な し)

関連質問がないようですので、以上で質問を打ち切ります。

これで33番、秋山九一議員の質問を終わります。

昼食のため、暫時休憩をいたします。

再開は午後1時20分とします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時20分

○議長(小澤寛君)

再開いたします。

次に北杜クラブ、9番議員、坂本重夫君。

坂本重夫君。

○9番議員(坂本重夫君)

機構改革等について、質問いたします。

本年3月、小淵沢町も北杜市と合併し、新北杜市として半年が過ぎようとしております。この間、小淵沢地区においても、市長をはじめ職員の努力により、行政が停滞することなく、果敢に進められていることに対し、評価させていただいているところであります。

行政環境は常に変化し、地域間競争が激しくなっている状況の中、行政課題に的確に対応できる専門性、中立性、能率性、継続・安定性が求められてきています。

これらのことをふまえ、市民のためのまちづくり、市民サービスの向上や市民との協働、公と民の役割分担、インナーソーシングなどの行政システムの変革が必要であり、その根幹をなすのは、職員資質の向上であると考えているところでありますが、次のことについて、市長のお考えを伺います。

はじめに、機構改革についてであります。

4月より組織の見直しを行い、現在もなお、進められていることと思いますが、行政の仕組みを変え、企業的感觉の中で物事を捉え、経営といった概念で多様化する市民ニーズへの対応、職員のやる気を持たせる仕組みが構築されないと、市民生活の向上に貢献できないと考えられるが、18年度より検討、実施スケジュールの具体的な取り組み状況について伺います。

次に定員管理についてであります。

今年度中に定員適正化計画の作成が取り組み目標にありますが、現在の状況について伺います。併せて、9月1日現在の部門別職員数および嘱託・臨時職員数は、どのようになっているのか伺います。

次に職員の研修計画についてであります。

職員研修は、北杜市を支える最重要事項と認識しておりますが、本年度は全職員を対象として、市町村職員研修所や中央研修所などの職種、階層に応じた研修が計画されているとのことでありますが、全国的な職員間の研修、知恵を出している先進自治体への派遣研修等について、その状況について伺います。

以上で、質問を終わります。

○議長(小澤寛君)

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

9番議員、坂本重夫議員のご質問にお答えいたします。

機構改革等について、いくつかご質問をいただいております。

最初に機構改革についてであります。行政組織の再編は行政を取り巻く状況を的確に把握し、時代に合った組織としていくため、必要があると考えております。今後も組織機構の改革に取り組み、組織の効率化を図り、専門性を高め、市の課題および懸案事項の整備などに迅速に対応してまいります。

また、本年4月の人事異動におきましては、全職員から希望と意見を求め、職員の考えを尊重した中で人事異動を行い、適材適所で職員が意欲を持って仕事に取り組めるよう、配慮しております。

北杜市は本庁と8カ所の総合支所および1カ所の出張所を有しており、これらの施設の統合、縮小および廃止を含めた再編につきましては、組織の簡素化や業務の効率化を図るために必要であり、総合支所および出張所で担当している事務につきましては、順次、本庁へ集約してまいりたいと考えております。早ければ、来年度からの実施を目指し、検討してまいりる考えであります。

次に定員管理についてであります。行財政改革アクションプランの改訂版では、計画的な職員の削減に取り組むこととしており、職員数を平成22年度までに7.4%純減する目標を掲げております。このため、アクションプランの目標を基本とし、年度内には定員適正化計画を策定する予定で作業を進めております。

北杜市は広範囲の面積を有しているため、8つの総合支所と2つの市立病院を設けていることから、類似団体との比較に加え、面積や行政需要等を総合的に研究し、適正な職員数の目標数値を設定してまいります。

9月1日現在の部門別職員数につきましては市立病院、甲陵中・高校を含め、一般行政部門498人、教育部門121人、公営企業部門239人、合計858人です。このほか臨時職員383人、嘱託職員40人、講師17人、合計で440人です。その他につきましては、担当部長から答弁いたさせます。

○議長（小澤寛君）

総務部長。

○総務部長（植松好義君）

9番、坂本重夫議員の職員研修計画のご質問にお答えいたします。

職員の資質の向上、知識の習得のため、本年度9月までに76人の職員が市町村職員研修所を中心に各種専門研修に参加しております。また、市独自の研修としましては、外部講師による接遇研修等を行い、本年度は162人の職員が研修に参加しております。

全国的な職員間の研修および先進自治体への派遣研修についてですが、現在、北杜市では参加しておりませんが、先進事例の勉強、新エネルギーの利活用、自然環境の保全や、特に産業振興などにおける戦略的な事業展開を行うには、さまざまな先進事例に学ぶことは専門知識の習得、ほかの自治体職員との意見交換など、職員の資質向上に有効でありますので、今後、機会を捉え、研修に参加させたいと考えております。

なお、長期間の派遣研修といたしましては林野庁、山梨県、自治センターおよび山梨県観光

物産連盟等に13人の職員を派遣しております。なお林野庁、山梨県および自治センターとは相互の人事交流を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

9番議員、再質問はございませんか。

坂本重夫君。

○9番議員（坂本重夫君）

1点、人事評価についてお伺いします。

先ほどの答弁によりますと、現在、市においては本庁、総合支所等を含めて、職員858名が在職して、それぞれの職務の中で頑張っておられますが、仕事と人の組み合わせを考えるにあたっては、仕事と人の双方を十分に理解しておく必要があり、職員の能力や適正を公平・公正に評価し、適材適所の職務に配置するための人事評価制度は、不可欠であると思います。

職員が納得できるような人事評価のシステムを確立させることによって、意欲を燃やし、能力を発揮した職員には、それなりの処遇を与えるような仕組みにすることにより、給与への連動も考えられます。評価の方法には決まりがないと思われませんが、現在、検討されている人事評価のポイントと取り組みについて、伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

植松総務部長。

○総務部長（植松好義君）

再質問の人事評価制度につきまして、お答えをしたいと思います。

地方分権、行財政改革の推進が叫ばれる中で、地方の自主性・自立性が強く求められております。変化する社会情勢に素早く対応し、みずから新しい時代を築き上げるためには、各自治体が知恵を出し、創意工夫を行う必要がございます。

組織は人なりと言われるますが、市役所職員にもみずから主体的に取り組む積極な姿勢が求められており、行政の課題や住民の需要に素早く対応できる人材が求められております。

人事評価を導入するにあたっては、国の公務員制度改革や人事院勧告等の動向を考慮し、成果主義、能力主義を基本としまして、公平性と納得性を保つこととし、次の点に重点を置き、導入を検討しているところでございます。

その1つは、職務遂行能力と実績を基本とした評価を導入し、従来の年功序列を廃止し、誰もが納得する公平な人事評価制度とする。

また、もう1つは意欲的に職務に取り組み、困難にも果敢にチャレンジする職員を育成するため、頑張った人が報われるような加点型の人事評価制度とする。

もう1点、評価者の真意を配慮し、被評価者に信頼と納得が得られる客観性や透明性を持った人事評価とする。

なお、評価基準の明確化、評価結果の反映、評価者訓練の実施等を行っていきたいと思います。

これらの評価につきましては、基本的には本人の自己評価を基準としまして、職員の能力開発および意欲を向上させるよう、指導・育成を行うことを目的としております。

なお、今後の導入スケジュールでございますが、平成18年度におきまして、担当者の研修、実施自治体等の調査、それから平成19年度におきまして、評価者の研修、人事評価実施業務委託、人事評価の試行をしたいと思います。

なお、平成20年度におきまして、人事評価の実施、それから給与、昇給などへの反映をしていきたいと。

以上の手続きによりまして、人事評価制度を導入してまいるための準備をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

9番議員、まだ質問はございますか。

坂本重夫君。

○9番議員（坂本重夫君）

大変、素晴らしい研修計画であると思っておりますし、これを19年とか、そういうふうには引っ張らなくて、なるべく早い時期から手を付けて、全職員に知らしめていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁は入りませんね。

（はい。の声）

坂本議員の質問が終わりましたので、次に関連質問を許します。

関連質問はございませんか。

宮坂議員。

○17番議員（宮坂清君）

今、話題になっております飲酒運転のことについて、お尋ねしたいと思います。

飲酒運転処分規定について、お尋ねいたします。

最近、毎日のように新聞、テレビに悲惨な交通事故が報道され、特に飲酒運転による事故が多く、飲酒運転が問いただされているにもかかわらず、いまだに飲酒運転があとを絶たないという現状であります。

幸いにして、本市の職員等については発生していないということでございますので、このことに対する努力に対して、感謝もしているところであります。

さて、今、全国的に公務員の飲酒運転が絶たず、問題となっている中、従来の処分基準を見直して、厳罰化している自治体が多いと思っております。山梨県でも、山本知事は職員のモラルに訴えるだけでは飲酒運転を防げないという認識を示し、懲戒免職の厳罰化に踏み切ったと報道されました。これは、規範を示す公僕に携われる者として、当然の処置とも言えます。

県内28市町村のうち、15市町村が処分規定を設けている。処分規定のない自治体は13市町村であるが、多くは事故の状況により諮問委員会において、処分内容を決めているとのこととあります。

さて、質問であります。本市においては、今後、処分規定を策定するようでありましたが、白倉市長の基本的な考えをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

宮坂清議員の関連質問、飲酒運転処分規定について、お答えいたします。

ご指摘のとおり、全国的に公務員の飲酒運転があとを絶たないことから、社会的問題となっていますが、そんな中、先月は福岡市職員の飲酒運転による、幼児3人を死亡させる交通事故が発生しました。大変、痛ましい事故でありました。

本市の場合、職員には常に飲酒運転防止のため、厳しく指導・注意を行っているところであり、問題の発生はありません。今後においても、飲酒運転による問題発生はないものと信じているところですが、市では今まで、このような問題に対する独自の処分規定は設けていませんでしたが、法律を守り、住民の範を示すべき立場の市職員であります。飲酒運転撲滅のため、さらなる職員意識の高揚を図るため、職員の懲戒処分に関する基準を定め、以降、職員には厳しい処分を望んでいきたいと思っております。

特に飲酒運転行為には、事故の有無にかかわらず、運転者は原則免職とするとともに、飲酒運転にあることを認知しつつ運転をほう助した職員についても停職、減給など厳しい処分をとることを考えております。この基準については、現在、最終調整に入っており、近いうちに基準を定め、職員に周知したいと考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

ほかに関連質問はございませんか。

宮坂議員。

○17番議員（宮坂清君）

この規定をすることにより、職員に喚起することにつながると思います。私たち議員も職員の努力をふまえ、飲酒運転の撲滅のために努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（小澤寛君）

ほかに関連質問はございませんか。

千野議員。

○19番議員（千野秀一君）

坂本重夫議員の機構改革についての関連で、1つだけお伺いいたします。看護師不足の解消ということでもあります。

C A T Vですとか、市の広報等では慢性的に看護師の募集をしているようでもあります。甲陽病院、塩川病院、両病院とも欠員があり、診療に支障さえ来たしているようでもあります。その支障とは絶対数が足りない状況下で、入院患者の対応をしている中でも外来・緊急患者の診療にあたらなければならない。そんな中で、また夜勤、次の勤務がまわってくる、言うならば過労状態等にありまます。適正医療従事者数を備えていない病院ということで、ベッド数においても満床にすることができないというふうな状況があるとも聞いております。これでは市民の安心・安全の面からも、また、市の財産の有効活用という面からも改善は急務と思われまます。

この欠員状況は募集しても応募者が少ないことであり、その要因として考えられることは新卒、あるいは若い看護師においては都市部、あるいは大病院、あるいは有名病院の志向が多いようであること。また、再就職においても難しい状況があることであります。

特に医療現場を離れている期間が長くなるほど、技術、機材、その他の進歩による現場復帰の時点のギャップの克服が難しい。そして子育てなどで退職した方は、現場復帰の場合、就業時間、そして夜勤、待機等に即対応せねばならないというふうな状況で躊躇しているというふうなこと、そんな話も聞きます。このようなことから、特に医療専門職においては、就業形態について、現場を完全に離れることを防止するような、ワークシェアリング的な考え方ができないかの検討をお願いしたいと思います。

加えて、その中で身分保障、先ほどの評価もありますけれども、特段の配慮も必要であろうかと思えます。そのへんのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

古屋保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

千野議員さんのご質問にお答えいたしますけれども、現在、育児休暇制度というのがございます。また、休職制度というものがございまして、それに則ってらっておるわけでございますけれども、人事に関するところでございまして、人事担当とも相談をしまして、ワークシェアリング、あるいは身分保障というような関係でございますけれども、制度として可能であれば、今後、前向きに検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

ほかに関連質問はございますか。

（ な し ）

関連質問がないようですので、以上で質問を打ち切ります。

これで9番、坂本重夫議員の一般質問を終わります。

今回、小澤宜夫君より手話通訳による傍聴を行いたい旨、申し入れがありましたので、お知らせいたします。

北杜クラブ、3番議員、小澤宜夫君。

小澤宜夫君。

○3番議員（小澤宜夫君）

本日は議場に聴覚障害者の皆さまが、手話通訳者を伴って傍聴に見えておりますので、よろしくお願いたします。

では、今日は障害者自立支援法について質問いたします。

本年4月から施行された障害者自立支援法、10月からは障害者の地域での暮らしを支援する地域生活支援事業がスタートします。これらの事業は各市町村が行う事業で、制度では利用者の10%負担となっております。北杜市が実施する地域生活支援事業の中のコミュニケーション支援事業について、伺います。

1、聴覚障害者に対する手話通訳派遣、文字を映像画面に映すOHP、オーバーヘッドプロジェクター、いわゆる要約筆記などのコミュニケーション支援事業は、障害者にとっては社会

参加の入り口に立ったという状態であります。

手話通訳、要約筆記などのコミュニケーション保障は、例えて言えば、人間にとって生きる基本的な権利だと考えます。利用料負担について、市のお考えをお聞きします。

2、地域生活支援事業は裁量的経費であり、その利用料については、市町村の判断とされています。支援していただく手話通訳者に支払われる派遣単価は、どのようになっていますでしょうか。県のガイドラインに準じているでしょうか、伺います。

3番、支援費については、本9月定例議会に予算計上されておりますが、初めてのことであり、実施にあたっては、所要額の不足の十分考えられます。そのようなときには、速やかな補正によって、そのような支援が滞りなく行われることが肝要かと思いますが、市のお考えを伺います。

4番目として、現在、県内では4つの市町村に障害者が入った地方障害者施策推進協議会が設立されています。障害者福祉計画策定においても、また、今後の市のバリアフリー推進においても、同協議会は大変寄与すると思う、そのような会であると思いますが、市では設置について、どのように考えているか、伺います。

5番目、最後として、支援という関連で、先ほど市長からの答弁もあったわけですが、災害緊急時の障害者への対応として、災害支援マニュアルに則って行うというふうなお答えがありました。具体的な支援策がありましたら、伺いたいと思います。

以上5点について、答弁をお願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

3番、小澤宜夫議員のご質問にお答えいたします。

小澤宜夫議員には障害者行政に、日ごろ積極的に取り組んでいただいております。開かれた市議会を目指して、本日は手話通訳を派遣していただき、敬意を表したいと思います。

最初に、聴覚障害者に対する手話通訳派遣についてであります。

手話通訳者派遣事業は障害者自立支援法の制定に伴い、県から市町村へ移譲されました。この事業は聴覚障害者と聴覚に障害のない健聴者、双方のコミュニケーションを確保するために必要な事業であり、利用者負担金はありません。手話通訳者の派遣手当につきましては、県の単価に沿って設定してまいります。

今議会に、この事業の予算をお願いいたしました。初めての事業でありますので、県と連携を密にし、利用者に不便が生じないように事務を進めてまいります。

また、予算につきましても利用者が増え、不足が生じた場合は、再度、補正をお願いする予定であります。

次に、地方障害者施設推進協議会の設置についてであります。

この協議会の役割は障害者の福祉サービス事業の中立、公平性の確保、また困難事例への対応の協議、調整をしていくことなどです。市といたしましては、韮崎市も含めた峡北圏域の関係者や関係機関による協議会の設置を考えております。

次に障害者の災害など、緊急時の具体的支援策についてであります。

過日、市役所で実施された防災訓練におきまして、山梨県障害福祉課の担当者を講師に「災

害時要援護者支援について」の講演会を開催いたしました。山梨県では災害時要援護者支援マニュアルを策定し、高齢者、傷病者、障害者に対して災害が発生した場合の支援策を講じております。市といたしましても、県と連携を図り、早期に災害弱者の支援マニュアルを策定し、災害時に犠牲者を出さないよう、努めてまいる考えであります。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

3番議員、再質問はございますか。

小澤宜夫君。

○3番議員（小澤宜夫君）

ただいまの答弁は、非常に手厚い、力強い対策であると思います。今後とも、さらに推し進めてほしいと思います。

1つ、再質問させていただきます。

手話通訳派遣というのは判断基準がありまして、日常生活的なものについては、基本的には派遣対象となっております。例えば、芸術鑑賞などの教養を深める活動に手話通訳をとというようなことは、できることはできるんですけども、大変、判断が難しく、利用する障害者がつい躊躇してしまうということが、多くあると思います。やはり仕組みが、制度をきちんと作り、使いやすい制度、先ほども出しましたが、開かれた北杜市の制度、そういう仕組みを今後ともつくってほしいと思いますが、そういう意味で、まず、一つひとつはじめるということで、今後市も市の行事、例えて言えば今月、福祉大会などもございますが、希望があれば、そういう斡旋、通訳派遣をしていただけるのか、今後の市のお考えを伺います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

古屋保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

ただいま、手話通訳者の派遣について、ご質問をいただきました。

今回、議会で手話通訳者が入っておりますけども、基本としましては、社会参加事業の1つだと思っております。ですから、こういうことに対しては、制度の中で対応できると思いますので、今後、検討してまいりますし、また派遣等につきましても斡旋等、行ってまいりたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

3番議員、まだ質問はございますか。

小澤宜夫君。

○3番議員（小澤宜夫君）

どうもありがとうございました。

今日はお見えになった聴覚障害者の皆さんも大変、北杜市は明るい未来が見えてきたなというふうに、強く感じて帰っていただけると信じておりますので、今後とも、ぜひよろしくお願ひします。

以上です。

答弁は結構です。

○議長（小澤寛君）

小澤宜夫議員の質問が終わりましたので、次に関連質問を許します。

関連質問はございませんか。

保坂多枝子議員。

○14番議員（保坂多枝子君）

小澤宜夫議員の質問に対して、関連質問をさせていただきます。

この手話通訳に関しましては、5、6年前から私も関わっておりまして、現在、塩尻市でも、このような取り組みがなされております。

先ほどお話があった要約筆記と、それから手話通訳について、少し質問をさせていただきたいんですが、この要約筆記、先ほど小澤宜夫議員がおっしゃっていたのは、オーバーヘッドを使って、全体が見渡せるというふうな方法もあるんですが、例えば、学校の現場などで授業中、急に笑いが起きたとか、急に反応が起きたというときに、聴覚障害の方は、それが分からないんですね、その状態が分からないというふうなことで、例えば先生が冗談を言って、ここで笑ったとか、ここでこういうことが起きたから、こんなハプニングが起きているんだというふうな、本当に簡単な要約筆記という部分もございまして、非常に大掛かりなものではなくて、本当に私たちが身近で、少し勉強すれば、その要約筆記ができるというふうな状況もございまして。

そして、また、先ほど、議場に、今日のように来ていただいている中では、塩尻市の例を挙げさせていただきましますと、通訳の方が必要だという要請があったときには、そこで費用を出していただくというふうなことがございまして、はじめは福祉費という形で、その費用を賄っていただいた、そして今現在は議会費という形で、行政のほうでもバックアップをしていただいているというふうな経緯がございまして。

非常に、この北杜市は聴覚障害という方の数は少ないとは思いますが、この生まれたときに聴覚障害を患っていらっしゃる方と、それから途中から障害を持たれるようになった方というのは、また、その手話通訳とか口唇術ですね、そういうふうなところでも、また、コミュニケーションを伝える伝達の方法というのが、違う場合がございます。そののところも、今から市の方とか、実際に私たち含めて、いろいろ勉強をしていかなければならないという部分もございまして、その数が少ないから、なかなか、そのところも補てんできないんだよというふうな考えではなく、ぜひ前向きな検討をしていただきたいということで、非常にいいお答えをいただいているんですが、再度、そのような考えで進んでいただけるのかということで、ご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

古屋保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

保坂議員の関連質問にお答えいたします。

先ほど、ご説明いたしました、この制度は10月から、県から市へ移管された事業でございまして、どういうときに、どういうふうなサービスを提供するかということについて、今までの県の事例を聞きながら、検討していくわけでございますけれども、先ほど学校の話がございましたけれども、簡単な手話につきましては、また、学校のほうで、ちょっと福祉のほうの勉強

をしていただくような方向性を考えたり、その他の件につきましては、事務移譲を受けた段階でございますので、それぞれ検討しまして、障害者に配慮したサービスを提供してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

ほかに関連質問はありませんか。

（ な し ）

関連質問がないようですので、以上で質問を打ち切ります。

これで3番、小澤宜夫議員の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、40番、鈴木孝男君。

鈴木孝男君。

○40番議員（鈴木孝男君）

北杜市有害鳥獣対策協議会につきまして、市長にお伺いいたします。

今、収穫の秋を迎えておるわけでございますが、市内各地でクマ、あるいはシカ、イノシシ、サルなどの被害に農家の皆さんは、悲鳴をあげておるところでもございます。地域によりましては、防護柵や電気柵を設置しておりますが、私どもの字の柳沢でございますが、電気柵をずっと縦断しておるわけでございますが、これがなんの効果もないわけございまして、防護効果に乏しく、防護対策に住民は苦慮しております。

市内各町の猟友会会員の協力のもとに、北杜市有害鳥獣対策協議会を担っていただいておりますが、年々、猟友会会員も高齢化し、あるいは後継者育成に大変苦慮しているとのことでございます。市内全域を管轄し、早急に駆除に対応できるような有害鳥獣対策の組織を、実践部隊としての組織が樹立できるものかどうかをお願いしておるわけでございます。

次に罾と狩猟の資格者育成と、あるいは、これはできたらでございますが、職員による対応の可能な罾・狩猟等の組織編成のお考えはないでしょうか。例えば、猟友会を見ましても、若い人であれば、日中は勤めを持っておるわけでございますし、高齢化の70歳を過ぎている皆さん方におきましては、大変きつい、ハードな仕事でもあるわけでございます。その点の組織編成への、あるいは支所の、本当の職員さんの援助ができるものかどうか。あるいは、資格をとることをしていただけたならばというふうにも思うわけでございます。

次に今後の防護柵、あるいは電気柵設置の計画、そして被害防止対策についてお聞きしたいと思いますが、私どもの柳沢区といたしましては、農地と山林の間に緩衝地帯をつくる、これは県の事業におんぶに抱っこさせてもらっておるところでございますが、それが1点と、それから、なんと申しますか、計画的に捕獲するというんでしょうか、銃によって計画的に削減していけばいいわけでございますが、これとても、言うのは簡単なんです、いざ、猟友会にお願いいたしますと、サルを撃つのはなというふうな返事が返ってくるものでございまして、なかなか思うように捕獲はできないわけでございます。

そして、北杜市有害鳥獣の対策協議会ですが、これは昨年でしたでしょうか、同僚議員の植松議員が質問していることでございますが、その後の活動状況はどんなふうになっているのか、お伺いいたします。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

40番議員、鈴木孝男議員のご質問にお答えいたします。

里山有害鳥獣対策について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、早急に駆除対策可能な里山有害鳥獣対策組織の樹立についてであります。有害鳥獣対策については、有害鳥獣捕獲の適正な許可に加えて、防護柵の設置や日々の追い払い、廃棄作物の撤去など、駆除のみに偏らない、地域の地道な取り組みが不可欠であると考えております。

このことから被害分布等を把握するため、行政区を通じたアンケートを実施し、加害動物別の被害箇所や自主防除活動の実施状況などを、大まかに把握したところであります。今後は、この結果等をふまえ、獣害対策の理解促進と地域活動の契機となるような講習会の実施、追上げ活動など地域活動に対する助言、電気柵等、設置に対する補助、猟友会や農業協同組合との連携による有害鳥獣捕獲の円滑な実施などを行い、地域ごとの取り組みを強化してまいりたいと考えております。

次に狩猟資格者育成と職員による狩猟組織編成についてであります。有害鳥獣捕獲の重要な役割を担っている猟友会につきましては、会員数の減少や高齢化等により、その活動が厳しくなっているものと認識しております。このことから、猟友会の育成と活動の支援をするため、活動費交付金や捕獲報奨金等による補助を行っているところであり、引き続き支援を継続してまいりたいと考えております。

なお、現在、市内の猟友会会員数は169人となっており、狩猟免許取得者から猟友会への加入相談等があった場合には、その機会を活用して、新規会員の確保にも努めてまいりたいと考えております。

また、職員による狩猟組織編成についてであります。市といたしましては、そのような組織を編成するよりも、地元の地理や野生動物の生息状況などを熟知し、地域の中心となっている猟友会の活動に支援をしていくほうが、有害鳥獣捕獲の実施に最も効果的であると考えております。

しかしながら、市職員みずから狩猟に対する知識や資格等を有することが、猟友会等の連携強化に資するものと考えており、市職員2人に罾の狩猟免許を取得させたところであります。今後とも、このような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に今後の防護柵、電気柵、設置計画と被害防止対策についてであります。本年度の電気柵等の設置については、市内4地区からの要望により、いずれも水田農業構造改革対策事業および土地改良事業による、県単事業で整備を進めております。今後につきましても、設置要望地区の現状をふまえ、県単補助事業を導入しての設置を進めてまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長から答弁いたさせます。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

真壁産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

それでは、北杜市の有害鳥獣対策協議会の活動の状況について、お答えしたいと思います。

昨年の12月に関係行政機関、農事組合、区長会、猟友会、鳥獣保護委員等からなる協議会を創設し、これまで2回の会議を開催しております。会議においては、鳥獣被害の状況確認や地域の抱える課題等について、意見交換を行っております。

今後は、この会議等を通じて把握した現状や課題等をふまえて、鳥獣害対策の講習会などを開催するとともに、地域の自主防除活動への助言、猟友会や農業協同組合等との連携による有害鳥獣捕獲の円滑な実施等に努めてまいりたいと考えております。

また、県においては山梨県二ホンザル保護管理検討会を開催し、個体数調整と防除対策の強化を内容とする計画を作成、策定し始めたところであり、その内容をふまえた検討も行っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

40番議員、まだ質問はございますか。

鈴木孝男君。

○40番議員（鈴木孝男君）

私が、これからお聞きしたいのは、例えば鳥獣対策協議会が存在しておるわけでございますが、私がお願いするのは早急に、駆除に対応できるような組織的なものはつくれないかということでございます。それは、私どもの字に80戸の別荘があるわけでございますが、別荘の庭にクマが出てきているんです。そして、それを、私は区長という立場で、私が行ったって、どうにもなるものではないから、私は猟友会に電話するわけでございますが、当然、夜です、出てくるのは。そして、そのときに猟友会に電話いたしますと、銃は日の出から日没までとかということになりますと、もう、どうにもならないわけではないですか。ところが、人間社会ならば不法侵入でなんとかなるわけでございますが、クマの世界には、だけど、それは猟友会にお願いするしかないわけですよ。昔のように、人と動物が離れているのなら、まだ、いいんです。今は庭先ですからね。庭先に来たときに、次の朝までというわけには、これは到底いくものではないと思うんですが。そのために早急に対応できる、そういったもの、猟友会的なものではないと、対応はできないわけでございますが、ただ、クマに限れば、クマばかりですが、例えば、真原地区なんていうのがあるわけでございますが、そこになんか、20何センチぐらいのソルダムの木、要するに20何年間くらい経って大きくして、それを出荷していたわけですよ。ところが、ここ3、4年は出荷しようと思う10日前とか1週間前に来て、ぱったり、やってしまうと。そして、そのおじさんを見ていたら、今度は全部、ソルダムを切ってしまったね。果たして、そういうことが、だけど、私は見ていて、それは行政の責任ではないかなというふうな気がするわけでございます。

例えば、それらにも対応するときに、猟友会になりますと、人家があると、もう、銃は撃てないというか、そのへんは、私も銃を持っていないから分からないわけでございますが、いろんな、とにかく規制がありすぎて、猟友会にお願いしたって、すぐ撃てるというふうなものではないです。だから、要するに鳥獣の駆除ということでもって、お願いするわけでございますから、そのへん、拡大解釈というか、そんなふうな形を申請してもらわないと、なんか、話が

前に転がらないような気がするわけございまして、私は農作物がやられる、果樹がやられるといったときに、これは過疎に拍車をかけているんだなというふうな気がしますもので、そのへん市長、前向きのお答えをお願いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

ご指摘の点は多々、私も聞いておるわけでありまして、ただ、農作物だけの被害ではなくて、人的にもという心配をご指摘したと思うわけでありまして、今まで、行政としてもサルには、ちょっと数字が違うかもしれませんが、記憶の中で、サルには1万円とか、イノシシだとかシカには6千円というような奨励をしておるわけでありまして、いろんな意味で大変であることは、確かであります。サルの惑星になっても困るし、クマのふるさとになっても困るわけでありまして、鳥獣害対策には全力であたっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

40番議員、まだ質問はございますか。

鈴木孝男君。

○40番議員（鈴木孝男君）

1点だけ、誰か、執行部のほうで分かったら教えてください。

有害鳥獣の駆除の緊急性の場合、それは誰か分かる方がおりますかね。猟友会で撃つてもいいわけでしょう、本当は。もう屋敷の中へ入ってきている場合は、

家があれば撃てない、日の出から日没までなんて言ったら、撃つときがないではないですか。どなたか、分かっていたらお答えいただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

真壁産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

クマとか、そういう有害の場合には、基本的には許可がないと駄目でございます。でも、緊急というか、非常に、地域にクマとか出ている場合には、早急に捕獲の許可の対応をしている状況でございます。

いずれにしても、銃の使用には法令を守る必要があり、夜中は撃つてはいけないというようなことがございますので、そういうふうなところも守りながら、必要な地区には、できるだけ早く、その許可を出すように努めてまいります。

許可といたしますか、地域からきていたら、早急に許可をしていくように考えていきます。

○議長（小澤寛君）

40番議員、鈴木孝男君。

○40番議員（鈴木孝男君）

私が言っているのは緊急なときでございますので、そのへん、ちょっと、よく調べておいてください。よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁はよろしゅうございますね。

（はい。の声）

以上で鈴木議員の質問が終わりましたので、次に関連質問を許します。

関連質問はございませんか。

千野秀一君。

○19番議員（千野秀一君）

先ほどから、有害鳥獣の話聞いていたんですけども、鳥獣駆除、あるいは出てこないようにするための防御といいますが、そういうことに終始しているような感じがするんですけども、以前、テレビの報道の中で、こちらに降りてこないような対策をする、動物と人間のすみ分けをするというふうな、時間はかかります、先ほど鈴木議員のように、緊急性の対処にならないわけでありまして、そういう点をこの北杜市として、山の動物が本来、住んでいる場所に食料となるような木々を植える、そんなふうな事業は、里山整備等も含めた中でお考えがありましたでしょうか。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

真壁産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

鳥獣害が人家に来るということは、その間の、要するに、先ほど緩衝帯を設けるというお話もありましたけども、そんなふうな状況の中で、それらは、その1つの事業の1つ、それから里山整備につきましても、ある程度、獣が隠れるところを少なくするというようなことの中で、里山整備の中でも、そういうふうなことの対策が必要だと思っておりますので、そのへんのところも併せて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

ほかに関連質問はございませんか。

秋山九一議員。

○33番議員（秋山九一君）

今の鳥獣、私もその猟友会の一員ですけども、非常に流れが悪いですね。先も言うとおり、その被害が出た、JAさんへ言って、JAさんが見に来る、それから書類を出してということとか、そこで2日、3日かかっています。それでも、早いほうです。そういうことですので、農家の人は困ったなといっているうちに、その晩に入られてしまうというようなことがあって、今年も日野春、富岡というところもあったけども、私にきたけども、ちょっと私は、JAさんが行かなければどうにもならないということで、1つの田んぼ、シカがぐるぐるまわってしまって、そして犬があとを追ってしまったから、その前の日にやればいけれども、一晩置いたおかげで、田んぼをみんな駄目にしてしまったというのが、現実に、ついこの間、あったばかりということなんです。

そして、あと1つは、皆さん分かっており、この猟区は4つありますかね、保護区、銃猟禁止区域、休猟区、可猟区と、この4つに分かれているんですけども、昔の法律により、非常に休

ませる休猟区が多いわけですよ。休猟区が多いということは、それは保護法でそうなっているのか知らないけども、ものが追われて休猟区へいってしまうから、もう、そのままという。八ヶ岳の大泉なんかの場合は、非常に休猟区が広いわけですよ。泉郷を挟んで、ずっと広いわけですが、そこで2年休ませて、また昔のやり方で繁殖させて、また、というようなことをやっているけども、それは古い法律ですので、そこらへんを、ちょっと県のほうと対応して、やはり、せっかく、こういうふうなものをやっても、安全地帯に逃げられてしまったら、これまた、捕獲はできないなということもあるので、そんなこともちょっと研究してやってほしいなと、こんなふうに思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

真壁産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

いずれにしても、被害の申し出がありましたら、農協などとも連携する中で、県の許可、なるべく早くいただけるように詰めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、獣害の猟区の区分については、県でも年度をある程度、決めて設定しておりますので、そのへんの年度更新の折には、そういう状況もふまえながら、また、県等にも話をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

ほかにございませんか。

（ な し ）

関連質問がないようですので、以上で質問を打ち切ります。

これで40番議員、鈴木孝男議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は2時40分といたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時40分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

次に北杜クラブ、21番議員、渡邊英子君。

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

9月定例議会、一般質問をさせていただきます。

北杜市はまもなく市制施行2周年を迎えようとしておりますが、私は市発足当初の議会において、旧長坂町からの長年の懸案でありました秋田工業団地につきまして、土地の有効活用と企業誘致を積極的に推進するよう、お願いしてきたところであります。

先般、大規模太陽光発電研究事業の研究施設建設予定地に決定され、地元の皆さんともども、今後の発展を大いに期待しているところであります。

市長の英断と卓越した行動力に敬意を表しつつ、以下、質問に入ります。

まずC型肝炎対策について、お尋ねいたします。

最近、北杜市のある町で、人生なかば、40歳後半の男性が肝硬変で亡くなりました。成人していない子どもを抱えている家族を思いますと、胸が痛みます。原因は、C型肝炎によるものとお聞きいたしました。また、この地域では「お元気ですか」と尋ねますと、「いや、C型肝炎でね」と言われる方が多いのです。

今、社会的にも大きな話題となっているC型肝炎は、ウイルスに感染していても、10年、30年症状が出ない場合が多く、早期発見ができずに治療が遅れ、症状が悪化して亡くなる人が多いと言われております。また、C型肝炎は血液感染以外の感染の可能性は低いとされており、輸血や注射器の共用などによって感染している人の血液が、ほかの人の血液内に入ることによって、感染すると言われております。そのため、地域によってキャリアの率に差があるとも言われております。

このような背景の中で、日本には100万人から200万人の慢性肝炎の患者と、肝炎症状のないキャリアがいると推定されておりますが、北杜市は治療を受けている人や不安を抱えながら生活している人も多いと聞いております。また、キャリアが多い地域でもあると言われております。北杜市のC型肝炎ウイルスの患者、またキャリアの実態はどうなっているのか、まず、お伺いいたします。

C型肝炎対策の基本は早期発見、早期治療にあると考えておりますが、まだ、自分がキャリアであることを知らない人も多いのではないのでしょうか。このため、今後さらに治療を徹底していくためには、行政による正しい指導が必要ではないかと考えております。

そこでC型肝炎対策の進め方について、当局のお考えをお伺いいたします。また、治療にあたりましては、現在、健康保険の適用がなされておりますが、高額な薬剤の投与などで、治療費が大変かさむとお聞きしております。医療費の助成制度はあるのか。また、今後、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

次に小児科医院の充実について、お尋ねをいたします。

可愛らしい赤ちゃんの笑顔は、私たちにやすらぎと心の豊かさを与えてくれる宝であります。しかし、赤ちゃんを取り巻く環境は年々厳しく、北杜市内に小児科専門院の看板を見掛けなくなりました。普段は元気な子どもであっても、急に発熱したり、痛がったりと、いつ病気になるか分かりません。小さな体であえぐ姿は、家族を不安におとし入れ、すぐ専門の小児科の先生に診察してもらいたいと、誰もが願うところであります。しかし、このような願いに反して、県内には小児科医が90人程度しかおらず、地域ごとの体制整備は困難な状況にあります。

このため、県は平成17年3月、全県の小児患者を対象に甲府に1カ所、小児初期救急医療センターを設置したところであります。子どもが夜間や休日に具合が悪くなったときに、治療のほか、どこで受診したらよいかを相談できる体制が整備されているところであります。しかしながら、北杜市から甲府まで1時間あまりかかるため、具合の悪い子どもには耐え難い苦痛であり、親にとっても不安であります。小児科医が少ないことや、北杜市に専門医がいないことなど、小児医療を取り巻く環境が厳しいことは重々承知しておりますが、市立病院に夜間も含めた常設の小児科を設置してほしいという要望は、強いのであります。

私は昨年9月定例議会において、市立病院の充実について質問し、医師の確保は大変厳しいが、努力するとの答弁をいただいております。努力した結果、どのような成果があったのか。

また、問題点は何か。また、今後、小児医療の充実をどのように行うのか、まずお伺いいたします。

一方、小児医療の充実の中で、子どもを抱えた親御さんの医療知識の習得は大切なことでもあります。親が病気に対する知識や子どもを観察する目などは、医師による適切な指導で育っていくものですが、保健師などによる指導を充実させる必要があると考えますが、今後の推進について、お伺いいたします。

以上、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

21番議員、渡邊英子議員のご質問にお答えいたします。

国事業による太陽光発電研究施設にご理解とご評価をいただき、ありがとうございます。一面、課題が解決したわけでありまして、私もほっとしているところでもあります。

C型肝炎対策について、いくつかご質問をいただいております。

最初に医療費の助成制度についてであります。治療に必要な医療費は医療保険が適用になり、高額になった場合は高額療養費制度の対象となりますので、現在のところ、医療費の助成は考えておりません。

次に今後の対策についてであります。来年度もC型肝炎ウイルス検査を総合検診の中で実施してまいります。感染が分かった時点で、個別の相談を行い、市民の不安や苦痛を緩和しながら、定期検診につながるよう支援してまいりたいと考えております。

次に小児科医療の充実についてであります。

市内の小児科医療体制につきましては、市立甲陽病院が月曜日と木曜日の午後、また武川診療所で月曜日の午後と水曜日・金曜日の午前、それぞれ診療を行っております。全国的に小児科医が不足しており、地方の病院で常勤小児科医を確保することは、極めて厳しい状況であります。市といたしましては、ことあるごとに関係各方面に小児科医師の派遣要請を行ってまいりましたが、今もって、その確保には残念ながら至っておりません。

小児科医もそうでありますけども、産婦人科医もゼロという現実でありますので、産婦人科医を含め、あるいはまた、民間の力も借りながら、全力で、この対応をしてまいりたいと思っております。

次に、子どもを抱える親御さんの医療知識の習得についてであります。

現在、集いの広場、子育て支援センター等、親子の集まる場や4カ月乳児検診の場で、保健師が子どもの変化の見方、起きやすい事故について、予防対策の指導をしております。また、家庭訪問の折に、子どもの救急処置について、パンフレットを使用して説明しております。

核家族化している状況の中で、家庭での養育力はもとより、地域での子育て支援の輪を広げたり、例えば愛育会のようなボランティア活動にも期待するところであります。

その他につきましては、担当部長から答弁いたさせます。

○議長（小澤寛君）

古屋保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

渡邊英子議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、C型肝炎ウイルスキャリアの実態についてであります。

北杜市では、国が肝炎検査を始める以前から、旧町村別にC型肝炎検査を実施してまいりました。平成17年度までの人間ドックおよび巡回検診において、2万266人が肝炎検査を受け、そのうち743人が感染者でありました。平成14年度から16年度までの感染率は、国や県の平均より高いことが判明しております。

感染者に対しましては説明会を開催し、C型肝炎についての勉強をしていただくとともに、保健指導も行っておりました。その結果、8割の方は治療につながっております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

21番議員、再質問はございませんか。

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

再質問させていただきます。

C型肝炎のキャリアについてですけれども、非常に厚生労働省のほうも、15年くらいからC型肝炎が分かるという、肝臓の病気の中では一番、最後に見つかったというのか、発見したというのか、確立したというような病気ということで、対策がずいぶん遅れているように思います。その中で、厚生省がようやく、2002年から検診の中に取り入れるようにということでやってきているわけですけれども、そういう中で、やはりまだ、非常に、そういう、キャリアであるということを知らないという方が、その中でもずいぶん、いるやに聞いております。

それと、治療薬が非常にいいものが出たと。しかし、その治療薬による副作用が激しくて、このC型肝炎の方たちが今、悩んでいるのは、その苦しさを共有する場所、そして、その実態を知りたい。心の悩みを、すごく持っている人たちのケアが必要だと、そういうふうなところで、北杜市としては、どういうふうな患者に対してケアをしていくのか。そのケアをする場所があるのかということについて、質問をさせていただきます。

それから、確かに今、小児科医が少なく、甲府1カ所ということで、各市や町村が、その負担をしながら1カ所に造ったということも承知しておりますが、希望としましては、その1カ所ではなく、3カ所ぐらいに医療センターが造れないかどうか、そういうふうな考え方ができないかということが1点。

それから、もう1つは、先ほど言われました少子化、それから核家族化が進む中で、しかも兄弟が少ないという育ちの中で、小さい子どもに接してきていない親が非常に多い。そういう中で、ただ泣く子ども、何をしてもいいかわからないで、本当に悩んでいる親がたくさんいます。そういう中で、今、4カ月に入って、乳児期の指導があるとか、家庭訪問があるとか、起きやすい病気についての指導があるということが言われましたけれども、もう、母親になる妊婦のときから、子どもの病気についてとか、扱いについて指導していく必要があるのではないかと。やっぱり1年ぐらいいまで、一番病気の多い時期に、そのような制度を取り入れていく必要があるのではないかと思います、その点について、お考えをお伺いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

古屋保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

渡邊議員さんの再質問にお答えをいたします。

最初に肝炎ウイルスキャリアの方についての、ケアの問題でございます。

現在、高根町に肝友会という会ができて、そこで、そういう方たちが集まって話し合いをする会が発足しました。これは高根を中心としておりますので、市内全域にこういう会を広げていただいて、お互いに情報を共有するような会を立ち上げていきたいなと、こんなふうに考えております。

そして小児科医療センターの関係でございますけども、この事業は県と市町村が共同で実施しております。小児科医が少ないということの中で、県の中心部にそのセンターが1カ所あるわけでございますけども、これは小児科医も少ないということでの1カ所だと思います。今後、県との協議の中で、2カ所、3カ所、多くあればあるほど結構なことでございますので、また、要望していきたいなと、こういうふうに考えております。

乳児検診、4カ月検診等をしておりますけども、その以前から、そういう説明会等をしたらどうかという話ですけども、子どもが生まれる前から、母子手帳を配布しまして、その出産に対する問題、悩みごと等をお聞きし、また、具体的に説明をしております。特に、北杜市には経験のある保健師がたくさんおりますので、家庭へ訪問をして、そして話を、特に新生児が生まれた場合につきましては、その看護の仕方とか、そういうことをして見せて、そして話をし、そして実際にやってみせると。して見せて、言ってみせて、させてみるというような方向でもって、保健師が指導しております。経験のある保健師でありますので、その説明と言うんですか、それについては問題なく、していると思います。

議員さんおっしゃるとおり、まだまだ不足ではないかというような状況もあろうかと思っておりますので、今後、少子化対策に向けて、積極的に、そういう指導もしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

21番議員、まだ質問はありますか。

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

今、福祉部長の説明の中で、子育ての関係の中で、十分に行われている、だからというふうなことも、それから説明をされているということをお話されましたけれども、やはり子どもというのは頭で分かっている、実際に対応してみるとということで、今、非常に子育ての中で悩んでいる。それから小児科の先生にお聞きしますと、具合が悪くて吐き気があって、連れてきた子どもに、帰りにアイスクリームとカレーを食べさせて、また、すぐ吐いて、連れて帰ってくる親がいるというようなことも話されました。そういうことで、実際に子どもたちがどういう育ち方をしていくのか、どういう症状の中では、どうしなければいけないかということを教えていただける場所が、非常に少ないということなんですね。ですので、妊婦のときから、子どもの病気について、扱いについてということ、私は位置づけていただきたいということ

でございます。答弁をお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

古屋保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

渡邊議員さんから、その制度として位置づけていくと、こういうことでございます。

今までも、訪問活動を通じて、あるいは先ほどご説明したように、いろいろな会を通じて、説明は十分しているつもりでございますけれども、改めて、その件につきましては、前向きに検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

前段のC型肝炎もそうでありますけれども、私の友人もたくさん、これと闘っている人がおります。そしてまた、苦しい治療生活をしていることも確かでありまして、いろいろな意味で、ある面と言うならば、北杜市の大きな、C型肝炎の位置づけでなければならないと思っておりますので、心のケアを含めて、真剣に考えてみたいと思っております。そしてまた、子育てのほうでありますけれども、確かに世の中が核家族化してしまったものですから、おばあさん、おじいさん、そしてまた、子や孫へという流れが核家族の中で、非常に絶たれているような状態がありますので、どうしても、母親のといひましょか、とりわけ家庭の養育力というのが低下していることは確かだと思います。だから、機会あるごとに教えなければ、極端に言えば、母親も分からないというような状況が見え隠れしていると思えますので、保健師等々は一生懸命、それに応えているわけでありますけれども、さらに考えていきたいと思っているわけであります。そういう意味で、私も先ほどの答弁の中で、ときにボランティアで一生懸命やっている愛育会のような皆さんの力も借りてと、こういう答弁をさせていただいたわけありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（小澤寛君）

21番議員、よろしゅうございますか。

（はい。の声）

渡邊議員の質問が終わりましたので、次に関連質問を許します。

関連質問はございませんか。

（なし）

関連質問がないようですので、以上で質問を打ち切ります。

これで21番、渡邊英子議員の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、19番議員、千野秀一君。

千野秀一君。

○19番議員（千野秀一君）

給食センター問題について、市長ならびに教育長にお伺いをいたします。

通告書のほうには、3つの課題を渡してあります。

最初に、自校方式を望む声を多く聞くがということで、お伺いをいたします。

大泉町の小中両校は改築をいたしまして、泉中は24年経過ではありますが、泉小においては7年しか経っておりません。双方ともランチルームの併設で、調理師さんの顔が見える、実に理想的な、これまで多くの県内外からの視察見学者が訪れているような施設でもあり、地元ではそれが当然、当たり前であったわけではありますが、一方では、それを誇りにもしております。それだけに統合、センター化ではなく、今の設備の存続を望む声大きいものがあり、このことも理解いたしたものであります。この大泉も含めての、今回のセンター化についてのお考えをお聞かせいただきます。まず、それが第1問目です。

2つ目です。次に(仮称)北杜給食センター1カ所建設を提案している、これを推進する訳についてであります。

財政の非常に厳しい状況は、先般の報道等で、市民周知の事実となりましたが、その他の検討の課題について、あるいは過程について、どのようなものがあつたかをお伺いいたします。

3番目です。防災拠点として、1カ所ではなく複数の建設についてという考えもあるようです。広大な本市であり、昨今の災害報道等、近くの県での状況を見るにつけ、わがことのように考えるとき、すでにある長坂の施設のほかに、市内に数カ所あつたほうがよいのではないかと。また、配送時間等も考えた中、1カ所にこだわらない、数カ所をとという考えについてのお考えを、まずお聞かせをいただきます。

まず3点について、お伺いいたします。

○議長(小澤寛君)

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

19番、千野秀一議員のご質問にお答えいたします。

給食センターについて、いくつかのご質問をいただいております。

最初に自校方式を望む声についてであります。私も基本的には自校方式が望ましいことは十分承知をしておりますが、衛生管理上、ドライ方式にしなければならないこと。ドライ方式にするには現場施設用地では足りず、用地確保が必要なこと。児童生徒が減少することなど、現実に自校方式は不可能であります。

次に(仮称)北杜給食センターの1カ所建設の理由についてであります。北杜市PTA連合協議会および調理場運営委員会から、現在、問題なく使用できる施設、若干の修繕で稼働できる施設については可能な限り稼働させ、現況の老朽化した施設については、改築を考えてほしいとのご意見、ご要望をいただいたところであります。

現況の児童生徒の極端な減少、衛生管理基準や効率化、行財政改革アクションプランなどを勘案する中で、10年後の平成28年度を見据え、2千食程度の規模の給食センター1カ所に対応できると考えているところであります。

次に防災拠点として、複数建設についての考えについてであります。現在の防災拠点は備蓄機能も備えている8カ所の総合支所であり、各地域の公民館であります。また、調理機能を持った施設も総合支所ごとに整備されていることから、学校給食センターおよび単独調理場は防災拠点として指定されておりません。新設する給食センターにつきましては、防災時に役立つよう、検討してまいりる考えであります。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

19番議員、まだ質問はございますか。

千野秀一君。

○19番議員（千野秀一君）

自校方式をという質問に対しましては、すでに市長の所信の中で、これまで伺っておりました。答弁と併せてみますと、自校方式においては、すべてを改築するということになり、それに併せて、用地の確保も必要となり、経費的には莫大な財源が必要であり、また施設を造ったとしても、児童生徒の減少により、やがて余剰、不要になってしまうおそれがある。また、もう1つの理由として、市内の児童生徒に対する給食環境の平等・不平等性の改善、平準化はやむを得ないことだというふうに理解はできます。

その中で、先ほどの答弁、最長10年の猶予ということではありますが、その期間中の修理、修繕、機材の入れ替え等、基準となる金額的目安はいかがなものか。

2番目に、また、それら施設の現時点での状況、コンディションについて、専門家による検証をするような考えがあるかどうか。

3番目に途中で、閉鎖になった自校方式、ランチルーム完備の施設については、調理室を閉鎖したのちも、ランチルームを使い続けることができるか。

まず、この3点をお願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

自校方式については、るるご説明を申し上げてきたわけなんですけど、すでに何回か、7番の鈴木議員、それから13番 中嶋議員さん、34番 中村議員さんにも同じように、その都度、答弁をさせていただきました。自校方式は、市長も望んでおりますように、望ましいことではありますけども、今の北杜市の財政状況、衛生管理上、そうしたものを勘案したときに、市民にも理解を得られると、こういうふうに思っております。

続きまして、10年の目安ということでございますが、私どもも今現在、すでに議員さんにも、その都度、ご説明を申し上げましたが、いずれの施設も古いと、衛生基準をクリアしていないということが一番、引っかかるわけでございます。そうしたときに、確実に5年、10年、15年、その施設が今のまま使えるという保障が、確証が得られないという問題点も控えております。行政としては、そうしたものについても、やはり、先を見越さなければならないという判断がございまして。

そうした部分ではございますが、くどく答弁をさせていただいておりますように、PTA連合協議会、あるいは調理場運営委員会から強く要望もいただきました、ご意見をいただきました。そうしたものも勘案した中で、10年を目安として、食数につきましても、その10年後では2千食で間に合うという判断をさせていただいたところでございます。この10年につきましても、基本的には一部不安な部分もございまして。そこまで、すべての施設がもつかどうか。ぜひ、もっていただきたいと。これも、私どもの希望でございまして。

それから、現施設がもつか、もたないかでございますけども、すでに建設年度の古い、20年、

30年経っているのは事実でございます。しかし、強い要望の中で、現施設を使えるだけ使いたい、そうした経過の中から、28年を目安にしたわけでございますけども、この現施設の、専門家による評価もしたいと思います。

それから調理室を閉鎖したあとの、現在のランチルームの使用については、ランチルームは当然、そのまま使用することはなんら支障がないと判断しておりますから、調理場の閉鎖については、センター方式で供給するにいたしましても、ランチルームについては、そのまま、現存のものは使用できるということで、別に閉鎖をする考え方はございません。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

19番議員、まだ質問はございますか。

千野秀一君。

○19番議員（千野秀一君）

続きまして、2番目の質問に対して、1カ所としたときの内容なんですけども、給食の内容について、多くの方が不安を持っているように聞いております。

まず第1に、調理後2時間以内に喫食するように努めることというふうなという言葉が、盛んに使われております。長坂でも高根でも、これがクリアできなかったという発言がありました。それによる不安も、また広がっているようです。この2時間という時間の理解の仕方、調理後という意味はどこにあるか。そして、その2時間というふうな、時間の理解の仕方、そして、その2時間がクリアできなかったということに対して、市側では、その対応、対策について、また、時間をなるべく有効に使うという中から、配送車とか要員などについても、それなりの対応が考えられているのかなと思うんですけども、お考えをお願いいたします。

そして2番目です。献立であります。

先般、北杜クラブでは、敷島町で2千食の調理をしているというふうなことでありまして、視察に行きまいました。内容は、すべて手作りを出しているところということであり、汁物とか海藻類とか生野菜、揚げものなども扱っているということであり、そのために調理したものを運ぶための食缶、この食缶の数を増やすことによって、対応をしているというふうなことでありました。これまで、本市内では、これらのメニューの対応については、各施設ごとに格差があったように聞いています。栄養士さんの考え方というふうなことも聞いております。このことについての対応について、お考えがありますか。

3番目です。地産地消も大変、この問題について言われております。先の市長の答弁では、旧町村を地元と考えず、北杜市、あるいは峡北、しいては山梨、国産までも、ときには地産と考えるべきだと、これも理解いたします。それにしましても、本市のロケーションであります標高差1千メートルもの立地を生かした農産物の利活用には、特に生産体制の整備と併せて、取り組んでいただきたいというふうに思っております。現状の農家と給食との関係は、どこでも受注における計画性が少なく、また経営面でも、その納入価格では採算が合わないとの話も聞いております。手数料をかけた地元の安心食材は決して安くはないというふうなことの理解を市民に求めつつ、また、その中で食育としての利用も考えてほしいものであります。

まずは、この3点を、またお願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

小沢教育次長。

○教育次長（小沢孝文君）

千野秀一議員さんの再質問でございます。3点の内容についてでございます。

給食の内容について不安、調理後2時間以内に、センターでは喫食できない。これは過日の調理場運営委員会におきまして、長坂のセンターの栄養士さんが、長坂のセンターでは2時間以内ではできないというふうな話をいたしました。私も4月以降、教育委員会に来まして、給食センターにつきましては、完璧にできているというふうに理解をしておりました。私も、それを聞いたときに、びっくりをいたしました。そして夏休み中、センターに行きまして、どうしてそれができないのかなという意見等々を聞きました。

それにつきましては、現状、今、7人の調理員でやっているんですけども、やはり揚げもの、焼き物のときにつきましては、人手が足りない。当然、1,200食の調理場ですので、当然、それはできる施設であります。センターにつきましては、ですから、フライヤー等々があるわけですけども、人手がないということで使い切れないということが判明いたしましたので、2学期以降、2名の者に来ていただきまして、対応しているということで、今現在は十二分、対応がなされております。

また、高根につきましては、調理器具等が古くて、ちょっと対応ができていないということでございますので、申し訳ありませんけども、そういうことでお願いをしたいというふうに思っております。

それから当然、2千食等々となりますと、順次、入れていくことにつきましては、当然、配達車等々も、可能な限り入れていくというような形にしていきたいというふうに思っております。

それから献立の件でございますけども、やはり、これにつきましても、当然、栄養士さんが栄養管理をしているわけでございますので、それらについても対応ができるもの、また生野菜等々につきましても、食缶等で対応ができるという施設、当然、新しい施設になりますと、フライ等につきましても、自動でできる揚げもの機等々もありますので、それらにおきまして対応していきたいと。当然、配達車、調理員さんの確保をしていきたいというふうに思っております。

それから地産地消の件ですけども、これは白倉市長、再三言っていますように、旧町村の体制が、なおまだ、残っているというふうな状況で、武川米だから武川しか食べてはいけなとか、明野では明野の大根等々という形でありますけども、当然、北杜市全体を考えますと、同じ、武川で作ったものでも、明野で作ったものでも、当然、北杜市の地産地消でございます。それらにつきましては、生産者等々の方々に組合等をつくってもらったりしながら、対応をしていきたいと。そして、今現在、それぞれの自校方式なり、給食センターに入っている地元の人たちにつきましても、説明会等々をいたしまして、その方たちにも組合等をつくっていただくような形で、進んでいきたいというふうにしたいと思っております。当然、地産地消は大事なことです。それについては、私たちのほうも真剣に考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

千野秀一君。

○19番議員（千野秀一君）

もう1つ、お伺いします。

10年先の給食数を2千食程度というふうに考え、その程度の規模で進めたいというふうな市長の考えであります。ただし、教育長の先ほどの答弁の中でいくと、施設がどれも老朽化をされていて、10年もつかどうか分からない、ならば3年後、5年後にいくつかの施設が同時のような時期に使えなくなってしまうようなことが、起きやしないかというふうな心配をいたします。また、今は単独校がいいというふうな意見が、あちらこちらで聞かれてはいますけども、スタートした施設が大変、素晴らしいというふうな形の中で、その地域の皆さんから、一刻も早くセンターのほうに、一緒に入れてもらえないかというふうな要望が出てくる、そんな可能性がないこともないかなというふうにも思います。そんなふうな場合に、10年先を想定して2千食で、もし、ことを始めた場合、2,500食から2千食までに生徒数が減少する間に、同時に申し込みがたくさんあった場合には、2千食では受け入れることができないようなことが起きやしないか心配なんですけども、その2千食程度の規模という中でのお考えは、いかがなものでしょうか。

また、もう1つ。学校の統廃合の問題も話題にのぼっております。そういう中で、大綱の中には5年先に、ある程度、見通しをとというふうな検討をするみたいな話になっているわけですけども、それが、これからの10年先のことでありますから、早まった場合、使える調理場があるにもかかわらず、その学校が閉校になるというふうな可能性もなきにしもあらず、その場合にはセンターのほうでやらしてもらわなければならない状況も当然、起きてきます。そんなことも含めていくと、10年後までに、今、行政のほうで考えているような、順調に、次第次第に、1校ずつ受け入れていけばいいというふうな形ではない場面も考えられるかなと思うんですけども、そのことについてのお考えが、対応を考えておられるかどうかをお聞きます。

○議長（小澤寛君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

質問にお答えをさせていただきます。

10年先を見越して、2千食という判断を総合的にさせていただきました。しかし、今の再質問のように、そこまで老朽化した施設の中でもたない、仮定の話ではございますけども、そうしたことが出てきたときにということでございますけども、私どもは当初、行政改革アクションプラン、それから人口減少傾向と読みまして、当初2,500食という判断をさせていただいたわけですが、ご案内のように既存の施設を、あるいはあわよくば自校方式をというふうなご意見を強く頂戴いたしました。そんな中で、総合的に判断をさせていただいて、10年後を見たわけでございます。

くどいようですけども、今、それぞれの要望を受けております、現在の施設が使えるだけ、可能な限り長く使わせてというふうな、そうした多くの意見も尊重した中で、2千食にしたわけでございますが、ご質問のように、万一、そこでもたなかったとき、それはそれぞれお互いの、私どもが総合的に判断した計画の中から見越しても、ときには弁当持参でやむを得ないと判断しております。万一、多くの施設がいつぱんにいった場合には、5年後の2,500食であれば、今の生徒推計からいって可能なんですけども、2010年という、そこでもたない場合には、弁当もやむを得ない時期だというふうに、今、考えております。

それから、学校の統廃合との絡みでございますけども、学校の統廃合につきましては、前にも報告させていただきましたように、現在、山梨県の教育委員会が小中学校適正化規模の検討会を立ち上げております。18年度、協議をしております。そうした経過の中から、その県の指針が出たあと、協議に入るわけでございますけども、いずれにいたしましても、統廃合ということになりますと、やはり過去の事例から3年、5年では結論が出ないと思っております。おおむね、10年はかかるだろうと思っております。そんな判断はしております。

いずれにしても、この席で弁当という発言はしたくないわけでございますが、最悪の場合にはそういうこともあり得るということも、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

給食センターには、大変、市民の関心もいただき、議会からもご指摘をいただいておりますけれども、基本的には教育委員会が答弁しているとおりでと思います。

せっかくですから、重なる点多々あるかと思っておりますけれども、付け加えて説明し、ご理解をいただきたいと思っておりますけれども、今、北杜市の給食諸施設を考えて、1つは衛生管理上、長坂の給食センターを除けば、衛生管理基準では問題があると。分かりやすく言えば、ドライ方式に変えていかなければならないということが、北杜市の給食諸施設には、1つ、課題があります。

もう1つは、なんとと言っても、私がかたく説明するようでありますけれども、少子化の問題があります。平成18年度で、小中学生を併せて4,200余名いますけれども、5年後の平成23年には3,456人、10年後の平成28年には2,801人、統計的には。そして15年後に至っては2,264名。今日、この時点の15年後は2千人減ってしまうと、こういう現実的な数字があります。

ですから、どうしても、花を植えるとは違うわけありますので、箱物を造るわけありますので、30年とは申しませんが、せめて20年、15年ぐらいのスパンで考えなければならぬということ、ぜひひとつ、少子化の中でご理解していただきたいと思っております。

そして、もう1つ、施設が、くどいようですけども、長坂は2年前に造ったばかりですけども、増富の小学校も比較的新しいですけども、ほかの施設はおおむね、老朽化と言えるかどうか知りませんが、半分以上は30年以上経過してしまっている。そういう意味で、私どもは行財政改革アクションプランで、5年のスパンで計画したわけありますので、しかし、PTAとか現場とか、議員たちのご指摘もあって、使えるものは使えるべきではないかという意見もありましたので、それもそうだなという思いで、5年のスパンを10年のスパンに延ばしたということでもあります。

だから、5年のスパンでしたならば、長坂の1,200食と、先ほど言った3,450人を比較すると、先生たちの食もありますから、(仮称)北杜市給食センターとしては、どうしても2,500食のものを造りざるを得ないという思いでありました。けれども、現場、議員等々から、そういうご指摘があったから、分かりましたと、使えるものは使おうということで、10年スパンに、統合を延ばしたから、10年後のスパンだったならば、2,800人でいいから、そうすると、先生方を入れても、長坂の1,200食プラス(仮称)北杜給食センター2千食

のものを造れば、3,200食だから、10年後に備えられるなということで発表させていただいているわけであります。

そして今、教育長のお話のとおり、老朽化施設の、北杜市の給食諸施設については、専門家に、どのくらいもつのかということも調査してみたいと思います。その中で、私どもは2千食でいいと、教育長が言っているとおおり2千食でいいと思っていますけども、千野議員のご指摘のような心配が出てくるのかもしれませんが。そのときは、規模の問題については、いささか悩むのでありますけども、基本的には2千食程度で考えたいと。

そしてまた、では、それ以上に、早く入れて、仮に北杜給食センターを早く使おうとか、既存のものが壊れたというようなときについては、整理しなければならないことは確かです。もう少し、ちょっと器が足りないわけですから。既存のものを直して使うということも考えなければならないし、あるいはまた、大至急、既存の施設を調査してもらって、どうも重体の施設が多いぞということになると、2千食を2,500食にしなければならないという場面は、正直、出るのかもしれませんが、私ども今、考えている段階では10年スパンですから、2千食を基準に考えたいと思っています。

この前、私、ここで議員さんたちにもお答えしたわけでありますけども、もう1つ、本音として、大切なのは、いわゆる財政厳しい中であって、行財政改革アクションプランに基づいて、この給食センターも位置づけたいと。できるだけ、箱物は造らない中で、後世の人間に、この負担を残したくないという思いも、本音として、たびたび言うとおおり、あることは確かでありまして、ご理解をいただきたいと思います。

この議論をするときに、よく食育の議論があるわけでありますけども、私もたびたび、お話ししているとおおり、4、5日前の新聞にも県教委が「食育とは」という欄で、具体的に朝ご飯と地産地消を柱として述べておりました。これも分かるような気がします。この地産地消については、議員たちにも、今、千野議員も質問の中にあつたわけでありますけども、ぜひひとつ、私も何も、山梨県産とは言いませんが、ぜひひとつ、せめて北杜市産は、せめて梨北農協管内の産であつたならば、私ども北杜市の給食センターで使うものについては、地産地消だという認識で、ぜひ、していただきたいと思ひますし、そういう意味で長坂といわず、将来、(仮称)北杜給食センターが出た暁には、行政指導をそのようにしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

併せて食育は、県は具体的に朝ご飯と地産地消を言いましたが、北杜としては、当たり前のことかもしれませんが、学校給食の栄養、バランスの問題、おいしいものを食べさせるように努力しようと、もう1つは月並みでありますけども、食事をいただくときの感謝の気持ち、ある面で言うならば、ランチルーム、ランチタイム、食事のとり方という問題が、当然、あるわけでありますけども、そのへんについては、教育現場にしっかりと申し添えていきたいなと思ひしているところであります。

なお、2時間、30分という問題もありませんけども、私どもも、この2時間、30分については、1つの基準でありますので、全力で、そのような方向になるように頑張りたいと思ひます。

ちょっと長い答弁になりましたが、最終の質問になってきたわけでありますので、くどく説明もさせていただいて、えらそうに言うわけではありませんけども、そんなこんなを総合的に判断して、このように決断しているわけであります。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

19番議員、千野秀一君。

○19番議員（千野秀一君）

最後というふうな形で、せっかく市長がお考えをまた、まとめていただいたわけでもありますけども、おおむね、2千くらいの数ということだったんですけど、調査をした結果、あるいは数が多少変わるのかなというふうなことも、可能性があるのかというふうな感じかなというふうな受け取りました。

いずれにしても、高根の状況を見ますと、本当に厳しいと、非常にあの中で、調理員さんたちが、本当にいろんな食中毒等がないような、細心の注意を払っているなという姿を見た中で、一刻も早く、いずれにしろ施設は造らなければならないというふうな形なんですけども、今、言った、その数の規模については、早速、その専門家に見ていただいた上で判断をし、その規模を決めていただいてということになるかと思うんですけども、これからの市のタイムスケジュールといいますか、そのへんのことが、もしお分かりになるようであれば、お話をしてもらいたい。

併せて、最後になりますけども、これだけ議論を呼んだ給食問題でありますけども、市側の提案の方法ですとか、あるいは説明、そして、その過程で市の方向性が変わったというふうな言われた方をされて、結果的には拙速ではなかったかというふうな批判の声も出ております。その中には、いろんな意見として自校方式がベストであって、センター方式はよくないですとか、センター方式ではおいしい、また栄養価の高いものが食べられないとか、冷たいものは冷たくとか、温かいものは温かいというふうなことが、なかなかできにくいのではないかと。そして、さっきも市長が言いましたけども、食育のようなものは無理になってしまうのではないかと等々、意見がたくさん出ました。

しかし、この問題を考えていく中で、常々思っていたのは、1年365日、1日3回で、1年間に1,095食の食事を食べる中で、学校給食は195食だそうです。実に6食に1回が給食というふうな位置づけでありまして、その中での食育、先ほど、市長が言いましたけども、食に感謝するというふうな形ができるのかもしれませんが、栄養ですとか、おいしいですとかということについては、当然のことながら、1日のうち、1年のうち、365日、365食の朝食に、まず頼ることが必要であり、そして900食に及ぶ家庭の料理の中で、家庭の中で食育をしっかり、わが子の成長を願うための食育をすべきだなというふうにも感じております。

どんな理由があったにしろ、まず、朝飯を食べさせてもらうというふうな家庭環境をつくるために、市でもあらゆるセクションを使って駆使していただいて、まさか、これ以上、学校の現場の先生たちが言っているふうに、わが校にもほとんど朝ご飯を食べない生徒がいるとか、たまたま食べてこない人がいるとかというふうな、そういうことを危惧しているような状況がないようにするために、この給食、調理場とは別に食育については、しっかりと力を入れていってほしいというふうにも考えております。

質問が2つになりましたけども、最後はお願いです。先ほどの予定について、ちょっと回答をお願いします。

○議長（小澤寛君）

小沢教育次長。

○教育次長（小沢孝文君）

タイムスケジュールにつきましては、先ほど市長、教育長からもありますとおり、現施設の検証等々をやる中で対応していきたいと。そうなりますと、今月の下旬から11月には、設計のほうに入っていきたいというふうには、思っております。

それから給食センターにつきましては、当然、十二分に子どもの食育、また安全・安心のためにも、当然、調理員さんたち、また栄養士さんの管理のもとに徹底してやっていきたいと。新しい施設でありますので、十二分な施設を造っていききたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小澤寛君）

19番議員、よろしゅうございますか。

まだ、質問ありますか。

（なし）

千野議員の質問が終わりましたので、次に関連質問を許します。

関連質問はありますか。

小林保壽議員。

○27番議員（小林保壽君）

千野議員の質問につきまして、関連をいたしたいと思ひます。

この(仮称)北杜給食センターというのは、高根町の給食センターの老朽化ということから、ことを発したわけでございます。現在、この高根町の給食センターがどのような状況であるか、簡単に説明をお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

小沢教育次長。

○教育次長（小沢孝文君）

ただいまの関連質問、小林議員の質問でございます。

高根の給食センターにつきましては、築31年というような状況の中でありまして、この7月の、夏休み前ですか、ボイラーが破損いたしまして、それにつきまして夏休みに造ったと。もろもろの等々につきまして、高根の給食センターにつきましては、今の状況でやっていくということについては、ちょっと難しいかなと思ひますが、栄養士、調理員さんの努力によりまして、やっているという状況でございます。

○議長（小澤寛君）

小林保壽議員。

○27番議員（小林保壽君）

高根給食センター、952食分というのが、現在、非常に老朽化をして問題になっておると。これは平成10年ごろから、高根町の議会の中でも話題に挙がった1つの問題でございます。これは建てるにあたり、高根町の952食が賄えればよいという、この付け焼刃的というような政策、それから間に合わせ的な、1千食のものでいだらうみたいなものは、北杜クラブといたしますれば、これは非常に相成らない考え方であると。基本的には、やはり、先ほどから言われている5年先、10年先を見据えた中で、やはり2千食、2,500食という食数が必要なのではないかと考えております。

先ほど、千野議員の質問の中にもありましたように、私ども北杜クラブでは、敷島の給食センター、1,780食分ですね、これを見学に行っていました。この際、説明を受ける中で、1,700食をやっている中でも、2千食ぐらいのパワーがあるようでございますが、少なくとも2千食を出すときには、2,500食ぐらいのパワーがないと、平均的には出ないわけでございます。これは敷地の問題、それから建物の大きさの問題、進歩する厨房機器の問題等も含めた中で、いろいろな問題があるようでございます。

できれば、高根の給食センター、今、952食が悲鳴をあげております。これは喫緊の課題であり、焦眉の急であります。できるだけ早く、食数を定めていただきまして、10年後、20年後を見据えた中で、建設をしていただきたいと、このことについて、執行側のやはり、はっきりとした、自信を持った説明、こういったものがひとつ、必要なのではないかと思います。やはり、議員の中にはいろんな、自校方式も3センター方式も、いろんなものがあります。しかし、ある程度、執行の中で力強い、私どもはこうしていくんだと、こうなんだという、しっかりした説明が議会に届けば、納得のいかない議会ではないと思います。ひとつ、そのへんのことをよろしく願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

小林議員の関連質問に答弁をさせていただきます。

ご案内のように、高根は今現在、952食、調理を行っている、正直、給食の供給施設としては、北杜市の中では数の多い施設だと認識をしております。そうした中で、先ほど、ちょっと建設後30年を経過しているという話をしたわけなんです。すでに平成8年、10年、11年、ご案内のように、平成8年に大阪堺市で0-157の問題が出ました。その後、平成9年に調理場の衛生基準の指示が出まして、文科省のほうから指示が出まして、給食施設の調理場、施設の衛生基準というのがございまして、その後、平成8年の0-157の年、それから、その後の10年、11年、高根町の給食センターについての指導がございました。しかし、ご案内のように、いずれの市町村におきましても、ご他聞にもれず、財政的というものも、やはり勘案しなければならないということだと思います。できるだけ改修をしながら、努力をして、今日まで来たという状況でございますが、この機に及んで、北杜市全体の中で、これからは北杜市としての行政の中で行財政アクションプラン、それから後世にうんぬん、そうしたこと、それから老朽化、そうしたものをいろいろ勘案して、執行の最終的な総合判断で、センター方式の建設の意思を決定させていただきました。

先ほど、敷島の例もございました。敷島の施設につきましても2千食、施設で現在、やっております。それぞれ、そこに従事する栄養士を含め、それから調理員を含め、それなりの努力をしながら、希望に沿うような施設で調理、配給をしていきたいと。これからも一生懸命、努力をしたいと思っております。

併せて、食育という部分の中から、これからは県でも、先ほど出ているように、家庭での朝飯という話も出ております。そうした中で、食育は子どもが生活していく、1日のうちの3食、必要とするうちの学校給食は、そのうちの1食です。朝、ご飯をとるということは知的、体力、そうしたものも含めた中でも、非常に大切なことだと思っております。家庭教育の中での、そ

の食事のとり方、食育というものの教育も、社会教育を通じてやっていかなければいけないと
思っております。併せて、県でも栄養教諭という、今までは栄養士です。これからの食育につ
きましては、栄養教諭という、それを各学校へ、できるだけ多くの確保をして、配置をしてい
きたいと。そして、食育を指導していきたいという、県の考え方もございます。私どもも、栄
養教諭の配置を数多くしまして、そして食育教育も、これから強く進めていきたいと、こうい
うふうに思っております。ぜひ、この2千食、それから食教育、そうしたものについても、最
大限、行政として努力をしていくつもりでございますから、ご理解をいただきたいと思いま
す。

○議長（小澤寛君）

小林保壽議員。

○27番議員（小林保壽君）

敷島の給食センターを見学した折、地産地消ということについて、どのようになっているか
と、栄養士さんにお尋ねをいたしましたところ、ほとんど、山梨のもので間に合っていますと。
地産地消が敷島センターでは、山梨というのが地産という意味合いの中に含まれていると。た
だ、このアクションプランが出ておりますね、行政改革のアクションプランの中で、18年度
内に、今度できるセンターも、それから長坂のセンターも指定管理に移行するというような計
画が出ているようでございます。ただ、このときに、地産地消がクリアできるのか。この大量
仕入れによって、指定管理にした場合に、営利優先のものに走りはないかと。このへんのこ
とが心配なんです。また、そのときにはそのときでまた、質問もいたしますが、そのへんま
でも考えた中で、給食センターもお考え願いたいと。

答弁は入りませんので、よろしく願いいたします。

○議長（小澤寛君）

ほかに関連質問はございませんか。

保坂多枝子議員。

○14番議員（保坂多枝子君）

先ほどの、私の安全対策の一般質問の中で、管理基準とか衛生基準に適していないものがあ
れば、指導に従って改善していく。プールなどでしたら、細かく本当に答弁していただきまし
て、速やかに改善もしていただいたという経緯がございますが、今の中で、給食センター、給
食施設が非常に老朽化していて、衛生管理基準に適していないという指摘があるというお話で
す。そして、また、現時施設の評価をするという状況なんです。今の状況で、その指導され
ている中で、もし万が一、事故が起きた場合、市としての責任ですね、管理責任、どういうふ
うな責任をとらなければならないのかとか、ペナルティーがどんなふうにかけるのかと
いったことについて、お尋ねいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

保坂多枝子議員の関連にお答えいたします。

衛生基準という部分では、すでに、るる、ご説明しておるように、北杜市の学校給食施設に
つきましては、長坂を除いて、いずれもドライ方式になっていないということで、今後の改築
については、すべてドライ方式で学校給食供給をしなさいというふうな指導をいただいている

ところでございます。また、るる、従来から説明しているところでございます。

その中で一生懸命、事故の起きない、トラブルの起きないような努力を、それぞれの関係者、栄養士、調理師、それから指導にあたります教育委員会、それぞれの関係者が精一杯の努力をしているところなんです。万一のトラブルのときの責任ということでございますけども、それはやはり、行政の立場として、深く、万一、仮定の話で、できたときには、深く反省をもしなければなりません。そうしたものを排除するための、一刻も早くドライ方式の給食センターを建設したいということで、提案をしている、お願いしているところです。ぜひ、そのへんをご理解いただきまして、事故の起きないうち、トラブルの起きないうちに、給食センターの建設をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

ほかにございませんか。

（ な し ）

関連質問がないようですので、以上で質問を打ち切ります。

これで19番議員、千野秀一議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定された日程はすべて終了いたしました。

次の会議は10月6日、午前10時に再開いたしますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時56分

平成 1 8 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

1 0 月 6 日

1. 議事日程

平成18年第3回北杜市議会定例会（4日目）

平成18年10月6日
午前10時00分開議
於 議 場

（決算特別委員会審査報告）

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第1 | 認定第15号 | 平成17年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第2 | 認定第16号 | 平成17年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第3 | 認定第17号 | 平成17年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第4 | 認定第18号 | 平成17年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第5 | 認定第19号 | 平成17年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第6 | 認定第20号 | 平成17年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第7 | 認定第21号 | 平成17年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第8 | 認定第22号 | 平成17年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第9 | 認定第23号 | 平成17年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第10 | 認定第24号 | 平成17年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第11 | 認定第25号 | 平成17年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第12 | 認定第26号 | 平成17年度北杜市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第13 | 認定第27号 | 平成17年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第14 | 認定第28号 | 平成17年度北杜市白州尾白の森名水公園事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第15 | 認定第29号 | 平成17年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計歳入歳出決算の認定 |

- 日程第 1 6 認定第 3 0 号 平成 1 7 年度北杜市温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 1 7 認定第 3 1 号 平成 1 7 年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 1 8 認定第 3 2 号 平成 1 7 年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 1 9 認定第 3 3 号 平成 1 7 年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 0 認定第 3 4 号 平成 1 7 年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 1 認定第 3 5 号 平成 1 7 年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 2 認定第 3 6 号 平成 1 7 年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 3 認定第 3 7 号 平成 1 7 年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 4 認定第 3 8 号 平成 1 7 年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 5 認定第 3 9 号 平成 1 7 年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 2 6 認定第 4 0 号 平成 1 7 年度北杜市病院事業特別会計決算の認定
(常任委員会審査報告)
- 日程第 2 7 議案第 1 4 4 号 芦川村を笛吹市に編入したこと、東八代広域行政事務組合が消防に関する事務の共同処理を廃止したこと及び消防組織法の一部を改正する法律が施行されたことに伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 2 8 議案第 1 4 5 号 芦川村を笛吹市に編入したことに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第 2 9 議案第 1 4 6 号 芦川村を笛吹市に編入したことに伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第 3 0 議案第 1 4 7 号 政治倫理の確立のための北杜市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 1 議案第 1 4 8 号 北杜市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 2 議案第 1 4 9 号 北杜市営バス設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 3 議案第 1 5 4 号 平成 1 8 年度北杜市一般会計補正予算 (第 6 号)

- 日程第34 議案第155号 平成18年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第35 議案第156号 平成18年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第36 議案第157号 平成18年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第37 議案第158号 平成18年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第38 議案第159号 平成18年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第39 議案第160号 平成18年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第40 議案第161号 平成18年度北杜市ケーブルテレビ特別会計補正予算(第1号)
- 日程第41 議案第162号 平成18年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第1号)
- 日程第42 議案第163号 平成18年度北杜市明野財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第43 議案第164号 平成18年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第44 議案第151号 北杜市明野ゆうゆうふれあい館条例の全部改正について
- 日程第45 議案第153号 北杜市ながさかりハビリセンター条例の全部改正について
- 日程第46 議案第165号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第47 議案第166号 平成18年度北杜市一般会計補正予算(第7号)
- 追加日程第1 議案第167号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第2 議案第168号 財産の交換の変更について
- 日程第48 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 追加日程第3 請願第5号 請願の件(教育基本法改正法案の廃案を求める意見書の提出についての請願)
- 追加日程第4 請願第6号 請願の件(梅ノ木遺跡の保存と国史跡指定に関する請願)
- 追加日程第5 請願第7号 請願の件(北杜市学校給食施設整備に関わる請願)
- 追加日程第6 請願第8号 請願の件(北杜市大型給食センターの建設計画中止を求める請願)
- 追加日程第7 請願第9号 請願の件(郵便局の集配サービスの堅持を求める意見書の提出についての請願)
- 追加日程第8 発議第5号 梅ノ木遺跡の保存と国史跡指定に関する意見書の提出について
- 追加日程第9 発議第6号 郵便局の集配サービスの堅持を求める意見書の提出について
- 追加日程第10 継続審査の件

2.出席議員は、次のとおりである。(39名)

1番	野中真理子	2番	岡野 淳
3番	小澤 宜夫	4番	篠原 眞清
5番	五味 良一	6番	小野喜一郎
7番	鈴木今朝和	8番	風間 利子
9番	坂本重夫	10番	植松一雄
11番	坂本 静	12番	小林忠雄
13番	中嶋 新	14番	保坂多枝子
15番	利根川昇	16番	中村勝一
17番	宮坂 清	19番	千野秀一
20番	小尾直知	21番	渡邊英子
22番	小林元久	23番	林 泰彦
24番	内田俊彦	25番	篠原珍彦
26番	内藤 昭	27番	小林保壽
28番	坂本治年	29番	古屋富藏
31番	浅川富士夫	32番	田中勝海
33番	秋山九一	34番	中村隆一
35番	清水壽昌	36番	秋山俊和
37番	細田哲郎	38番	渡邊陽一
39番	小澤 寛	40番	鈴木孝男
41番	浅川哲男		

3.欠席議員

18番	坂本 保	30番	茅野光一郎
-----	------	-----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
収入役	小澤壯一	総務部長	植松好義
企画部長	福井俊克	保健福祉部長	古屋克己
生活環境部長	清水慎一	産業観光部長	真壁一永
建設部長	柴井英記	教育長	小清水淳三
教育次長	小沢孝文	監査委員事務局長	相吉正一
農業委員会事務局長	三井茂	明野総合支所長	矢崎一郎
須玉総合支所長	長坂治男	高根総合支所長	浅川一紀
長坂総合支所長	浅川清朗	大泉総合支所長	小池光和
小淵沢総合支所長	進藤忠衛	白州総合支所長	坂本伴和
武川総合支所長	三枝基治	総務課長	赤岡繁生
財政課長	平井敏男		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3名)

議会事務局長	小松正壽
議会書記	小澤永和
〃	伊藤勝美

再開 午前10時00分

○議長（小澤寛君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしく願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は39名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

18番議員 坂本保君、30番議員 茅野光一郎君は一身上の都合により、本日、会議を欠席する旨の届け出がありました。

お諮りいたします。

お手元に配布いたしました議事日程のとおり、日程の変更および追加をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布いたしました議事日程のとおり、日程の変更および追加をすることに決しました。

○議長（小澤寛君）

日程第1 認定第15号から日程第26 認定第40号までの26案件につきましては、決算特別委員会に付託してありますので、委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

決算特別委員会委員長、細田哲郎君。

○決算特別委員長（細田哲郎君）

平成18年10月6日

北杜市議会議長 小澤寛殿

決算特別委員会委員長 細田哲郎

北杜市議会決算特別委員会委員長報告書

決算特別委員会は、去る9月22日の平成18年第3回北杜市議会定例会において付託された議案審査を、9月25日・26日・27日に議員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。

1. 付託された議案は次のとおりです。

認定第15号 平成17年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定

認定第16号 平成17年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第17号 平成17年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定

認定第18号 平成17年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第19号 平成17年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第20号 平成17年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第21号 平成17年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第22号 平成17年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第23号 平成17年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定

認定第24号 平成17年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定

認定第25号 平成17年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定

- 認定第26号 平成17年度北杜市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算の認定
 認定第27号 平成17年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
 認定第28号 平成17年度北杜市白州尾白の森名水公園事業特別会計歳入歳出決算の認定
 認定第29号 平成17年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計歳入歳出決算の認定
 認定第30号 平成17年度北杜市温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定
 認定第31号 平成17年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定
 認定第32号 平成17年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
 認定第33号 平成17年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
 認定第34号 平成17年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
 認定第35号 平成17年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
 認定第36号 平成17年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定
 認定第37号 平成17年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定
 認定第38号 平成17年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
 認定第39号 平成17年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定
 認定第40号 平成17年度北杜市病院事業特別会計決算の認定

以上、26案件であります。

2. 出席委員

委員長 細田哲郎

副委員長 坂本治年

委員 野中真理子、岡野 淳、小澤宜夫、篠原眞清、五味良一、小野喜一郎
 鈴木今朝和、風間利子、坂本重夫、植松一雄、坂本 静、小林忠雄
 中嶋 新、保坂多枝子、利根川昇、中村勝一、宮坂 清、坂本 保
 千野秀一、小尾直知、渡邊英子、小林元久、林 泰彦、内田俊彦
 篠原珍彦、内藤 昭、小林保壽、古屋富藏、茅野光一郎、浅川富士夫
 田中勝海、秋山九一、中村隆一、清水壽昌、秋山俊和、渡邊陽一
 小澤 寛、鈴木孝男、浅川哲男

3. 出席説明者

収 入 役	小澤壯一、総 務 部 長	植松好義
総 務 課 長	赤岡繁生、地 域 創 造 課 長	松永直樹
税 務 課 長	植松 忠、企 画 部 長	福井俊克
企 画 課 長	村田 茂、行 革 担 当	伊藤精二
情 報 政 策 課 長	小池昭一、財 政 課 長	平井敏男
保 健 福 祉 部 長	古屋克己、市 民 福 祉 課 長	清水克己
児 童 家 庭 課 長	清水春昭、長 寿 福 祉 課 長	藤原良一
障 害 福 祉 課 長	植松 本、健 康 増 進 課 長	小林誠次
医 務 課 長	小澤芳三、市 立 病 院 担 当	皆川賢也
白 州 診 療 所 事 務 長	名取利之、生 活 環 境 部 長	進藤忠衛
環 境 課 長	深沢朝男、上 水 道 課 長	清水元義
下 水 道 課 長	内藤歳雄、オオムラサキセンター館長	跡部治賢
産 業 観 光 部 長	真壁一永、農 業 委 員 会 事 務 局 長	三井 茂

農政課長	名取重幹	林政課長	石井洋
商工課長	比奈田善彦	観光課長	小林まち子
建設部長	柴井英記	土地政策課長	原藤和雄
建築住宅課長	新海敏生	市営住宅担当指導監	山田武男
道路河川課長	浅川和徳	教育長	小清水淳三
教育委員会次長	小沢孝文	教育総務課長	小林喜文
学校教育課長	進藤芳彦	生涯学習課長	原哲也
図書館長	斉藤功文	監査委員事務局長	相吉正一
会計課長	堀内誠	明野総合支所長	矢崎一郎
明野総合支所産業振興課長	小林一大	明野教育センター長	清水博
須玉総合支所長	長坂治男	須玉総合支所産業振興課長	小林富士雄
須玉教育センター長	宮澤光子	高根総合支所長	浅川一紀
高根総合支所産業振興課長	中山欣也	高根教育センター生涯学習担当	土屋智
長坂総合支所長	浅川清朗	長坂総合支所産業振興課長	中嶋明男
長坂教育センター長	興石君夫	大泉総合支所長	小池光和
大泉総合支所産業振興課長	浅川隆	大泉教育センター長	原かつみ
小淵沢総合支所長兼産業振興課長	進藤幸夫	白州総合支所長	坂本伴和
白州総合支所産業振興課長	伏見武仁	白州教育センター長	望月博寿
武川総合支所長	三枝基治	武川総合支所産業振興課長	清水敏彦
武川教育センター長	山田栄明		

4. 会議書記

議会事務局長 小松正壽

議会書記 小澤永和

5. 審査結果

この審議過程においての、主な質疑を申し上げます。

認定第15号 平成17年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

まず、滞納繰り越し分の多重債務者はどのような対応をしているのかとの質問に対し、督促状も含め職員も努力する中で、徴収を行っている。今後、差し押さえ等も検討するとの答弁がありました。

次に、災害対策費の備品の状況と保存期間はどのくらいかとの質問に対し、備蓄は各総合支所へ配置しており、アルファ米は3年の保存期間であるとの答弁がありました。

次に、北杜市の案内看板の設置状況はどうなっているのかとの質問に対し、県道については、県との協議等もあるので、今後検討するとの答弁がありました。

次にバスの運行で、無駄なバス運行をしているところがある。効率のよい運行をして負担金の削減を、保育園バスで負担金をとっている地域と無料の地域があるが検討をとの質問・要望に対し、今後検討していくとの答弁がありました。

次に、職員の人件費のトータルはどのくらいになるかとの質問に対し、合併前の職員は580名で、人件費は約40億8,825万円を支出しているとの答弁がありました。

次に、放課後児童クラブの定員と指導員の状況は、定員枠が広げられるよう検討をとの質問に対し、指導員は30名で2人配置している。指導員と相談をして、余裕があれば入れる状態

であるとの答弁がありました。

次に住宅料の滞納状況はとの質問に対し、時効5年があるが、入居している間は消滅しない。定期的な徴収を職員が行っており、保証人に対してもお願いをしている状態である。今後は、明け渡し訴訟も考えなくてはならないとの答弁がありました。

次に急傾斜地負担金の760万円の内訳はとの質問に対し、内訳については中小倉330万円、藤田300万円、窪長沢130万円となっているとの答弁がありました。

次に土地政策課の繰越明許費が多いが、内容はどうなっているのかとの質問に対し、用地補償や建物補償の分で、不動産鑑定および建物調査により交渉を行っているが、価格が下落していることから希望価格との差異が生じており、承諾が得られないなどの理由により、工事ができないので繰り越しとなったとの答弁がありました。

次に合併前より道路未登記となっているものが、3千筆あったが、進捗状況はとの質問に対し、合併後2年間でかなりの登記が進んでいるとの答弁がありました。

次に給食費の未納があるが対応は、また、学校の対応はどうなっているのかとの質問に対し、各家庭に納入通知書を送付している。滞納家庭には、担当者が直接訪問するなど努力をしている。徴収業務は教育委員会の給食担当職員が担当し、学校の職員は関わっていないとの答弁がありました。

次に、ふれあい福祉ボランティア事業の心をたがやす活動で特殊事業を実施しているが内容はとの質問に対し、研究校の指定には各学校がそれぞれ計画を立てており、明野小では、高齢者とのボランティア、ふれあい、農作業等を行っており、高根西小では英語ボランティアを通し、4カ国の言語を学ぶものである。成果については、研究発表を行っているとの答弁がありました。

次に滞納整理は、職員はやりにくいので外部の人に依頼する検討は、公有地の処分・有効利用があると思われるが適正に判断を望む、実質公債費比率が出たが、今後の事業に対する検討はとの質問に対し、今後検討していくとの答弁がありました。

次に認定第16号 平成17年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

国民健康保険税の徴収率は他市と比べてどうかとの質問に対し、上野原市が94.73%、北杜市が94.01%、韮崎市が93.58%の順となっているとの答弁がありました。

次に認定第18号 平成17年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

介護認定審査会は広域に依頼していたが、合併後、市で実施しているが、その状況はどうかとの質問に対し、市で実施したほうが申請から認定まで、短期間で行える。負担金等を考えると財政的にもメリットがあるとの答弁がありました。

次に認定第20号 平成17年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

まず、企業団からの水の買い上げの単価はどのくらいかとの質問に対し、大門浄水場関係は、1立方メートル当たり100円掛ける消費税、塩川浄水場関係は1立方メートル当たり90円となっているとの答弁がありました。

次に水道料の収入未済額の状況はとの質問に対し、職員が努力し徴収をしており、今後は、給水停止措置も検討していかなくてはならないと考えているとの答弁がありました。

次に、水道施設整備費における石綿管の敷設替えの状況はとの質問に対し、整備は、おおむね2から3年に終了する予定であるとの答弁がありました。

次に認定第21号 平成17年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

まず、明許繰越が10億円と多いが、その理由はとの質問に対し、事業は長期計画をもって執行しており、短期間で効率よい工事を進めている。事業によっては1年で終わらないので、明許繰越をして2年となったものであるとの答弁がありました。

次に、下水道の進捗状況はどうなっているのかとの質問に対し、工事は平成22年度に完了する予定で、普及率は市全体で77.34%、水洗化率は70.8%となっているとの答弁がありました。

次に使用料、分担金の統一など、今後の予定はどうなっているのかとの質問に対し、下水道審議会を発足してあるので、その中で、今後検討するとの答弁がありました。

以上が、主なる質疑と要望であります。

慎重審議の結果、付託された26案件は、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

以上で、決算特別委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

決算特別委員会に付託された26案件につきましては、質疑を省略し、討論と採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、26案件につきましては質疑を省略し、討論および採決を行うことに決しました。

これより認定第15号 平成17年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、認定第15号に対する採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、認定第15号 平成17年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決しました。

これより、認定第16号から認定第30号の15案件に対する討論を行います。

討論がある場合は、認定番号と案件名を朗読してから討論をお願いします。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、認定第16号から認定第30号までの15案件に対する採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、認定第16号から認定第30号までの15案件については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

これより、認定第31号から認定第39号の9案件に対する討論を行います。

討論がある場合は、認定番号と案件名を朗読してから討論をお願いいたします。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、認定第31号から認定第39号までの9案件に対する採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、認定第31号から認定第39号までの9案件については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第40号 平成17年度北杜市病院事業特別会計決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、認定第40号に対する採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、認定第40号 平成17年度北杜市病院事業特別会計決算の認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決しました。

○議長（小澤寛君）

日程第27 議案第144号から日程第43 議案第164号までの17案件につきましては、3常任委員会に付託しておりますので、各常任委員会委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員会委員長、秋山九一君。

○総務常任委員長（秋山九一君）

平成18年10月6日

北杜市議会議長 小澤寛殿

北杜市議会総務常任委員会委員長 秋山九一

北杜市議会総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、去る9月22日の平成18年第3回北杜市議会定例会において付託された案件審査を、9月27日に第1委員会室において、慎重審査をいたしました。その経過と結果についてご報告いたします。

1. 付託された案件は次のとおりです。

議案第144号 芦川村を笛吹市に編入したこと、東八代広域行政事務組合が消防に関する事務の共同処理を廃止したこと及び消防組織法の一部を改正する法律が施行されたことに伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第145号 芦川村を笛吹市に編入したことに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

議案第146号 芦川村を笛吹市に編入したことに伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の減少について

議案第147号 政治倫理の確立のための北杜市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について

議案第148号 北杜市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第149号 北杜市営バス設置及び管理条例の一部を改正する条例について

議案第154号 平成18年度北杜市一般会計補正予算（第6号）（総務常任委員会所管分）

議案第161号 平成18年度北杜市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第1号）

以上、8案件であります。

2. 出席委員

委員長 秋山九一

副委員長 植松一雄

委員 小澤宜夫、小野喜一郎、小林忠雄、保坂多枝子、宮坂 清

小林保壽、茅野光一郎、中村隆一、清水壽昌、細田哲郎

小澤 寛、浅川哲男

3. 欠席した委員

なし

4. 出席説明者

総務部長 植松好義、総務課長 赤岡繁生

税務課長 植松 忠、地域創造課長 松永直樹

政策秘書課長 細川清美、企画部長 福井俊克
財政課長 平井敏男、企画課長 村田 茂
情報政策課長 小池昭一、監査委員事務局長 相吉正一
会計課長 堀内 誠、大泉総合支所産業振興課長 浅川 隆

5. 会議書記

議会書記 伊藤勝美

6. 審査結果

この審議過程においての、主な質疑を申し上げます。

まず、議案第148号 北杜市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。区域とは、北杜市の中には8町あるが、それを区域とするという内容かとの質問に対し、行政団体区域であるので、北杜市全体である。各町の分団については、市の条例の中で組織が決まっているとの答弁がありました。

次に議案第154号 平成18年度北杜市一般会計補正予算(第6号)(総務常任委員会所管分)についてであります。

合併特例債はどのような事業に付けているのかの質問に対し、執行途中であり、確定ではないが、平成18年度の主なものとして、小淵沢中学校校舎改築が3億5,500万円、高根東小学校耐震補強工事と大規模改修工事が2億9千万円、まちづくり交付金(長坂地区)が1億6千万円、六ヶ村堰発電所が1億1千万円で申請しているとの答弁がありました。

次に議案第161号 平成18年度北杜市ケーブルテレビ特別会計補正予算(第1号)についてであります。

インターネットは通常個人で引き込むと思うが、なぜ、市のケーブルテレビのほうで工事しなければならないのかとの質問に対し、大泉町では、ケーブルテレビの幹線を使用しインターネット業務を行っている。ケーブルテレビ加入者宅には保安器が設置されており、インターネットに加入する際は、保安器から宅内までのインターネット工事を個人負担により行うことになっている。今回の補正については、インターネット加入者の増加に伴い、市の施設であるセンター設備の増設工事を行うものであるとの答弁がありました。

次に、小淵沢町のここにコステーションの施設を有効利用できないかとの質問に対し、行政財産なので、民間等にそのまま貸し出すことはできないが、会議室など使えるものを部分的に貸し出すことは可能であるので、市でも有効利用を考えているとの答弁がありました。

以上が、主なる質疑であります。

慎重審議の結果、付託された8案件は全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長(小澤寛君)

以上で、総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

続きまして、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、渡邊陽一君。

○文教厚生常任委員長(渡邊陽一君)

平成18年10月6日

北杜市議会議長 小澤寛殿

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 渡邊陽一

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、去る9月22日の平成18年第3回北杜市議会定例会において付託された案件審査を、9月27日に議員協議会室において、慎重審査をいたしましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。

付託された案件は、次のとおりです。

議案第154号 平成18年度北杜市一般会計補正予算(第6号)(文教厚生常任委員会所管分)

議案第155号 平成18年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第156号 平成18年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第157号 平成18年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第158号 平成18年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第159号 平成18年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第160号 平成18年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第1号)

議案第162号 平成18年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第1号)

以上、8案件であります。

2.出席委員

委員長 渡邊陽一

副委員長 千野秀一

委員 野中真理子、岡野 淳、篠原眞清、鈴木今朝和、風間利子
坂本重夫、中村勝一、内田俊彦、内藤 昭、坂本治年
古屋富藏、田中勝海

3.欠席した委員

なし

4.出席説明者

保健福祉部長 古屋克己、市民福祉課長 清水克己
児童家庭課長 清水春昭、長寿福祉課長 藤原良一
障害福祉課長 植松 本、健康増進課長 小林誠次
医務課長 小澤芳三、白州診療所事務長 名取利之
生活環境部長 進藤忠衛、環境課長 深沢朝男
上水道課長 清水元義、下水道課長 内藤歳男
教育長 小清水淳三、教育委員会次長 小沢孝文
教育総務課長 小林喜文、学校教育課長 進藤芳彦
生涯学習課長 原 哲也、図書館長 齊藤功文
甲陵中・高等学校事務長 堀内義彦

5.会議書記

議会書記 小澤永和

6.審査結果

この審議過程において、主なる質疑を申し上げます。

まず議案第160号 平成18年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第1号)についてであります。

受診者数が増えているが、何か原因があるのかとの質問に対し、白州診療所は診療科目に内科、外科、眼科、歯科、小児科があり、患者の待ち時間を短く、診療時間を長くという医師の方針が理解されてきたためであると考えられる。なお、富士見高原病院の診療体制が変わったため、小淵沢町からの小児科の患者が増加しているとの答弁がありました。

次に議案第162号 平成18年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第1号)についてであります。

甲陵中学校のオーストラリアへの研修は、学年全員が参加するので、市が実施している中学生海外派遣事業の、ベリア市や抱川市にも希望する生徒が行けるように配慮してもらいたいとの要望がありました。

以上が、主なる質疑と要望であります。

慎重審議の結果、付託された8案件は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長(小澤寛君)

文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

続きまして、建設経済常任委員会委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、篠原珍彦君。

篠原珍彦君。

○建設経済常任委員長(篠原珍彦君)

平成18年10月6日

北杜市議会議長 小澤寛殿

北杜市議会建設経済常任委員会委員長 篠原珍彦

北杜市議会建設経済常任委員会委員長報告書

建設経済常任委員会は、去る9月22日、平成18年第3回北杜市議会定例会において付託された案件審査を、9月27日に第3委員会室において慎重審査をいたしましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。

1. 付託された案件は、次のとおりであります。

議案第154号 平成18年度北杜市一般会計補正予算(第6号)(建設経済常任委員会所管分)

議案第163号 平成18年度北杜市明野財産区特別会計補正予算(第1号)

議案第164号 平成18年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算(第1号)

以上についての3案件でありました。

2. 出席委員

委員長 篠原珍彦

副委員長 浅川富士夫

委員 五味良一、坂本 静、中嶋 新、利根川昇、坂本 保、小尾直知

渡邊英子、小林元久、林 泰彦、秋山俊和、鈴木孝男

3. 欠席した委員

なし

4.出席説明者

産業観光部長 真壁一永、農政課長 名取重幹
林政課長 石井洋、商工課長 比奈田善彦
観光課長 小林まち子、建設部長 柴井英記
建築住宅課長 新海敏生、道路河川課長 浅川和徳
農業委員会事務局長 三井茂、明野総合支所長 矢崎一郎
明野総合支所産業振興課長 小林一大、須玉総合支所長 長坂治男
須玉総合支所産業振興課長 小林富士雄

5.会議書記

議会事務局長 小松正壽

6.審査結果

この審議過程において、主な質疑を申し上げます。

まず議案第154号 平成18年度北杜市一般会計補正予算(第6号)(建設経済常任委員会所管分)についてであります。

新規開発商品および試作事業への補助金は、1口80万円と聞いているが、補助金にばらつきがあるのではないかとの質問に対して、商工業者特産品づくりチャレンジ事業補助金は、上限額が20万円以内となっており、ジュースの容器代およびラベル料等を支援するものである。また1口80万円の件は、チャレンジ農業助成金で、平成17年度に八ヶ岳ヤーコン生産組合に100万円を助成しているとの答弁がありました。

林業総務費で職員給与費について多額な補正があるが、当初で盛るものではないかとの質問に対し、人事異動に伴う補正であるとの答弁がありました。

林業振興事業費で補正30万4千円は緩衝帯の設置であるが、あまりにも少ない金額で鳥獣防護ができるのか。また、観光地の案内板について、今後設置する予定があるのかとの質問に対し、里山獣害対策モデル事業であるが、当初予算で200万円を計上しており、事業費の確定に伴う補正である。また、案内看板等については、古いものとか看板がないところについては、広範囲ではあるが順次整備を進めるとの答弁がありました。

温泉の回数券の補償費について、詳細な説明をとの質問に対し、明野ふるさと太陽館の関係で直営のときに温泉の回数券を販売しており、当施設は4月から指定管理者になったことから、その差額分を補てんするものであるとの答弁がありました。

たかね荘は解体するものであると思っていた。また、指定管理者が修理しているが、その経費は市が負担するものなのかとの質問に対し、指定管理者から倉庫などとして使用したい旨の申請があり、有効利用のため本館施設は解体せず、行政財産の貸付使用料を徴収する。また、修繕については、協定書で50万円以上の修繕であれば市の負担となるが、現時点で申請はないとの答弁がありました。

西原団地建設事業で繰越明許費について、今の時期で分かるのかとの質問に対して、実施設計が終わり、工期の問題もあり、おおむね7割分を繰り越すものであるとの答弁がありました。

以上が、主な質疑でありました。

慎重審査の結果、付託された3案件については、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

以上で、建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより、各常任委員会委員長報告に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これより、討論および採決を行います。

討論がある場合は議案番号と案件名を朗読してから、討論をお願いいたします。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより、議案第144号から議案第164号までの17案件に対する採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第144号から議案第164号までの17案件については、委員長の報告のとおり、可決することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

暫時休憩の間に、全員協議会を行いたいと思いますので、協議会室のほうへご参集をお願いいたします。

休憩 午前10時45分

再開 午後 1時30分

○議長（小澤寛君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

40番議員、鈴木孝男君は一身上の都合により、欠席する旨の届け出がありました。

○議長（小澤寛君）

日程第44 議案第151号 北杜市明野ゆうゆうふれあい館条例の全部改正について、および

日程第45 議案第153号 北杜市ながさかりハビリセンター条例の全部改正についてを一括議題といたします。

事務局、朗読。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

議案第151号 北杜市明野ゆうゆうふれあい館条例の全部改正について

北杜市明野ゆうゆうふれあい館条例（平成16年北杜市条例第151号）を、別紙のとおり改正するものとする。

平成18年9月22日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第153号 北杜市ながさかりハビリセンター条例の全部改正について

北杜市ながさかりハビリセンター条例(平成16年北杜市条例第145号)を、別紙のとおり改正するものとする。

平成18年9月22日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長(小澤寛君)

内容説明を求めます。

古屋保健福祉部長。

○保健福祉部長(古屋克己君)

最初に、北杜市明野ゆうゆうふれあい館条例の全部改正について、ご説明をいたします。

改正の理由は、平成19年4月1日から指定管理者制度に移行することに伴う条例の改正でございます。

まくっていただきまして、北杜市明野ゆうゆうふれあい館条例でございますけれども、主な改正点は第3条、管理。明野ゆうゆうふれあい館の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定する者に行わせるものとする。

第4条で、指定管理者の業務の範囲でございますけれども、指定管理者が行う業務の範囲は次に掲げるものとする、ということの中で、1号から第3号まで、記載のとおりでございます。

まくっていただきまして、附則の関係でございます。

施行期日は、平成19年4月1日からでございます。

経過措置としまして、改正前の北杜市明野ゆうゆうふれあい館条例の規定によりなされた処分、手続き、その他の行為は改正後の同条例の相当規定によりなされた処分、手続き、その他の行為とみなすと、ということでございます。

次に、北杜市ながさかりハビリセンター条例の全部改正についてでございます。

改正の理由は、先ほどと同じでございます。19年4月1日から、指定管理者制度に移行することに伴う条例の改正でございます。

まくっていただきまして、北杜市ながさかりハビリセンター条例でございますけれども、先ほどと同じように、主な改正点は第3条、管理でございます。ながさかりハビリセンターの管理は法人、その他の団体であって、市長が指定する者に行わせるものとする。

第4条、指定管理者の業務の範囲でございますけれども、指定管理者が行う業務の範囲は次に掲げるものとする、ということの中で、1号から第3号までの記載のとおりでございます。

まくっていただきまして、第11条、利用料金の収入でございますけれども、市長は指定管理者に利用料金を、当該指定管理者の収入として収受させるものとするということでございます。

附則におきまして、先ほどと同じでございます。施行期日は19年4月1日から施行すると。経過措置につきましても、改正前の北杜市ながさかりハビリセンター条例の規定によりなされた処分、手続き、その他の行為は改正後の同条例の相当規定によりなされた処分、手続き、

その他の行為とみなすと、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

これより、議案第151号および議案第153号に対する一括質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありますか。

（ な し ）

討論を終わります。

これより議案第151号および議案第153号に対する採決を行います。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって議案第151号 北杜市明野ゆうゆうふれあい館条例の全部改正について、および議案第153号 北杜市ながさかりハピリセンター条例の全部改正については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（小澤寛君）

日程第46 議案第165号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

事務局、朗読。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

議案第165号 工事請負変更契約の締結について

平成18年6月5日、第4回北杜市議会臨時会において議決された、北杜市村山六ヶ村堰中小水力発電所建設工事（機械装置・電気設備・発電所建屋工事）請負契約について、次のとおり請負変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分を定める条例（平成16年北杜市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

1．契約の目的 地球温暖化防止対策事業

北杜市村山六ヶ村堰中小水力発電所建設工事（機械装置・電気設備・発電所建屋工事）

2．契約金額 変更前 1億7,692万5千円

変更後 1億8,620万7千円

3．契約の相手方 長野県茅野市ちの字横内2799番地1

株式会社 ヤマウラ諏訪支店 支店長 伊藤優一

平成18年9月22日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長（小澤寛君）

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

議案第165号の工事請負変更契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。

水力発電機の起動電源設備にディーゼル発電機を設置するため、工事請負変更を締結したいので、北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

内容の説明を求めます。

福井企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

議案第165号につきましては、先ほど事務局が朗読したとおり、変更契約の締結内容でございます。

契約金額であります。変更前が1億7,692万5千円を変更後1億8,620万7千円とする内容であります。

提案の内容につきましては、市長が述べたとおりであります。

以上で、簡単になりますけども、説明に代えさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

これより、議案第165号に対する質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありますか。

（ な し ）

討論を終わります。

これより、議案第165号に対する採決を行います。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第165号 工事請負変更契約の締結については原案どおり可決することに決しました。

○議長（小澤寛君）

日程第47 議案第166号 平成18年度北杜市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

事務局、朗読。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

議案第166号 平成18年度北杜市一般会計補正予算書（第7号）

平成18年10月3日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長（小澤寛君）

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

議案第166号の平成18年度北杜市一般会計補正予算（第7号）につきまして、ご説明申し上げます。

予算の内容につきましては、大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実証実験の委託先決定に伴い、計画地内の用地測量、立木調査、地質調査を実施するための経費であります。

補正額は2,673万円を追加し、歳入歳出予算の総額を304億1,214万2千円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

内容の説明を求めます。

福井企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

それでは、内容の説明を申し上げます。

議案第166号 平成18年度北杜市一般会計補正予算書（第7号）でございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算それぞれ2,673万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ304億1,214万2千円とする内容であります。

まず歳入から、ご説明を申し上げますと、7ページ、8ページをお開きください。

歳入につきましては、地方交付税、1節の普通交付税を充当しております。普通交付税2,673万円でございます。

なお、歳出につきましては、9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。4款衛生費、1項保健衛生費の6目環境衛生費、13節の委託料でございます。内容につきましては、先ほど市長が述べられたとおり、委託料として2,673万円を計上してございます。

以上、簡単でありますけども、ご説明に代えさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第166号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第166号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

(なし)

討論を終わります。

これより、議案第166号に対する採決を行います。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第166号 平成18年度北杜市一般会計補正予算(第7号)は原案どおり可決することに決しました。

○議長(小澤寛君)

追加日程第1 議案第167号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

事務局、朗読。

○議会事務局書記(伊藤勝美君)

朗読いたします。

議案第167号 工事請負契約の締結について

次のとおり、請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例(平成16年北杜市条例第60号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

1. 契約の目的 まちづくり交付金事業(小淵沢駅周辺地区)
小淵沢中学校屋内運動場改築工事(建築主体)
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約金額 3億3,390万円
4. 契約の相手方 早野組・宏和建设小淵沢中学校屋内運動場改築工事(建築主体)共同企業体
代表者 山梨県甲府市東光寺1丁目4番10号
株式会社早野組 代表取締役社長 早野潔

山梨県甲府市横根町472番地の1

宏和建设株式会社 代表取締役 金井茂晴

平成18年10月6日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長（小澤寛君）

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

議案第167号の工事請負契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。

小淵沢駅周辺地区のまちづくり交付金事業による、小淵沢中学校屋内運動場改築工事の建築主体の施行にあたり、工事請負契約を締結したいので、北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものがあります。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

内容の説明を求めます。

福井企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

議案第167号につきまして、ご説明申し上げます。

事務局朗読をしたとおりでございますが、まちづくり交付金事業（小淵沢駅周辺地区）、小淵沢中学校屋内運動場改築工事（建築主体）でございます。

この関係につきましては、9月29日入札執行によりまして、指名競争入札におきまして、契約金額3億3,390万円で、契約をする内容でございます。

契約の相手方につきましては、早野組・宏和建设小淵沢中学校屋内運動場改築工事（建築主体）共同企業体でございます。

簡単であります、説明に代えさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

これより、議案第167号に対する質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終わります。

これより、議案第167号に対する採決を行います。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第167号 工事請負契約の締結については、原案どおり可決することに決しました。

○議長(小澤寛君)

追加日程第2 議案第168号 財産の交換の変更についてを議題といたします。

事務局、朗読。

○議会事務局書記(伊藤勝美君)

朗読いたします。

議案第168号 財産の交換の変更について

平成18年6月29日、第2回北杜市議会定例会において議決された北杜市高根町村山西割地内の土地の交換について、次のとおり、内容の一部を変更するものとする。

1. 交換する市有地 北杜市高根町村山西割4283番125ほか8筆
3万1,212.51平方メートル
2. 交換する民有地 変更前 北杜市高根町村山西割4281番の一部
3万2,897平方メートル
変更後 北杜市高根町村山西割4281番の2
3万2,864平方メートル
3. 交換の相手方 東京都大東区雷門2丁目2番6号
ジー・エル・エー総合本部 理事長 関芳郎

平成18年10月6日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長(清水壽昌君)

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

議案第168号の財産の交換の変更につきまして、ご説明申し上げます。

北杜市高根町村山西割にある市有地と、隣接するジー・エル・エー総合本部の所有する土地について、交換する民有地の実測の結果、面積が変わったので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長(清水壽昌君)

内容の説明を求めます。

福井企画部長。

○企画部長(福井俊克君)

議案第168号 財産の交換の変更についての説明を申し上げます。

交換する土地、交換する民地等につきましては、先ほど事務局が述べたとおりであります。

変更内容につきましては、交換する民有地の実測の結果、変更前が3万2,897平方メートルを、変更後3万2,864平方メートルに変える内容であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

これより、議案第168号に対する質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

（なし）

討論を終わります。

これより、議案第168号に対する採決を行います。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第168号 財産の交換の変更については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（小澤寛君）

日程第48 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

諮問第2号の人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、ご説明申し上げます。

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期が満了となるため、新たにその後任候補者を推薦する必要があるため、北杜市明野町小笠原3337番地、宮川重昭、昭和10年11月3日生まれ。北杜市武川町柳沢1549番地の1、小池満雄、昭和18年5月8日生まれ。北杜市須玉町上津金2318番地、小尾榮子、昭和20年5月9日生まれ。

以上3名につきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案どおり決定することに決しました。

○議長(小澤寛君)

追加日程第3 請願第5号 請願の件(教育基本法改正法案の廃案を求める意見書の提出についての請願)を議題といたします。

本案につきましては、文教厚生常任委員会に付託しておりますので、審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、渡邊陽一君。

○文教厚生常任委員長(渡邊陽一君)

平成18年10月6日

北杜市議会議長 小澤寛殿

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 渡邊陽一

文教厚生常任委員会委員長報告

請願第5号の審査の結果について、文教厚生常任委員会から報告申し上げます。

去る9月22日の本会議において、請願第5号 教育基本法改正法案の廃案を求める意見書の提出についての請願が、当委員会に付託されました。

この請願について、9月27日に当委員会の中で慎重審議した結果、継続審査とすることを決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長(小澤寛君)

以上で、文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

○議長(小澤寛君)

追加日程第4 請願第6号 請願の件(梅ノ木遺跡の保存と国史跡指定に関する請願)を議題といたします。

本案につきましては、文教厚生常任委員会に付託しておりますので、審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、渡邊陽一君。

○文教厚生常任委員長(渡邊陽一君)

平成18年10月6日

北杜市議会議長 小澤寛殿

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 渡邊陽一

文教厚生常任委員会委員長報告

請願第6号の審査の結果について、文教厚生常任委員会から報告申し上げます。

去る9月22日の本会議において、請願第6号 梅ノ木遺跡の保存と国史跡指定に関する請

願が、当委員会に付託されました。

この請願について、9月27日に当委員会の中で慎重審議した結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

以上で、文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、採択であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、請願第6号 請願の件（梅ノ木遺跡の保存と国史跡指定に関する請願）は委員長の報告のとおり、採択することに決しました。

○議長（小澤寛君）

追加日程第5 請願第7号 請願の件（北杜市学校給食施設整備に関わる請願）を議題といたします。

本案につきましては、文教厚生常任委員会に付託しておりますので、審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、渡邊陽一君。

○文教厚生常任委員長（渡邊陽一君）

平成18年10月6日

北杜市議会議長 小澤寛殿

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 渡邊陽一

文教厚生常任委員会委員長報告

請願第7号の審査の結果について、文教厚生常任委員会から報告申し上げます。

去る10月3日の本会議において、請願第7号 北杜市学校給食施設整備に関わる請願が、当委員会に付託されました。

この請願について、10月5日に当委員会の中で慎重審議した結果、継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

以上で、文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（小澤寛君）

追加日程第6 請願第8号 請願の件（北杜市大型給食センターの建設計画中止を求める請願）を議題といたします。

本案につきましては、文教厚生常任委員会に付託してありますので、審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、渡邊陽一君。

○文教厚生常任委員長（渡邊陽一君）

平成18年10月6日

北杜市議会議長 小澤寛殿

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 渡邊陽一

文教厚生常任委員会委員長報告

請願第8号の審査の結果について、文教厚生常任委員会から、ご報告申し上げます。

去る10月3日の本会議において、請願第8号 北杜市大型給食センターの建設計画中止を求める請願が、当委員会に付託されました。

この請願について、10月5日に当委員会の中で慎重審議した結果、給食センター建設中止を求める請願であるため、不採択とすることに決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

以上で、文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり、不採決とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、請願第8号 請願の件（北杜市大型給食センターの建設計画中止を求める請願）は委員長の報告のとおり、不採択とすることに決しました。

○議長（小澤寛君）

追加日程第7 請願第9号 請願の件（郵便局の集配サービスの堅持を求める意見書の提出についての請願）を議題といたします。

本案につきましては、総務常任委員会に付託しておりますので、審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

総務常任委員会委員長、秋山九一君。

○総務常任委員長（秋山九一君）

平成18年10月6日

北杜市議会議長 小澤寛殿

北杜市議会総務常任委員会委員長 秋山九一

総務常任委員会委員長報告書

請願第9号の審査の結果について、総務常任委員会からご報告申し上げます。

去る10月3日の本会議において、請願第9号 郵便局の集配サービスの堅持を求める意見書の提出についての請願が、当委員会に付託されました。

この請願については、10月5日に当委員会の中で慎重審議した結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

以上で、総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、採択であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、請願第9号 請願の件（郵便局の集配サービスの堅持を求める意見書の提出についての請願）は委員長の報告のとおり、採択することに決しました。

○議長（小澤寛君）

追加日程第8 発議第5号 梅ノ木遺跡の保存と国史跡指定に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります、篠原眞清君から提案理由の説明を求めます。

4番議員、篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

発議第5号 梅ノ木遺跡の国史跡指定に関する意見書の提出につきまして、提案理由を朗読をもって代えさせていただきます。

発議第5号

平成18年10月6日

北杜市議会議長 小澤寛殿

提出者

北杜市議会議員 篠原眞清

賛成者

北杜市議会議員 内田俊彦
" 内藤 昭
" 坂本治年
" 古屋富藏

梅ノ木遺跡の国史跡指定に関する意見書の提出について

上記意見書を地方自治法第112条および北杜市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

提案理由

梅ノ木遺跡は縄文時代中期の環状集落で、全国的にも希少で、文化的価値が高いと評価されている。また、史跡として指定保存整備することにより、生涯学習、青少年の教育、観光に資する文化遺産たり得る貴重な遺跡である。

市長も国史跡指定の実現に取り組む意向を示していることから、議会としても、これを積極的に支持、支援するため、この案を提出する。

梅ノ木遺跡の国史跡指定に関する意見書（案）

山梨県北杜市明野町浅尾地区に所在する梅ノ木遺跡は、平成15年度の県営畑地帯総合整備事業に伴う緊急発掘調査で発見された縄文時代中期の環状集落で、保存状態が良好であるため、文化財的価値が高いと評価されています。平成16年度から文化庁の国庫補助金の交付を受けて実施している梅ノ木遺跡確認緊急調査において、環状集落全体が良好に保存されていること。縄文時代の生活活動を明快に示す川沿いの作業場、集落と川を連結する縄文時代の道が確認され、全国的にも希少な縄文時代の生活が立体的に分かる集落跡であると判明しています。

加えて、梅ノ木遺跡は主要幹線道路沿いに所在し、遺跡の近隣は山梨県立フラワーセンター、北杜市営温泉施設、オートキャンプ場等の観光施設があり、多くの観光客が立ち寄る地域でもあります。

以上のように、梅ノ木遺跡は史跡として指定・保存整備することで北杜市民のみならず、日本国民、山梨県民の生涯学習、青少年の教育、観光に資する文化遺産たり得る貴重な遺跡であると考えます。

山梨県は長野県と並んで、縄文時代中期の遺跡が多く認められ、考古学的にも注目されている地域です。しかしながら、長野県が井戸尻遺跡、尖石遺跡、平出遺跡といった著名な国指定史跡を有するのに対し、山梨県は縄文時代中期の生活を典型的に示す国史跡を得る機会に恵まれませんでした。

今般、梅ノ木遺跡が発見され、その高い文化的価値が確認されたことを受けて、北杜市長は遺跡の現地保存と国史跡指定の実現に取り組む意向を示しています。北杜市議会としても、地域住民からの請願・署名運動を受けて、市長の方針を積極的に支持、支援することとしています。

梅ノ木遺跡の国史跡指定は、必ずやわが国の文化財行政、教育行政の推進に寄与し、国民のわが国に対する誇りを一層、醸成するとともに、北杜市の地域振興と郷土愛の喚起につながるものであり、公益にかなうものと確信し、意見を述べます。

文部科学省、財務省等、関係機関におかれましても、梅ノ木遺跡の高い文化的価値を認識いただくとともに、北杜市の史跡指定に向けての取り組みに、格別なご指導とご支援を賜ります

よう、お願い申し上げます。

平成18年10月6日

山梨県北杜市議会議長 小澤寛

山梨県北杜市議会

提出先

内閣総理大臣 安倍晋三殿

文部科学大臣 伊吹文明殿

財務大臣 尾身幸次殿

文化庁長官 河合隼雄殿

以上でございます。よろしくご決議をお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案については質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、発議第5号 梅ノ木遺跡の保存と国史跡指定に関する意見書の提出については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（小澤寛君）

追加日程第9 発議第6号 郵便局の集配サービスの堅持を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります、中村隆一君から提案理由の説明を求めます。

34番議員、中村隆一君。

○34番議員（中村隆一君）

朗読をもって、発議第6号を提案します。

発議第6号

平成18年10月6日

北杜市議会議長 小澤寛殿

提出者

北杜市議会議員 中村隆一

賛成者

北杜市議会議員 保坂多枝子

〃 宮坂 清

〃 小林保壽

〃 清水壽昌

郵便局の集配サービスの堅持を求める意見書の提出について

上記意見書を地方自治法第112条および北杜市議会会議規則第14条の規定により、別案のとおり提出する。

提案理由

日本郵政公社は平成19年10月の民営化までに、郵便局の再編計画を示した。北杜市においても4つの局が無集配局になることから、住民は各種サービスの低下を懸念し、大きな不安を感じている。郵政民営化にあたっては、郵便局の公共性を重視し、現行の集配サービスを堅持するよう、この案を提出する。

郵便局の集配サービスの堅持を求める意見書（案）

日本郵政公社は平成19年10月の民営化までに、4,696局の郵便集配局のうち、郵便局の区分や集配作業を行う1,088の統括センターと、郵便物の配達を行う2,060の配達センターと、それ以外の1,048局に再編する計画を示した。

山梨県では、現在47局ある集配局のうち、約半数の22局が無集配局の対象になっているが、高齢化率が高く、広域で、しかも山間地の多い北杜市の津金、須玉、台ヶ原、大泉の4つの局が無集配局になることから、住民は収集・配達など各種サービスの低下を懸念し、さらには将来的に郵便局がなくなるのではないかと、大きな不安を感じている。

よって、国会ならびに政府におかれましては、郵政民営化にあたって、事業性のみならず、郵便局の公共性を重視し、現行の集配サービスを堅持するよう、強く要望する。

平成18年10月6日

北杜市議会議長 小澤寛

提出先

衆議院議長 河野洋平殿

参議院議長 扇 千景殿

内閣総理大臣 安倍晋三殿

総務大臣 菅 義偉殿

以上です。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案については質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、発議第6号 郵便局の集配サービスの堅持を求める意見書の提出については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（小澤寛君）

追加日程第10 継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、建設経済常任委員会の各委員長から会議規則第101条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、所管事項の審査につき、継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、継続審査の件は各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本議会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、閉会といたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時16分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

北杜市議会副議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	小 松 正 壽
議 会 書 記	小 澤 永 和